

## 7-1 防災訓練に係る通行の禁止又は制限についての表示の様式



- 備考1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

## 7-2 通行禁止又は制限についての表示の様式

災害対策基本法施行規則第5条に基づく表示



- 備考1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

### 7-3 緊急通行車両の確認に係る申出

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁止が実施された場合における緊急通行車両の確認に係る申出は大規模地震対策特別措置法施行令、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則によるものとする。

#### 大規模地震対策特別措置法施行令

発令 : 昭和53年12月12日政令第385号

最終改正 : 令和5年10月18日政令第304号

改正内容 : 令和5年10月18日政令第304号[令和6年4月1日]

(緊急輸送車両であることの確認)

第十二条 都道府県知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が法第二十四条に規定する緊急輸送を行う車両であることの確認を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、警戒宣言が発せられる時より前においても行うことができる。

3 第一項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

4 前項の標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、同項の証明書は当該車両に備え付けるものとする。

#### 災害対策基本法施行令

発令 : 昭和37年7月9日政令第288号

最終改正 : 令和6年3月29日政令第75号

改正内容 : 令和6年3月29日政令第75号[令和6年4月1日]

第三十三条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても行うことができる。

3 第一項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

4 前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。

5 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同条第三項の規定により交付された標章及び証明書は第三項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

#### 災害対策基本法施行規則

発令 : 昭和37年9月21日総理府令第52号

最終改正 : 令和5年5月17日号外内閣府令第47号

改正内容 : 令和5年5月17日号外内閣府令第47号[令和5年9月1日]

（緊急通行車両についての確認に係る申出の手続）

第六条 令第三十三条第一項又は第二項の申出は、別記様式第三の申出書を提出して行うものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一 申出に係る車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項の自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第三条の軽自動車の使用者が同法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）の写し

二 申出に係る車両が、令第三十二条の二第二号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類

三 令第三十三条第二項の申出である場合にあっては、当該申出に係る車両が、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類

（緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等）

第六条の二 令第三十三条第三項の標章（次条において「標章」という。）の様式は、別記様式第四のとおりとする。

2 令第三十三条第三項の証明書（次条において「証明書」という。）の様式は、別記様式第五のとおりとする。

（標章等の記載事項の変更の届出）

第六条の三 標章及び証明書（以下この条、次条及び第六条の五において「標章等」という。）の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。

2 前項の規定による届出は、別記様式第六の届出書及び変更した事項を確かめるに足る書類を提出して行うものとする。



7-4 緊急通行車両確認申出書

別記様式第3（第6条関係）

|                                |        |         |
|--------------------------------|--------|---------|
|                                |        | 年 月 日   |
| 知事・公安委員会 殿                     |        |         |
| 緊急通行車両確認申出書                    |        |         |
| 申出者 住 所                        |        |         |
| 氏 名                            |        |         |
| 番号標に表示されている番号                  |        |         |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名） |        |         |
| 活 動 地 域                        |        |         |
| 車両の<br>使用者                     | 住 所    | ( ) 局 番 |
|                                | 氏名又は名称 |         |
| 緊 急<br>連絡先                     | 住 所    | ( ) 局 番 |
|                                | 氏 名    |         |
| 備 考                            |        |         |

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

7-5 緊急通行車両確認標章

別記様式第4（第6条の2関係）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

7-6 緊急通行車両確認証明書

別記様式第5（第6条の2関係）

|                                |        |                                        |
|--------------------------------|--------|----------------------------------------|
| 第 号                            |        | 年 月 日                                  |
| 緊急通行車両確認証明書                    |        | 知 事 <sup>㊞</sup><br>公安委員会 <sup>㊞</sup> |
| 番号標に表示されている番号                  |        |                                        |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名） |        |                                        |
| 活 動 地 域                        |        |                                        |
| 車 両 の<br>使 用 者                 | 住 所    | ( ) 局 番                                |
|                                | 氏名又は名称 |                                        |
| 有 効 期 限                        |        |                                        |
| 備 考                            |        |                                        |

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

7-7 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書

別記様式第6（第6条の3関係）

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 年 月 日                   |  |
| 知事・公安委員会 殿              |  |
| 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 |  |
| 申出者 住所<br>氏 名           |  |
| 番号標に表示されている番号           |  |
| 標 章 ・ 証 明 書 番 号         |  |
| 交 付 年 月 日               |  |
| 変 更 の 内 容               |  |
| 変 更 の 理 由               |  |
| 備 考                     |  |

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

## 7－8 市内緊急輸送路（令和6年12月末現在）

### 1 県指定第1次緊急輸送路（県）

| 道路種別   | 路線名    | 総延長（km） | 市内延長（km） |
|--------|--------|---------|----------|
| 国道（高速） | 東名高速道路 | 185.4   | 7.4      |
| 国道（指外） | 国道473号 | 26.3    | 4.7      |
| 主要地方道  | 掛川浜岡線  | 21.9    | 12.7     |
| 主要地方道  | 吉田大東線  | 1.2     | 1.2      |

※2次緊急輸送路（県）及び3次緊急輸送路（県）は、該当なし。

### 2 市指定緊急輸送路（市）

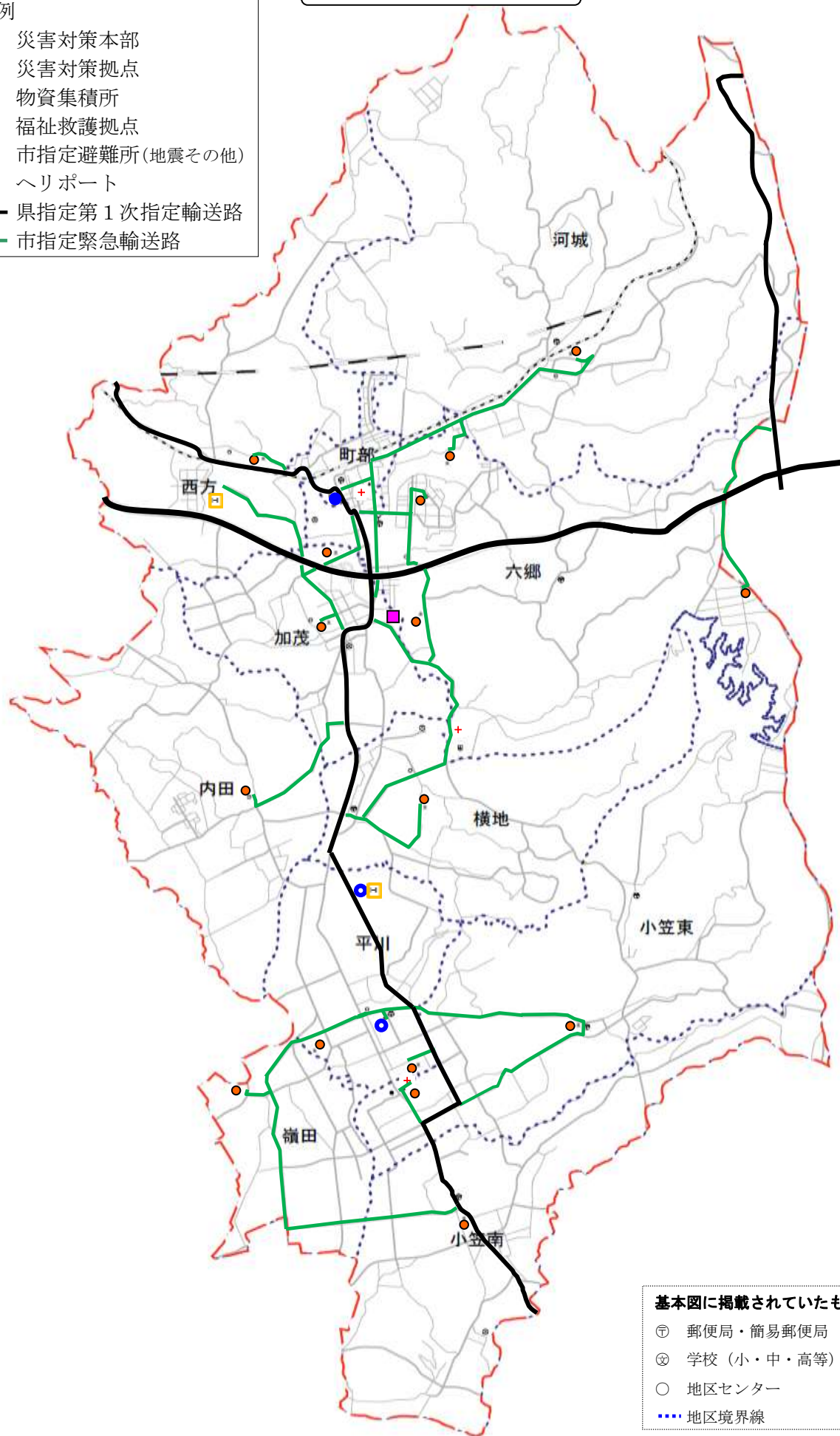
| 道路種別     | 路線名     | 市内指定延長（km） |
|----------|---------|------------|
| 一般国道     | 国道473号  | 0.2        |
| 主要地方道    | 吉田大東線   | 3.5        |
| 主要地方道    | 掛川浜岡線   | 4.1        |
| 主要地方道    | 相良大須賀線  | 2.6        |
| 一般県道     | 浜岡菊川線   | 2.2        |
| 一般県道     | 袋井小笠線   | 2.0        |
| 一般県道     | 中方千浜線   | 2.1        |
| 一般県道     | 川上菊川線   | 2.9        |
| 市道(4)    | 内田加茂線   | 1.4        |
| 市道(15)   | 大須賀金谷線  | 1.2        |
| 市道(16)   | 三沢本線    | 0.5        |
| 市道(18-1) | 西方加茂線   | 0.1        |
| 市道(19)   | 朝日線     | 1.6        |
| 市道(22-1) | 打上本所線   | 0.6        |
| 市道(23)   | 本所線     | 0.9        |
| 市道(56)   | 小川端長池線  | 0.2        |
| 市道(76)   | 寺田向山線   | 0.1        |
| 市道(1512) | 前田宮ヶ谷線  | 0.3        |
| 市道(2004) | 団地幹線3号線 | 0.2        |

| 道路種別      | 路線名     | 市内指定延長（km） |
|-----------|---------|------------|
| 市道(2033)  | 五久線     | 0.1        |
| 市道(2034)  | 雁三線     | 0.2        |
| 市道(2288)  | 棚草2号線   | 0.1        |
| 市道(2377)  | 半済小出線   | 1.3        |
| 市道(2426)  | 西通2号線   | 0.4        |
| 市道(3089)  | 紺屋敷山王前線 | 0.3        |
| 市道(3177)  | 久保之谷線   | 0.3        |
| 市道(3236)  | 西荒毛前通線  | 0.1        |
| 市道(4061)  | 宮前西方線   | 0.4        |
| 市道(4292)  | 堀之内潮海寺線 | 0.4        |
| 市道(4316)  | 西方高橋線   | 1.5        |
| 市道(5027)  | 西袋野添線   | 0.2        |
| 市道(6380)  | 段前通線    | 0.2        |
| 市道(10002) | 嶺田川上線   | 1.7        |
| 市道(20024) | 旭通り線    | 0.1        |
| 市道(20025) | 岳洋通り線   | 0.3        |
| 市道(31281) | 北281号線  | 0.8        |
| 市道(32228) | 西228号線  | 0.6        |
| 市道(33049) | 南49号線   | 0.1        |

菊川市緊急輸送路図

## 凡例

- 災害対策本部
- 災害対策拠点
- 物資集積所
- + 福祉救護拠点
- 市指定避難所(地震その他)
- ☐ ヘリポート
- 県指定第1次指定輸送路
- 市指定緊急輸送路



## 基本図に掲載されていたもの

- ㊦ 郵便局・簡易郵便局
- ㊧ 学校(小・中・高等)
- 地区センター
- .... 地区境界線

# 菊川市震災復興都市計画行動計画

令和元年12月

菊川市建設経済部都市計画課

## ～ 目 次 ～

|     |                                  |   |
|-----|----------------------------------|---|
| 1   | 震災復興都市計画行動計画とは                   |   |
| (1) | はじめに                             | 1 |
| (2) | 市街地復興の全体プロセス                     | 2 |
| (3) | 都市復興計画までのフロー                     | 3 |
| 2   | 緊急復興地区における建築基準法第84条指定            |   |
| (1) | 指定のための作成図書                       | 4 |
| (2) | 区域指定の際の連絡体制                      | 4 |
| (3) | 指定にあたっての留意事項                     | 4 |
| (4) | 周知方法について                         | 4 |
| (5) | 建築制限内容について                       | 5 |
| (6) | 制限期間を延長する場合の手順について               | 5 |
| (7) | 現地相談業務等の支援体制について                 | 5 |
| 3   | 被災市街地復興推進地域の都市計画                 |   |
| (1) | 「被災市街地復興推進地域」の指定指針               | 6 |
| (2) | 「被災市街地復興推進地域」の指定基準               | 6 |
| (3) | 「被災市街地復興推進地域」の都市計画決定にあたり必要となる図書等 | 7 |
| 4   | 被災市街地復興推進地域の決定手続き                |   |
| (1) | 地元説明会の開催                         | 8 |
| (2) | 菊川市臨時都市計画審議会の開催                  | 8 |
|     | 【特定行政庁（県）・菊川市の担当部局】              | 9 |



# 1 震災復興都市計画行動計画とは

## (1) はじめに

東海地震や南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生により、甚大な被害を受ける恐れがある菊川市では、「菊川市地域防災計画」の中で、「被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。」としています。

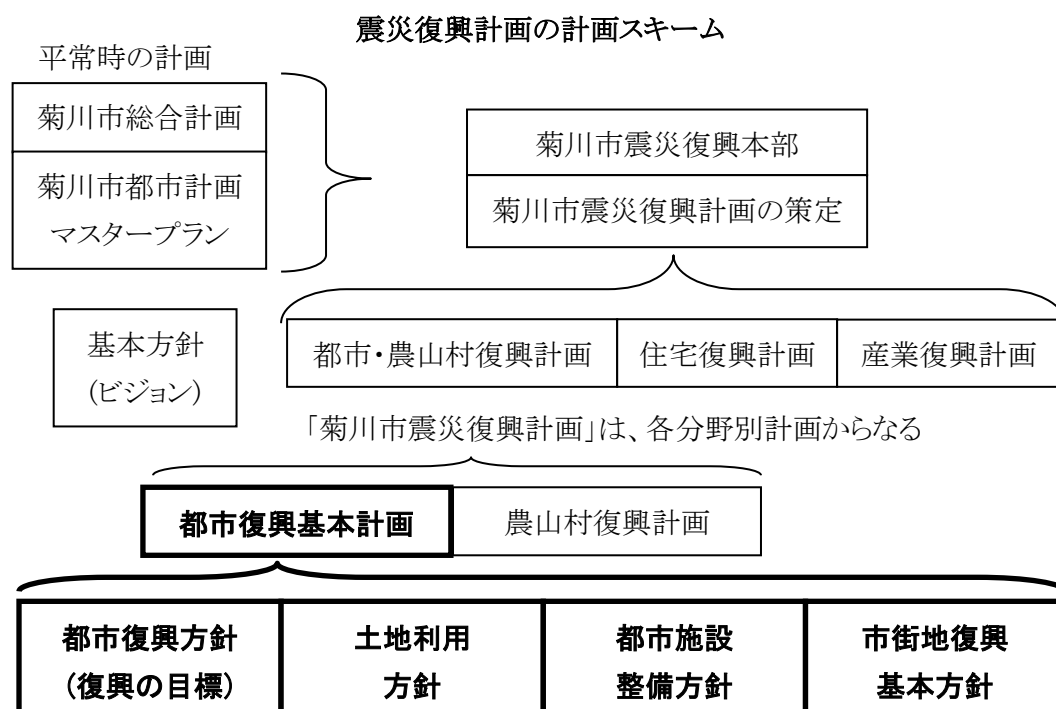
「菊川市震災復興計画」には、被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の復興を図る都市・農山村復興と、被災者の生活再建を支援するための住宅復興、被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するための産業復興などがあります。

発災後できるだけ速やかに市としての復興方針を決めていくためには、各分野の復興計画のプロセス（行動計画）を定めておくことが重要です。

「震災復興都市計画行動計画」は、都市計画に関する震災復興計画を策定、実施するための行動計画(タイムライン)を示すもので、関係手続きの手順等をまとめたものであり、市地域防災計画では、震災復興都市計画行動計画に基づき震災復興計画を策定することと定めている。

※地域防災計画 地震対策編 第7章 67-2 1 基本方針抜粋

都市計画区域内の市街地・農山村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。



「震災復興都市計画行動計画」に基づき作成する

## （２）市街地復興の全体プロセス

「震災復興都市計画行動計画」には、迅速かつ効率的に復興を進めるため、被災地域のまちづくりをどのように決めていくかを定めておく必要があり、被災状況を把握し甚大な被害があった場合には、この行動計画に従った事務手続きを進め、それにより地域の復興方針が決められる内容とします。

このような地域の復興方針を決める前に、住民個人個人が無秩序に建築を行わないよう、緊急に復興することが必要な地域の範囲（緊急復興地区）を速やかに決定すると共に、同地区について建築基準法第84条に基づく建築制限区域の指定を行います。

また、緊急復興地区を対象に、都市計画法に基づく被災市街地復興推進地域の決定（都市計画決定）を行い、名称・位置・区域及び面積、緊急復興方針、建築等の制限が行われる期間の満了の日を定めます。

「被災市街地復興推進地域」となった地域は、市と住民とで地域の復興についての具体的な事業手法（区画整理、再開発、地区計画など）を検討し、発災後２年以内に地域の事業手法について都市計画決定をします。

円滑な被災地の復興を実現し、住民と共にまちづくりを推進していくためには、発災後から地域の復興事業を決定するまでの過程を、市だけでなく住民にも理解してもらえよう、「震災復興都市計画行動計画」として定め、手続きの透明化を図ります。

（都市復興計画までのフロー 参照）

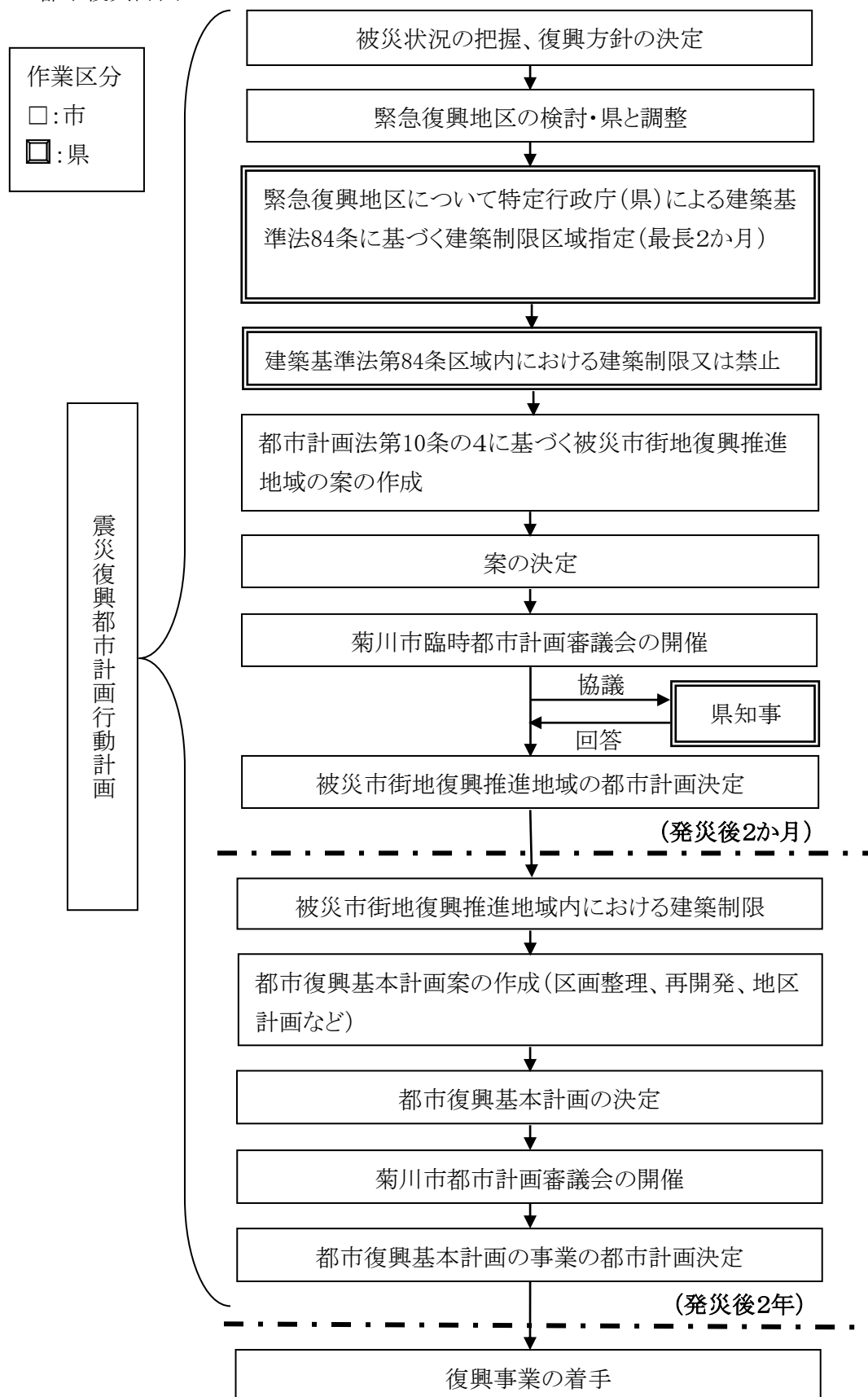
### （参考）建築基準法第84条の抜粋

#### （被災市街地における建築制限）

第84条 特定行政庁は、市街地に災害のあった場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

２ 特定行政庁は、更に一月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

(3) 都市復興計画までのフロー



## 2 緊急復興地区における建築基準法第84条指定

### (1) 指定のための作成図書

- ・指定区域名称、所在地、指定面積、被災状況、建築制限内容、指定区域の予定事業、制限期間を記載した書類
- ・指定区域図（スケール 1／2，500～1／10，000程度）

### (2) 区域指定の際の連絡体制

- ・建築基準法第84条の区域指定は特定行政庁（県）が行うこととなる。  
県と市との調整は、都市計画部局が窓口となり、それぞれの建築部局を交えて調整を行う。
- ・最終的に県の都市計画部局が全県分をまとめて国土交通省と協議をした上で、特定行政庁（県）が指定を行うこととなる。
- ・建築制限にあたっては、仮設住宅建設計画に留意する。

### (3) 指定にあたっての留意事項

- ・建築基準法第84条の区域指定においては、「都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは」とあり、あくまでも、都市計画事業による復興を想定した区域であることが指定の条件とされているため、菊川市（都市計画課）と特定行政庁（県）が慎重に協議を進め、区域指定を行うこと。

### (4) 周知方法について

- ・指定区域図、建築制限内容は、県（袋井土木事務所）及び菊川市都市計画課窓口において閲覧し、市や県ホームページに掲載するなどして周知を図る。
- ・知事が指定した指定確認検査機関に対しては、建築基準法第77条の33（指定確認検査機関に対する配慮）に基づき、建築制限内容を情報提供する。
- ・国土交通省が指定した指定確認検査機関に対しては、県は国に対し建築制限の内容を指定確認検査機関に速やかに連絡するよう要請する。
- ・建築基準法上、公告の義務はないが、指定区域、建築制限内容について公告をすることが望ましい。
- ・現地においては看板等により周知を行う。
- ・マスコミに情報提供し周知を行う。

(5) 建築制限内容について

- ・原則として、以下の建築物以外の建築を禁止する。
- ① 国、県、市等が建築する応急仮設住宅及び震災復興事業の一環として建築する建築物。
- ② 停車場、郵便局、官公署、その他これに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物。
- ③ 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置き場、その他これらに類する仮設建築物。
- ④ その他特定行政庁（県）が支障ないと認めたもの。

(6) 制限期間を延長する場合の手順について

- ・菊川市都市計画課と県都市計画部局の協議により、期間延長の必要がある場合、震災後20日以内に、特定行政庁（県）へ延長の申請を行う。
- ・特定行政庁（県）は、震災後1月以内に延長し、公告を行う。

(7) 現地相談業務等の支援体制について

- ・静岡県地域防災計画 地震対策編 第6編復旧・復興対策 第8章 被災者の生活再建支援68-7相談窓口の設置で位置づけられている必要に応じて設置される「震災復興相談センター」の活用を図る。
- ・住民への周知及び理解を得ながら実施する必要があるため、建築担当職員、事業担当職員及び建築士等による建築相談窓口を菊川市に設置する。

### 3 被災市街地復興推進地域の都市計画

#### (1) 「被災市街地復興推進地域」の指定指針

大規模な火災、震災その他の災害により、建築物の集中的な倒壊や面的な焼失が生じた区域のうち、どこを「被災市街地復興推進地域」として指定するかは、各地域ごとに、市が復興のために施行する事業や地区計画の内容等を十分考慮のうえ、指定の要否を判断すべきものであるが、公共施設の整備が必要であると認められる区域にあつては、原則として「被災市街地復興推進地域」を指定すべきものと考えられる。

「被災市街地復興推進地域」の指定については、復興計画を念頭に置きながら最終決定すべきものであるが、いわゆる都市基盤が未整備であることが原因で、建築物の面的な焼失が生じた区域については、① 緊急かつ健全な復興をする必要がある、② そのまま放置すれば再度災害に対して脆弱な市街地が形成されるおそれがある。

よって、面的な整備を緊急かつ円滑に実施する必要性から、原則として「被災市街地復興推進地域」を指定すべきものと考えられる。

また、都市基盤が整備済みの区域であっても、何等かの理由により建築物の面的な滅失が生じた区域については、当原因を排除するために市街地再開発事業や細街路、小公園等の公共施設の整備拡充が必要であると認められる場合は、原則として「被災市街地復興推進地域」を指定すべきものと考えられる。

なお、復興の手法として地区計画で対応する場合には、被災市街地復興特別措置法第5条の指定要件により、地区計画に地区施設（道路、公園等）、地区整備計画を定め、少なくとも、地区施設の配置及び規模、建築物等の用途の制限、壁面位置の制限、他の建築物等に関する事項が計画内容に含まれている必要がある。

#### (2) 「被災市街地復興推進地域」の指定基準

「被災市街地復興推進地域」の指定基準として、倒壊家屋の戸数や罹災率、消失面積といった具体の数値基準を一律に定めることは適当でなく、被災地域の個別条件を十分検討のうえ、事業手法や復興にあたり法令上の特例を適用する必要性の有無等に配慮して指定すべきものと考えられる。

被災地の復興手段に国庫補助事業を活用した「土地区画整理事業」を用いる場合にあつては、施行区域の面積基準（2ha 以上）があり、同じく国庫補助事業を活用した「被災市街地復興土地区画整理事業」として施行する場合にあつても「要綱」上の採択基準（被災地20ha 以上、被災家屋1,000 戸以上）がある。（平成24年度末現在）

こういった数値を「被災市街地復興推進地域」指定の一つの基準として用いることや、さらに倒壊家屋の戸数や罹災率、消失面積といった数値的基準を一律に定めることも考えられるが、被災地の復興にあたっての個別条件（高齢者住宅が多いとか、小規模宅地が密集している地域で公共施設を整備するために区域外への移転が必要であるとか）によって

は、国の助成制度の有無に限定されず復興地域の指定によって適用可能となる数々の特例を必要とする場合がある。

よって、指定の基準を一律の数値として考えるのは適当ではなく、各被災地の実情に応じて判断すべきものと考えられる。

#### （参考）指定要件の整理

##### 1 都市計画法

###### 第10条の4（被災市街地復興推進地域）第1項

都市計画には、当該都市計画区域について必要があるときは、被災市街地復興推進地域を定めるものとする。

###### 第13条（都市計画基準）第1項第10号

被災市街地復興推進地域は、大規模な火災、震災その他の災害により相当数の建物が滅失した市街地の計画的な整備改善を推進して、その緊急かつ健全な復興を図る必要があると認められる土地の区域について定めること。

##### 2 被災市街地復興特別措置法

###### 第5条（被災市街地復興推進地域に関する都市計画）

都市計画区域内の市街地の土地の区域で、次の要件に該当するものについては、被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- ① 大規模な火災、震災その他の災害により、当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- ② 公共施設の整備状況、土地利用の動向からみて不良な街区の環境が形成されるおそれのあること。
- ③ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

#### （3）「被災市街地復興推進地域」の都市計画決定にあたり必要となる図書等

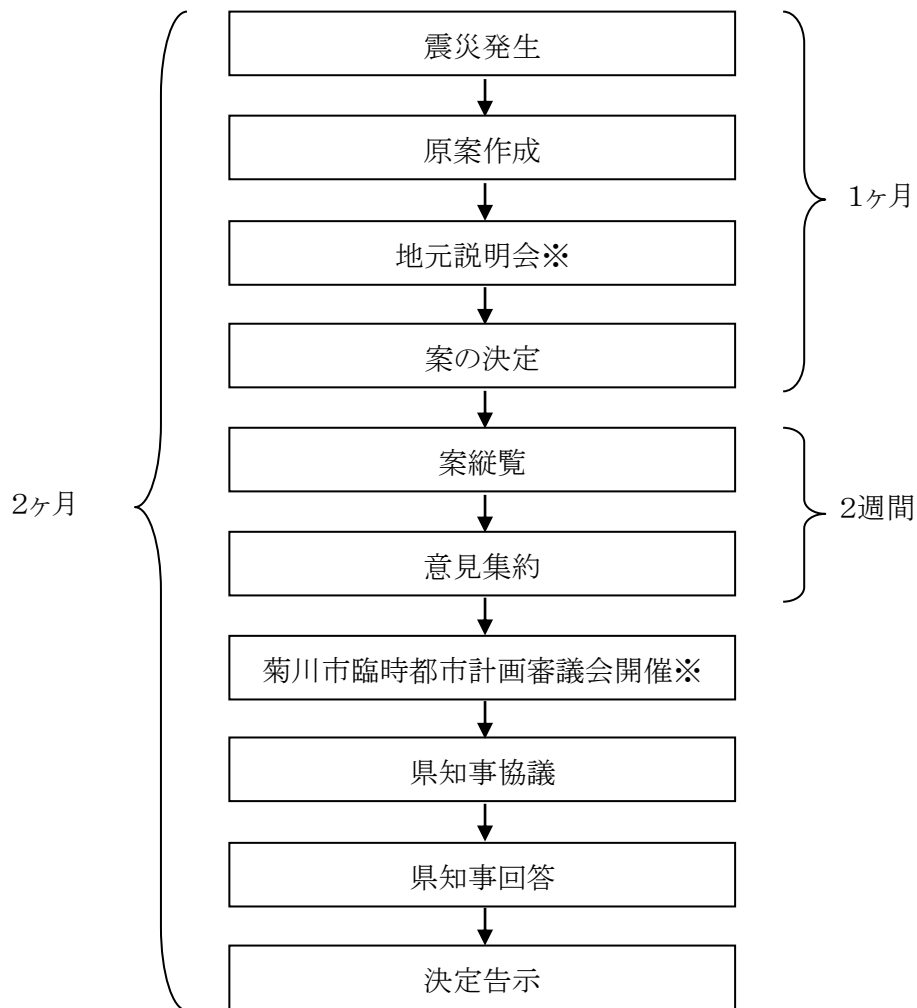
##### ・法令上必要となる図書

名称、位置、区域、区域の面積、緊急復興方針、建築行為等の制限が行われる期間の満了の日、総括図、計画図

##### ・参考図書として必要と思われる図書

被災状況図、緊急復興方針図

#### 4 被災市街地復興推進地域の決定手続き



##### (1) 地元説明会の開催

- ・土地区画整理事業等の復興都市計画を目指したものであることを説明する。
- ・被災市街地復興推進地域は、名称、位置、面積、区域及び緊急復興方針、建築行為等の制限が行われる期間の満了の日を定める。
- ・土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築の制限がある。
- ・説明会開催にあたって、適当な会場の確保、被災住民への通知をすること。
- ・反対者が多数の場合の対応に留意する。

##### (2) 菊川市臨時都市計画審議会の開催

- ・地震発生後、2ヶ月以内に審議会を開催し、しかも1回で処理することとする。
- ・審議会委員のうち、半数以上の出席者を確保しなければならない。
- ・審議会開催場所を確保する。
- ・縦覧にあたっては、住民に縦覧できる場所を確保するとともに、広報、マスコミ、掲示板等の活用により住民に周知する。



【特定行政庁（県）・菊川市の担当部局】

(1) 菊川市管轄の特定行政庁担当部署（建築基準法第84条指定を行う特定行政庁）

| 区分             | 管内   | 担当課     | TEL                           | FAX                           | メールアドレス                            |
|----------------|------|---------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| 静岡県<br>くらし・環境部 | 県全域※ | 建築安全推進課 | 054-221-3079<br>5(8)-100-3079 | 054-221-3567<br>5(8)-100-3567 | kenchikuanzen@pref.shizuoka.lg.jp  |
| 袋井土木事務所        | 菊川市  | 建築住宅課   | 0538-42-3294<br>5(8)-111-3294 | 0538-42-6419<br>5(8)-111-6090 | fukudo-kentiku@pref.shizuoka.lg.jp |

TEL・FAX欄：上段はNTT回線、下段は総合情報ネットワーク回線

※特定行政庁である静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市及び焼津市を除く

菊川市の都市計画担当部局（被災市街地復興推進地域の決定にかかる）

| 区分  | 区分           | 部局名            | 電話           |                                           | FAX          |                          | メールアドレス                            |
|-----|--------------|----------------|--------------|-------------------------------------------|--------------|--------------------------|------------------------------------|
|     |              |                | NTT          | 総合情報<br>ネットワーク                            | NTT          | 総合情報<br>ネットワーク           | インターネット                            |
| 菊川市 | 都市計画<br>担当   | 都市計画課<br>都市計画係 | 0537-35-0932 | 5(8)-258-9000<br>5(8)-258-9001<br>(危機管理課) | 0537-35-2115 | 5(8)-258-9100<br>(危機管理課) | toshikei@city.kikugawa.shizuoka.jp |
|     | 土地区画<br>整理担当 | 都市計画課<br>都市整備係 | 0537-35-0931 | 5(8)-258-9000<br>5(8)-258-9001<br>(危機管理課) | 0537-35-2115 | 5(8)-258-9100<br>(危機管理課) | toshikei@city.kikugawa.shizuoka.jp |
|     | 市街地再<br>開発担当 | 都市計画課<br>都市整備係 | 0537-35-0931 | 5(8)-258-9000<br>5(8)-258-9001<br>(危機管理課) | 0537-35-2115 | 5(8)-258-9100<br>(危機管理課) | toshikei@city.kikugawa.shizuoka.jp |

7－10 菊川市震災復興都市計画行動計画表（タイムライン）

< 参考資料 >

| 段階・期間            | 項目             | 災害対策本部                                                                                                                                                 | 都市計画課                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     | 静岡県                                                                                                                                          |
|------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  |                |                                                                                                                                                        | 都市計画係                                                                                                                                                                                                          | 都市整備係                                                                                                                                               | 住宅建築係                                                                                                                                               |                                                                                                                                              |
| 地震発生<br>～<br>1週間 | 都市復興初動体制の確立    | <div>□被害情報収集</div> <div>□災害復興対策本部<br/>を<br/>設置<br/>↓</div> <div>□災害復興計画策定本部<br/>を<br/>設置</div>                                                         | <div>□被害の概況把握</div> <div><div>発災直後は人命救助を最優先し、被害状況の把握に努める。<br/>都市計画課は、被害建築物の応急危険度判定作業を行う。<br/>人心が不安定な時期に復興の検討をすることは不可能であるため、<br/>人命救助と被害状況把握、応急的な被災者支援を中心とした活動を行う。</div></div>                                  | <div>□被害の概況把握</div>                                                                                                                                 | <div>□被害の概況把握</div> <div>□家屋被害概況図作成</div>                                                                                                           |                                                                                                                                              |
| 1週間<br>～<br>2週間  | 緊急復興地区の決定      | <div>□都市復興方針<br/>の決定</div> <div>□議会報告</div> <div>□市民への周知</div> <div>□緊急復興地区の決定<br/>(県と協議)</div> <div>□市民への周知</div>                                     | <div>□現地調査・被害把握</div> <div>□都市復興方針<br/>の検討</div> <div>□建築制限区域素案の作成</div> <div>□建築制限区域素案の協議</div>                                                                                                               | <div>□現地調査・被害把握</div> <div>□都市復興方針<br/>の検討</div>                                                                                                    | <div>□現地調査・被害把握</div> <div>□都市復興方針<br/>の検討</div> <div>□建築制限区域素案の作成</div> <div>□建築制限区域素案の協議</div>                                                    | →□建築制限区域案の協議                                                                                                                                 |
| 2週間<br>～<br>1か月  | 被災市街地復興推進地域の策定 |                                                                                                                                                        | <div>□被災市街地復興推進<br/>地域の検討</div> <div>□被災市街地復興推進地域<br/>案の作成</div> <div>※都市計画法第10条の4</div> <div>□地元説明会の開催</div> <div>□被災市街地復興推進地域<br/>案の決定</div>                                                                 | <div>□被災市街地復興推進<br/>地域の検討</div>                                                                                                                     | <div>□建築制限区域の周知</div> <div>□被災市街地復興推進<br/>地域の検討</div>                                                                                               | <div>□建築制限区域の指定<br/>※建築基準法第84条</div> <div>□建築制限の実施</div> <div>□建物相談の実施<br/>※建築基準法第84条<br/>※被災後1か月(最長2か月)</div> <div>□建築制限期間の延長<br/>を検討</div> |
| 1か月<br>～<br>2か月  | 被災市街地復興推進地域の決定 |                                                                                                                                                        | <div>□臨時都市計画審議会<br/>の開催</div> <div>□県知事協議</div> <div>□決定告示</div> <div>□被災市街地復興推進地域<br/>の都市計画決定</div>                                                                                                           |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     | →□建築制限の実施                                                                                                                                    |
| 2か月<br>～<br>2年   | 都市復興基本計画の決定    | <div>□都市復興基本計画(案)<br/>の作成</div> <div>□議会報告</div> <div>□市民への周知</div> <div>□都市復興基本計画の決定</div> <div>□都市計画審議会の開催</div> <div>□議会報告</div> <div>□市民への周知</div> | <div>□都市復興基本計画(案)<br/>の検討</div> <div>□住民と具体的な手法<br/>(区画整理、再開発、地区計画など)<br/>の検討・合意形成</div> <div>□都市復興基本計画の検討</div> <div>□都市復興事業等の都市<br/>計画案の作成</div> <div>□都市復興事業計画の検討</div> <div>□都市復興基本計画の<br/>事業の都市計画決定</div> | <div>□都市復興基本計画(案)<br/>の検討</div> <div>□住民と具体的な手法<br/>(区画整理、再開発、地区計画など)<br/>の検討・合意形成</div> <div>□都市復興事業計画の検討</div> <div>□各都市復興事業計画の<br/>推進・合意形成</div> | <div>□都市復興基本計画(案)<br/>の検討</div> <div>□住民と具体的な手法<br/>(区画整理、再開発、地区計画など)<br/>の検討・合意形成</div> <div>□都市復興事業計画の検討</div> <div>□各都市復興事業計画の<br/>推進・合意形成</div> |                                                                                                                                              |
| 2年<br>～          | 都市復興事業の実施      |                                                                                                                                                        | <div>□各都市復興事業の着手</div>                                                                                                                                                                                         | <div>□各都市復興事業の着手</div>                                                                                                                              | <div>□各都市復興事業の着手</div>                                                                                                                              |                                                                                                                                              |

# 菊川市災害時広域受援計画

令和2年3月

菊 川 市

## 目 次

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| はじめに                          | 1     |
| I 計画の基本方針                     | 2     |
| 1 計画の目的                       | 2     |
| 2 計画の位置づけ                     | 2     |
| 3 初動の応援要請の流れ                  | 3     |
| 4 対象となる危機事象                   | 3     |
| 5 受援が必要と予想される業務               | 4     |
| 6 宿泊先の確保                      | 4～5   |
| II 個別受援計画                     |       |
| 1 物資調達・受け入れ・仕分け・配送業務          | 6～8   |
| 2 被災建物応急危険度判定業務               | 9～10  |
| 3 被災宅地危険度判定業務                 | 11    |
| 4 建物被害認定調査業務                  | 12    |
| 5 り災証明の発行業務                   | 13    |
| 6 税に関する業務                     | 14    |
| 7 道路・河川・橋梁・建物等の復旧業務           | 14～15 |
| 8 上水道の復旧・応急給水業務               | 16～19 |
| 9 下水道の応急復旧業務                  | 20～21 |
| 10 保険証再交付等の業務                 | 22    |
| 11 仮設住宅の申込み受付・入居手続き業務         | 23    |
| 12 市民及び外国人市民における被災者への総合支援業務   | 24    |
| 13 避難所等における保健衛生活動業務           | 24～25 |
| 14 災害廃棄物処理業務                  | 25～28 |
| 15 避難所の連絡調整業務                 | 29    |
| 16 災害ボランティア活動業務（派遣要請・受け入れ・配置） | 30～31 |
| III 災害時相互応援協定                 |       |
| 1 国関係                         | 32    |
| 2 県関係                         | 32    |
| 3 市町村関係                       | 32    |
| 4 民間の組織関係                     | 33～35 |
| IV 受援が必要な場合の手続き               | 35    |
| V その他                         | 35    |
| 受援シート                         | 36    |
| 各種様式                          | 37～48 |

## はじめに

近年、日本各地で、大きな地震、豪雨、火山噴火等による大規模災害が発生し、多くの人命やライフライン等が失われている。

地震災害では、平成7年1月17日にマグニチュード7.3、最大震度7の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）が発生し、死者6,434名、行方不明者3名、負傷者43,792名、被害総額約10兆円の被害を受けた。平成23(2011)年3月11日には、マグニチュード9.0、最大震度7の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、死者19,418名、行方不明者2,592名、負傷者6,220名（平成28年3月1日現在：消防庁資料）、被害総額16兆円から25兆円と試算される未曾有の被害をもたらした。また、平成28(2016)年4月14日及び16日にマグニチュード7.3、最大震度7を2回記録した熊本地震では、前震、本震の後にも大きな余震がたびたび発生し、死者49名、行方不明者1名、建物被害約52,550棟（平成28年5月5日現在：消防庁資料）の大きな被害をもたらしている。

一方、近年の地球温暖化の影響と思われる豪雨災害も各地で発生している。平成27(2015)年9月に発生した関東・東北豪雨は、鬼怒川の決壊により死者8名、負傷者80名、建物約7,500棟の被害をもたらした。（平成28年4月1日現在：消防庁資料）

また、平成30年7月豪雨では、西日本を中心として北海道や中部地方など全国的に広い範囲で豪雨が記録され、死者220名、負傷者407名、建物約48,000棟に及ぶ被害が発生している。（平成30年7月31日現在：消防庁資料）

このように日本各地で多くの災害が発生している中、本市は南海トラフ地震発生の際には最大約400人の死者が発生するなどの被害想定が公表されており、更に今後、台風及び大雨特別警報が発表されるような豪雨等による風水害の発生が頻発化するとされているが、このような災害で大きく被災した場合は、市職員だけの対応は極めて困難である。このため、災害時相互応援協定を締結している自治体職員、広域で派遣される自治体職員、災害ボランティア等の人的支援、また、食料などの応援物資等の支援を有効に活用しなければならない。

このようなことから、過去の被災地等の検証をもとに、災害支援協定に基づく支援及び全国からの「支援」を効率的かつ有効に利用できるよう、予めどのように「支援」を受けるのか決めておく必要がある。

## I 計画の基本方針

### 1 計画の目的

未曾有の被害をもたらした兵庫県南部地震や、東北地方太平洋沖地震及び平成28年熊本地震では、職員自身の被災・市役所庁舎自体の被災による機能障害や行政機能の喪失・交通途絶による職員の登庁の遅れ・初期情報の不足による状況把握の遅れ等の要因が重なり、発災直後の初動体制の構築・迅速な応援要請に支障をきたした。その後も全国の自治体から多くの応援職員を受け入れたが、応援職員に対し配備や活動の明確な指示ができず、さらには宿舎の確保、食料の供給、道案内等の対応に困難を極めた。

また、発災直後から多くのボランティアの受け入れを始めたが、明確な定めがなかったため、ニーズの把握やコーディネート等に多くの課題を残したとされている。

大規模災害時には、膨大な災害対応業務が発生するとともに、継続すべき通常業務にも対応しなければならないが、一方で庁舎の被害や職員の被災により、行政機能が大幅に低下する事態が想定される。このような状況下にあつて、様々な事態に迅速に対処するためには、支援を行う側が被災自治体の負担とならないよう十分配慮を行うことはもちろんであるが、支援を受ける側も、他の自治体、関係機関、NPO、ボランティア、企業など多方面からの支援を最大限に活かせるよう、支援を要する業務（経常業務・緊急業務）や受入体制を予め具体的に定めておく必要がある。

このため、より効率的かつ効果的に支援受入れ体制を整えておくことを目的に、「菊川市災害時広域受援計画」（以下、「受援計画」という。）を策定した。

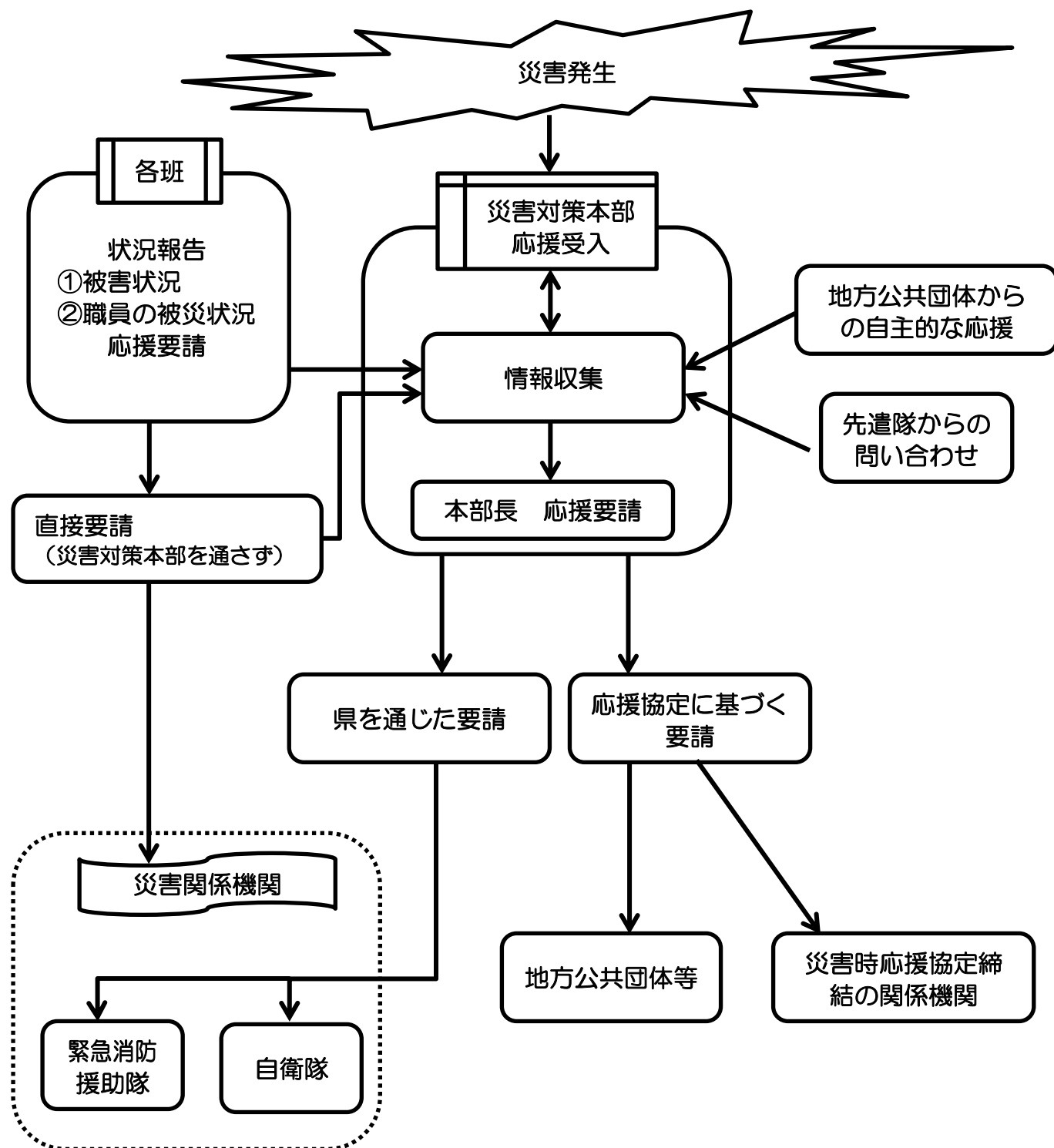
なお、被害が大きく、市内において支援のためのスペース等が確保できない場合や被災者への適正な対応が困難な場合には、支援元の自治体に支援作業を依頼することも一つのケースとして考慮することとする。

### 2 計画の位置づけ

本計画は「菊川市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）の下位計画に位置付ける。

なお、対応に関する詳細については、菊川市災害対策本部運営要領に基づく事務分掌を基本とし、各部・課にて策定する初動マニュアル等の中で定めるものとする。

### 3 初動の応援要請の流れ



### 4 対象となる危機事象

- (1) 南海トラフ地震
- (2) 大型台風による大規模災害
- (3) 大雨等による大規模土砂災害
- (4) その他、菊川市のみで対応が図れない危機的事象

## 5 受援が必要と予想される業務

|    | 業務等の名称                         | 担当部             | 担当班                     | 資格等              |
|----|--------------------------------|-----------------|-------------------------|------------------|
| 1  | 物資調達・受け入れ・仕分け・配送業務             | 建設経済部<br>総務部    | 経済班<br>総務班              | 不要               |
| 2  | 被災建物応急危険度判定業務                  | 建設経済部           | 事業班                     | 要資格              |
| 3  | 被災宅地危険度判定業務                    | 建設経済部           | 事業班                     | 要資格              |
| 4  | 建物被害認定調査業務                     | 企画財政部           | 調査班                     | 不要               |
| 5  | り災証明書の発行業務                     | 企画財政部           | 調査班                     | 不要               |
| 6  | 税に関する業務                        | 企画財政部           | 調査班                     | 不要               |
| 7  | 道路・河川・橋梁・建物等の復旧業務              | 建設経済部           | 事業班                     | 技師               |
| 8  | 上水道の復旧・応急給水業務                  | 生活環境部           | 上下水道班                   | 技師               |
| 9  | 下水道の復旧業務                       | 生活環境部           | 上下水道班                   | 技師               |
| 10 | 健康保険証再交付等の業務                   | 生活環境部           | 市民環境班                   | 不要               |
| 11 | 仮設住宅の申込み受付・入居手続き業務             | 建設経済部           | 事業班                     | 不要               |
| 12 | 市民及び外国人市民における被災者への総合支援業務       | 企画財政部<br>総務部    | 企画調整班<br>情報収集班<br>情報伝達班 | 不要<br>外国人<br>通訳等 |
| 13 | 避難所における保健衛生活動業務                | 健康福祉部<br>こども未来部 | 健康救護班<br>福祉避難班          | 保健師              |
| 14 | 災害廃棄物処理業務                      | 生活環境部           | 生活環境班                   | 不要               |
| 15 | 避難所の連絡調整業務                     | 健康福祉部<br>こども未来部 | 健康救護班<br>福祉避難班          | 不要               |
| 16 | 災害ボランティア活動業務<br>(派遣要請・受け入れ・配置) | 健康福祉部<br>こども未来部 | 健康救護班<br>福祉避難班          | ボランティア           |

本計画では、上記16の業務について計画するが、被害の程度や復旧までに長期間を要することになる場合は、これ以外にも受援業務が発生する可能性がある。

## 6 宿泊先の確保

市では、復旧等にあたる他自治体等からの職員等が、中・長期的に滞在する場合は、市営住宅の空き部屋の活用その他、必要に応じて市内の事業所に協力を要請することとする。

また、円滑な受け入れが可能となるよう市内事業者との協定の締結を進めることとする。



## ◆菊川市営住宅一覧表

担当：都市計画課 ☎ 0537-35-0934

|   | 施 設 名 | 住 所      | 建築年度             | 総戸数  | 備 考 |
|---|-------|----------|------------------|------|-----|
| 1 | 上本所団地 | 本所364    | 平成5年度<br>～平成11年度 | 126戸 |     |
| 2 | 長池団地  | 加茂3463-1 | 平成元年度<br>～平成2年度  | 52戸  |     |
| 3 | 赤土団地  | 赤土1920-7 | 平成15年度           | 32戸  |     |

※市営住宅の利用可能部屋数は、発災時における入居者数により異なる。

## ◆菊川市観光協会加入宿泊施設一覧表

|   | 施 設 名            | 住 所      | 上段☎<br>下段FAX       | 収容<br>人数 | 備 考              |
|---|------------------|----------|--------------------|----------|------------------|
| 1 | 小菊荘              | 大石88     | 73-2460<br>73-5982 |          | ※指定避難所<br>(地震災害) |
| 2 | ビジネスホテル<br>たちばな  | 堀之内1335  | 35-2524<br>35-2656 |          |                  |
| 3 | ビジネスホテル<br>玄 菊川  | 加茂5452   | 35-8811<br>35-8812 |          |                  |
| 4 | くれたけイン<br>菊川インター | 加茂1989-1 | 35-1711<br>35-2422 |          |                  |

※宿泊施設の収容人数は、帰宅困難者の長期滞在の状況により異なるほか、小菊荘は避難所を兼ねるため、避難者の状況により異なる。

## ◆協定に基づき施設の利用が可能となる事業所

|   | 事業所名               | 住 所     | 上段☎<br>下段FAX       | 収容<br>人数 | 備 考                        |
|---|--------------------|---------|--------------------|----------|----------------------------|
| 1 | S U S (株)<br>静岡事業所 | 西方53    | 35-0222<br>35-0223 | —        | 事業所敷地内<br>駐車場屋根下<br>の利用が可能 |
| 2 | J A 静岡県農業研<br>修会館  | 吉沢664-5 |                    |          |                            |

## Ⅱ 個別受援計画

### 1 物資調達・受け入れ・仕分け・配送業務（文化会館アエル）

#### (1) 担当：総務班（総務部）、経済班（建設経済部）

##### ア 物資調達・あっせん

災害対策本部と連携し、食品、生活必需品等救援物資の確保・供給及び流通在庫物資の集配を行う。

##### イ 物資受け入れ・仕分け

必要な物資を把握し、国・県及び協定締結事業者等に要請のうえ、国等からの支援物資の受入及び仕分けを行う。

なお、国の支援は発災4日目から概ね7日目まではプッシュ型（一方的な）支援を予定しているが、概ね8日目以降の支援についてはプル型（要請に基づく）支援となるため、被災後概ね4日目の時点で国に対し、8日目以降に必要と見込まれる物資の支援要請を行う必要がある。

##### ウ 広報活動

個人からの義援物資は、混載された物資の仕分け等が別途必要となり、市の物資供給活動に支障をきたす恐れがあることから、原則として受け入れないこととし、その旨をホームページや報道機関を通して周知する。

#### (2) 受援体制

ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。

イ 各班の班長は、「菊川市災害支援物資の受入及び配布マニュアル」に基づき支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置についてもらう。

ウ 各班の班長は、班員及び支援者の配置が完了した段階で、全体のローテーション等を作成し周知する。

エ 各般の班長は、業務終了後にミーティングを行い翌日に備える。

オ 各班の班長は、必要な都度災害対策本部に報告するものとする。

カ 救援物資の受け入れ場所は、文化会館アエルとする。

キ 執務室は、正面入口右側（南側）展示室とする。

ク 休憩室は、和室とする。

ケ 支援者の移動等は、公用車等によるものとする。

コ 支援者食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。

サ 支援者の宿泊先は、支援者が個々に確保する。

シ 物資の配送は、災害協定に基づき静岡県トラック協会等に依頼するほか、各避難所から来る車両等を利用し、各指定避難所に必要物資を運搬する。また、自然発生的にできた避難所、自宅避難者、車中泊者等についても地区防災組織と連携して必要物資の運搬を行う。ただし、指定避難所を最優先とする。

#### (3) 受援業務の内容

ア 必要物資の調達、自治体等から送られてくる支援物資の荷卸し、仕分け、各避難所等への必要な物資配送業務

イ 職員及び他自治体等からの支援者の食料の確保を行い、必要数を配送する。

ウ 災害対策本部からの指示により、必要物資の調達を行う場合には、災害時応援協定業者の中から必要物資を調達する。（調達先、数量等の報告）

エ 各地等からの支援物資については、初動期には分類が困難であるため原則大ホールへ暫定的に集積しておくが、職員及び支援者の配置及びローテーションの見直しができるようになった段階から、できる限り食品・衣類・日用品等の種類毎に仕分けを行い、数量の把握をしておく。（支援先、数量等の報告）

オ 救援物資は、災害時応援協定を締結している一般社団法人静岡県トラック協会又は宅配業者を手配し、あるいは避難所が手配した車両を用いて必要箇所へ輸送する。

カ その他、必要に応じて災害対策本部と協議を行い迅速な対応をとる。

#### (4) 協定業者

物資の調達及び配送担当は、経済班（建設経済部）とする。

##### ◆物資の配送

| 団体名               | 電話               | FAX              | 協定内容（支援物資）     |
|-------------------|------------------|------------------|----------------|
| （一社）静岡県トラック協会中遠支部 | 0538<br>(43)4166 | 0538<br>(43)4580 | 緊急物資輸送業務に関する協力 |

##### ◆物資調達先

| 団体名                       | 電話               | FAX              | 協定内容（支援物資）                            |
|---------------------------|------------------|------------------|---------------------------------------|
| （一社）静岡県トラック協会中遠支部         | 0538<br>(43)4166 | 0538<br>(43)4580 | 食料・飲料水・生活必需物資とその供給に必要な資機材の提供          |
| ㈱佐藤渡辺静岡営業所                | 0537<br>(36)0114 | 0537<br>(35)4796 | 建築資機材の調達及び運送作業                        |
| 静岡県石油業協同組合菊川支部            | —                | —                | ガソリン・軽油・オイルその他石油類の供給                  |
| NPO法人コメリ災害対策センター          | 025<br>(371)4185 | 025<br>(371)4151 | 応急生活物資の供給および運搬に関する支援                  |
| 株式会社エンチャー<br>ジャンボエンチャー菊川店 | 0537<br>(36)6060 | 0537<br>(36)6061 | 応急生活物資の供給および運搬に関する支援                  |
| 遠州夢咲農業協同組合本店              | 0537<br>(73)5111 | 0537<br>(73)6919 | 災害応急対策に必要な、食料・燃料・資材の提供<br>車両・重機等の貸し出し |
| 株式会社セイジョー<br>赤土店          | 0537<br>(73)1515 | 0537<br>(73)1515 | 応急生活物資及び医薬品の供給と運搬                     |

| (一社)静岡県エルピー<br>ガス協会西部支部小笠<br>地区 | -                 | -                 | L P ガス及びガス供給機器<br>の調達                                  |
|---------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------------------------------|
| 団体名                             | 電話                | FAX               | 協定内容（支援物資）                                             |
| 株式会社高田薬局<br>ウエルシア菊川加茂店          | 0537<br>(36) 3288 | 0537<br>(37) 3488 | 応急生活物資及び医薬品の<br>供給と運搬                                  |
| (株)スーパーラック<br>菊川店               | 0537<br>(37) 2661 | 0537<br>(37) 2665 | 応急生活物資の供給および<br>運搬に関する支援                               |
| (株)しずてつストア<br>菊川店・菊川南店          | 0537<br>(37) 1771 | 0537<br>(37) 1772 | 応急生活物資の供給および<br>運搬に関する支援                               |
| (株)タカラエムシー<br>マム小笠店             | 054<br>(654) 5000 | 054<br>(654) 5535 | 応急生活物資の供給および<br>運搬に関する支援                               |
| 菊川市商工会                          | 0537<br>(36) 2241 | 0537<br>(36) 2244 | 会員が保有する、災害応急<br>対策に必要な、食料・燃<br>料・資材の協力及び会員に<br>対する協力要請 |
| 大和紙器(株)<br>静岡工場（袋井市）            | 0538<br>(42) 7121 | 0538<br>(43) 5279 | 段ボールシート・段ボール<br>ケース及び段ボール製簡易<br>ベッドの供給                 |
| (株)ホソヤ                          | 0537<br>(73) 3811 | 0537<br>(73) 5504 | 養鶏卵の供給、フォークリ<br>フト及びペイローダーによ<br>る運搬支援                  |
| (株)カインズ<br>カインズホーム菊川店           | 0537<br>(37) 0111 | 0537<br>(37) 0117 | 応急生活物資の供給および<br>運搬に関する支援                               |
| (株)エディオン新菊川店                    | 0537<br>(37) 3811 | 0537<br>(37) 3815 | 応急生活物資の供給および<br>運搬に関する支援                               |
| (株)遠鉄ストア<br>菊川店                 | 0120<br>(227) 992 | 0537<br>(37) 2212 | 応急生活物資の供給および<br>運搬に関する支援                               |
| (株)セリア静岡営業所<br>（袋井市）            | 0538<br>(43) 6911 | 0538<br>(43) 7804 | 応急生活物資の供給および<br>運搬に関する支援                               |

◆運搬資器材等調達先

| 団体名         | 電話                | FAX               | 協定内容（支援物資）                     |
|-------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 日東工業(株)菊川工場 | 0537<br>(35) 3211 | 0537<br>(35) 3726 | 支援物資受け入れ及び集配の<br>ための資器材及び人員の支援 |
| 太陽建機(株)     | 0537<br>(35) 2311 | 0537<br>(37) 013  | リース資機材の供給等の支援                  |



## 2 被災建物応急危険度判定業務

### (1) 担当

事業班（建設経済部）〈判定実施本部〉

### (2) 受援体制

ア 大規模災害が発生し、応急危険度判定士が不足することにより受援が必要と判断した場合、災害対策本部長は、静岡県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき、判定支援本部（静岡県）に支援を要請する。

#### ・ 応急危険度判定支援要請書（応急危険度判定 様式 2）

要請手順：様式 2 により支援支部（土木事務所建築担当課）を通して、判定支援本部（静岡県）へ要請

※ 応急危険度判定士は、判定支援本部（静岡県）への要請となるが、場合によっては、災害時相互応援協定により協定自治体への要請となることもある。

イ 応急危険度判定士の参集場所及び執務室は、市役所 3 階 301 会議室とする。

※ なお、広域支援を受援することとなった場合、静岡県地震被災建築物応急危険度判定マニュアル、Ⅶ. 広域支援受入体制により、県外応援判定士の 1 次参集場所は、東名高速道路足柄 S A（下り線側、小山町）、浜名湖 S A（上り線側、浜松市）を想定する。また、道路状況等により、1 次参集場所の設置が困難な場合は、山中城址駐車場（三島市）、湖西運動公園（湖西市）、道の駅「朝霧高原」（富士宮市）等へ設置を検討する。

ウ 参加の応急危険度判定士の名簿を作成する。

エ 事業班の班長（判定実施本部長）は、参加応急危険度判定士に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し、調査区域を指示して調査にあたってもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。

オ 休憩室は、3 階厚生室とする。

カ 必要な判定資機材は事業班が準備する。

キ 応急危険度判定士の移動は、公用車、自転車、バイク、徒歩によるものとする。

ク 応急危険度判定士の食料は、災害対策本部に連絡し必要数を確保しておく。

ケ 応急危険度判定士の宿泊先は、災害対策本部に別紙「受援シート」で要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

### (3) 受援業務の内容

静岡県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル及び平成 8 年 4 月 5 日に設立された「全国被災建築物応急危険度判定協議会」が作成した応急危険度判定必携に沿って業務を行う。

## 静岡県地震被災建築物応急危険度判定実施体制フローその1【被災市町村】



### 3 被災宅地危険度判定業務

#### (1) 担当

事業班（建設経済部）

#### (3) 受援体制

ア 大規模災害が発生し、被災宅地危険度判定士が不足し受援が必要と判断した場合は、災害対策本部と協議した上で、被災宅地危険度判定連絡協議会が作成した実施本部マニュアル及び被災宅地危険度判定業務実施マニュアルに基づき、災害対策本部（動員・会計班）を経由して支援本部（静岡県）に支援を要請する。

・ 支援本部設置要請書（関係様式集 様式 2）

・ 被災宅地危険度判定士・判定調整員支援要請書（関係様式集 様式 4）

※ 被災宅地危険度判定士は、支援本部（静岡県）への要請となるが、場合によっては、災害時相互応援協定により協定市への要請となることもある。

イ 被災宅地危険度判定士の参集場所及び執務室は、市役所 3 階301会議室とする。

ウ 参加の被災宅地危険度判定士の名簿を作成する。

エ 事業班の班長（判定実施本部長）は、参加被災宅地危険度判定士に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し、調査区域を指示して調査にあたってもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。

オ 休憩室は、3 階厚生室とする。

カ 必要な判定資機材は事業班が準備する。

キ 被災宅地危険度判定士の移動は、公用車、自転車、バイク、徒歩によるものとする。

ク 被災宅地危険度判定士の食料は、災害対策本部に連絡し必要数を確保しておく。

ケ 被災宅地危険度判定士の宿泊先は、災害対策本部に別紙「受援シート」で要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

#### (3) 受援業務の内容

平成 9 年 5 月に創設された都道府県、政令指定都市等で構成する「被災宅地危険度判定連絡協議会」が作成したマニュアル等に沿って業務を行う。

ア 被災宅地危険度判定実施要綱（平成10年 2 月 6 日施行）

イ 被災宅地危険度判定業務実施マニュアル

ウ 被災宅地の調査・危険度判定マニュアル

エ 擁壁・のり面等被害状況調査、危険度判定票作成の手引き

オ 実施本部マニュアル

カ 判定調整員マニュアル

※上記以外の様式は、被災宅地危険度判定連絡協議会ホームページ関係様式集を参照。



## 4 建物被害認定調査業務

### (1) 担当

調査班（企画財政部）

### (2) 受援体制

ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。

※ 受援は、災害時応援協定に基づき「静岡県土地家屋調査士会」及び「災害時相互応援協定市」へ要請する。

イ 建物被害認定調査員の参集場所及び執務室は、菊川文庫（図書館）2階視聴覚室とする。

ウ 参加建物被害認定調査員の名簿を作成する。

エ 調査班の班長は、参加建物被害認定調査員に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し、調査区域を指示して調査にあたってもらふ。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。

オ 休憩室は、菊川文庫（図書館）2階会議室とする。

カ 必要な建物被害認定調査用資機材は調査班が準備する。

キ 建物被害認定調査員の食料は、災害対策本部に連絡し必要数を確保しておく。

ク 建物被害認定調査員の宿泊先は、災害対策本部に要請し動員・会計班から宿泊先の指示を受ける。

ケ 建物被害認定調査員の移動は、公用車及び徒歩によるものとする。

### (3) 受援業務の内容

災害対策基本法第90条の2（り災証明書の交付）、菊川市税条例第68条第1項（固定資産税の減免）に基づき、平成25年6月に内閣府（防災担当）が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に沿って住家の判定業務を行う。

### (4) 連絡先等

ア 静岡県土地家屋調査士会

☎ 054-282-0600 FAX 054-282-0650

イ 災害時相互応援協定市 32ページ参照

## 5 り災証明の発行業務

### (1) 担当

調査班（企画財政部）

### (2) 受援体制

ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。

イ 調査班の班長は、支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置に就いてもらう。また、業務終了後に発行件数等の報告を受ける。

ウ 執務室は、税務課執務室内とする。

エ 休憩室は、市役所1階食堂とする。

オ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。

カ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、動員・会計班から宿泊先の指示を受ける。

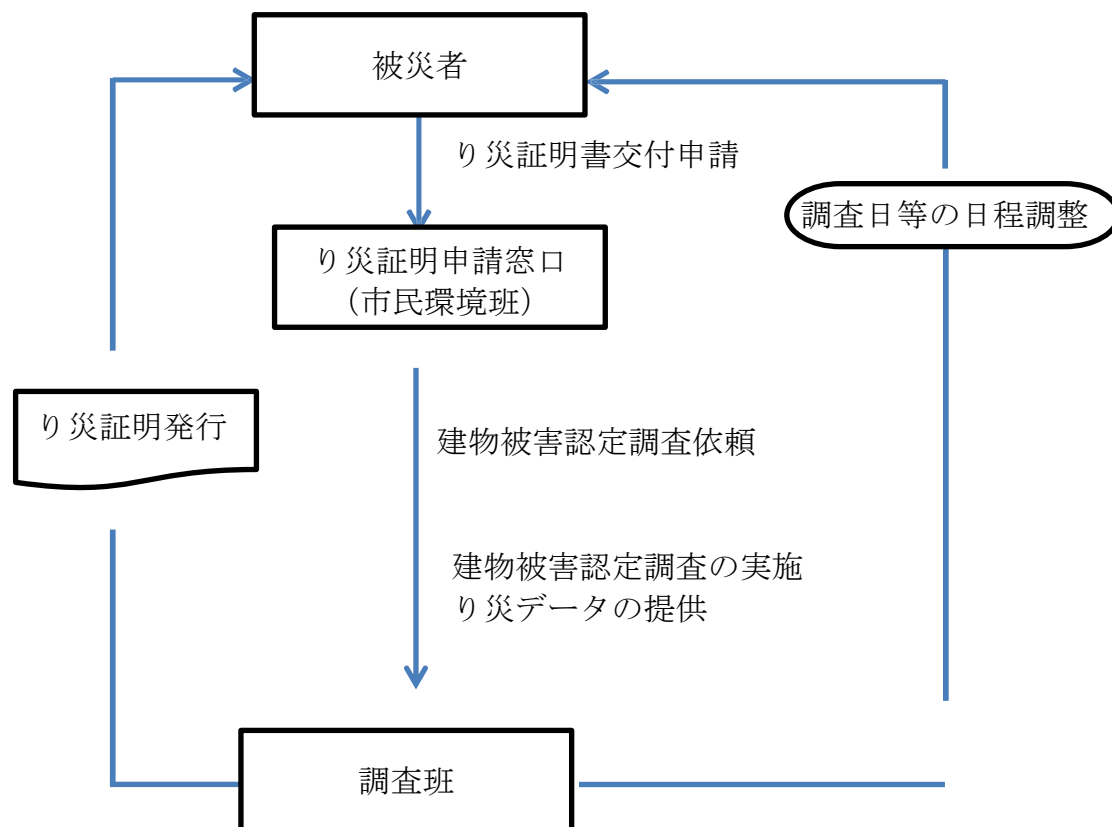
### (3) 受援業務の内容

ア り災証明申請窓口（市民環境班）から申請書を引き継ぐ。

イ り災データ等から証明書を作成し、無料で発行する。

### (4) 災害時支援フロー図（2次調査用）

※1次調査は全棟調査のため、交付申請を待たずに実施する。（市職員が対応）



## 6 税に関する業務

### (1) 担当

調査班（企画財政部）

### (2) 受援体制

- ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
- イ 調査班の班長は、支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置に就いてもらう。
- ウ 執務室は、税務課執務室内とする。
- エ 休憩室は、市役所 1 階食堂とする。
- オ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
- カ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に別紙「受援シート」で要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

### (3) 受援業務の内容

- ア 市県民税の賦課に関する業務
- イ 軽自動車税の賦課に関する業務
- ウ 法人市民税の賦課に関する業務
- エ 国民健康保険税の賦課に関する業務
- オ 固定資産税の賦課に関する業務
- カ 都市計画税の賦課に関する業務
- キ 徴収等に関する業務

## 7 道路・河川・橋梁・建物等の復旧業務

### (1) 担当

事業班（建設経済部）

### (2) 受援体制

- ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。
- イ 支援者の執務室は、市役所 3 階打ち合わせコーナーとする。
- ウ 必要な資機材等は、事業班が準備する。
- エ 休憩室は、3 階厚生室とする。
- オ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。
- カ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に別紙「受援シート」で要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

- キ 支援者の移動は、公用車及び徒歩によるものとする。
- ク 道路啓開に支障となる建物等の撤去は、袋井建設業協会小笠地区及び静岡県解体工事協会へ連絡し、作業地区及び作業内容の打ち合わせを行い作業にあたってもらう。
- ケ 緊急輸送路の確保のための道路啓開及び応急復旧については、袋井建設業協会小笠地区へ連絡し、作業地区及び作業内容の打ち合わせを行い、作業にあたってもらう。
- コ 災害復旧に必要となる道路河川等の応急復旧工事の設計、測量業務については、一般社団法人静岡県測量設計業協会より受領した災害応急業務協力者名簿から選定した業者へ連絡し、被災地区及び業務内容を説明し、作業にあたってもらう。

### (3) 受援業務の内容

- ア 道路啓開に支障となる建物等の撤去
- イ 緊急輸送路の確保のための道路啓開
- ウ 災害査定・実施設計のための測量・設計業務
- エ 道路、河川、公共建物の復旧のための実施設計及び監督業務

### (4) 連絡先等

- ア 袋井建設業協会小笠地区（代表：落合組）  
☎：0537-35-3261      FAX：0537-36-5837
- イ 一般社団法人静岡県解体工事業協会  
☎054-288-7761      FAX054-288-7761
- ウ 一般社団法人静岡県測量設計業協会  
☎054-252-0322      FAX054-251-7957

## 8 上水道の復旧・応急給水業務

### (1) 担当

上下水道班（生活環境部）

### (2) 受援体制

ア 地震・異常渇水等により受援が必要な場合は、災害対策本部と協議した上で、公益社団法人日本水道協会静岡県支部災害時相互応援対策要綱等に基づき、西部ブロック（ブロック代表市：浜松市上下水道部）に下記内容を報告し応援要請する。（要綱の様式1）

(ア) 災害の状況

(イ) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(ウ) 必要とする職員の職種別人員

(エ) 応援場所及びその経路

(オ) 応援の期間

(カ) その他必要事項

イ 災害時応援協定により、協定締結団体に応援要請を行う。

ウ 応急給水が必要な場合は、下記協定先に応援要請を行う。

#### (ア) 国・県

| 関係機関          | 電話           | FAX          |
|---------------|--------------|--------------|
| 静岡県水利用課水道環境班  | 054(221)2520 | 054(221)2420 |
| 西部健康福祉センター環境課 | 0538(37)2250 | 0538(37)2603 |
| 袋井土木事務所掛川支所   | 0537(22)6275 | 0537(22)0934 |
| 国土交通省平田出張所    | 0537(73)2051 | 0537(73)2969 |

#### (イ) 水道

| 関係機関          | 電話           | FAX          |
|---------------|--------------|--------------|
| 日本水道協会静岡県支部   | 054(354)2703 | 054(355)0715 |
| 浜松市上下水道部水道総務課 | 053(474)7011 | 053(474)0247 |
| 静岡県大井川広域水道企業団 | 0547(32)0139 | 0547(32)0130 |

#### (ウ) 施設管理

| 関係機関             | 電話           | FAX          |
|------------------|--------------|--------------|
| 荏原実業株式会社静岡支社     | 054(289)3000 | 054(289)2988 |
| 誠興電機株式会社         | 053(425)9977 | 053(425)3754 |
| 大学産業株式会社         | 053(425)0021 | 053(425)2020 |
| 理水科学株式会社名古屋支店    | 052(452)2181 | 052(452)2185 |
| 森松工業株式会社静岡営業所    | 054(275)2125 | 054(275)2126 |
| シンク・エンジニアリング株式会社 | 055(926)8855 | 055(926)8856 |

(エ) 資材

| 関係機関         | 電話           | FAX          |
|--------------|--------------|--------------|
| 株式会社村松商店     | 053(431)0311 | 053(431)0171 |
| 明和工業株式会社東京支店 | 03(5952)7030 | 03(5952)7025 |

(オ) 上下水道組合

| 関係機関          | 電話           | FAX          |
|---------------|--------------|--------------|
| アクアパイプ東亜      | 0537(73)4802 | 0537(73)5370 |
| 有限会社河村配管      | 0537(36)2206 | 0537(36)5153 |
| 株式会社菊南工業      | 0537(37)1788 | 0537(37)1789 |
| 共和設備有限会社      | 0537(35)2714 | 0537(35)5154 |
| 有限会社鈴木設備      | 0537(73)3202 | 0537(73)3907 |
| 有限会社二俣配管      | 0537(73)2276 | 0537(73)2950 |
| 株式会社ライフケア加藤設備 | 0537(37)0727 | 0537(37)0731 |

エ 被災後の個人宅内給水の漏水による減免措置等の料金に関する業務は、上下水道班と菊川市水道料金徴収業務委託を契約している受託事業者等の応援により対応する。

オ 支援者の執務室は水道事務所 1 階お客さまセンターとする。

カ 休憩室は、水道事務所 1 階旧日直室とする。

キ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。

ク 支援者の宿泊先は、災害対策本部に別紙「受援シート」で要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

ケ 支援者の移動は、水道課の車両等を利用する。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用する場合もある。

(3) 受援業務の内容

ア 応急給水作業

イ 応急復旧作業

ウ 応急復旧資機材・物資等の提供

エ 災害査定用の設計業務

オ 水道施設の復旧のための実施設計及び監督業務

(4) 連絡先等

ア 公益社団法人日本水道協会中部地方支部（名古屋市上下水道局）

☎ 052-972-3607 FAX 052-951-1208

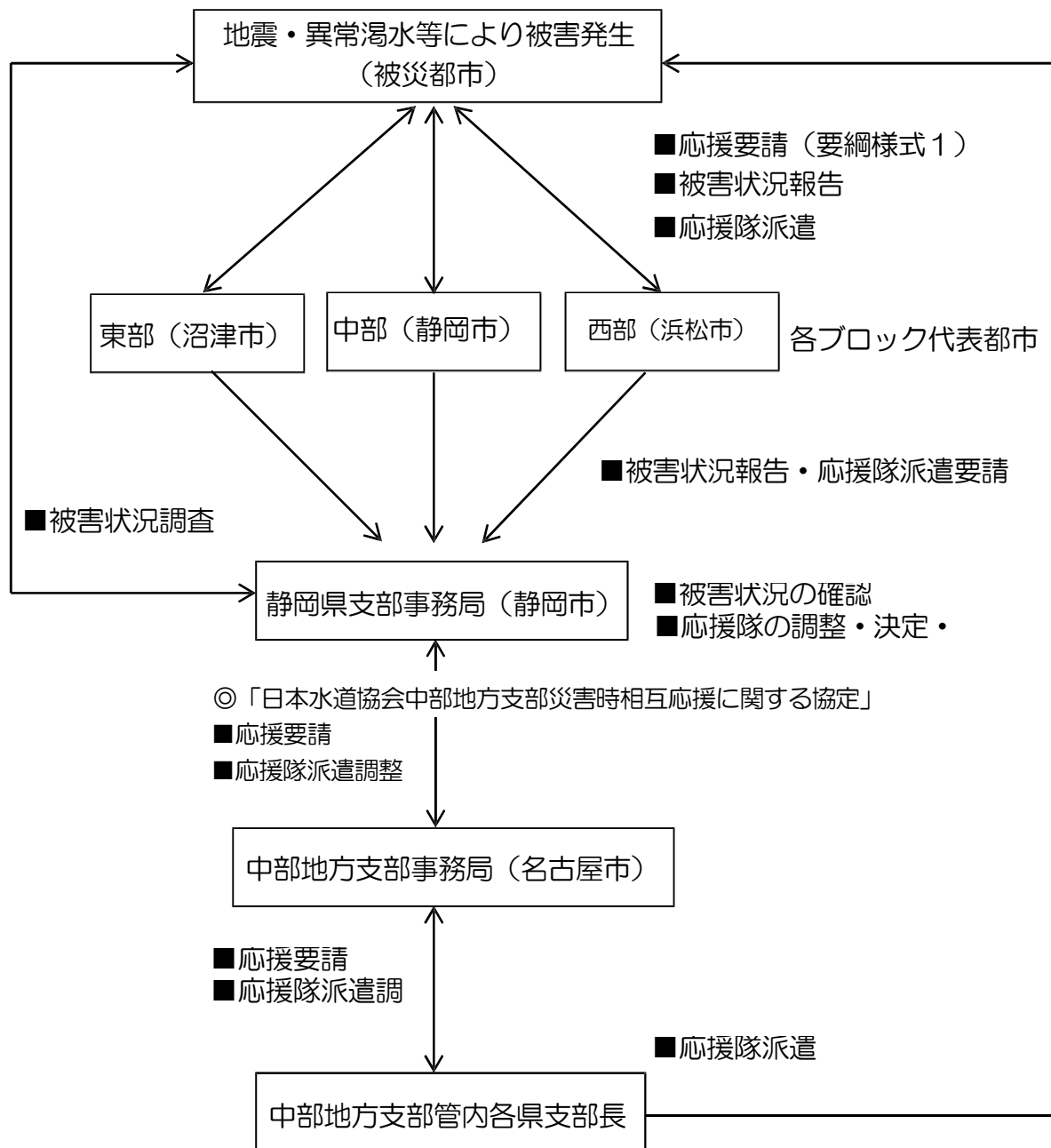
※閉庁時は、日本水道協会静岡県支部水道震害等相互応援対策要綱の別表 1 により連絡をとる。

イ 公益社団法人日本水道協会静岡県支部（静岡市上下水道局）



(5) 応援要請・被害状況報告フロー図

H 2 5 . 4 . 1





## 9 下水道の応急復旧業務

### (1) 担当

上下水道班（生活環境部）

### (2) 受援体制

ア 地震・異常湧水等により受援が必要な場合は、静岡県下水道防災計画に基づき県知事（静岡県交通基盤部都市局生活排水課）へ要請する。

・支援要請書（様式 2－3）

イ 支援者の執務室は、下水道課及び下水道課会議室とする。

ウ 休憩室は、下水処理場内会議室とする。

エ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。

オ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に別紙「受援シート」で要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

カ 支援者の移動は、下水道課の車両等を利用する。ただし、場合によっては支援者の車両を使用する場合もある。

### (3) 受援業務の内容

ア 災害の状況を把握する現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第 5 条第 1 項の規定による災害報告に必要な資料の作成

ウ 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置、その他の維持又は修繕に関する工事

エ 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

オ 上記に掲げる災害支援に附随する支援

### (4) 対象施設

ア 終末処理場

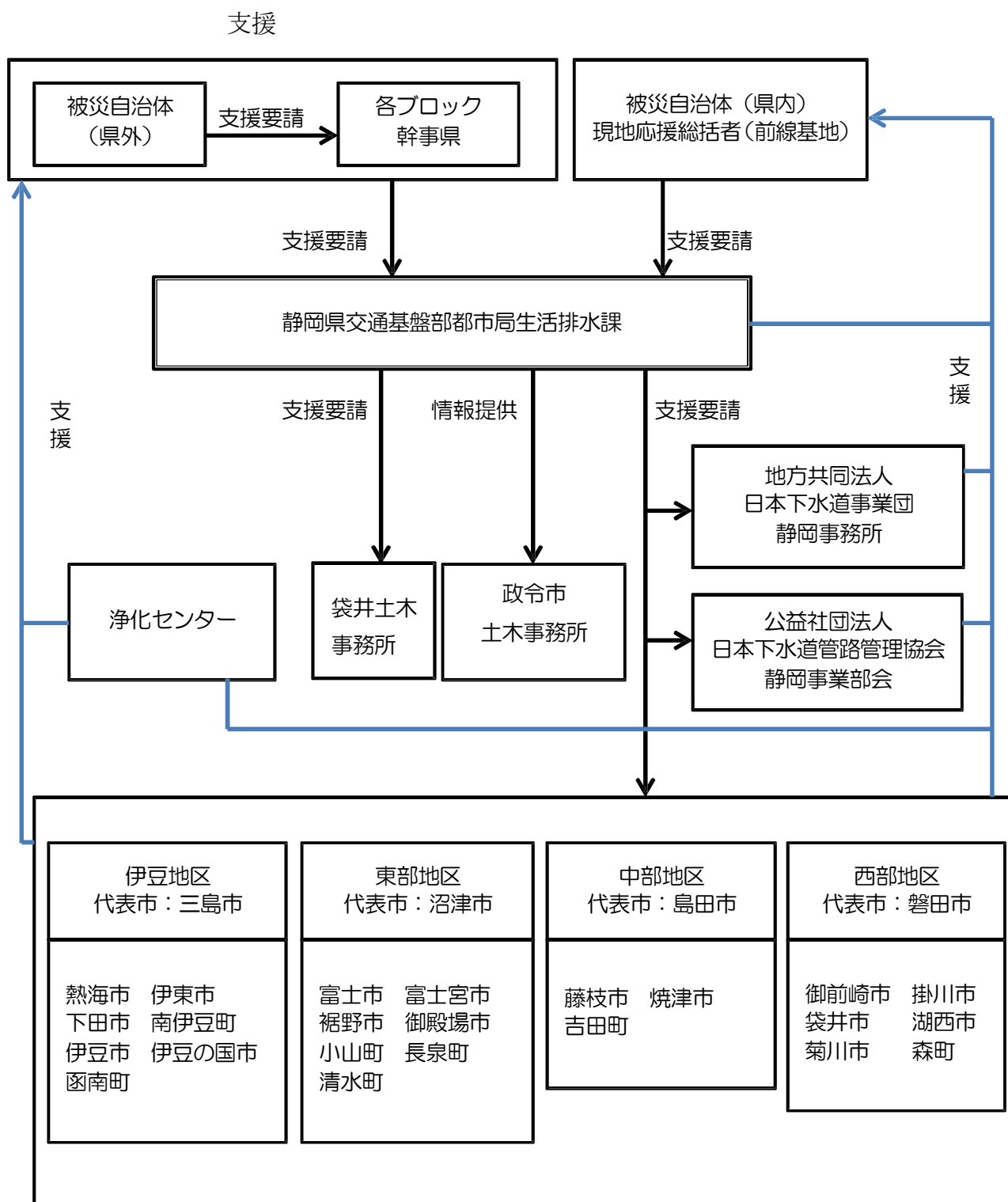
イ ポンプ場

ウ 管路

＜参考＞ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令

第 5 条 第 1 条に規定する公共土木施設について災害が生じた場合においては、その公共土木施設が市町村の維持管理に属するものにあつては市町村長が都道府県知事に、都道府県又は指定都市の維持管理に属するものにあつては都道府県知事又は指定都市の長が主務大臣に、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その状況を報告しなければならない。

◆災害時支援フロー図



## 10 保険証再交付等の業務

### (1) 担当

市民環境班（生活環境部）

### (2) 受援体制

ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。

イ 市民環境班の班長は、支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置に就いてもらう。また、業務終了後に発行件数などの報告を受ける。

ウ 執務室は、市民課執務室内とする。

エ 休憩室は、市役所1階食堂とする。

オ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。

カ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

### (3) 受援業務の内容

ア 被災及び避難時において、保険証等を消失及び紛失した被保険者に対し、申請に基づき再交付する。（国保・後期高齢者）

イ 被災による減免申請の受付

ウ 医療機関からの資格確認への対応

エ 高額療養費の支給申請受付

オ 年金受給に関する相談対応（支払確認等）

## 11 仮設住宅の申込み受付・入居手続き業務

### (1) 担当

事業班（建設経済部）

### (2) 受援体制

ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。

イ 事業班の班長は、支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置に就いてもらう。

ウ 執務室は、市役所2階都市計画課内とする。

エ 休憩室は、市役所1階食堂とする。

オ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。

カ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

### (3) 受援業務の内容

ア 民間の借り上げ住宅の物件提供もあるため、住宅所有者等の意向調査

イ 住宅提供の意思のある住宅所有者等の情報管理

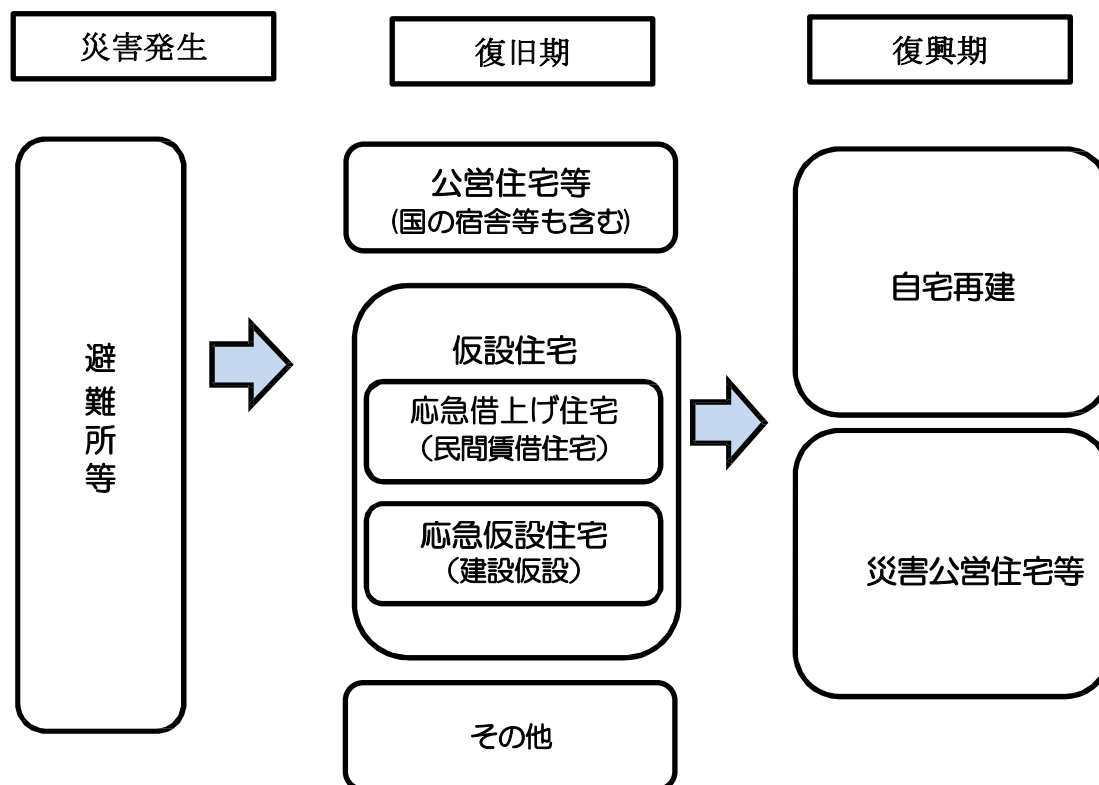
ウ 住宅提供の意思のある住宅所有者等との建物賃貸借契約の締結

エ 応急仮設住宅と応急借上げ住宅の必要戸数の把握及び配分調整

オ 応急仮設住宅と応急借上げ住宅の支援があることの被災者等への周知

カ 応急仮設住宅と応急借上げ住宅の募集・申し込み窓口業務（入居手続き）

### (4) 応急仮設住宅の概要



## 12 市民及び外国人市民における被災者への総合支援業務

### (1) 担当

企画調整班（企画財政部）、情報伝達班・情報収集班（総務部）

### (2) 受援体制

ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。

イ 支援者の対応可能言語等を確認し名簿を作成する。

ウ 執務室は、市役所 1 階市民ホールとする。

エ 休憩室は、市役所 2 階庁議室とする。

オ 必要なパソコン等は企画調整班が準備する。

カ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。

キ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

### (4) 受援業務の内容

ア 相談業務に関する情報発信内容の翻訳（情報収集班）

- ・ 市が報道提供する内容
- ・ 避難所で必要な情報

イ 相談業務に関する情報の発信（情報伝達班）

- ・ ホームページ、フェイスブック等への掲載
- ・ メール登録者への発信
- ・ 問い合わせへの対応（メール、電話等）

ウ 情報収集（情報収集班）

- ・ 安否確認（避難者リスト、他の外国人等あらゆる方面から情報収集）
- ・ 支援制度及び出入国の手続きに関する情報

エ 避難所巡回（企画調整班）

- ・ 外国人の避難情報に基づき、巡回相談業務
- ・ 被災者支援センターでの窓口業務
- ・ 外国人専用窓口での相談業務
- ・ 諸手続きの際の通訳派遣及び通訳業務

オ 弁護士相談の実施（企画調整班）

- ・ 静岡県弁護士会の支援を受け、被災者への弁護士相談を行う。

## 13 避難所等における保健衛生活動業務

### (1) 担当

健康救護班・福祉避難班（健康福祉部・こども未来部）

### (2) 受援体制

ア 受援が必要な場合は、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）での県への派遣要請や、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。

イ 健康福祉班の班長は、支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置に就いてもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。

ウ 執務室は、総合保健福祉センター（プラザけやき）内の会議室等とする。

エ 休憩室は、総合保健福祉センター（プラザけやき）内に設置する。

オ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。

カ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

キ 支援者の移動は、健康福祉班が公用車等を用意する。

### (3) 受援業務の内容

避難した市民等の健康管理のため、以下の活動を実施する。

#### ア 保健衛生活動

保健師等を派遣し、健康調査及び健康状況の把握、健康相談、健康教育、環境整備、衛生管理、感染症予防等の健康支援を行う。

#### イ 精神保健衛生活動

心のケアチームや市医師会に要請し、精神保健班を編成し、相談やカウンセリング等の医療の提供、精神疾患の早期発見や、心の健康管理の啓発活動を行う。

#### ウ 口腔衛生管理活動

小笠掛川歯科医師会に要請し、口腔衛生班を編成し、応急措置、口腔疾患や誤嚥性肺炎の予防に対する口腔衛生指導を行う。

## 14 災害廃棄物処理業務

### (1) 担当

市民環境班（生活環境部）

### (2) 受援体制

ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。

イ 市民環境班の班長は、「菊川市災害廃棄物処理計画」に基づき支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置についてもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。

ウ 執務室は、市役所1階環境推進課内とする。

エ 休憩室は、市役所1相談室とする。

オ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。

カ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し、総務班から宿泊先の指示を受ける。

### (3) 組織体制

ア 総括責任者  
災害発生時の指揮官となる。

イ 副統括責任者  
統括責任者の補佐、24時間体制時等統括責任者不在の際の指揮官の役

ウ 計画及び相互調整担当  
災害廃棄物処理実行計画の策定や、県・周辺市町・関係団体・民間業者への協力要請、庁内他部局などとの相互調整を担当

エ 収集担当  
災害廃棄物（収集運搬と仮設置場）、生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレのし尿の収集運搬及び仮置場の設置など

オ 中間処理施設担当  
環境資源ギャラリー、東遠衛生センター等廃棄物中間処理施設の被災状況の確認、再稼働に向けた作業等

【一部事務組合、関係各班と連携】

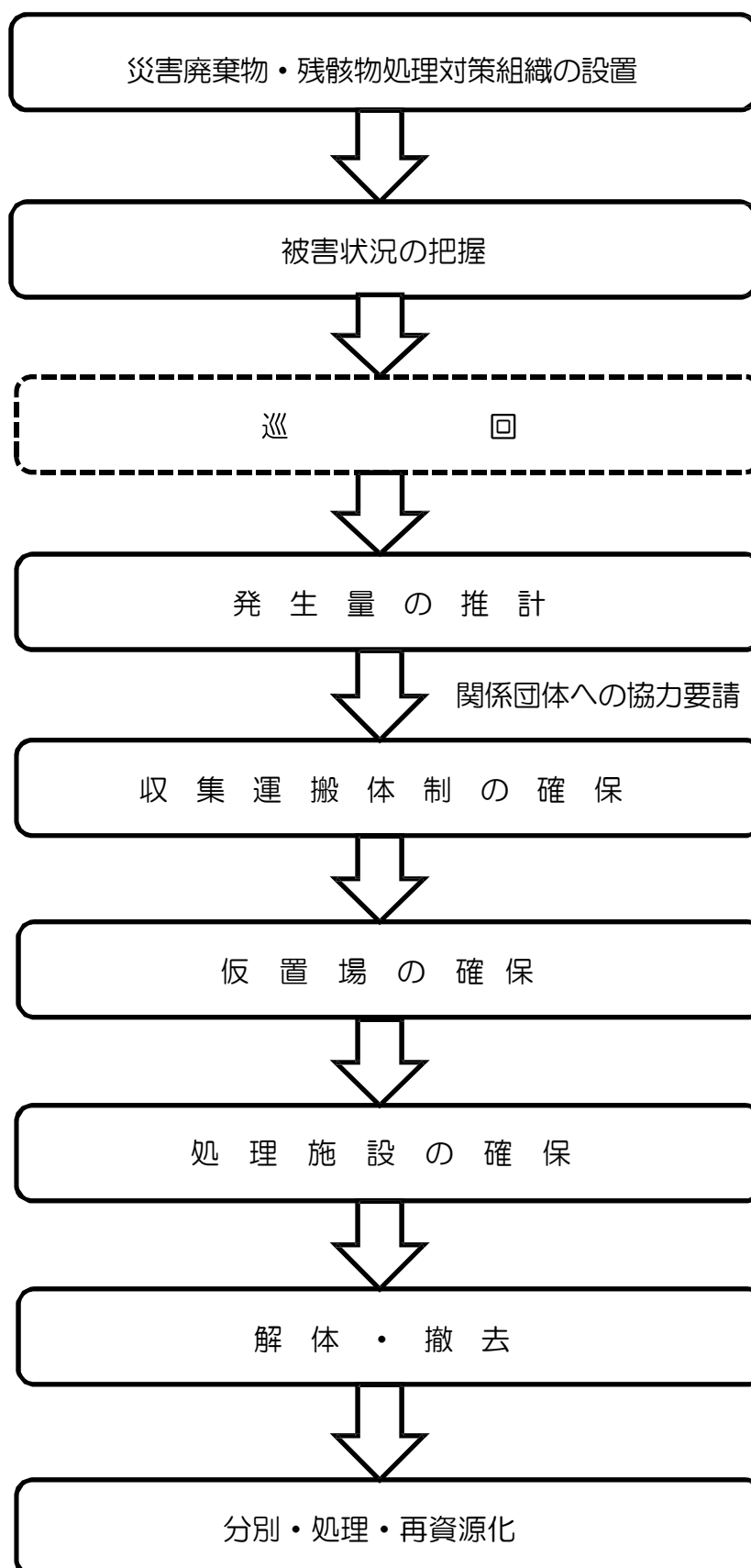
カ 最終処分担当  
棚草最終処分場の被災状況の確認、再稼働に向けた作業及び焼却場からの残さ及び処理できなかった廃棄物の最終処分。

キ リサイクル担当  
仮置場等からの災害廃棄物のリサイクル

ク 環境保全担当  
被災後有害物質の漏洩がないかなどのチェックや対策、仮置場などの環境モニタリング

ケ 仮置場担当  
仮置場の指揮等

(4) 処理フロー図





(5) 関係団体

(ア) 国・県

| 関係機関         | 電話           | FAX          |
|--------------|--------------|--------------|
| 国土交通省中部地方整備局 | 053(466)0111 | 053(466)0121 |
| 静岡県廃棄物リサイクル課 | 054(221)2426 | 054(221)3553 |

(イ) 輸送車両の借り上げ関係

| 関係機関              | 電話           | FAX          |
|-------------------|--------------|--------------|
| (一社)静岡県トラック協会中遠支部 | 0538(43)4166 | 0538(43)4580 |

(ウ) 応急復旧作業関係

| 関係機関             | 電話           | FAX          |
|------------------|--------------|--------------|
| 菊川市建設事業組合        | —            | —            |
| 菊川市上下水道組合        | —            | —            |
| 掛川電気工業組合菊川地区ブロック | —            | —            |
| (株)佐藤渡辺静岡営業所     | 0537(36)0114 | 0537(35)4796 |

(エ) リース資機材供給関係

| 関係機関        | 電話           | FAX          |
|-------------|--------------|--------------|
| 太陽建機レンタル(株) | 0537(35)2311 | 0537(37)0013 |

(オ) し尿収集関係

| 関係機関          | 電話           | FAX          |
|---------------|--------------|--------------|
| (有)小笠衛生       | 0537(73)2352 | 0537(73)4421 |
| (有)菊川生活環境センター | 0537(35)4495 | 0537(35)4478 |

## 15 避難所の連絡調整業務

### (1) 担当

健康救護班・福祉避難班（健康福祉部・こども未来部）

### (2) 受援体制

ア 受援が必要な場合は、別紙「受援シート」により災害対策本部へ要請する。

イ こども未来班の班長は、支援者に対して基本的な研修を行い、業務内容などを説明し配置に就いてもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。

ウ 執務場所は、各避難所の運営本部等とする。

エ 宿泊業務となるため、適宜休息をとる。

オ 支援者の食料は、災害対策本部に連絡し、必要数を確保しておく。

カ 支援者の宿泊先は、災害対策本部に要請し総務班から宿泊先の指示を受ける。

### (3) 受援業務の内容

ア 災害対策本部との連絡調整

イ 避難所運営の支援

ウ 地区内の情報収集

エ 避難所と地区災害対策本部が違う場合は、地区防災組織との連絡調整

オ 避難状況の把握

カ 災害状況の提供

キ 緊急物資、食品、飲料水の供給配分の協力

ク 市防災倉庫の管理

ケ 災害時要援護者の専門施設等への移送依頼

コ 災害ボランティアとの調整

## 16 災害ボランティア活動業務（派遣要請・受け入れ・配置）

### (1) 担当

健康救護班・福祉避難班（健康福祉部・こども未来部）

### (2) 受援体制

#### ア 災害ボランティア本部の設置

災害対策本部と社会福祉協議会との連携のもと、総合保健福祉センター（プラザけやき）内に災害ボランティア本部を設置する。

#### イ 資機材

資機材については、市に備蓄されている資機材と、災害ボランティア本部に備蓄されている資機材を活用する。なお、不足する資機材については、ボランティア本部から市災害対策本部に依頼し調達する。

#### ウ 食料等

食料や水の不足が解消されたような場合には、ボランティアに食料等の配給を検討する。

#### エ 宿泊場所

宿泊場所については、原則としてボランティア自身が確保する。なお、市が災害協定を締結している次の場所での寝泊りも可能である。

- ・株式会社ＳＵＳ（駐車場）

#### オ 災害ボランティア本部の運営

災害ボランティア本部の運営については、知識・経験のある災害ボランティアコーディネーターを中心に行い、金銭の授受の業務や報道対応については、市担当職員や社会福祉協議会職員が対応する。

#### <主な役割>

- ・県内外から応援に来るボランティアの相談、受付、配置整備
- ・ボランティア活動保険の加入手続き
- ・避難所における生活支援などの個別ニーズの集約
- ・広報きくがわ（臨時版）への情報収集及び提供
- ・県災害ボランティア本部及び活動拠点施設等との連絡調整等

### (2) 受援業務の内容

#### ア 災害廃棄物（ガレキ）の処理

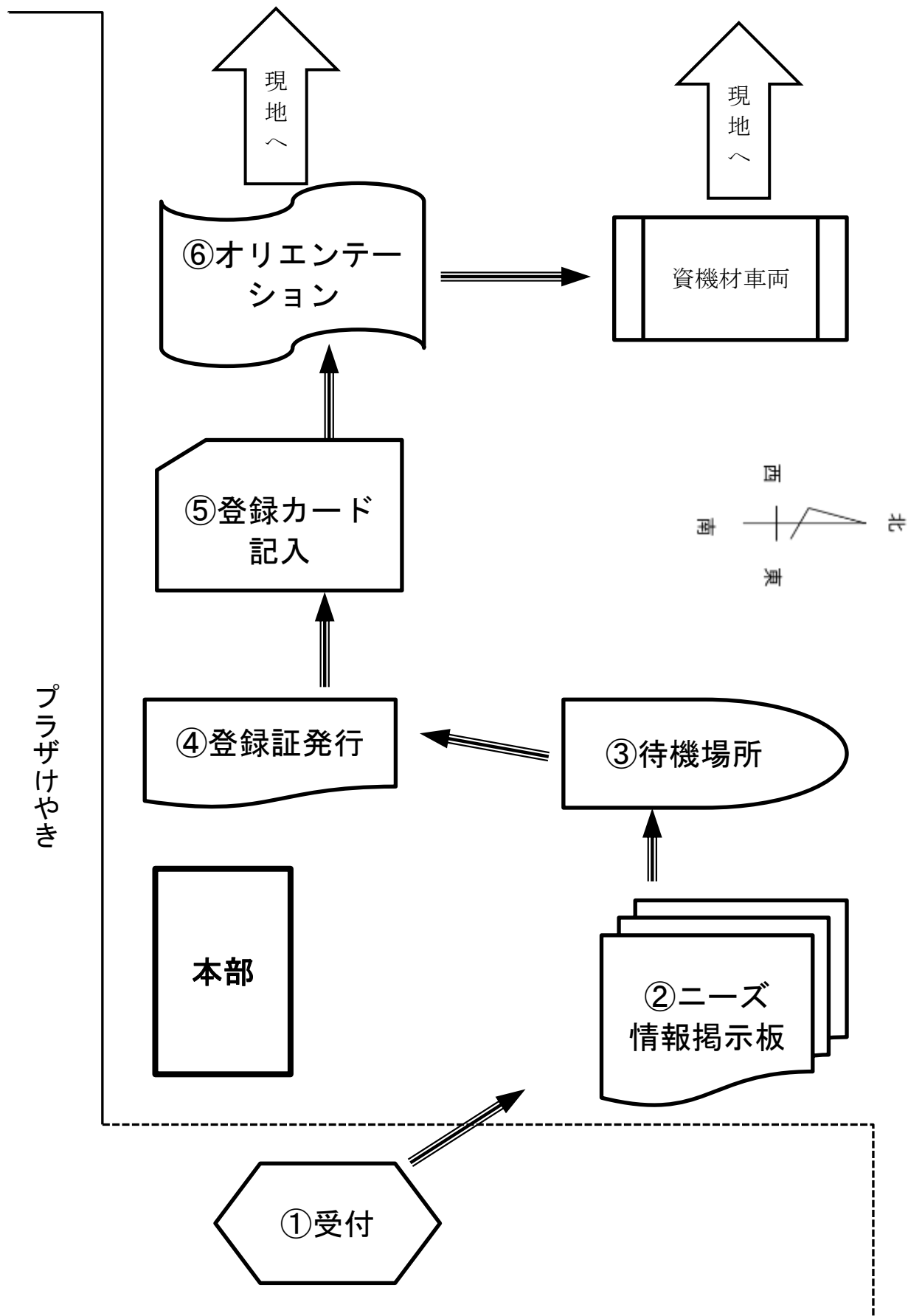
#### イ 土砂の撤去

#### ウ 物資等の受入、選別及び配給

#### エ 避難所等の支援活動

#### オ その他要望のある業務

◆災害ボランティア本部レイアウト（プラザけやき北側駐車場）



### Ⅲ 災害時相互応援協定

#### 1 国関係

- (1) 国土交通省中部地方整備局＜リエゾン派遣＞（災害時の情報交換に関する協定）平成23年2月25日締結

#### 2 県関係

- (1) 静岡県防災ヘリコプター応援協定 平成9年3月24日締結  
(2) 静岡県消防相互応援協定 平成9年3月25日締結  
(3) 牧之原畑地帯総合整備土地改良区（災害時の施設使用に関する協定）平成21年3月18日締結

#### 3 市町村関係 ＜災害時の相互応援に関する協定書（9団体）＞

| 番号 | 名 称                     | 締 結 日       |
|----|-------------------------|-------------|
| 1  | 掛川市・御前崎市・菊川市災害時相互応援協定   | 平成19年11月1日  |
| 2  | 牧之原市・菊川市災害時相互応援協定       | 平成23年8月4日   |
| 3  | 長野県小谷村・菊川市災害時相互応援協定     | 平成24年2月18日  |
| 4  | 山口県下関市・菊川市災害時相互応援協定     | 平成25年7月29日  |
| 5  | 愛知県小牧市・菊川市災害時相互応援協定     | 平成25年11月18日 |
| 6  | 岩手県滝沢市・菊川市災害時相互応援協定     | 平成28年1月19日  |
| 7  | 愛知県豊橋市・菊川市災害時相互応援協定     | 令和元年12月6日   |
| 8  | 愛知県田原市・菊川市災害時相互応援協定     | 令和元年12月6日   |
| 9  | 三遠南信39市町村・三遠南信災害時相互応援協定 | 令和2年3月31日   |

#### 4 民間の組織関係（ 団体、 協定）

##### (1) 災害応急対策に関する支援協定書（8 団体、 8 協定）

|                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| ・ 菊川市建設事業協同組合        | 平成18年 6 月 1 日締結 |
| ・ 菊川市上下水道組合          | 平成18年 2 月15日締結  |
| ・ 掛川電気工業協同組合菊川地区ブロック | 平成19年 2 月19日締結  |
| ・ 静岡県トラック協会中遠支部      | 平成19年 2 月21日締結  |
| ・ 静岡県建築士会西部ブロック      | 平成23年12月 7 日締結  |
| ・ 菊川建築組合             | 平成24年 3 月30日締結  |
| ・ 小笠建築組合             | 平成24年 3 月30日締結  |
| ・ (株)佐藤渡辺静岡営業所       | 平成25年 7 月31日締結  |

##### (2) 避難地・避難施設に関する覚書（7 団体、 7 協定）

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| ・ 学校法人常葉学園（運動場・光葉館・自修館）   | 平成19年 5 月31日締結  |
| ・ 静岡県立小笠高等学校（運動場・体育館）     | 平成21年 4 月 1 日締結 |
| ・ (株)ジェイゴルフ（ホロンゴルフ倶楽部）    | 平成22年 4 月16日締結  |
| ・ 菊川カントリークラブ              | 平成22年 4 月27日締結  |
| ・ 学校法人南陵学園菊川南陵高校（運動場・体育館） | 平成23年 4 月 1 日締結 |
| ・ S U S 株式会社              | 平成28年 8 月18日締結  |
| ・ J A 静岡県中央会（予定）          | 令和 2 年 月 日締結    |

##### (3) 自動車用燃料等の供給協力に関する協定書（1 団体、 1 協定）

|                  |                |
|------------------|----------------|
| ・ 静岡県石油業協同組合菊川支部 | 平成19年 1 月24日締結 |
|------------------|----------------|

##### (4) 福祉避難所に関する協定書（5 団体、 7 協定）

|                               |                 |
|-------------------------------|-----------------|
| ・ 社会福祉法人和松会（松秀園）              | 平成22年 4 月 1 日締結 |
| ・ 社会福祉法人白翁会（喜久の園）             | 平成22年 4 月 1 日締結 |
| ・ 社会福祉法人白翁会（光陽荘）              | 平成22年 9 月 1 日締結 |
| ・ 社会福祉法人草笛の会（草笛共同作業所・かすが・菊川寮） | 平成22年 9 月 1 日締結 |
| ・ 社会福祉法人和松会（清松園）              | 平成22年 9 月 1 日締結 |
| ・ 東遠学園組合                      | 平成25年10月 8 日締結  |
| ・ (社) M ネット東遠                 | 平成26年 8 月 1 日締結 |

##### (5) 福祉避難所への介助員等協力に関する協定書（4 団体、 4 協定）

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| ・ 社会福祉法人和松会  | 平成22年 4 月 1 日締結 |
| ・ 社会福祉法人白翁会  | 平成22年 4 月 1 日締結 |
| ・ 社会福祉法人草笛の会 | 平成22年 9 月 1 日締結 |
| ・ 東遠学園組合     | 平成25年10月 8 日締結  |

##### (6) 医療救護活動に関する協定書（2 団体、 2 協定）

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| ・ 社団法人小笠医師会    | 平成19年 4 月 1 日締結 |
| ・ 社団法人小笠袋井薬剤師会 | 平成24年 2 月 1 日締結 |

##### (7) 医薬品供給等の支援に関する協定（2 団体、 2 協定）

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| ・ 株式会社セイジョー | 平成19年 3 月 1 日締結 |
| ・ 株式会社高田薬局  | 平成20年 2 月 1 日締結 |

**(8) 応急生活物資等の調達に関する協定書（16団体、16協定）**

- |                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| ・ N P O 法人 コ メ リ 災害対策センター    | 平成19年 2 月 1 日 締結 |
| ・ 株式会社エンチョー（ジャンボエンチョー菊川店）    | 平成19年 2 月 1 日 締結 |
| ・ 遠州夢咲農業協同組合                 | 平成19年 2 月 5 日 締結 |
| ・ 株式会社セイジョー                  | 平成19年 3 月 1 日 締結 |
| ・ 静岡県エルピーガス協会西部支部小笠地区長       | 平成19年 3 月12日 締結  |
| ・ 株式会社高田薬局                   | 平成20年 2 月 1 日 締結 |
| ・ 株式会社スーパーラック（スーパーラック菊川店）    | 平成20年11月27日 締結   |
| ・ 株式会社静鉄ストア                  | 平成25年 4 月12日 締結  |
| ・ 株式会社タカラエムシー（フードマーケットマム小笠店） | 平成21年 1 月 7 日 締結 |
| ・ 菊川市商工会                     | 平成22年 7 月 1 日 締結 |
| ・ 大和紙器株式会社                   | 平成23年11月11日 締結   |
| ・ 株式会社ホソヤ                    | 平成24年 3 月30日 締結  |
| ・ 株式会社カインズ                   | 平成25年 4 月12日 締結  |
| ・ 株式会社エディオン新菊川店              | 平成25年 4 月12日 締結  |
| ・ 株式会社遠鉄ストア                  | 平成25年 4 月12日 締結  |
| ・ 株式会社セリア静岡営業所               | 平成25年 4 月12日 締結  |
| ・ ゼンリン株式会社                   | 令和元年 9 月26日 締結   |

**(9) リース資機材供給等の支援に関する協定書（1団体、1協定）**

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ・ 太陽建機レンタル(株)菊川支店 | 平成19年 1 月25日 締結 |
|-------------------|-----------------|

**(10) 協力に関する協定書（4団体、4協定）**

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| ・ 遠州夢咲農業協同組合やすらぎ菊川ホール | 平成20年12月 1 日 締結  |
| ・ 社団法人全日本冠婚葬祭互助協会     | 平成21年 2 月 2 日 締結 |
| ・ 静岡県中東遠生コンクリート協同組合   | 平成29年11月10日 締結   |
| ・ 日東工業株式会社            | 平成30年 1 月18日 締結  |

**(11) 家屋被害認定調査に関する協定書（1団体、1協定）**

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| ・ 静岡県土地家屋調査士会 | 平成21年 3 月26日 締結 |
|---------------|-----------------|

**(12) 情報交換に関する協定（1団体、1協定）**

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ・ 国土交通省中部地方整備局 | 平成23年 2 月25日 締結 |
|----------------|-----------------|

**(13) 施設使用に関する協定書（2団体、2協定）**

- |                               |                 |
|-------------------------------|-----------------|
| ・ 牧之原畑地帯総合整備土地改良区及び菊川地区畑地用水組合 | 平成21年 3 月18日 締結 |
| ・ 牧之原畑地帯総合整備土地改良区及び小笠地区畑地用水組合 | 平成21年 3 月18日 締結 |

**(14) 救援協力協定書（1団体、1協定）**

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ・ 社団法人菊川市シルバー人材センター | 平成21年12月22日 締結 |
|---------------------|----------------|

**(15) 情報発信等に関する協定書（1団体、1協定）**

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| ・ ヤフー株式会社 | 平成26年12月 1 日 締結 |
|-----------|-----------------|

(16) 非常災害放送に関する協定書（１団体、１協定）

- ・ 静岡エフエム放送株式会社

平成24年 2 月20日締結

(17) 電気の保安に関する協定書（１団体、１協定）

- ・ 財団法人中部電気保安協会静岡支部

平成24年 2 月20日締結

(18) 測量設計等業務委託に関する協定書（１団体、１協定）

- ・ 社団法人静岡県測量設計業協会

平成24年 1 月19日締結

(19) 民間賃貸借住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書（１団体、１協定）

- ・ 静岡県宅地建物取引業協会中遠支部

平成21年 9 月14日締結

(20) 災害時被災者支援に関する協定書  
定)

（２団体、２協

- ・ 静岡県行政書士会
- ・ 静岡県弁護士会

平成28年11月16日締結

平成30年10月26日締結

#### Ⅳ 受援が必要な場合の手続き

各班で受援が必要な場合は、別紙「受援シート」を作成し、災害対策本部に申請すること。

なお、「Ⅰ計画の基本方針・４受援が必要と予想される業務」以外で、受援が必要な業務が発生した場合も同様の申請を行うこととする。

#### Ⅴ その他

なお、本受援計画のほか、各業務において国、県の受援計画がある場合は、その計画に沿って支援を受けることとし、団体名、内容等について災害対策本部に報告すること。

#### ◆その他の計画

- 1 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画
- 2 菊川市消防本部緊急援助隊受援計画



受援シート（要請先：災害対策本部）

|    |                   |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |       |
|----|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | 業務名               |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |       |
| 2  | 担当班名              |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |       |
| 3  | 業務の内容             | <input type="checkbox"/> 緊急業務 <input type="checkbox"/> 経常業務                                                               |                                                                                                                                                                          |       |
| 4  | 業務の時期             | <input type="checkbox"/> 初動時期 <input type="checkbox"/> 応急対応期 <input type="checkbox"/> 復旧復興期 <input type="checkbox"/> 該当なし |                                                                                                                                                                          |       |
| 5  | 受援の具体的業務          |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |       |
| 6  | 受援に必要な具体的職種・必要資格等 |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |       |
| 7  | 指揮調整体制            | 指揮命令者                                                                                                                     | (正)                                                                                                                                                                      | (連絡先) |
|    |                   |                                                                                                                           | (副)                                                                                                                                                                      | (連絡先) |
|    |                   | 受援担当者                                                                                                                     | (正)                                                                                                                                                                      | (連絡先) |
|    |                   |                                                                                                                           | (副)                                                                                                                                                                      | (連絡先) |
| 8  | 情報処理活動            | <input type="checkbox"/> 会議・ミーティング <input type="checkbox"/> 朝礼・終礼                                                         |                                                                                                                                                                          |       |
|    |                   | <input type="checkbox"/> その他（内容）                                                                                          |                                                                                                                                                                          |       |
| 9  | 現場対応環境            | 執務スペース                                                                                                                    | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（検討中） <input type="checkbox"/> 不要                                                                                   |       |
|    |                   |                                                                                                                           | 場所                                                                                                                                                                       |       |
|    |                   | ペア活動                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無                                                                                                                    |       |
|    |                   | 地図                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要                                                                                                                   |       |
|    |                   | 資機材等                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無                                                                                                                    |       |
| 10 | マニュアル等            | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無                                                                  | マニュアル等名：                                                                                                                                                                 |       |
| 11 | 民間との協力関係          | <input type="checkbox"/> 可<br><br><input type="checkbox"/> 一部可                                                            | <input type="checkbox"/> 一般ボランティア<br><input type="checkbox"/> 専門職ボランティア<br><input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> NPO・NGO<br><input type="checkbox"/> 地域住民 |       |
|    |                   | <input type="checkbox"/> 不可                                                                                               |                                                                                                                                                                          |       |
| 12 | 宿泊先の確保            | <input type="checkbox"/> 要請                                                                                               | <input type="checkbox"/> 菊川地区 （      名分）<br><input type="checkbox"/> 小笠地区 （      名分）                                                                                     |       |
| 13 | その他特記事項           |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |       |
|    |                   | 災害対策本部処理欄                                                                                                                 |                                                                                                                                                                          | 日時：   |

各種様式

応急危険度判定支援要請書

(応急危険度判定 様式2)

<応急危険度判定 様式2>

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                |               |                   |          |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------|-------------------|----------|--|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 応急危険度判定の支援要請 (判定士)                                             |               |                   |          |  |
| 情報<br>レポート                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ( ) 市・町 ( ) 土木 課 県建築安全推進室<br>建築担当 (実施本部) → (支援支部) 集計表 → (支援本部) |               |                   |          |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 情報発信機関                                                         | (市町名<br>(課名)) | 経由 (土木)<br>機関 (課) | 県建築安全推進室 |  |
| 受信日時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                |               | 月 日 時 分           | 月 日 時 分  |  |
| 受信者氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                |               |                   |          |  |
| 発信日時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 月 日 時 分                                                        | 月 日 時 分       |                   |          |  |
| 発信者氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                |               |                   |          |  |
| 整理番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 第 号                                                            | 第 号           | 第 号               | 第 号      |  |
| <div style="text-align: right;">第 年 月 日</div> <p>支援本部 静岡県知事 様</p> <p style="text-align: right;">要請市町長</p> <p style="text-align: center;">支 援 要 請 書</p> <p>下記の理由により、地震被災建築物応急危険度判定士の支援を要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 判定体制</p> <p>・判定建物棟数 _____ 棟</p> <p>・判定期間 _____ 年 月 日 ( ) ~ _____ 年 月 日 ( ) の日間</p> <p>・必要判定士数 _____ 人 (1日当り)</p> <p>・確保判定士数 _____ 人</p> <p>・不足判定士数 _____ 人</p> <p>2. 要請内容</p> <p>・支援要請期間 _____ 年 月 日 ( ) ~ _____ 年 月 日 ( ) の日間</p> <p>・支援要請判定士数 _____ 人</p> <p>・参集場所 _____</p> <p>3. 連絡先</p> <p>担当課・係名 _____ 担当者名 _____</p> <p>電話番号 _____ FAX 番号 _____</p> |                                                                |               |                   |          |  |

被災宅地支援本部設置要請書 (様式2)

様式2

年 月 日

\_\_\_\_\_部 \_\_\_\_\_課長 様

\_\_\_\_\_被災宅地危険度判定実施本部長  
( \_\_\_\_\_市・町・村 \_\_\_\_\_課長)

\_\_\_\_\_被災宅地危険度判定 支援本部設置要請書

下記のとおり、\_\_\_\_\_被災宅地危険度判定支援本部の設置を要請します。

記

災害発生日時 :  
災 害 種 別 :  
災 害 区 域 :  
判 定 規 模 :  
実施本部所在地 :  
実施本部責任者 :

連絡先 :  
担当者 :  
T E L :  
F A X :  
E-mail :

## 被災宅地危険度判定士・判定調整員支援要請書

送付先 \_\_\_\_\_ 被災宅地危険度判定支援本部長 様  
( \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 課長)

\_\_\_\_\_ 被災宅地危険度判定実施本部長  
( \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 課長)

|                  |                            |       |       |              |       |              |       |       |
|------------------|----------------------------|-------|-------|--------------|-------|--------------|-------|-------|
| 発信日時             | 年 月 日 AM・PM :              |       |       |              |       |              |       |       |
| 災害種別             | 地震・集中豪雨・その他 ( ) ( 年 月 日発生) |       |       |              |       |              |       |       |
| 判定規模             |                            |       |       |              |       |              |       |       |
| 判定期間             | 年 月 日 ~ 月 日 ( 日間)          |       |       |              |       |              |       |       |
| 以下のとおり、支援を要請します。 |                            |       |       |              |       |              |       |       |
| 参集場所             |                            |       |       |              | TEL   | FAX          |       |       |
| 参集日時             | 年 月 日 AM・PM :              |       |       |              |       |              |       |       |
|                  | /                          | /     | /     | /            | /     | /            | /     | /     |
|                  | (1日目)                      | (2日目) | (3日目) | (4日目)        | (5日目) | (6日目)        | (7日目) | (8日目) |
| 宅地判定士            | 人                          | 人     | 人     | 人            | 人     | 人            | 人     | 人     |
| 判定調整員            | 人                          | 人     | 人     | 人            | 人     | 人            | 人     | 人     |
| 宿泊手配要請人数         | 人分                         | 人分    | 人分    | 人分           | 人分    | 人分           | 人分    | 人分    |
| 昼食手配要請人数         | 人分                         | 人分    | 人分    | 人分           | 人分    | 人分           | 人分    | 人分    |
| 移動手段             |                            |       |       |              |       |              |       |       |
| 移動ルート            |                            |       |       |              |       |              |       |       |
| 判定調査票            | 擁壁被害(様式1)                  |       |       | 宅地地盤等被害(様式2) |       | 崩壊影響範囲図(様式3) |       |       |
|                  | 枚                          |       |       | 枚            |       | 枚            |       |       |
| ステッカー            | 危険(赤)                      |       |       | 要注意(黄)       |       | 調査済(緑)       |       |       |
|                  | 枚                          |       |       | 枚            |       | 枚            |       |       |
| 備考               |                            |       |       |              |       |              |       |       |
|                  |                            |       |       |              |       |              |       |       |
|                  |                            |       |       |              |       |              |       |       |
|                  |                            |       |       |              |       |              |       |       |
|                  |                            |       |       |              |       |              |       |       |

(受信者)

|        |  |     |  |
|--------|--|-----|--|
| 担当課    |  |     |  |
| 担当者    |  | TEL |  |
| 衛星電話   |  | FAX |  |
| E-mail |  |     |  |



(発信者)

|        |  |     |  |
|--------|--|-----|--|
| 担当課    |  |     |  |
| 担当者    |  | TEL |  |
| 衛星電話   |  | FAX |  |
| E-mail |  |     |  |

## 被災に伴う応援活動の要請

(公益社団法人日本水道協会静岡県支部災害時相互応援要綱

様式1)

様式 1

被災に伴う応援活動の要請

(要請先)

様

県支部会員名  
(被災都市)

| 連 絡 日 時                          |                                                                    | 報 数   |     |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------|-----|
| 被 害 の 状 況<br>( 発 生 場 所 ・ 状 況 等 ) | (「ふじのくに防災情報支援システム(FUJISAN)」「静岡県」のシステム)に<br>入力 する「被害発生状況」を転記して下さい。) |       |     |
| 断 水 等 の 影 響                      | 世帯数                                                                |       | 人 口 |
| 応 援 要 請 の 有 無                    |                                                                    |       |     |
| 必要とする資機材、物資等の<br>品 目 及 び 数 量     | 応 急 給 水 用                                                          | 資 機 材 |     |
|                                  |                                                                    | 物 資 等 |     |
|                                  | 応 急 復 旧 用                                                          | 資 機 材 |     |
|                                  |                                                                    | 物 資 等 |     |
|                                  | そ の 他                                                              |       |     |
| 必要とする職員の<br>職 種 別 人 員            | 応 急 給 水 要 員                                                        |       |     |
|                                  | 応 急 復 旧 要 員                                                        |       |     |
|                                  | そ の 他 要 員                                                          |       |     |
| 応 援 場 所 及 び 経 路                  |                                                                    |       |     |
| 応 援 の 期 間                        | ～                                                                  |       |     |
| そ の 他 必 要 事 項                    |                                                                    |       |     |

担当課・担当者

(連絡先)

## 追加事項

- ①連絡日時及び報数
- ②断水等の影響
- ③応援要請の有無

様式1を「送信する時間」及び送信する様式1が「第何報」であるかを記入してください。

「FUJISAN」(静岡県)のシステム)に入力した数値を転記して下さい。

応援要請の有無(検討している場合は「検討中」)を記入してください。

様式 2-3

## 支援要請書

|                         |              |                                       |  |
|-------------------------|--------------|---------------------------------------|--|
| <b>I 支援要請</b>           |              |                                       |  |
| 1 市町⇒県                  |              |                                       |  |
| 発信日時                    | 年 月 日 時      | 被災自治体名；                               |  |
| 受信日時                    | 年 月 日 時      |                                       |  |
| 受信日時                    | 年 月 日 時      | 静岡県交通基盤部都市局生活排水課                      |  |
|                         |              | T E L 054-221-3067 F A X 054-221-3586 |  |
| 支援要請理由                  | 地震・その他（ ）    |                                       |  |
| 支援要請内容                  | 別紙のとおり       |                                       |  |
| 支援要請期間                  | 年 月 日～ 年 月 日 |                                       |  |
| 2 県⇒下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会 |              |                                       |  |
| 発信日時                    | 年 月 日 時      | 静岡県交通基盤部都市局生活排水課                      |  |
| 受信日時                    | 年 月 日 時      | 下水道管路管理業協会静岡県部会                       |  |
|                         |              | T E L 053-471-3161 F A X 053-471-9235 |  |
| <b>II 支援了解</b>          |              |                                       |  |
| 1 下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会⇒県 |              |                                       |  |
| 発信日時                    | 年 月 日 時      | 下水道管路管理業協会静岡県部会                       |  |
| 受信日時                    | 年 月 日 時      | 静岡県交通基盤部都市局生活排水課                      |  |
| 支援了解内容                  | 別紙のとおり       |                                       |  |
| 2 県⇒市町村                 |              |                                       |  |
| 発信日時                    | 年 月 日 時      | 静岡県交通基盤部都市局生活排水課                      |  |
| 受信日時                    | 年 月 日 時      |                                       |  |
| 受信日時                    | 年 月 日 時      | 被災自治体名；                               |  |

# 緊急消防援助隊の応援等要請

|        |   |         |
|--------|---|---------|
| 静岡県知事殿 | 第 | 報       |
|        | 年 | 月 日 時 分 |

市町長

消防組織法第 44 条第 1 項又は緊急消防援助隊運用要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の応援等を要請します。

|         |          |     |    |        |      |
|---------|----------|-----|----|--------|------|
| 災害発生日時  | 年        | 月   | 日  | 時      | 分頃   |
| 災害発生場所  | 都道府県     |     |    |        | 市区町村 |
| 災害種別・状況 |          |     |    |        |      |
| 被害の状況   | 原子力施設等   | 有・無 | 被害 | 有・無・不明 |      |
|         | 石油コンビナート | 有・無 | 被害 | 有・無・不明 |      |

|                        |                  |   |            |               |   |
|------------------------|------------------|---|------------|---------------|---|
| 応援等要請日時                | 年                | 月 | 日          | 時             | 分 |
| 出動準備を依頼する隊<br>(○の付いた隊) | 出動可能な全隊          |   | 特殊災害小隊     | 毒劇物等対応小隊      |   |
|                        | 指揮支援隊            |   |            | N 災害対応小隊      |   |
|                        | 指揮隊              |   |            | B 災害対応小隊      |   |
|                        | 消火小隊             |   |            | C 災害対応小隊      |   |
|                        | 救助小隊             |   | 特殊装備小隊     | 大規模危険物火災等対応小隊 |   |
|                        | 救急小隊             |   |            | 密閉空間火災等対応小隊   |   |
|                        | 後方支援小隊           |   |            | 遠距離大量送水小隊     |   |
|                        | 通信支援小隊           |   |            | 消防活動二輪小隊      |   |
|                        | 航空小隊             |   | 震災対応特殊車両小隊 |               |   |
|                        | 水上小隊             |   | 水難救助小隊     |               |   |
|                        |                  |   | その他 ( )    |               |   |
|                        | 連絡事項<br>(必要資機材等) |   |            |               |   |

&lt;連絡責任者&gt;

|          |  |              |  |
|----------|--|--------------|--|
| 担当課室     |  | 氏 名          |  |
| NTT 回線電話 |  | NTT 回線 F A X |  |
| 地域衛星電話   |  | 地域衛星 F A X   |  |

# 部隊移動に関する意見（回答）

年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

（都道府県知事 又 は市町村長）

消防組織法第 44 条第 8 項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

☐ 了承します。

☐ その他

## 部隊移動に関する意見

### <連絡責任者>

|            |  |                |  |
|------------|--|----------------|--|
| 担当課室       |  | 氏 名            |  |
| N T T 回線電話 |  | N T T 回線 F A X |  |
| 地域衛星電話     |  | 地域衛星 F A X     |  |



# 緊急消防援助隊の引揚決定通知

年 月 日 時 分

静岡県知事 殿

市町長

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

| 引 揚 決 定 日 時   | 年 月 日 時 分 |
|---------------|-----------|
| 引 揚 決 定 し た 隊 |           |
| 連 絡 事 項       |           |

## <連絡責任者>

|            |  |                |  |
|------------|--|----------------|--|
| 担当課室       |  | 氏 名            |  |
| N T T 回線電話 |  | N T T 回線 F A X |  |
| 地域衛星電話     |  | 地域衛星 F A X     |  |

様式3-12

第 号  
年 月 日

静岡県知事 様

〇〇市町災害対策本部長  
( )

災害派遣の要請の要求について

下記の事由により、災害対策基本法第68条の2の規定に基づく災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する理由

(1) 災害の状況

ア 地震等の概況

・発生日時 年 月 日 時 分  
・市町内最大震度 震度 地域名：

イ 被害概況

(2) 派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域、活動内容

(1) 希望する区域（市町名）

(2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

第 号  
年 月 日

静岡県知事 様

〇〇市町災害対策本部長  
( )

支援要請の依頼について

下記の事由により支援要請を依頼します。  
記

1 災害の状況及び支援活動を依頼する理由

(1) 災害の状況

ア 地震等の状況

・発生日時 年 月 日 時 分  
・市町内最大震度 震度 地域名：

イ 被害状況

(2) 支援活動を依頼する理由

2 支援活動を必要とする期間

3 支援活動を必要とする区域、活動内容

(1) 必要とする区域（市町名）

(2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

令和2年3月2日策定

菊川市危機管理部危機管理課

# 菊川市災害廃棄物処理計画

令和4年2月

菊 川 市



## 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1 章 基本的事項.....                  | 1  |
| 1 背景及び目的.....                   | 2  |
| 2 対象とする災害と災害廃棄物の想定量.....        | 3  |
| 3 対象とする業務と災害廃棄物 .....           | 4  |
| (1) 対象とする業務 .....               | 4  |
| (2) 対象とする災害廃棄物 .....            | 5  |
| 4 処理計画の位置付けと基本的な考え方.....        | 7  |
| 5 災害時における廃棄物対策の流れ.....          | 8  |
| (1) 発災後の時期区分 .....              | 8  |
| (2) 災害発生後の各段階における市の役割.....      | 8  |
| 2 章 事前準備 .....                  | 11 |
| 1 組織体制.....                     | 12 |
| (1) 内部組織と指揮命令系統 .....           | 12 |
| (2) 情報収集と連絡体制.....              | 14 |
| (3) 協力・支援体制 .....               | 18 |
| (4) 職員への教育訓練 .....              | 20 |
| 2 一般廃棄物処理(し尿や避難所ごみ等) .....      | 21 |
| (1) 一般廃棄物処理施設の災害対策 .....        | 21 |
| (2) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画(BCP) ..... | 23 |
| (3) し尿処理体制.....                 | 23 |
| (4) 避難所ごみ .....                 | 24 |
| 3 災害廃棄物処理 .....                 | 26 |
| (1) 発生想定量と処理可能量 .....           | 26 |
| (2) 処理方針 .....                  | 27 |
| (3) 処理フロー .....                 | 28 |
| (4) 仮置場.....                    | 31 |
| (5) 仮置場に搬入できない住民への対応 .....      | 35 |
| (6) 収集運搬.....                   | 35 |
| (7) 環境対策と環境モニタリング .....         | 36 |
| (8) 仮設中間処理施設 .....              | 37 |
| (9) 損壊家屋等の撤去等.....              | 39 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (10) 分別・処理・再資源化 .....           | 40 |
| (11) 最終処分 .....                 | 40 |
| (12) 広域的な処理・処分 .....            | 41 |
| (13) 有害廃棄物・処理困難物対策 .....        | 41 |
| (14) 思い出の品等 .....               | 42 |
| (15) 住民等への広報 .....              | 42 |
| (16) 豪雨等による水害に関する特記事項 .....     | 43 |
| 3 章 災害応急対応 .....                | 45 |
| 1 発災後の優先事項 .....                | 46 |
| (1) 災害初動期・応急時の優先順位 .....        | 46 |
| (2) 事務委託の検討 .....               | 46 |
| (3) 組織体制・指揮命令系統 .....           | 46 |
| (4) 情報収集・連絡 .....               | 46 |
| 2 初動期(発災直後～約3日後) .....          | 47 |
| (1) 被災情報の収集 .....               | 47 |
| (2) し尿の収集運搬・受入れ施設の確保 .....      | 48 |
| (3) 仮置場の確保等、災害廃棄物の処理体制の確保 ..... | 48 |
| (4) 環境モニタリングの実施 .....           | 48 |
| (5) 自衛隊・警察・消防等との連携 .....        | 48 |
| (6) 道路上の災害廃棄物の撤去 .....          | 49 |
| (7) 有害物質・危険物の把握 .....           | 49 |
| (8) 相談窓口へのマニュアル配布 .....         | 49 |
| (9) 住民への広報 .....                | 49 |
| 3 応急対応前半（発災～3週間程度） .....        | 50 |
| (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 .....        | 50 |
| (2) 災害廃棄物発生量・処理可能量の推計 .....     | 50 |
| (3) 収集運搬体制の確保 .....             | 51 |
| (4) 仮置場の確保（継続） .....            | 51 |
| (5) 倒壊の危険のある建物の撤去等 .....        | 51 |
| (6) 有害物・危険物の撤去 .....            | 52 |
| (7) 一般廃棄物処理施設 .....             | 52 |
| (8) 避難所ごみ等生活ごみの処理 .....         | 52 |
| (9) 腐敗性廃棄物の優先処理 .....           | 52 |
| (10) し尿処理体制の確保 .....            | 53 |



|                              |    |
|------------------------------|----|
| 4 章 災害応急対応（応急対応後半） .....     | 55 |
| 1 災害廃棄物処理 .....              | 56 |
| (1) 処理フローと処理スケジュールの見直し ..... | 56 |
| (2) 収集運搬の実施（継続） .....        | 56 |
| (3) 仮置場の管理・運営 .....          | 56 |
| (4) 環境モニタリングの実施（継続） .....    | 57 |
| (5) 被災自動車等 .....             | 57 |
| (6) 選別・破碎・焼却処理施設の設置 .....    | 58 |
| (7) 最終処分受入先の確保 .....         | 58 |
| (8) 災害廃棄物処理実行計画の策定・見直し ..... | 59 |
| 2 注意事項 .....                 | 59 |
| (1) 復興資材の活用 .....            | 59 |
| (2) 土壌汚染対策法 .....            | 60 |
| (3) 生活環境影響調査 .....           | 60 |
| (4) 災害等廃棄物等処理事業費補助金 .....    | 61 |
| (5) 廃棄物処理法による再委託について .....   | 62 |
| (6) 地元雇用の推進 .....            | 62 |
| (7) 産業廃棄物処理業者の活用 .....       | 62 |



# 1 章 基本的事項

- ▶ 菊川市災害廃棄物処理計画は、巨大災害によって発生するがれき等の災害廃棄物や避難所等から発生する生活ごみ及びし尿を、4 R (Refuse Reuse Reduce Recycle) の原則に基づき、どのように適正に処理するかを定めたもの。
- ▶ 対象となる災害は地震災害、風水害、火災や爆発その他自然災害。甚大な被害が予想されるレベル 1 の東海地震やレベル 2 の南海トラフ巨大地震等の大規模災害を想定。
- ▶ 対象となる廃棄物は、倒壊家屋等から発生するコンクリート殻や木材、がれき、可燃・不燃性混合廃棄物等と、避難所等から排出される生活系ごみ及びし尿。
- ▶ 災害発生後、時間の経過により、市の役割や業務内容が変化する。本計画では、初動期、応急対応期（前半）、応急対応期（後半）、復旧・復興期に分けて策定した。
- ▶ 県第 4 次被害想定(平成 25 年 6 月)では、市内のレベル 2 地震の震度は、被害が最大となるケース(地震動:東側)で、震度 6 強～7 (面積換算では市域の約 67%が震度 7)。約 5.3k m<sup>3</sup>が液状化の可能性大。建物の倒壊は約 8,900 戸、急傾斜地危険箇所 A ランク 360 箇所。想定震度が非常に強いことから、多くの建物の倒壊が危惧され、また木造家屋の比率が高いことから、倒壊家屋の木材比率が高くなることが予想される。
- ▶ 本計画で直接参照している国及び県の参考資料・技術資料等は以下のウェブサイトからダウンロードが可能。  
環境省災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト  
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/>  
静岡県災害廃棄物処理計画の策定について  
<https://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-040/saigaihaikibutsusyorikeikaku.html>  
国立環境研究所 災害廃棄物情報プラットフォーム  
<http://dwasteinfo.nies.go.jp/>

## 1 背景及び目的

平成 23 年（2011 年）の東日本大震災、平成 27 年（2015 年）の関東・東北豪雨、平成 28 年（2016 年）の熊本地震などの災害の教訓から、災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、防災的観点から事前に可能な限り対策を講じておくことが重要である。

静岡県第 4 次地震被害想定では、菊川市(以下「本市」という。))で想定される最大震度が市域の 3/4 で震度 7 と非常に強い。一般に、粘土層が 10m 以上になると震度 6 強以上の地震では、従来の日本家屋はおおむね全壊するといわれており、菊川流域(インターチェンジ付近)付近にある 10m 程度の軟弱層地帯では、大きな被害が想定される。また地震と併せて豪雨などの自然災害が発生すれば、複合的かつ甚大な被害が予想され、予防となる災害対策だけではなく、被災後の円滑な対応のための準備が不可欠である。

地方公共団体の発災前の準備に関する国の指針として、厚生労働省から「震災廃棄物対策指針（厚生省生活衛生局水道環境部、平成 10 年（1998 年）10 月）」が示されていたが、東日本大震災を契機として、「災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成 26 年（2014 年）3 月）」が示され、さらに近年発生した災害を踏まえ、平成 30 年（2018 年）3 月に改定された。

この指針において市区町村は、「国が策定する廃棄物処理施設整備計画、本指針及び行動指針等を踏まえながら、県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図るとともに、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定し、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定するとともに、適宜見直しを行う。また、市区町村は、非常災害時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し、災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という）を策定し、災害廃棄物の処理を行う。」と求められている。

また、平成 27 年（2015 年）8 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が改正され、廃棄物処理法第 2 条の 3 の規定により非常災害により生じた廃棄物の処理の原則が明確化された。

「静岡県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」という。）では、国の災害廃棄物対策指針等に基づき、県内の市町が被災市町になることを想定し、災害予防、災害応急対策、復旧・復興等に必要となる事項とともに、支援側となった場合に想定される事項も合わせ、計画としてとりまとめられた。

「菊川市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）は、県計画とその参考資料「No. 1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル」（以下「県策定マニュアル」という。）、国の災害廃棄物対策指針、廃棄物処理法及び災害対策基本法等を参考として、

復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、とりまとめたものである。

なお、地域防災計画や被害想定が見直された場合や、防災訓練等を通じて内容の変更が必要と判断した場合、災害廃棄物に関わる現況の変化など、状況の変化に合わせ、追加・修正を行っていくこととする。



図 1-1-1 菊川市位置図

## 2 対象とする災害と災害廃棄物の想定量

対象とする災害は、地震災害及び水害、その他自然災害である。地震は、地震動だけでなく、津波や火災、爆発、地滑りなど複合的かつ甚大な被害が生じる災害である。水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、冠水、土石流や崖崩れなどの被害を対象とする。

本県は以前から東海地震の脅威にさらされていることや、可能性は低いものの南海トラフ巨大地震が発生した場合の甚大な被害を考慮し、県計画と同様に「静岡県第4次地震被害想定(第一次報告)報告書(平成25年6月)」及び「静岡県第4次地震被害想定(第二次報告)報告書(平成25年11月)」(以下「県第4次被害想定」という。)に基づき、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらすレベル1の地震(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震)と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらすレベル2の地震(南海トラフ巨大地震)を想定する。

県第4次被害想定では、レベル2の南海トラフ巨大地震の地震動を本県の被害の大きい3つのケース（基本ケース、陸側ケース、東側ケース）を取り上げて検討している。このなかで、本市において被害が最も大きく、災害廃棄物の発生量が最も多いケースは、地震動が東側のケースであることから、本計画でのレベル2の被害想定は地震動を東側ケースとするものとする。なお、レベル2における地震動の基本ケースでは、レベル1で想定される災害廃棄物発生量と同等であるため、レベル1の被害想定とする。なお、「相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定（平成27年1月）」で示された被害想定は、本市ではレベル2の南海トラフ巨大地震を下回るため、本計画にて対応が可能である。

### 3 対象とする業務と災害廃棄物

#### (1) 対象とする業務

対象とする業務は、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、中間処理、最終処分、再資源化の他に、「災害廃棄物の仮置場の管理」、「災害廃棄物による二次災害の防止」等も含むものとする。なお、被災状況によっては、二次災害の防止や作業の一貫性と迅速性の観点から、個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去等を含む場合がある。特に、\*「廃棄物処理法」（昭和45年法律第137号）第22条（国庫補助）に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として、市が特別に必要と認める家屋、事業所の解体・撤去が対象となる。

#### ○平時の業務

- ア 災害廃棄物処理計画の策定と見直し
- イ 災害廃棄物対策に関する支援協定の締結（災害支援全体に対する協定に災害廃棄物対策の内容を位置付けることを含む）や法令に基づく事前手続き
- ウ 人材育成（研修、訓練等）
- エ 一般廃棄物処理施設の耐震化や災害時に備えた施設整備
- オ 仮置場候補地の確保
- カ 災害廃棄物処理に関する広報
- キ 災害廃棄物処理対応マニュアルの策定、見直し

#### ○災害時の業務

- ア 災害廃棄物処理実行計画の策定
- イ 散乱廃棄物や損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）
- ウ 災害廃棄物の収集・運搬、分別
- エ 仮置場の設置・運営・管理
- オ 中間処理（破碎、焼却等）

- カ 最終処分
- キ 再資源化（リサイクルを含む）、再資源化物の利用先の確保
- ク 二次災害（強風による災害廃棄物及び粉塵の飛散、ハエなどの害虫の発生、蓄熱による火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）に伴う石綿の飛散など）の防止
- ケ 進捗管理
- コ 広報、住民対応等
- サ 上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務等

## (2) 対象とする災害廃棄物

対象とする災害廃棄物は、表 1-3-1、表 1-3-2 に示すとおり、主に地震等の災害による倒壊家屋等から発生するコンクリート殻や木材、がれき、可燃・不燃性混合廃棄物等と、避難所等から排出される生活系ごみ及びし尿等である。

なお、所有者や占有者の処理責任が明確で、市が災害廃棄物として処理を行う必要がないと判断される廃棄物、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は対象としない。また、道路・鉄道等の公共施設からの廃棄物の処理については、各管理者が行うものとする。

\*「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」環廃対発第 110502003 号

表 1-3-1 災害廃棄物

災害廃棄物には、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。

| 種 類        | 備 考                                                                    |
|------------|------------------------------------------------------------------------|
| 可燃物／可燃系混合物 | 繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物                                           |
| 木くず        | 柱・はり・壁材などの廃木材                                                          |
| 畳・布団       | 被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの                                    |
| 不燃物／不燃系混合物 | 分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 |
| コンクリート殻等   | コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等                                           |
| 金属くず       | 鉄骨や鉄筋、アルミ材など                                                           |
| 廃家電（4品目）   | 被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの    |
| 小型家電／その他家電 | 被災家屋から排出される小型家電等の家電製品（家電4品目を除く）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの                 |

| 種 類             | 備 考                                                                                                                    |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 腐敗性廃棄物          | 被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など                                                                         |
| 有害廃棄物／危険物       | 石綿含有廃棄物、P C B※1、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・C C A(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)※2・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等 |
| 廃自動車等           | 自然災害により使用できなくなった自動車、自動二輪等<br>※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。<br>※仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。                                   |
| その他、適正処理が困難な廃棄物 | ピアノ、マットレス、石こうボードなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。）                                                          |

※思い出の品（写真、賞状、位牌、貴重品等）は、遺失物法の関連法令での手続きや対応に基づき、回収、保管等を行う。

※リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う。

※津波堆積物は、県第4次被害想定レベル2地震による本市の発生は2～4千tとされているが、河川遡上によるものであるため、本計画からは除く。また、廃船舶も本計画対象外とする。

\*1 PCB ポリ塩化ビフェニル。変圧器やコンデンサ内の絶縁油等に利用されていた、非常に毒性の強い化学物質。

\*2 CCA クロム、銅、ヒ素化合物系木材防腐剤。CCAを含んだ木材は焼却時にヒ素が発生するなど処理に注意が必要。

表 1-3-2 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

| 種 類   | 備 考                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活ごみ  | 家庭から排出される生活ごみ                                                                         |
| 避難所ごみ | 避難所から排出されるごみ、使用済み携帯・簡易トイレ(便袋)等<br>容器包装や段ボール、衣類等、トイレ清掃等の衛生資材                           |
| し尿    | 災害用トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水 |

※災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（災害用トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。



#### 4 処理計画の位置付けと基本的な考え方

本計画の位置付けは図 1-4-1 のとおり、国や県の防災計画や災害廃棄物処理計画と密接に関係している。従って、計画の基本的な考え方は以下のとおりである。

- (1) 国の災害廃棄物対策指針及び県計画を踏まえた内容とする。
- (2) 災害廃棄物は一般廃棄物であるので、第一義的な処理責任は市が負うことになるが、市単独での処理が困難と予想される場合には、その対応方針も盛り込んだ計画とする。市の役割を明確にするとともに、県や周辺自治体、関係団体、民間企業等との協力関係を重視していくものとする。
- (3) 発災後は、国の策定する「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を踏まえ、被災状況に応じた災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、災害廃棄物の処理作業を実施する。実行計画は、被災実態に基づき、災害廃棄物発生量を見直し、その結果を反映させる。
- (4) 実効性を確保するため、計画は定期的に見直しを行う。

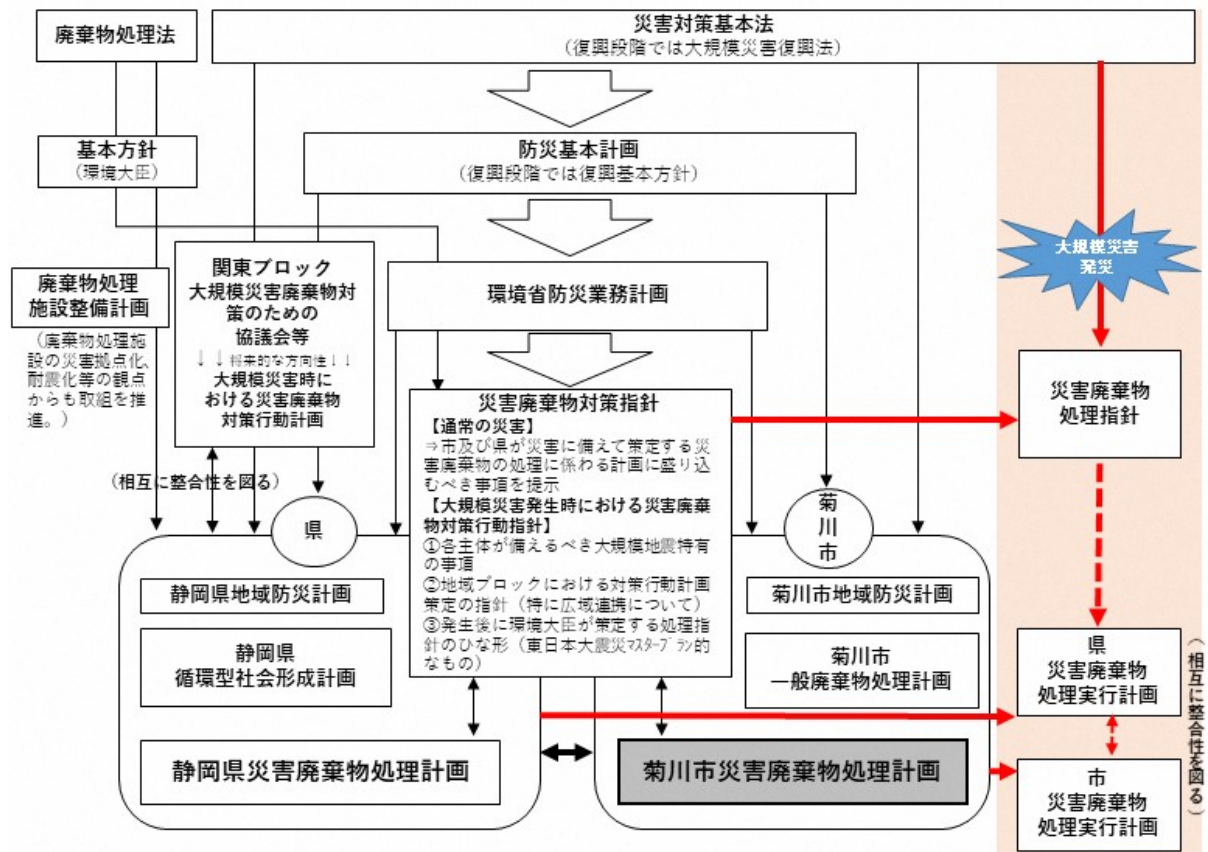


図 1-4-1 菊川市災害廃棄物処理計画の位置づけ

## 5 災害時における廃棄物対策の流れ

### (1) 発災後の時期区分

発災後は、時間の経過に伴い、市の役割や業務内容が変化する。発災後数日間は人命救助が最優先され、体制整備や被害状況の確認及び情報収集が必要である。その後数週間から数ヶ月間は応急対応期間となり、避難所生活への対応やインフラの復旧が最優先課題となる。その後は復旧・復興期間であり、避難所生活が終了し、一般廃棄物の通常処理が再開され、災害廃棄物の本格的な処理の期間となる。発災後の時期区分と特徴を表 1-5-1 に示した。

表 1-5-1 発災後の時期区分と特徴

| 時期区分           |               | 時期区分の特徴                                        | 時間の目安             |
|----------------|---------------|------------------------------------------------|-------------------|
| 災害<br>応急<br>対応 | 初動期           | 人命救助が優先される時期(体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保を行う)         | 発災後数日間<br>(3日間程度) |
|                | 応急対応期<br>(前半) | 避難所生活が本格化する時期(主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)        | ～3週間程度            |
|                | 応急対応期<br>(後半) | 人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)         | ～3ヶ月程度            |
| 復旧・復興期         |               | 避難所生活が終了する時期(一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間) | ～3年程度             |

※出典:災害廃棄物対策指針 環境省 平成30年3月

### (2) 災害発生後の各段階における市の役割

図 1-5-1 に災害発生後、市が取り組むべき業務や役割を、初動期、応急対応期、復旧・復興期の時系列で整理した。項目は本計画の内容と一致しており、災害廃棄物処理の全体像を表し、一連の業務の把握が可能となる。

※水害の場合、水が引いた直後から被災家屋からの片付けごみの排出が始めるため、仮置場の設置及び住民広報を地震災害よりも早く行う必要がある。

▼災害廃棄物処理(災害によるがれき等の廃棄物)

| 区分<br>(目安)                               | 初動期<br>(～3 日後)                                                                                                                                                                       | 応急対応期(前半)<br>(～3 週間後)                                                                                          | 応急対応期(後半)<br>(～3 か月後)                                 | 復旧・復興期<br>(～3 年程度) |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------|
| 自衛隊等との連携                                 | 自衛隊・警察・消防との連携                                                                                                                                                                        |                                                                                                                |                                                       |                    |
| 発生量<br>実行計画<br>処理方針<br>処理フロー<br>処理スケジュール | 被害状況等の情報から災害廃棄物の発生量の推計開始                                                                                                                                                             | 災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計（必要に応じて見直し）<br>↓<br>実行計画の策定・見直し<br>↓<br>処理方針の策定<br>↓<br>処理フローの作成、見直し<br>↓<br>処理スケジュールの検討、見直し |                                                       |                    |
| 収集運搬                                     | 片付けごみ回収方法の検討<br>↓<br>住民、ボランティアへの情報提供（分別方法、仮置場の場所等）<br>↓<br>収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携<br>↓<br>収集運搬の実施                                                                                      |                                                                                                                | ↑<br>広域処理する際の輸送体制の確立                                  |                    |
| 解体・撤去                                    | 通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（関係部局との連携）<br>↓<br>倒壊の危険のある建物の優先撤去（設計、積算、現場管理等を含む）（関係部局との連携）                                                                                                     |                                                                                                                | 撤去（必要に応じて解体）が必要とされる損害家屋等の撤去（必要に応じて解体）（設計、積算、現場管理等を含む） |                    |
| 仮置場                                      | 仮置場必要面積の算定<br>↓<br>受入に関する合意形成<br>↓<br>仮置場の確保・設置・管理・運営、火災防止策、飛散・漏水防止策<br>↓<br>仮置場必要面積の算定<br>↓<br>仮置場の過不足の確認、集約                                                                        |                                                                                                                | ↓<br>仮置場の集約<br>↓<br>仮置場の復旧・返却                         |                    |
| 環境対策、モニタリング、火災対策                         | 仮置場環境モニタリングの実施（特に石綿モニタリングは、初動時に実施する。実施は環境保全担当と連携）<br>悪臭及び害虫防止対策                                                                                                                      |                                                                                                                |                                                       |                    |
| 有害廃棄物・危険物対策                              | 有害廃棄物・危険物への配慮<br>↓<br>所在・発生量の把握、受入・保管・管理方法の検討、処理先の確定、撤去作業の安全確保<br>PCB、トリクロロエチレン、フロンなどの優先的回収                                                                                          |                                                                                                                |                                                       |                    |
| 破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分                     | 腐敗性廃棄物の優先的処理<br>↓<br>既存施設（一般廃棄物・産業廃棄物を活用した破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分）<br>↓<br>処理可能量の推計<br>↓<br>広域処理の必要性の検討<br>↓<br>仮設処理施設の必要性の検討<br>↓<br>広域処理の実施<br>↓<br>仮設処理施設の設置・管理・運営<br>↓<br>処理施設の解体撤去 |                                                                                                                |                                                       |                    |
| 進捗管理                                     | 進捗状況記録、課題抽出、評価                                                                                                                                                                       |                                                                                                                |                                                       |                    |
| 各種相談窓口の設置<br>住民等への啓発広報                   | 解体家屋等の撤去（必要に応じて）等、各種相談窓口の設置（立ち上げは初動期が望ましい）<br>↓<br>相談受付、相談情報の管理<br>↓<br>住民等への広報・啓発                                                                                                   |                                                                                                                |                                                       |                    |

▼一般廃棄物処理（生活ごみ及びし尿）

| 区分<br>(目安)     | 初動期<br>(～3 日後)                          | 応急対応期(前半)<br>(～3 週間後) | 応急対応期(後半)<br>(～3 か月後) | 復旧・復興期<br>(～3 年程度)  |
|----------------|-----------------------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|
| 避難所ごみ等<br>生活ごみ | ごみ焼却施設の被害状況の把握、安全性の確認                   |                       |                       |                     |
|                | 稼働可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入                   |                       |                       |                     |
|                | 補修体制の整備、必要資機材の確保                        |                       |                       |                     |
|                | 補修・再稼働の実施                               |                       |                       |                     |
|                | 収集方法の確立・周知・広報                           |                       |                       |                     |
|                | 収集状況の確認・支援要請                            |                       |                       |                     |
|                | 生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保                      |                       |                       |                     |
|                | 収集運搬・処理体制の確保<br>処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定   |                       |                       |                     |
|                | 収集運搬・処理・最終処分                            |                       |                       |                     |
|                | 感染性廃棄物への対策                              |                       |                       |                     |
|                |                                         |                       |                       |                     |
|                |                                         |                       |                       |                     |
| 仮設トイレ等<br>し尿   | 仮設トイレ（簡易トイレを含む）、消臭剤や脱臭剤等の確保             |                       |                       |                     |
|                | 仮設トイレの必要数の把握                            |                       |                       |                     |
|                | 仮設トイレの運搬、し尿の汲取り<br>運搬計画の策定              |                       |                       |                     |
|                | 収集状況の確認・支援要請                            |                       |                       |                     |
|                | 仮設トイレの設置                                |                       |                       |                     |
|                | し尿受入施設の確保（設置翌日からし尿収集運搬開始：処理、保管先の確保）     |                       |                       |                     |
|                | 仮設トイレの管理、し尿の収集・処理                       |                       |                       |                     |
|                | 仮設トイレの使用・管理方法等の利用者への指導<br>（衛生的な使用状況の確保） |                       |                       | 避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴い撤去 |

図 1-5-1 災害廃棄物処理の流れ（出典：災害廃棄物対策指針 環境省 平成 30 年 3 月より作成）

## 2 章 事前準備

- ▶ 環境推進課が中心となり、「市民環境班(災害廃棄物対策係)」を設ける。
- ▶ 市内の災害廃棄物の処理は市に処理責任があるが被災状況によっては県、周辺自治体、民間事業者等に協力を仰ぐ。広域的な対応を図るため、平常時から準備を進める。
- ▶ 災害廃棄物の処理期間は3年間を目標とする。
- ▶ 4Rの推進を処理方針とし、できるだけ再資源化率を上げ、最終処分量を減らすことを目標とする。再資源化率 86.2%、最終処分率 1.2%を計画内の目安とする。
- ▶ 環境資源ギャラリーなどの一般廃棄物処理施設は、被災時に甚大な被害はないと想定されるが、迅速な稼働再開に努める。またさらに必要資材の備蓄等を進めていく。
- ▶ 災害廃棄物発生量はレベル1の地震の場合、がれき等の災害廃棄物が 44 万 3 千 t。レベル2の地震の場合、がれき等の災害廃棄物が 115 万 t。なお、レベル2の地震における災害廃棄物発生量は本市の令和元年度年間ごみ総排出量(11,662t)の約 99 倍に相当する。
- ▶ 災害廃棄物の仮置場は現在候補地として約 16 万 1 千㎡を見込んでいる。がれき等は継続して発生し、また順次処理していく計画であるため、必要面積のすべてを確保する必要はないが、レベル2の地震の場合は仮置場が不足すると想定しているので、引き続き候補地の選定を進めていく。

## 1 組織体制

### (1) 内部組織と指揮命令系統

#### ア 菊川市災害対策本部

災害対策本部編成図を図 2-1-1 に示す。被災時にはこの災害対策本部が中心となって応急・復旧活動を行う。災害廃棄物の処理については市民環境班（災害廃棄物対策係）が災害対策本部や関係機関・団体、民間事業者と連携して実施する。

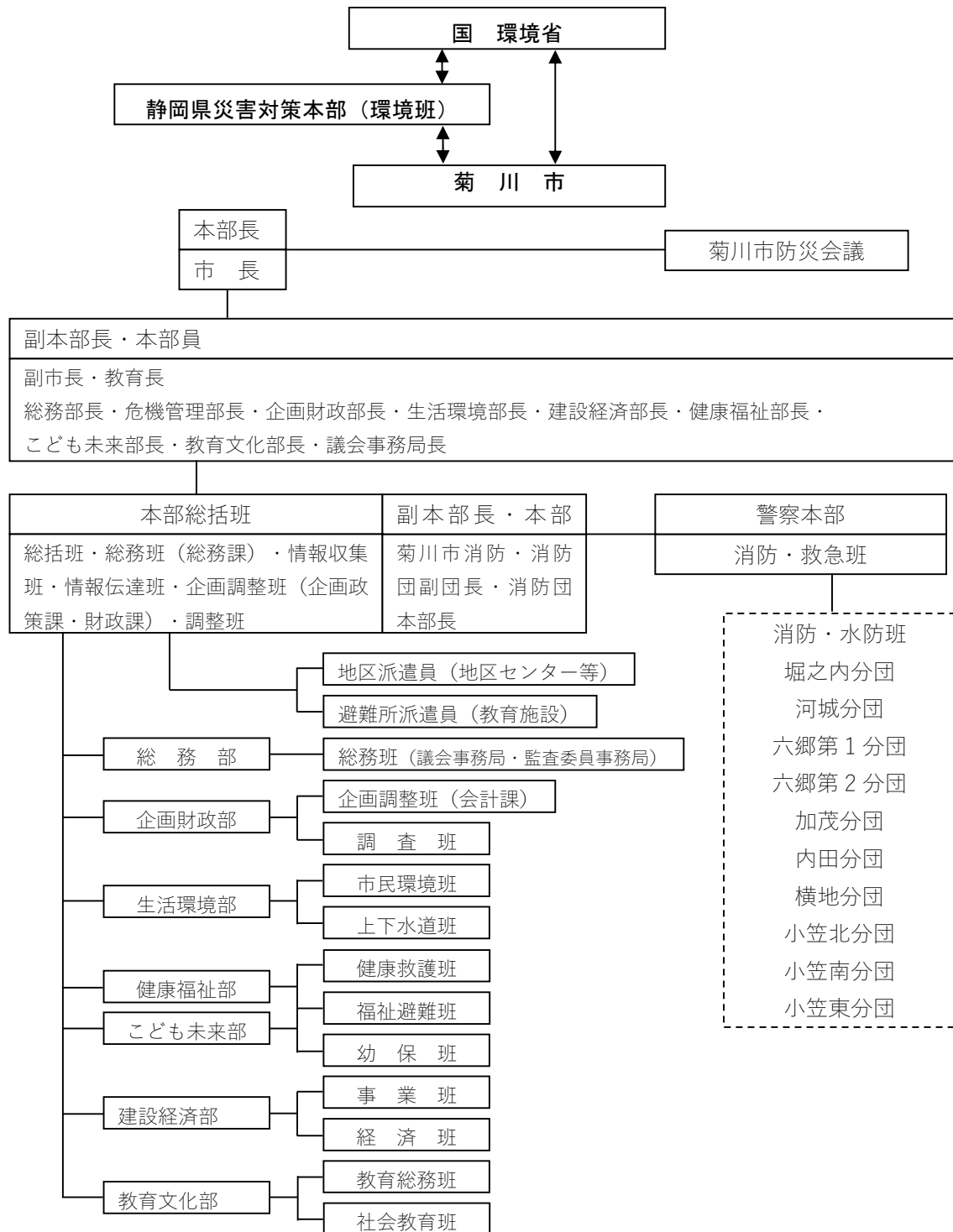


図 2-1-1 菊川市災害対策本部編成図(令和 3 年 4 月 1 日現在)

## イ 市民環境班(災害廃棄物対策係)の設置

被災時に迅速に適切な災害廃棄物処理を行うために、環境推進課を中心に市民環境班(災害廃棄物対策係)を設置する。以下に災害廃棄物対策係設置にあたっての留意点を示す。災害廃棄物対策係の役割を表 2-1-1 に示す。

- (ア) 混乱を防ぐため、情報の一元化に留意する。
- (イ) 総括責任者にある程度の権限を確保し、正確な情報収集と指揮を速やかに行う。
- (ウ) 家屋解体や散乱物の回収は、土木・建築作業が中心であり、その事業費を積算し設計書等を作成する必要があるため、土木・建築職の経験者を確保する。
- (エ) 県や事業班と連携をとり、対応する。
- (オ) 被災後、円滑な災害廃棄物処理を進めるため、職員に応援を要請し各現場に配置する。

表 2-1-1 菊川市市民環境班(災害廃棄物対策係)の役割分担

| 担当                 | 役割分担の内容                                                                                                                                                                                                                               | 最低必要<br>人員数 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 総括責任者<br>(環境推進課長)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の指揮官となる</li> <li>・災害廃棄物処理は短期間に膨大な業務が発生し、また処理が長期にわたることも想定されることから、総括責任者は交代要員を確保しておく</li> </ul>                                                                                             | 1 人         |
| 副総括責任者<br>(環境推進係長) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総括責任者の補佐、24 時間体制時等、総括責任者不在の際の指揮官の役、財源の確保</li> </ul>                                                                                                                                           | 2 人         |
| 計画及び<br>相互調整担当     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理実行計画の策定や、県、周辺市町、関係団体、民間業者への協力要請、庁内他部局などとの相互調整を担当</li> </ul>                                                                                                                            | 2 人         |
| 収集担当               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物(収集運搬と仮設置場)、生活ごみ、避難所ごみ、災害用トイレのし尿の収集運搬</li> <li>・仮置場の設置など</li> </ul>                                                                                                                      | 2 人         |
| 中間処理施設担当           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境資源ギャラリーの被災状況の確認、再稼働に向けた作業等</li> <li>・東遠衛生センター、小川端し尿中継槽、菊川浄化センターの被災状況の確認、再稼働に向けた作業等</li> <li>・コミュニティ・プラント(奥の谷地域し尿処理施設、平尾下水処理場)の被災状況の確認、再稼働に向けた作業等</li> </ul> <p>【一部事務組合及び上下水道班、健康福祉班と連携】</p> | 2 人         |
| 最終処分担当             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・棚草最終処分場の被災状況の確認、再稼働に向けた作業等</li> <li>・焼却場からの残さ及びリサイクルできなかった廃棄物の最終処分を担当</li> </ul>                                                                                                              | 1 人         |
| リサイクル担当            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場等からの災害廃棄物のリサイクル担当</li> </ul>                                                                                                                                                               | 1 人         |
| 環境保全担当             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災後有害物質の漏洩がないかなどのチェックや対策、仮置場などの環境モニタリングを担当</li> </ul>                                                                                                                                         | 1 人         |
| 仮置場担当              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の指揮等を担当</li> </ul>                                                                                                                                                                         | 2 人         |

※解体・撤去等は事業班と、災害用トイレ等は本部総括班・避難所等と連携して対応にあたる。

※足りない人員は災害対策本部へ人員補充を要請する。

## (2) 情報収集と連絡体制

発災後の対応は、内外の関係者に対して、いかにスムーズに情報を共有し、指揮命令系統に従った行動が取れるかにかかっている。従って、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、県や他自治体、民間事業者との緊密な防災情報連絡体制の確保を図る。以下、基本方針とともに本市の対応策を示す。

### ア 情報連絡の多重化と情報収集・連絡体制の明確化

菊川市地域防災計画(以下「市防災計画」という。)に基づき、市内及び外部との連絡にあたっては、固定電話や携帯電話だけでなく、バックアップの手法を含め、常に複数の情報伝達手段がある体制を構築していく。また、情報伝達の漏れがないよう、本部総括班と連携し、情報の共有を図っていく。

### イ 職員及び所管施設等に対する連絡体制の明確化

前項で規定したように、市民環境班(災害廃棄物対策係)を設置し、棚草最終処分場に担当者を充てる。また一部事務組合が所管する環境資源ギャラリーや東遠衛生センターについては、組合職員との連絡体制を構築する。菊川浄化センター、コミュニティ・プラント(奥の谷地区、平尾地区)等については、上下水道班及び健康福祉班と密に連絡を取り、情報の共有を図る。

### ウ 災害関連情報の広域的な収集体制の構築

市内で発生した災害廃棄物は市に処理責任があるが、甚大な被害が生じる大地震等による被災の場合、市単独で迅速な災害廃棄物処理を行うことは難しいと予想される。環境省やD.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)、県、周辺自治体、関連団体、民間事業者と連携して、処理を進めることも考えられ、日頃から広域処理を意識した情報収集・連絡体制を構築していく必要がある。表 2-1-2 に災害時の広域体制における市の役割について示す。

※D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)：害廃棄物処理に関して、国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等を組織化した人的な支援ネットワーク。



表 2-1-2 災害時の広域体制における市の役割

|               |                                                                                                                                            |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被災状況・被害状況     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の情報収集</li> </ul>                                                                                 |
| 災害廃棄物処理       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県との相互連絡</li> <li>・実施(処理主体)</li> <li>・支援受入体制構築</li> <li>・支援自治体、業者との連絡調整</li> </ul>                  |
| 自治体間の相互協力体制   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺自治体との相互連絡</li> <li>・周辺自治体への支援要請または支援</li> <li>・支援協定締結先自治体へ支援要請または支援</li> <li>・県への支援要請</li> </ul> |
| 廃棄物関係団体との協力体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託・許可業者、廃棄物関係団体への支援要請</li> </ul>                                                                   |
| 関連部局との連携体制    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災部局からの情報収集・調整</li> <li>・建設部局との連携、調整</li> <li>・警察、消防、自衛隊等との連携</li> </ul>                           |
| 処理状況・支援状況     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の情報収集</li> <li>・支援自治体、業者からの情報収集</li> </ul>                                                       |

## エ 平時及び災害時に必要な情報収集と共有

平時及び災害発生後の初動時、応急対応時、復旧・復興時のそれぞれの時期区分において、収集、共有すべき情報について、表 2-1-3 にまとめた。それぞれの項目について担当者を割り振り、正確かつ迅速な情報収集及び共有を図っていく。また、状況により情報は変化することを認識する。

表 2-1-3 平時及び災害時の情報共有項目

| 項目      | 内容                    | 平時 | 初動・応急対応時 | 復旧・復興時 |
|---------|-----------------------|----|----------|--------|
| 職員・施設被災 | 災害時対応組織・役割分担          | ○  |          |        |
|         | 職員の被災状況・参集状況          |    | ○        |        |
|         | 処理施設等の災害対策、薬品等の備蓄     | ○  |          |        |
|         | 環境資源ギャラリーの被災状況        |    | ○        | ○      |
|         | 東遠衛生センターの被災状況         |    | ○        | ○      |
|         | 菊川浄化センターの被災状況         |    | ○        | ○      |
|         | コミュニティ・プラントの被災状況      |    | ○        | ○      |
|         | 棚草最終処分場の被災状況          |    | ○        | ○      |
|         | 環境資源ギャラリーの復旧計画・復旧状況   |    | ○        | ○      |
|         | 東遠衛生センターの復旧計画・復旧状況    |    | ○        | ○      |
|         | 菊川浄化センターの復旧計画・復旧状況    |    | ○        | ○      |
|         | コミュニティ・プラントの復旧計画・復旧状況 |    | ○        | ○      |
|         | 棚草最終処分場の復旧計画・復旧状況     |    | ○        | ○      |
|         | 被災時の道路啓開への協力          |    | ○        | ○      |
| 道 路     | 道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況 |    | ○        |        |
| 災害用トイレ  | 上水道の被災状況              |    | ○        | ○      |
|         | 上水道の復旧計画・復旧状況         |    | ○        | ○      |
|         | 災害用トイレの配置計画と配置状況      | ○  | ○        | ○      |
|         | 災害用トイレの撤去計画・撤去状況      |    |          | ○      |
| し尿処理    | 収集対象し尿の推計発生量          |    | ○        | ○      |
|         | し尿収集・処理に関する支援協定       | ○  |          |        |
|         | し尿収集・処理に関する支援要請       |    | ○        | ○      |
|         | し尿処理計画                |    | ○        | ○      |
|         | し尿収集・処理の進捗状況          |    | ○        | ○      |
|         | し尿処理の復旧計画・復旧状況        |    | ○        | ○      |
| 生活ごみ処理  | 生活ごみの推計発生量            |    | ○        | ○      |
|         | 生活ごみ収集・処理に関する支援協定     | ○  |          |        |
|         | 生活ごみ収集・処理に関する支援要請     |    | ○        | ○      |
|         | ごみ処理計画                |    | ○        | ○      |
|         | ごみ収集・処理の進捗状況          |    | ○        | ○      |
|         | ごみ処理の復旧計画・復旧状況        |    | ○        | ○      |
| 避難所ごみ   | 避難所の人数の確認             |    | ○        | ○      |
|         | 避難所ごみの推計発生量           |    | ○        | ○      |
|         | 避難所ごみの収集ルート、収集方法等     |    | ○        | ○      |
|         | 避難所ごみ収集・処理に関する支援協定    | ○  |          |        |
|         | 避難所ごみ収集・処理に関する支援要請    |    | ○        | ○      |

| 項目    | 内容                          | 平常時 | 初動・応急対応時 | 復旧・復興時 |
|-------|-----------------------------|-----|----------|--------|
| 災害廃棄物 | 家屋の被災状況（全壊、半壊、焼失、浸水）        |     | ○        |        |
|       | 有害廃棄物の所在地等の事前把握             | ○   |          |        |
|       | 有害廃棄物の漏出確認・適正処理             |     | ○        | ○      |
|       | 災害廃棄物の推計発生量及び要支援量           |     | ○        | ○      |
|       | 災害廃棄物処理に関する支援協定             | ○   |          |        |
|       | 災害廃棄物処理に関する支援要請             |     | ○        | ○      |
|       | 災害廃棄物処理実行計画                 |     | ○        | ○      |
|       | 解体撤去申請の受付状況                 |     | ○        | ○      |
|       | 解体業者への発注・解体作業の進捗状況          |     | ○        | ○      |
|       | 解体業者への支払業務の進捗状況             |     | ○        | ○      |
|       | 仮置場の候補地選定                   | ○   |          |        |
|       | 仮置場の配置・開設準備状況               |     | ○        |        |
|       | 仮置場の運用計画                    |     | ○        | ○      |
|       | 再利用・再資源化/処理・処分計画            |     | ○        | ○      |
|       | 再利用・再資源化/処理・処分の進捗状況         |     | ○        | ○      |
|       | 災害廃棄物収集運搬及び処理の民間事業者及び団体等の把握 | ○   |          |        |
|       | 災害廃棄物収集運搬及び処理の民間事業者への協力依頼   |     | ○        | ○      |
|       | 仮設中間処理施設等の建設検討              |     | ○        | ○      |

※出典：災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き（環境省、平成 22 年 3 月）を一部修正

### (3) 協力・支援体制

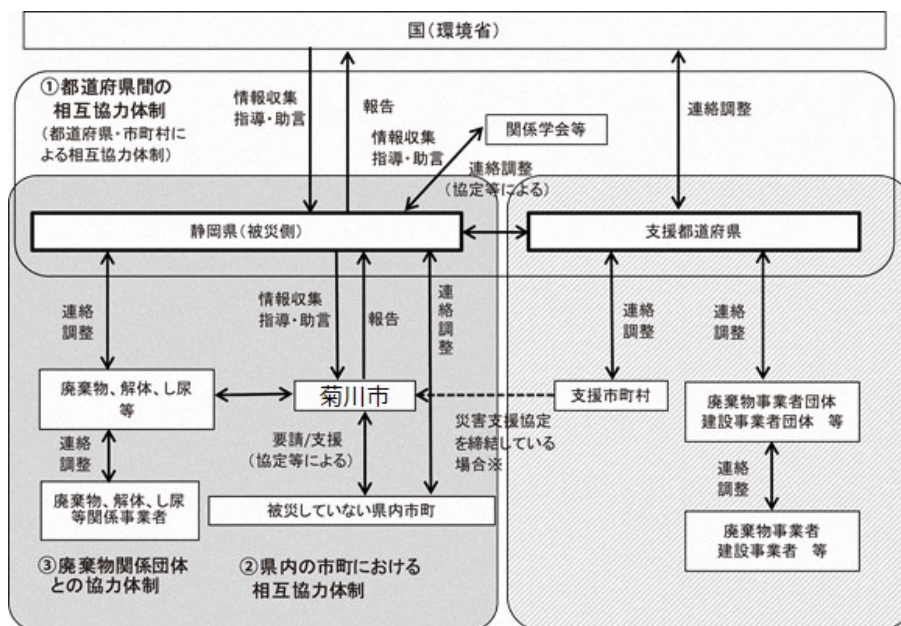
被災時における外部との協力体制は、自衛隊や警察、消防、県及び自治体などと広域的な相互協力を視野に入れた体制とする。さらに、災害廃棄物の処理にあたっては、廃棄物関係団体や建設関係団体、民間事業者等の協力を得るものとする。県内及び県外との協力支援体制を図 2-1-2 に示す。

県域を越えた広域体制として、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」並びに中部圏、関東圏の個別協定が締結されている。また、関東圏及び中部圏の自治体等で構成する大規模災害時廃棄物対策関東ブロック及び中部ブロック協議会においては、県域を越えた連携手順を定めた「大規模災害時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」及び「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」が策定されている。それらの協定等に基づき、県が具体的な協力要請を行う。

被災時の協力体制が円滑に機能するように、民間団体との間に、「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」、「地震等大規模対策時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「災害時における応急対策業務に関する協定」を結んでいる。災害時の支援協定のうち、災害廃棄物と関連のある協定を表 2-1-4 に示す。今後も災害廃棄物関連の支援体制について、平常時より構築に努める。

発災後、速やかに県に被災状況を報告するとともに、県から情報収集、指導・助言を受けながら、自衛隊や警察、消防、地方公共団体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連絡体制・相互協力体制の構築を図る。

なお、県内市町間の協力体制は、「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定」に基づき調整する。



※出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成 26 年 3 月）を一部修正

図 2-1-2 県内及び県外との協力支援体制

表 2-1-4 災害廃棄物と関連のある災害支援協定(市地域防災計画より抜粋)

(菊川市と民間事業所等間)

| 応援の種類及び協定先                                                                           | 締結日(協議状況)                                                                   | 協定担当課                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 1 輸送車両の借り上げ関係<br>(1)静岡県トラック協会で遠支部                                                    | 平成 19 年 2 月 21 日                                                            | 安全課                           |
| 2 応急復旧作業関係<br>(1)菊川市建設事業組合<br>(2)菊川市上下水道組合<br>(3)掛川電気工業協同組合菊川地区ブロック<br>(4)㈱佐藤渡辺静岡営業所 | 平成 18 年 6 月 1 日<br>平成 18 年 2 月 15 日<br>平成 19 年 2 月 19 日<br>平成 25 年 7 月 31 日 | 建設課<br>水道課、下水道室<br>安全課<br>安全課 |
| 3 自動車燃料等の提供関係<br>(1)静岡県石油業協同組合菊川支部                                                   | 平成 19 年 1 月 24 日                                                            | 安全課                           |
| 4 リース資機材供給関係<br>(1)太陽建機レンタル㈱                                                         | 平成 19 年 1 月 25 日                                                            | 安全課                           |
| 5 し尿収集運搬<br>(1)㈲小笠衛生<br>(2)㈲菊川生活環境センター                                               | 平成 27 年 4 月 1 日<br>平成 27 年 4 月 1 日                                          | 環境推進課<br>環境推進課                |
| 6 災害廃棄物仮置場<br>(1)静岡県立小笠高等学校(高田ヶ丘実習地)                                                 | 平成 29 年 8 月 23 日                                                            | 環境推進課                         |
| 7 その他関連業務関係<br>(1)静岡県行政書士会<br>(2)静岡県弁護士会<br>(3)静岡県土地家屋調査士会                           | 平成 28 年 11 月 16 日<br>平成 30 年 10 月 26 日<br>平成 21 年 3 月 26 日                  | 危機管理課<br>危機管理課<br>安全課         |

(自治体間協定)

| 応援の種類及び協定先 締結日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 締結日(協議状況)                                                                                                                                                                            | 協定担当課                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1 市町村間相互応援協定<br>(1)一般廃棄物処理相互援助協定<br>静岡県内 74 市町村 25 組合(協定時構成)<br>(2)災害時相互応援協定<br>ア 3 市(菊川市・掛川市・御前崎市)<br>イ 2 市(菊川市・牧之原市)<br>ウ 姉妹都市(菊川市・長野県小谷村)<br>エ 2 市(菊川市・山梨県下関市)<br>オ 2 市(菊川市・愛知県小牧市)<br>カ 2 市(菊川市・岩手県滝沢市)<br>キ 3 市(菊川市・愛知県豊橋市・田原市)<br><br>ク 三遠南信災害時相互応援協定(豊橋市・田原市・豊川市・蒲郡市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村・浜松市・湖西市・磐田市・袋井市・森町・掛川市・御前崎市・菊川市・牧之原市・飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村・駒ヶ根市・伊那市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村) | 平成 13 年 3 月 30 日<br><br>平成 19 年 11 月 1 日<br>平成 23 年 8 月 4 日<br>平成 24 年 2 月 18 日<br>平成 25 年 7 月 29 日<br>平成 25 年 11 月 18 日<br>平成 28 年 1 月 19 日<br>令和元年 12 月 6 日<br><br>令和 2 年 3 月 31 日 | 小笠町、菊川町<br><br>安全課<br>安全課<br>安全課<br>安全課<br>安全課<br>危機管理課<br>危機管理課<br><br>危機管理課 |

|                                                                                     |                                      |                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------|
| 2 県と県下市町村及び消防を含む一部事務組合<br>(1)静岡県防災ヘリコプター応援協定<br>(2)静岡県消防相互応援協定<br>(3)牧之原畑地総合整備土地改良区 | 平成9年3月24日<br>平成9年3月25日<br>平成21年3月18日 | 安全課<br>安全課<br>安全課 |
| 3 国との応援協定<br>(1)災害時情報交換協定<br>国土交通省中部地方整備局                                           | 平成23年2月25日                           | 安全課               |

※協定担当課については協定締結時の課名を記載

#### (4) 職員への教育訓練

本計画で定めた内容を平時から職員に周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるよう記載内容について随時見直していく。

また、災害廃棄物処理等の知見を深めることを目的に、県や業界団体等が主催する研修会に参加し、能力の向上と維持に努める。防災訓練の日などは、市民環境班（災害廃棄物対策係）の組織状況や仮置場候補地の確認をするとともに、県等が実施する広域訓練へ参加する。併せて、災害時を想定した災害廃棄物処理の模擬訓練（仮置場、処理等）などを検討する。

このような教育訓練や研修会に継続的に参加し、人材の育成を図ることと合わせて、知識・経験を習得した者及び実務経験者をリストアップし、災害時の人員配置の参考とする。

教育・研修等の成果を本計画の見直しや、協定の締結等の平時の災害廃棄物対策につなげる。

## 2 一般廃棄物処理(し尿や避難所ごみ等)

### (1) 一般廃棄物処理施設の災害対策

#### ア 一般廃棄物処理施設の現況と災害対策

市一般廃棄物処理施設を表 2-2-1 に示す。また想定される被害状況及び災害対策も合わせてまとめた。

市内(一部事務組合含む)の一般廃棄物処理施設は、最も古い奥の谷地区のコミュニティ・プラントで昭和 60 年、次点は平尾地区のコミュニティ・プラントで平成 7 年、焼却処理施設である環境資源ギャラリーは平成 17 年となっており、昭和 56 年の現行の耐震基準に適合している。さらに静岡県では、建物の耐震性をより高めるため、昭和 57 年、58 年、平成 4 年に静岡県建築構造設計指針を策定しており、奥の谷地区のコミュニティ・プラントを除き、全ての施設が平成 4 年基準に適合している。従って本計画が想定するレベル 2・南海トラフ巨大地震での震度 7 の地震動に対し、耐えられると考えられる。

表 2-2-1 一般廃棄物処理施設の概要及び想定災害規模と災害対策

| 施設名                        |              | 住所               | 供用開始<br>年月     | 施設規模              | 想定被害規模<br>(レベル 2・<br>南海トラフ巨<br>大地震(東側<br>ケース)) | 災害対策                                    |
|----------------------------|--------------|------------------|----------------|-------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 環境資源<br>ギャラリー              |              | 掛川市満水<br>2319    | 平成 17 年<br>9 月 | ガス化溶融施設<br>140t/日 | 震度 6 強                                         | 表 2-2-2 参照                              |
|                            |              |                  |                | リサイクル施設<br>30t/5h |                                                |                                         |
| 東遠衛生<br>センター               |              | 御前崎市<br>池新田 9035 | 平成 13 年<br>4 月 | 195kL/日           | 震度 6 強                                         |                                         |
| 菊川浄化<br>センター               |              | 加茂 3410-2        | 平成 17 年<br>3 月 | 6,850 m³/日        | 震度 7                                           | 下水道 BCP の精度向上に努<br>める。                  |
| コ ミ ュ ニ<br>ティ・<br>プラ<br>ント | 奥 の 地<br>谷 区 | 下平川<br>4214-1    | 昭和 60 年<br>4 月 | 110 m³/日          | 震度 7                                           |                                         |
|                            | 平 尾<br>地区    | 平尾 13            | 平成 7 年<br>4 月  | 423 m³/日          | 震度 7                                           | 浸水、地滑り等の想定地域<br>ではない。必要な資器材の<br>備蓄を進める。 |
| 棚草最終処<br>分場                |              | 棚草 1050-8        | 平成 11 年<br>4 月 | 埋立容積<br>78,000 m³ | 震度 7                                           |                                         |

## イ 環境資源ギャラリーの災害対策

国の災害廃棄物対策指針では、一般廃棄物処理施設の災害対策として、既存の施設については耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策を図ることを求めている。市の処理施設は前項で述べたように、建築基準法の耐震基準をクリアしているため、二次災害の防止に重点を置くとともに、補修に必要な資機材や運転に必要な燃料や薬剤等の備蓄を検討する。また、被災時の点検に必要な手引きを平常時に作成し、点検や修復に備え、プラントメーカーとの協力体制を確立する。また、環境資源ギャラリーだけでなく、災害時の相互支援協定に基づく外部搬出や、近隣自治体との広域的処理を検討する。

表 2-2-2 に環境省の「廃棄物処理施設の基幹的整備改良マニュアル」で求める災害対策と環境資源ギャラリーの対応状況について示す。

表 2-2-2 環境資源ギャラリーの災害対策

| 項目     | 廃棄物処理施設の基幹的整備改良マニュアルで求める内容                                                               | 環境資源ギャラリーの対応                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 耐震性    | 建築基準法、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準、官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説、火力発電所の耐震設計規程、建築設備耐震設計・施工指針                    | 建築基準法、静岡県建築構造設計指針に準拠。<br>二次災害の防止を重点的に取り組む。                                                                                                                                                                                                                         |
| 耐水性    | ハザードマップ等で定められている浸水水位に基づき必要な対策を実施する。                                                      | 津波浸水想定エリア外                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 耐浪性    | 耐震性と同等の基準に基づき、建物や設備を設計・施工することを基本とする。                                                     | 津波浸水想定エリア外                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 薬剤等の備蓄 | 薬剤等の補給ができなくても運転が継続できるよう、貯留槽等の容量を決定する。備蓄量は1週間程度が望ましい。水については、1週間程度の運転が継続できるよう、災害時の取水方法を検討。 | 薬剤等の備蓄量増加を検討する。電気及び上水の供給が絶たれると炉が停止するため、予備電源や水の確保方法について検討を行う。灯油の貯蔵最大数量は 35,000ℓ。(18,000ℓを下回ると補給要求警報が出る)<br>16 種類(ビカール、活性炭、防食防スケール、防スライム、複合清缶剤、消泡剤、防臭剤、リターンエース、タンカル LG-21、タンカル LG-25、重金属固定剤、液体キレート、苛性ソーダ、液体キレート、次亜塩素酸ソーダ、アンモニアポンペ)の薬剤を使用しており、平時では 30 日間稼働する程度の備蓄がある。 |



## (2) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画(BCP)

### ア 一般廃棄物処理施設の事業継続計画の必要性

県第4次被害想定で予想されているような巨大地震がいったん起きれば、膨大な災害廃棄物の発生が見込まれる。倒壊家屋などが人命救助の妨げになり、道路をふさがれきなどが交通を分断することになる。こうした災害廃棄物は一刻も早く撤去し、適正に処理しなければならないが、その処理主体である行政や、一般廃棄物処理施設も同じように被災し、業務に支障をきたすことから、業務の優先順位を決めて、適切な事業執行の必要がある。

そこで国(内閣府)では、被災時の事業継続に必要な事項及び手法をとりまとめた「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説(平成22年4月)」を策定している。

また廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月19日閣議決定)においては、施設の耐震化、浸水対策等を推進し廃棄物処理システムの強靱化を確保することが求められており、国土強靱化基本計画に基づく国土強靱化アクションプラン2018では、大規模自然災害発生後においても、再建・回復できる条件を整備することとされている。

本市の廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となるべき施設であり、これらの観点からも、廃棄物処理施設の事業継続計画について策定する必要性が生じている。(一部事務組合については、関係市町と調整のうえ策定する。)

## (3) し尿処理体制

巨大地震等に被災すれば、家屋の全壊や半壊などで、浄化槽が損壊し、家屋のトイレが使用できなくなる。また、被災初期は上下水道機能の被災、浄化槽の被災等により水洗トイレの使用が難しくなるとともに避難所に住民が集中することが予想されることから、多くの災害用トイレ(携帯トイレ、簡易トイレ、災害用トイレ等表2-2-3参照)の設置が必要になり、平常時とは異なる収集・処理のスキームが必要になる。災害用トイレ等については「菊川市防災資機材備蓄計画」を基に備蓄を進めているため、平時から備蓄数を把握し、発災後に使用される災害用トイレ等の発生予測を立てたうえで、衛生上の支障がないように処理を行う。

災害直後には携帯トイレや簡易トイレを使用し、その後災害用トイレに切り替えていくことが想定されるため、携帯・簡易トイレの便袋の収集・運搬、処理方法、また、災害用トイレの設置に伴い新たに必要となるし尿の収集・運搬、処理方法の検討を行い、民間事業者との協定を活用した処理体制を県第4次被害想定や市防災計画を基に構築する。

し尿の収集・運搬、処理等について、本市単独での対応が困難で、県や周辺自治体、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、緊急通行車両の事前届出を実施し、支援が受けられる体制を整える。

表 2-2-3 災害用トイレの種類

| 名 称              | 説 明                                              |
|------------------|--------------------------------------------------|
| 携帯トイレ            | 既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。        |
| 簡易トイレ            | 段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。     |
| 災害用トイレ<br>(汲み取り) | 電気なしで利用できるものが多い。便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 |

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成 28 年 4 月、内閣府）  
を元に一部加筆

表 2-2-4 避難者数とし尿発生量及び必要災害用トイレ数

| 地震規模     | 日数    | 避難者数<br>(人) | 避難所内<br>(人) | 避難所外<br>(人) | 1 日当<br>たりし<br>尿発生<br>量(ℓ) | 必要バ<br>キュー<br>ム台数<br>(台) | 必要災<br>害用ト<br>イレ数<br>(基) | 収集間隔 1<br>日の場合の<br>災害用トイ<br>レ必要数<br>(基) | 収集間隔 3<br>日の場合の<br>災害用トイ<br>レ必要数<br>(基) |
|----------|-------|-------------|-------------|-------------|----------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| レベル<br>1 | 1 日後  | 10,167      | 6,100       | 4,067       | 9,150                      | 3.1                      | 122                      | 61                                      | 183                                     |
|          | 1 週間後 | 16,814      | 8,407       | 8,407       | 12,611                     | 4.2                      | 168                      | 84                                      | 252                                     |
|          | 1 ヶ月後 | 10,960      | 3,288       | 7,672       | 4,932                      | 1.6                      | 66                       | 33                                      | 99                                      |
| レベル<br>2 | 1 日後  | 24,823      | 14,894      | 9,929       | 22,341                     | 7.4                      | 298                      | 149                                     | 447                                     |
|          | 1 週間後 | 29,336      | 14,670      | 14,666      | 22,005                     | 7.3                      | 293                      | 147                                     | 440                                     |
|          | 1 ヶ月後 | 32,277      | 9,683       | 22,594      | 14,525                     | 4.8                      | 194                      | 97                                      | 290                                     |

※1 日当たりし尿発生量は避難所内人口に 1.5ℓを乗じて算出

※必要バキューム台数は1 日当たりし尿発生量を 3000ℓで除して算出

※必要災害用トイレ数は避難所内人口を 50 人で除して算出

※収集間隔 1 日及び 3 日の場合の災害用トイレ必要数は、1 日当たりし尿発生量に収集間隔を乗じ、1500ℓで除して算出

#### (4) 避難所ごみ

##### ア 避難所ごみの処理方針

避難所生活に伴い発生する避難所ごみは、家庭ごみと組成が近いいため、がれき等の災害廃棄物の仮置場に搬入せず、環境資源ギャラリーへ搬入し処理を行う。

##### イ 避難所ごみの集積所

「市避難所運営マニュアル」に則り、避難所管理者により避難所ごみの集積所が設置される。避難した住民に対し、ごみの適切な排出ができるような啓発資材を平時から作成し、発災後すぐに使用できるようにする。

##### ウ 避難所ごみ発生見込み量

市(令和元年度)の可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ等の収集量から原単位を算出し、表 2-2-5 に示すように、この原単位と避難所避難者数を乗じて、避難所ごみ発生量を求めた。市内避難所から発生する可燃ごみは、レベル 1 の地震で発災 1

週間後に 3,378.1kg/日、レベル 2 の巨大地震では発災後一週間後に 5,894.8kg/日と見込まれる。不燃ごみはレベル 1 で発災後 1 週間後に 178.1kg/日、レベル 2 で発災後 1 週間後に 428.3kg/日となる。

東日本大震災では粗大ごみの処理量が平常時の数倍に達したことから、避難所外で表の推計値以上の粗大ごみが排出されると予想される。リサイクルルートのある資源ごみは平常時と同様に再資源化を行うなど、最終処分量の削減に努める。

表 2-2-5 避難所ごみ発生量の推計

単位:kg/日

| 地震規模       |         | レベル 1   |         |         | レベル 2   |         |         | 排出原単位<br>(g/人・日) |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------------|
| 日 数        |         | 1 日後    | 1 週間後   | 1 ヶ月後   | 1 日後    | 1 週間後   | 1 ヶ月後   |                  |
| 避難所内人口 (人) |         | 6,100   | 8,407   | 3,288   | 14,894  | 14,670  | 9,683   | －                |
| 可燃ごみ       |         | 2,451.1 | 3,378.1 | 1,321.2 | 5,984.8 | 5,894.7 | 3,890.9 | 401.8            |
| 不燃ごみ       |         | 178.1   | 245.4   | 96.0    | 434.8   | 428.3   | 282.7   | 29.2             |
| 資源ごみ       | ビン・ガラス類 | 78.4    | 108.1   | 42.3    | 191.5   | 188.6   | 124.5   | 12.9             |
|            | 缶・金属類   | 39.9    | 55.0    | 21.5    | 97.4    | 95.9    | 63.3    | 6.5              |
|            | ペットボトル  | 39.7    | 54.7    | 21.4    | 96.9    | 95.5    | 63.0    | 6.5              |
|            | 布 類     | 34.7    | 47.8    | 18.7    | 84.7    | 83.4    | 55.1    | 5.7              |
|            | 容器包装プラ  | 123.5   | 170.2   | 66.6    | 301.6   | 297.0   | 196.1   | 20.2             |
|            | 紙 類     | 248.6   | 342.6   | 134.0   | 607.0   | 597.9   | 394.7   | 40.8             |
|            | 電 池     | 6.5     | 9.0     | 3.5     | 15.9    | 15.7    | 10.3    | 1.1              |
| 家 電        |         | 5.2     | 7.2     | 2.8     | 12.8    | 12.6    | 8.3     | 0.9              |

※県第 4 次被害想定 of 避難者数(避難所)に排出原単位を乗じて求めた。

※発生源単位は令和元年度の総排出量算出した一人 1 日当たりのごみ量を使用。

※四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

## エ 避難所ごみ処理体制

避難所ごみの収集運搬、処理等は市の責任において適正に進めることが原則ではあるが、被災状況によって市単独での対応が困難な場合は、県や災害支援協定を結んでいる自治体、災害ボランティア等への支援要請を行う。

### 3 災害廃棄物処理

#### (1) 発生想定量と処理可能量

##### ア 災害廃棄物発生想定量

県第4次被害想定による本市の災害廃棄物発生想定量は表2-3-1のとおり。

災害廃棄物の発生量の推計にあたっては、被災し全壊した建築物の戸数に1棟あたりの平均延べ床面積と延べ床面積当たりのがれき発生量原単位を乗じて求めている。

表2-3-1に示すように、レベル1の地震に被災した場合、44万3千tの災害廃棄物が発生すると想定されている。レベル2の南海トラフ巨大地震の災害廃棄物発生量は115万tに達する。

表 2-3-1 災害廃棄物発生量

| 地震規模                   | 災害廃棄物発生量(千 t) |       |       | 災害廃棄物相対値* | 災害廃棄物発生量(千 m <sup>3</sup> ) |       |       |
|------------------------|---------------|-------|-------|-----------|-----------------------------|-------|-------|
|                        | 災害廃棄物         | 津波堆積物 | 計     |           | 災害廃棄物                       | 津波堆積物 | 計     |
| レベル1                   | 443           | -     | 443   | 38        | 386                         | -     | 386   |
| レベル2<br>(地震動東側・津波ケース①) | 1,150         | -     | 1,150 | 99        | 1,009                       | -     | 1,009 |

※災害廃棄物発生量は、県第4次被害想定 of 推計値(見かけ比重:可燃物=0.55t/m<sup>3</sup>、不燃物=1.48t/m<sup>3</sup>)。ただし、津波堆積物については河川からの遡上であるため、本計画からは除く。

※災害廃棄物相対値は、災害廃棄物発生量計/菊川市令和元年度ごみ総排出量(11,662t/年)。災害廃棄物量の目安となる値。

##### イ 災害廃棄物の組成

県計画では「岩手県災害廃棄物処理詳細計画 第二次(平成25年度)改訂版」(以下「岩手県計画」という。)を参照し、災害廃棄物の組成割合を想定しており、その割合及び、災害廃棄物の種類別発生量を表2-3-2に示す。なお、県第4次被害想定ではがれき等の災害廃棄物と津波堆積物を分けて発生量を推計していることから、災害廃棄物の組成割合は、津波堆積物を除いた割合について、表に示した。(本計画内の被害想定として倒壊木造家屋の木材比率が高くなることが想定されているが、県第4次被害想定及び市防災計画との整合性を考慮し災害廃棄物の組成割合を採用した。)

災害廃棄物の種類別の発生量や構成比をレベル1とレベル2の比較をすると、レベル2の地震では災害廃棄物発生量がレベル1の約2.6倍に達する。

また、災害廃棄物の種類別構成比では、コンクリート殻が全体の約60%を占めており、こうした建設系の産業廃棄物に似た組成を持つ災害廃棄物の適正処理や再資源化が重要な課題となる。

表 2-3-2 種類別災害廃棄物発生量の推計値

| 種 別               |          | 災害廃棄物構成比 | レベル 1 の<br>災害廃棄物量 (t) | レベル 2 の<br>災害廃棄物量 (t) |
|-------------------|----------|----------|-----------------------|-----------------------|
| 災害<br>廃<br>棄<br>物 | 可燃混合物    | 15.0%    | 66,450                | 172,500               |
|                   | 不燃混合物    | 27.8%    | 123,154               | 319,700               |
|                   | 柱材・角材    | 2.6%     | 11,518                | 29,900                |
|                   | 金属くず     | 6.1%     | 27,023                | 70,150                |
|                   | その他      | 1.3%     | 5,759                 | 14,950                |
|                   | コンクリートがら | 47.2%    | 209,096               | 542,800               |
|                   | 小計       | 100.0%   | 443,000               | 1,150,000             |
| 津波堆積物             |          | —        | —                     | —                     |
| 計                 |          | 100.0%   | 443,000               | 1,150,000             |

※岩手県災害廃棄物処理詳細計画 第二次(平成 25 年度)改訂版を参照 (津波堆積物を除いて算定)

※四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

## ウ 災害廃棄物焼却可能量

本市の可燃ごみの処理は、掛川市との一部事務組合「掛川市・菊川市衛生施設組合」が、環境資源ギャラリーにて行っている。両市では、災害時に活用できるインフラ情報を共有しており、施設能力は 39,200t/年で、余力は直近 3 年間の平均から 11,933t/年。掛川市との按分割合でいくと菊川市は 3,908t/年 (14.0t/日) の処理が可能である。ただし、被災時の実情に応じて対応することとなるため、環境資源ギャラリーとの情報共有を随時行う。

## エ 最終処分

本市の棚草最終処分場の全埋立容量は 78,000 m<sup>3</sup>であり、令和元年度末の残余容量は 35,454 m<sup>3</sup>である。

## (2) 処理方針

災害廃棄物の処理方針を以下に示す。

### ア 処理期間

迅速な処理の観点から、東日本大震災の事例等を参考に 3 年間での処理を目標とする。

しかしながら、災害廃棄物発生量と処理可能量を考慮すると、莫大な災害廃棄物発生量に比べ、環境資源ギャラリーでの受入可能量が小さく、単独では災害廃棄物の可燃物の焼却処理におよそ 60.6 年 (※) を要する。短期間で処理するためには、仮設焼却処理施設の建設が必要になるが、被災状況を勘案し、優

先順位に基づいた政策決定が必要になると考えられる。また、本市付近は県内でも震度が最大となる地域(地震動:東側ケース)であり、周辺他自治体も同様に被害が大きいと予想されるため、周辺自治体を含めた広域処理の検討が予想される。従って、平時からその可能性について環境資源ギャラリーや近隣自治体を含め協議していく。

※レベル2の災害廃棄物の可燃物 23.4 万 t (可燃物 20.4 万 t+木くず 3.3 万 t) /環境資源ギャラリーの災害廃棄物受け入れ可能量 (平成 29 年~令和元年平均 3,908t/年) =60.6 年

## イ 処理費用

災害廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づく、国の災害等廃棄物処理事業費補助金や廃棄物処理施設災害復旧費補助金の活用を検討する。

## ウ 処理方法等

災害廃棄物の処理にあたっては、4 R の観点から、一次仮置場や二次仮置場で分別やりサイクルを進めて、できるだけ焼却処理や最終処分量を削減していく。災害廃棄物発生量に対する再資源化率 86.2%、最終処分率 1.2%を目安とする。

処理方針に沿って、仮置場の面積や運営方法、分別精度、仮設廃棄物処理施設、地元雇用、処理フロー等が決定されていくが、実際の作業としては、最終的にどうするかという観点から逆算して全体スケジュールとフローを構築する必要がある。

## エ 災害廃棄物の受け入れ方針

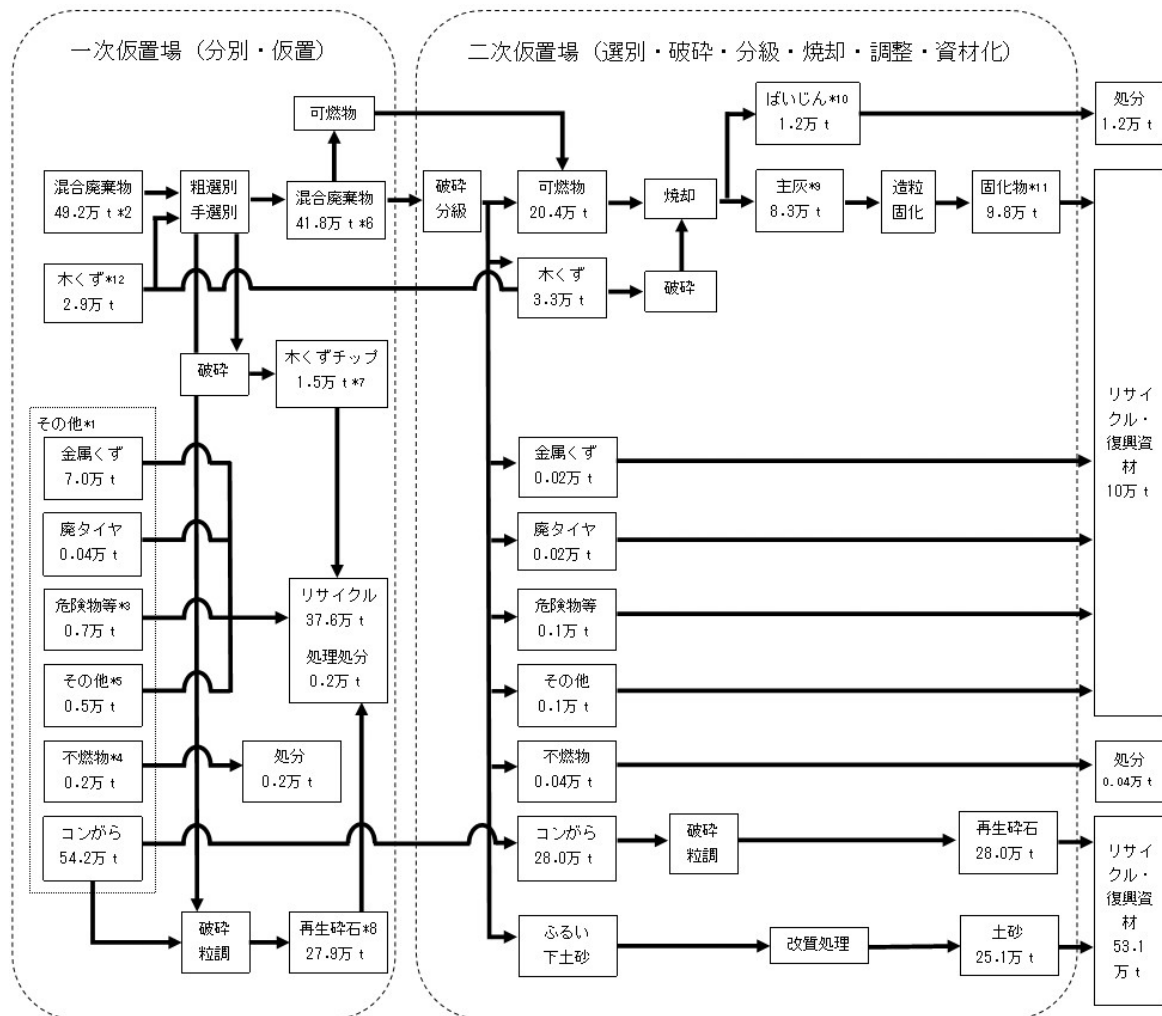
市内で発生した災害廃棄物は、焼却可能なものに限り、できるだけ環境資源ギャラリーで受け入れるものとする。4 R の観点から、焼却の前に再資源化できないか検討し、再資源化が困難な廃棄物に限り焼却を行う。また、焼却後の再資源化の検討も行い、できるだけ最終処分量を減らしていく。

さらに、他の自治体が被災した場合の災害廃棄物の受け入れにあたっては、その量や性状等を総合的に判断し、受け入れが可能であるか検討する。

## (3) 処理フロー

災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、県計画等を参考に、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法を示した処理フローを図 2-3-1 に示す。これは県計画の中で、一次仮置場での選別を重視したフロー(一次仮置場での徹底分別優先ケース)である。被災状況によっては県に事務委

託を行う、周辺自治体と広域処理する等の場合もあり、さらに災害廃棄物の受入先等で処理方法も変化することから、被災時は状況を踏まえ、随時処理フローを見直すものとする。また処理方法や再資源化方法について、平常時から情報収集を行うなど留意する必要がある。



- \*1 その他の内訳 廃タイヤ 3%、処理困難物・危険物 50%、不燃物 14%、その他 33%と設定
- \*2 混合廃棄物の内訳 可燃物 10%、混合廃棄物 85%、木くず 2%、コンクリートがら 3%と設定
- \*3 危険物等は、処理困難物、石膏、石綿(スレート)等
- \*4 不燃物:ガラス、陶磁器、瓦、ブロック、ALC 等
- \*5 その他:マットレス、ボンベ等
- \*6 混合廃棄物の内訳:可燃物 37%、木くず 2%、金属くず 0.05%、廃タイヤ 0.05%、処理困難物・危険物 0.3%、不燃物 0.1%、その他 0.3%、ふるい下土砂 60%と設定
- \*7 木くずチップ:木くずのうち一次仮置場でリサイクルされる量を 50%と設定
- \*8 コンクリートがら:コンクリートがらのうち、一次仮置場でリサイクルされる量を 50%と設定
- \*9 主灰は、焼却量の 35%と設定
- \*10 ばいじんは、焼却処理量の 5%と設定
- \*11 固化物は、セメント 15%、不溶化剤 3%を混練すると設定
- \*12 木くずは、おおむね 30cm 以上の柱材・角材。細かい木くずは混合廃棄物にも含まれる。
- ※このフローは、県計画中の一次仮置場での選別を重視したものである。
- ※災害廃棄物量は、県第 4 次被害想定レベル 2 地震の本市想定値を使用し、各災害廃棄物量は県計画の手法で算定した。
- ※一次仮置場で可燃物混合物と不燃混合物に分別する方法もあり、二次仮置場での選別・処理方法によって、分別するかどうかを検討する。
- ※一次仮置場は重機及び手選別のみにして、二次仮置場で機械選別や破碎、焼却などの処理を行う方法もある。東日本大震災では岩手県や宮城県沿岸部の市町村が、県への事務委託によるブロック処理を行い、二次仮置場に中間処理施設を設置する方法で処理した。
- ※一次仮置場での分別は、図中の分類のほか、量や廃自動車等を別に分別することが望ましい。
- ※四捨五入のため合計が一致しない場合がある。
- ※津波堆積物については河川からの遡上であるため、本計画からは除く

図 2-3-1 基本処理フロー



#### (4) 仮置場

##### ア 必要面積

被災時に必要となる災害廃棄物の仮置場面積の算定結果を表 2-3-3 に示す。なお、本市では、がれき等は継続して発生し、また順次処理していくため必要面積の全てを確保する必要はないと考え、仮置場必要面積の 50%を確保目標※として算定している。

レベル 1 の地震の場合、がれき等の災害廃棄物に必要な仮置場の確保目標面積は一次仮置場が約 15 万 8 千㎡、二次仮置場が約 9 万 8 千㎡となり、レベル 2 の地震の場合、一次仮置場が約 41 万㎡、二次仮置場が約 25 万 4 千㎡となる。

なお、市では仮置場の候補地選定を進めており、令和 4 年 2 月現在で約 16 万 1 千㎡を見込んでいる。現在の状況としてレベル 1 の地震で必要とされる一次仮置場の確保目標面積以上を候補地として選定している状況である。レベル 1 の二次仮置場については一次仮置場との併用や、民間等の協力を要請していくものとする。

今後もレベル 2 の地震に備え、国の災害廃棄物対策指針や県策定マニュアルを参考に、仮置場の確保に努めていく。

表 2-3-4 に、現在の仮置場候補地を掲載する。

※必要面積の 50%確保目標について：東日本大震災の経験を踏まえた災害廃棄物処理の技術的事項に関する概要報告書（平成 28 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）面積・地形等物理条件によるスクリーニング 仮置場必要面積の算定方法に掲載の例 2 「仙台市震災廃棄物等対策実施要領」（平成 25 年 5 月、仙台市）による。

表 2-3-3 災害廃棄物発生量と仮置場必要面積

| 地震規模 | 仮置場   | 災害廃棄物発生量(t) |         |       |           | 仮置場必要面積(㎡) |         |         |   |         | 仮置場確保目標面積 |
|------|-------|-------------|---------|-------|-----------|------------|---------|---------|---|---------|-----------|
|      |       | 可燃物         | 不燃物     | 津波堆積物 | 計         | 災害廃棄物      |         | 津波堆積物   | 計 |         |           |
|      |       |             |         |       |           | 可燃物        | 不燃物     |         |   |         |           |
| レベル1 | 一次仮置場 | 77,968      | 365,032 | －     | 443,000   | 116,952    | 199,108 | 316,060 | － | 316,060 | 158,030   |
|      | 二次仮置場 | 91,365      | 107,956 | －     | 199,321   | 137,048    | 58,885  | 195,933 | － | 195,933 | 97,966    |
| レベル2 | 一次仮置場 | 202,400     | 947,600 | －     | 1,150,000 | 303,600    | 516,873 | 820,473 | － | 820,473 | 410,236   |
|      | 二次仮置場 | 237,178     | 280,247 | －     | 517,426   | 355,767    | 152,862 | 508,630 | － | 508,630 | 254,315   |

※積み上げ高さ：2.5m（最大 5m 以下）

作業スペース割合：0.5（廃棄物置場に対する車両走行・分別等の作業スペースの割合）

※可燃物（17.6%）=可燃混合物+木くず 不燃物（82.4%）=不燃混合物+コンクリートがら+金属くず+その他

※算定は県策定マニュアルの手法に準じて行った。

※見かけ比重：可燃物=0.4t/㎡<sup>3</sup> 不燃物=1.1t/㎡<sup>3</sup>

※一次仮置場 可燃物=可燃混合物+木くず 不燃物=不燃混合物+コンクリートがら+金属くず+その他

※二次仮置場 可燃物=可燃混合物+木くず 不燃物=コンクリートがら+金属くず+その他

※四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

※仮置場確保目標面積は必要面積の 50%とする。

## イ 仮置場候補地

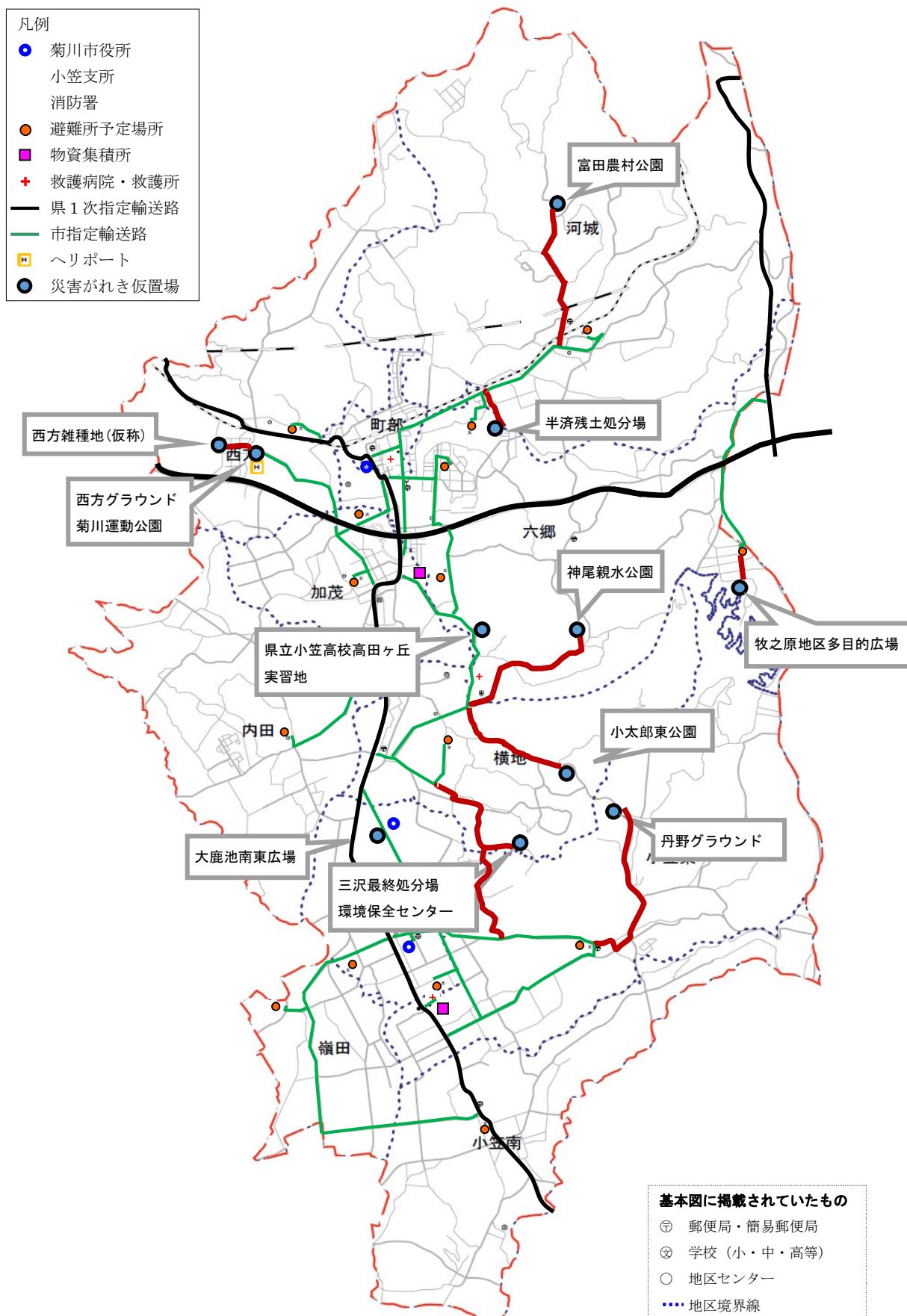
仮置場候補地は、表 2-3-4 及び「菊川市緊急輸送路図及び災害がれきの仮置場等位置図計画指定仮置場候補地」のとおりである。仮置場の確保と配置計画及び運用に当たっては、県計画及び県マニュアル等の留意事項等を参考にする。

なお、仮置場については、3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の改変の場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要になるほか、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるため、災害廃棄物の搬入前に土壌をサンプリングし、閉鎖に備えて分析を行う。

表 2-3-4 仮置場候補地

| No.  | 名称                | 面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 所在地                   | 所有者 | 備考   |
|------|-------------------|-------------------------|-----------------------|-----|------|
| 1    | 富田農村公園            | 9,900                   | 富田 900-1 ほか           | 菊川市 |      |
| 2    | 半済残土処分場           | 1,100                   | 半済 3061-78 ほか         | 菊川市 |      |
| 3    | 西方雑種地（仮称）         | 1,700                   | 西方 2857-1             | 菊川市 |      |
| 4    | 西方グラウンド           | 15,500                  | 西方 2249-1 ほか          | 菊川市 |      |
| 5    | 菊川運動公園            | 63,600                  | 西方 898 ほか             | 菊川市 |      |
| 6    | 牧之原地区多目的広場        | 4,800                   | 牧之原 2636-97           | 菊川市 |      |
| 7    | 県立小笠高校<br>高田ヶ丘実習地 | 27,800                  | 半済 511-1・511-2<br>の一部 | 静岡県 | 協定締結 |
| 8    | 神尾親水公園            | 4,700                   | 牛渕 143-1 ほか           | 菊川市 |      |
| 9    | 小太郎東公園            | 3,500                   | 東横地 3311-19           | 菊川市 |      |
| 10   | 丹野グラウンド           | 11,700                  | 丹野 932 ほか             | 菊川市 |      |
| 11   | 大鹿池南東広場           | 5,100                   | 下平川 2958-1 の一部        | 菊川市 |      |
| 12   | 三沢最終処分場           | 8,700                   | 三沢 1593-1 ほか          | 菊川市 |      |
| 13   | 環境保全センター          | 3,100                   | 棚草 1830-1 ほか          | 菊川市 |      |
| 面積合計 |                   | 161,200                 |                       |     |      |

菊川市緊急輸送路図及び災害がれき仮置場等位置図  
計画指定仮置場候補地



## ウ 人員と資材の確保

仮置場を運営管理するために必要な人員と資機材は表 2-3-5 及び 2-3-6 のとおりである。

仮置場に職員を配置できない場合、建設業者又は廃棄物関係業者、あるいは市 OB の協力、シルバー人材センターの活用等、あらゆる手段を尽くして仮置場の受入れ、誘導、積み下ろし補助、受付業務等を行う人員を確保し、常時複数人が作業に当たることができる体制とするよう、事前に体制づくりを行う。

必要な資材機材についても、表 2-3-6 及び「県マニュアル No. 1-2 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（令和 2 年 2 月）」の「仮置場必要資機材及び保有機材のリスト」等を参考に保有量や保管場所、災害時の調達方法を事前に確認しておき、発災後すぐの仮置場設置に備える。

表 2-3-5 仮置場の運営・管理に必要な人員と役割

| 人 員   | 役 割                                                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現場責任者 | ○仮置場の全体管理<br>・場内の安全管理<br>・空きスペースの把握<br>・連絡調整 等                                                      |
| 誘導員   | ○交通整理<br>・出入口での車両誘導、場内の混雑状況の調整<br>○排出地域の確認<br>・搬入者の免許証やナンバープレート、また可能な時期となれば罹災証明から、被災地域からの搬入であることを確認 |
| 補助員   | ○荷下ろしの補助<br>・分別区分の区画ごとに複数名配置し、搬入者の荷下ろしを補助<br>○分別指導<br>・適切な分別への協力を依頼<br>○受付事務<br>・被災の確認、受付           |

出典：仮置場に関する検討結果 災害廃棄物対策東北ブロック協議会

※夜間の監視員が必要になる場合もある。

表 2-3-6 仮置場の設置、管理・運営に必要な資機材

| 資機材                                     | 役割・留意事項                                                             |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 保護具<br>(手袋、ヘルメット、安全靴、<br>防じんマスク、安全メガネ等) | ・管理運営に当たり、処理業者やボランティアに協力を依頼する場合は、必要な保護具の調達について調整が必要                 |
| 遮水シート、敷鉄板、フレキシブルコンテナバッグ、土嚢袋             | ・土壌への廃棄物のめり込み、有害物質の浸透、砂じん巻き上げ等の防止                                   |
| 仮囲い                                     | ・不法投棄や資源物等の盗難の防止                                                    |
| カラーコーン、バー、杭、ロープ、立て看板、被覆用シート             | ・分別区分の区画や動線の提示<br>・搬入された廃棄物の飛散防止<br>・搬入された災害廃棄物（段ボールや廃材等）を活用する方法もある |
| 重機<br>(バックホウ、ショベルローダー等)                 | ・廃棄物の積上げ、粗選別、重機による出入口の封鎖                                            |
| 薬剤                                      | ・害虫の発生防止<br>※単なる消臭目的のものは補助対象とならない可能性がある                             |

出典：仮置場に関する検討結果 災害廃棄物対策東北ブロック協議会

#### (5) 仮置場に搬入できない住民への対応

車両が被災した、高齢であるなどの理由で、仮置場に片付けごみを持ち込めない住民への対応を事前に検討しておく。市による収集を行う、被災地区内に集積所を設けるなどが考えられるが、通常のごみステーションや住宅地内の小規模公園等を集積所として用いることは、道路通行の支障や生活環境の悪化を招く恐れが高いことから避けることが望ましい。

車両の被災や身体等の理由から仮置場に片付けごみを直接搬入できない住民については電話等の申し込みによる戸別回収や、市ボランティア本部と連携した回収等を検討する。

#### (6) 収集運搬

##### ア 優先的に回収する災害廃棄物の種類

巨大地震が発生した場合に倒壊した建物や電柱等が道路をふさぐことで、交通を分断し、初期の救助活動や復旧活動に支障が出ることが考えられることから、被災初期には道路管理者による道路啓開を優先することになる。さらに、危険・有害廃棄物の収集も優先する。季節別では、夏季に河川や浸水域周辺より腐敗しやすい廃棄物が発生した場合、迅速な処理が必要になり、冬季は着火しやすいも

のを極力優先的に回収する。

また、平時から危険・有害廃棄物等の排出及び処理動向に注意し、被災時には適正かつ迅速に処理していく。なお、事業者や所有者に処理責任のあるものは、本市が災害廃棄物として認めたものを除き、事業者や所有者が処理を行うことを原則とする。

#### イ 収集運搬ルート及び方法

災害廃棄物の収集運搬は、対応時期や運搬先によって品目や性状が変化するため、発災時、初動期、仮置場、再資源化施設、処理処分先等への運搬時に分けて考える必要がある。時期ごとの収集・運搬車両の確保とルート計画は、災害廃棄物対策指針の技術資料、「技 17-3 収集運搬車両の確保とルート計画に当たっての留意事項」等を参考に平時から検討を行うものとする。

#### ウ 必要資機材

災害時に不足することが予想される資機材については、あらかじめリストアップしておき、可能なものについては備蓄しておくとともに、災害協定締結済み関係団体等の所有する資機材のリストを事前に作成し、連絡・協力体制を確立しておく。

#### エ 連絡体制・方法

被災時の収集運搬に際しては、市民環境班（災害廃棄物対策係）が主となり、災害時連絡体制や連絡方法を用いて、関係組織や民間事業者に連絡を取るものとする。

### (7) 環境対策と環境モニタリング

環境モニタリングは、建物の解体現場や仮置場等の廃棄物処理現場における労働災害の防止や、その周辺における地域住民への生活環境への影響を防止することである。平時からモニタリングが必要な場所を認識し、どのような環境項目について配慮する必要があるのか把握しておく。

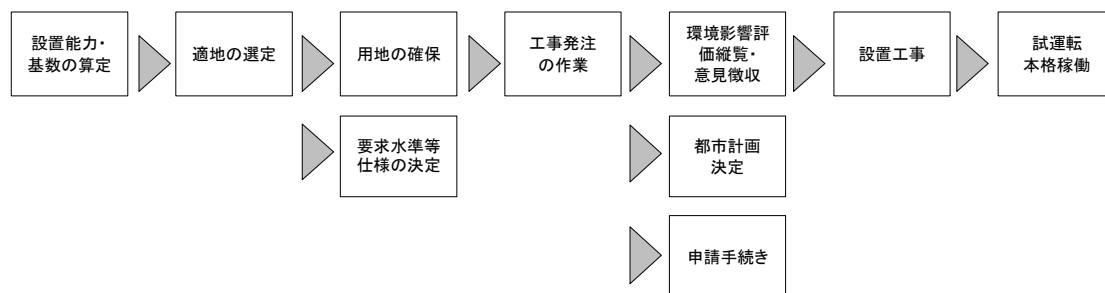
廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の仕様・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の項目について行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

## (8) 仮設中間処理施設

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、災害廃棄物の減量化及び再生利用を目的として、仮設焼却炉の規模の算定を行った。施設規模は県計画及び「ごみ処理施設整備の計画・設計要領改訂版 2006(社団法人全国都市清掃会議)」に基づき算出した。

仮設焼却炉を設置する場合、設置場所の決定後は、県計画等を参考に環境影響評価または生活環境影響調査、工事発注作業、設置工事等を進める。

仮設焼却炉の配置に当たっては、周辺住民への環境上の影響を防ぐよう検討する。



出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成 30 年 3 月）

図 2-3-2 仮設焼却炉の設置フロー

### ア 仮設焼却炉規模の算定

地震規模別に発生した災害廃棄物(可燃物)を環境資源ギャラリーで処理した場合、処理に係る年数を表 2-3-7 に示した。レベル 1 では処理完了までに約 23 年、レベル 2 では約 60 年かかってしまう。

また、環境資源ギャラリーで災害廃棄物の処理を続けながら、3 年間で処理を完了させようとした場合に必要となる仮設焼却炉の規模を表 2-3-8 に示す。算定の結果、レベル 2 の地震では、処理能力が 522t/日の仮設焼却炉を建設すれば、3 年間で焼却処理を終えることができるが、かなりの大型の仮設焼却炉となり、莫大な費用が想定される。東日本大震災では広範囲に渡り多くの自治体が被災し、その処理は広域により実施されたため、本市においても、甚大な被害を受けた場合には、周辺自治体との共同による広域処理を視野に入れ、検討するものとする。

表 2-3-7 災害廃棄物を環境資源ギャラリーで処理した場合の必要年数

| 地震規模  | ①災害廃棄物発生量<br>(焼却対象可燃ごみ) (t) | ②年間必要焼却量<br>(3年間で処理)<br>=①/3(t) | 実処理年数<br>(①/年間受け入れ<br>焼却可能量) (年) |
|-------|-----------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| レベル 1 | 91,365                      | 30,455                          | 23.3                             |
| レベル 2 | 237,178                     | 79,059                          | 60.6                             |

※焼却対象可燃ごみは、図 2-3-1 の二次仮置場での焼却量の合計

※②の年間受入焼却可能量は、3- (1) -ウで算出した 3,908t/年 (14.0t/日)。

表 2-3-8 仮設焼却炉の規模の算定

| 地震規模  | ①災害廃棄物発生量<br>(可燃ごみ・t) | ②環境資源ギャラリー<br>の災害廃棄物3年間焼<br>却可能量(年間受入焼<br>却可能量×3年) (t) | ③環境資源ギャラ<br>リーで処理できな<br>い可燃ごみ量<br>=①-②(t) | ④1年当たり必<br>要焼却量<br>=③/3(t) | 必要施設規模<br>(t/日)<br>=③/18月/25日<br>/0.96 |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------|----------------------------------------|
| レベル 1 | 91,365                | 11,724                                                 | 79,641                                    | 26,547                     | 184                                    |
| レベル 2 | 237,178               |                                                        | 225,454                                   | 75,151                     | 522                                    |

※①は図 2-3-1 の二次仮置場での焼却量の合計。

※②の年間受入焼却可能量は、3- (1) -ウで算出した 3,908t/年 (14.0t/日)。

※必要施設規模は県計画の手法にならない算定した。

## イ 選別・破碎等中間処理施設規模の算定

図 2-3-1 基本処理フローに従い、県計画の手法に基づき各中間処理施設の施設規模を算定した結果が表 2-3-9 のとおりである。

表 2-3-9 仮設中間処理施設の規模算定結果

| 仮置場   | 施設           | 対象廃棄物                               | レベル 1         |               | レベル 2         |               | 備考                    |
|-------|--------------|-------------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------|
|       |              |                                     | 対象廃棄物量<br>(t) | 施設規模<br>(t/日) | 対象廃棄物量<br>(t) | 施設規模<br>(t/日) |                       |
| 一次仮置場 | 粗選別          | 混合廃棄物+<br>木くず粗選別搬入分                 | 191,908       | 444           | 498,180       | 1,153         |                       |
|       | コンクリート<br>破碎 | コンクリートがら                            | 107,392       | 249           | 278,783       | 645           |                       |
| 二次仮置場 | 破碎選別         | 粗選別-コンクリート<br>選別分-木くず選別分<br>-可燃物選別分 | 161,163       | 373           | 418,370       | 968           |                       |
|       | 焼却           | 破碎可燃物+<br>木くず分別分                    | 91,365        | 211           | 237,178       | 549           | 環境資源ギャラリー<br>で焼却しない場合 |
|       | 灰処理          | 主灰                                  | 31,978        | 74            | 83,012        | 192           | 主灰は焼却対象量の<br>35%と設定   |
|       | コンクリート<br>破碎 | コンクリートがら                            | 107,392       | 249           | 278,783       | 645           |                       |
|       | 土壌処理         | ふるい下土砂                              | 96,698        | 224           | 251,022       | 581           |                       |

※対象廃棄物量は、図 2-3-2 の各中間処理施設での処理量。

※施設規模は、県計画にならない対象廃棄物量/18月/25日/0.96 で算定した。



(9) 損壊家屋等の撤去等

ア 損壊家屋の発生量

県第4次被害想定における本市の建物の倒壊数を表2-3-10に示す。これは地震により発生する地震動や液状化、山・崖崩れ、火災などで全壊または焼失した建物棟数であり、レベル1の地震・津波では約3,300棟(22%)の建物が全壊し、レベル2(地震動：東側ケース)の地震・津波では約8,900棟(59%)の建物が全壊すると想定されているが、津波被害は当市にはないためすべて地震として想定する。

表 2-3-10 レベル1及びレベル2の地震・津波による建物被害(全壊棟数)

単位:棟

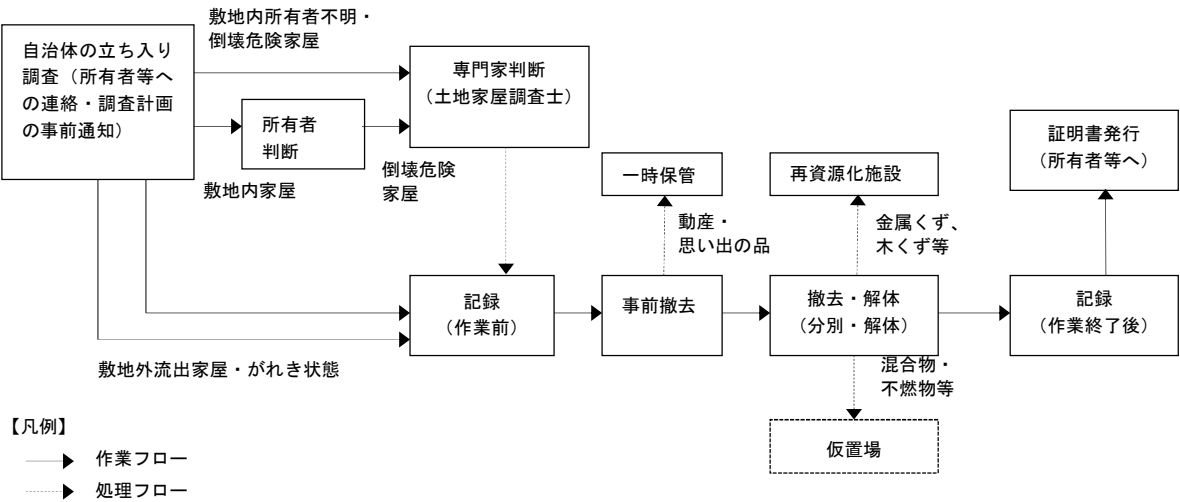
| 被害想定            | 木造     |     | 非木造   |     | 計      |     |
|-----------------|--------|-----|-------|-----|--------|-----|
| 建物数             | 11,970 |     | 3,180 |     | 15,150 |     |
| レベル1地震・津波での全壊数  | 2,090  | 17% | 1,236 | 39% | 3,326  | 22% |
| レベル2での全壊数(東側、①) | 5,867  | 49% | 3,060 | 96% | 8,927  | 59% |

出典:県第4次被害想定

イ 損壊家屋の撤去等の方針及び留意点

損壊家屋の撤去等に関しては、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」(平成23年3月25日付被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知)により、国の方針が出されている。

また、損壊家屋等の作業フロー及び廃棄物フローを図2-3-3に示した。損壊家屋が使用可能かどうか等の専門的判断が必要になるため、土地家屋調査士が必要になるほか、重機による作業や設計、積算、現場管理等の業務が生じるため、事業班の協力とあわせ、土木・建築分野に精通した人員が必要になる。



出典:【技 19-1】損壊家屋等の撤去と分別に当たっての留意事項(環境省、令和2年3月)

図 2-3-3 損壊家屋等の撤去に係る作業・処理フロー

## (10) 分別・処理・再資源化

処理フローで想定した処理方法による災害廃棄物等の種類ごとの分別・処理方法・再資源化量及び方法例は、表 2-3-11 のとおりである。再資源化にあたっては、受入先の確保と、受入先が要求する性状に合わせて処理する必要がある。また、産業廃棄物処理施設の活用も考えられることから、処理フローや処理方法は、被災後随時見直すものとする。処理困難物も、排出事業者への引き渡しや専門業者への依頼により極力リサイクルすることを前提とし、最終処分量を極力削減する。ただし、被災状況や仮置場の状況によっては、分別後の可燃物の焼却や、埋立も検討することとする。

表 2-3-11 災害廃棄物の種類ごとの分別・処理方法

| 仮置場       | 災害廃棄物等      | 処理方法              | 再資源化量<br>レベル 1 の<br>地震(t) | 再資源化量<br>レベル 2 の<br>地震(t) | 再資源化例   |
|-----------|-------------|-------------------|---------------------------|---------------------------|---------|
| 一次<br>仮置場 | 木くず         | 分別、粗選別、手<br>選別、破碎 | 5,759                     | 14,950                    | 木くずチップ  |
|           | 金属くず        | 分別                | 27,023                    | 70,150                    | 金属スクラップ |
|           | コンクリートがら    | 破碎、粒調             | 107,392                   | 278,783                   | 再生碎石    |
| 二次<br>仮置場 | 可燃物、<br>木くず | 主灰造粒固化            | 37,734                    | 97,955                    | 復興資材    |
|           | 金属くず        | 破碎、分級、選別          | 81                        | 209                       | 金属スクラップ |
|           | コンクリート破碎    | 破碎、粒調             | 107,392                   | 278,783                   | 再生碎石    |
|           | ふるい下土砂      | 改質処理              | 96,698                    | 251,022                   | 復興資材    |
| 再資源化率(%)  |             |                   | 86.2%                     | 86.2%                     |         |

## (11) 最終処分

表 2-3-12 に、(3) 処理フローで想定した処理方法による最終処分量を示す。

現在搬入している棚草最終処分場の容量に余裕はあるが、被災時には県や周辺自治体と連携して、広域処理を進めることも考えられる。さらに、平時から複数の最終処分候補先をリストアップするなど、被災時に備える。

また、災害時に大量に発生する災害廃棄物に対して、4Rの推進により可能な限り最終処分量を削減していく。

表 2-3-12 最終処分量

| 被害想定             |      | ばいじん   | 不燃物   | 計      | 最終処分率 |
|------------------|------|--------|-------|--------|-------|
| レベル 1 の<br>地震・津波 | (t)  | 4,568  | 967   | 5,536  | 1.2%  |
|                  | (m³) | 3,514  | 1,381 | 4,895  | －     |
| レベル 2 の<br>地震・津波 | (t)  | 11,859 | 2,511 | 14,370 | 1.2%  |
|                  | (m³) | 9,122  | 3,587 | 12,709 | －     |

※最終処分量は図 2-3-1 で算出した値を使用した。

※四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

表 2-3-13 棚草最終処分場搬入可能量

単位: m<sup>3</sup>

| 被害想定       | 最終処分場<br>残余量① | 最終処分量② | 残余量①-最終処分量② |
|------------|---------------|--------|-------------|
| レベル1の地震・津波 | 35,454        | 4,895  | 30,559      |
| レベル2の地震・津波 | (R元年度末現在)     | 12,709 | 22,745      |

※棚草最終処分場における平成29～令和元年度の埋立容量平均は672 m<sup>3</sup>となり、10年後の埋立残余量を6,720 m<sup>3</sup>と仮定した場合においても、棚草最終処分場の容量には余裕がある。

## (12) 広域的な処理・処分

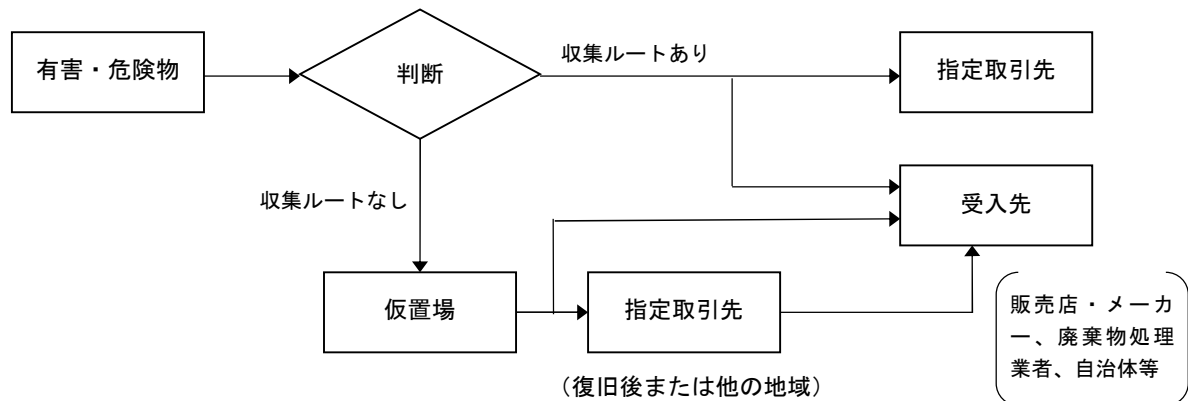
災害廃棄物の広域処理を進めるにあたって、その手続方法や契約書の様式等を、県計画参考資料「No.4 広域処理の事前協定・手続きマニュアル」等を参考に準備しておく。なお、発災後の迅速な対応のため、被災側、支援側の両方の契約書様式を準備しておく。

広域処理にあたっては、本市から県や他市町へ委託や、他市町の事業者へ委託する場合がある。他都道府県に委託し、その都道府県の管内市町村や事業者への再委託が平成27年8月の廃棄物処理法の改正によって、災害廃棄物に限り認められている。

## (13) 有害廃棄物・処理困難物対策

有害物質が漏洩等により災害廃棄物に混入すると、災害廃棄物の処理に支障をきたすことになる。有害廃棄物取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対応を講ずるよう協力を求める。

有害性・危険性のある廃棄物のうち、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とする。一般廃棄物に該当するものは、原則として平常時の収集及び処理方法に準ずるものとし、発災時における排出に関する優先順位や適切な処理方法等については、その都度、住民や事業者に広報するものとする。



※【技 24-15】個別有害・危険製品の処理(環境省、平成31年4月)

図 2-3-4 有害・危険物処理フロー

#### (14) 思い出の品等

損壊家屋などの災害廃棄物を撤去する際に見つかった貴重品や思い出の品は、可能な限り所有者等に引き渡す機会を提供する。災害廃棄物対策指針【技 1-20-16】「貴重品・思い出の品の取扱マニュアル」に基づき、平時にあらかじめ取扱ルールについて検討しておく。基本的事項は、以下の通りである。

ア 貴重品(株券、金券、商品券、古銭、貴金属等)について

所有者が不明の場合、遺失物法に基づき警察署長に提出することになっている。警察署での保管期間は3ヶ月と法律で定められており、警察ではインターネットを通じて、情報を公開している。

イ 有価物ではないが、所有者個人にとって価値のある思い出の品について

市内に保管場所を定め、所有者へ引き渡す機会を設ける。保管場所の運営にあたっては、ボランティアの協力を求め、保管期間は被災者感情、状況を考慮し判断するものとする。回収対象の思い出の品は、位牌、写真類、卒業証書、賞状、トロフィー、成績表、手帳、電子記録媒体類、携帯電話等が想定される。個人情報も含まれるため、保管・管理には十分な配慮が必要となる。

#### (15) 住民等への広報

災害廃棄物を適正に処理するうえで、住民や事業者の理解は欠かせないものであり、次の事項について、平時及び発災時を問わず、ごみマニュアルや市広報への掲載、防災訓練の際に周知するなど、継続的に啓発活動を行う。

- |                         |
|-------------------------|
| ア 仮置場開設の日時場所            |
| イ 仮置場への搬入に際しての分別方法      |
| ウ 腐敗性廃棄物の排出方法           |
| エ 避難所内でのごみの分別方法         |
| オ 生活ごみの回収方法             |
| カ 便乗ごみの排出や混乱に乗じた不法投棄の禁止 |

避難所等の被災者に対する災害廃棄物(避難所ごみ、し尿等)の処理に関する広報は、本部総括班と広報手法や内容等を調整する。広報の際は混乱を防ぐため、情報の一元化を図る。

発災直後から、仮置場の開設予定や収集の有無等の広報計画を立てる。スムーズな広報実施のため、広報文案を事前に作成しておく。

発災後は被災者の片付けを手伝う災害ボランティアにも廃棄物の分別や排出方法を周知する必要がある。市災害ボランティア本部を運営する社会福祉協議会と平時から連絡窓口を定め連絡先の確認を行う。

## (16) 豪雨等による水害に関する特記事項

本市は大雨等による被害が大きく、特に菊川水系流域やその支流域は、広い範囲で浸水すると想定されている。従って、浸水被害や水害廃棄物の対策についてあらかじめ検討する必要がある。

### ア 水害廃棄物対策

水害廃棄物は水分を多く含んでいるため腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するなど時間の経過により性状が変化する場合があり、できる限り迅速に処理する必要がある。特に食品加工物等について、被災時に外部に流出した場合は、速やかに処理するものとする。

### イ 処理施設の水没対策

環境資源ギャラリー、コミュニティ・プラント(奥の谷、平尾地区)、棚草最終処分場の浸水は本市及び静岡県ハザードマップから可能性は無いと想定される。

菊川浄化センターは過去の浸水実績から浸水域 2.0～5.0m 未満に指定されているが、現在は造成時に地盤高が上がっており浸水は無いと考えられる。

東遠衛生センターの浸水は 4.5m 程度と一部事務組合の調査から予測されていて、現在対策について同組合にて検討している。水没した場合に迅速に再稼働できるように、平常時から水没対策や再稼働に向けた情報収集を行っていく。

### ウ 豪雨等による災害廃棄物対策

本市は、昭和 57 年の台風 18 号により、連続雨量 579.5mm、最大時間雨量 82mm の豪雨に見舞われ、本市中央部を流れる菊川周辺の広範囲が浸水した。又、令和元年の台風 19 号では、24 時間雨量 408mm、最大時間雨量 58mm の豪雨により 24 戸が床上浸水、123 戸が床下浸水となり、127 トンの災害廃棄物処理を行った。地震等の大規模災害対策を進めるとともに、突発的な豪雨等で生じた災害廃棄物についても、発生が見込まれる災害廃棄物の量や組成、性状、その対応策について検討を行っていく。



# 3 章 災害応急対応

## (初動期～応急対応前半)

- ▶初動期は県や周辺市町と連携を取り、以下の対応を行う。
  - ・ 市民環境班(災害廃棄物対策係)の立ち上げ
  - ・ 道路上の災害廃棄物の撤去(自衛隊・警察・消防・道路管理者等と連携)
  - ・ 倒壊の危険性のある建物の解体・撤去
  - ・ 処理施設の被災状況の確認
  
- ▶応急対応前半は以下の対応を行う。
  - ・ 被災情報の収集
  - ・ 実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量と処理可能量の推計
  - ・ 収集運搬体制の確保
  - ・ 仮置場の確保
  - ・ 処理施設の補修、再稼働
  - ・ 避難所ごみ、し尿等の収集運搬及び処理
  - ・ 腐敗性廃棄物の優先的処理
  - ・ 処理方法の検討(単独、県事務委託、他自治体と共同処理等)

## 1 発災後の優先事項

### (1) 災害初動期・応急時の優先順位

災害応急対応は、発災直後から3日目程度までの初動期と発災から3週間程度までの応急対応前期と3ヶ月後程度までの応急対応後期とに分けられる。特に初動期は被害状況の全貌が判明していないため、不確定要素が多い中で意思決定が必要である。災害廃棄物の処理に関しては、計画に基づき人員を確保し、被害状況や災害廃棄物の発生状況を調査しながら、仮置場の開設、避難所ごみの収集等の検討を行う。特に災害応急対応として必要な災害廃棄物の処理は以下のとおりである。

- ア 災害情報の収集
- イ 生活ごみ等の処理(災害用トイレ等し尿の処理、避難所ごみ、粗大ごみの処理等)
- ウ 災害廃棄物の発生量の算定と処理
- エ 仮置場の開設
- オ 住民へのごみ排出方法周知

### (2) 事務委託の検討

被災状況を調査し、災害廃棄物発生量や処理施設の能力、職員の被災状況などを踏まえ、独自で災害廃棄物を処理できるか総合的に検討する。被害の規模等によっては、県へ支援や事務委託を要請する。

### (3) 組織体制・指揮命令系統

発災後、平時に検討した災害廃棄物対策係を立ち上げ、責任者を決定し、指揮命令系統を確立する。災害廃棄物対策係は災害対策本部と連携すると共に、情報の一元化に努める。また、被災状況に応じて、対応が24時間体制になる場合は、責任者を副責任者が補佐する。

### (4) 情報収集・連絡

発災後、下記の情報について災害対策本部と連携し、優先順位をつけて収集し、県に報告する。

#### ア 被災状況

- (ア) 避難所と避難者数
- (イ) 市内、一部事務組合の一般廃棄物処理施設(環境資源ギャラリー、棚草最終処分場等)の被害状況
- (ウ) 市内の廃棄物処理施設の被害状況
- (エ) PRTR(化学物質排出移動量届出制度)情報や特別管理廃棄物の排出情報に基づく有害、危険廃棄物等の流出状況



## イ 収集運搬体制に関する情報

- (ア) 道路情報
- (イ) 収集運搬車両の状況

## ウ 災害廃棄物発生量を推計するための情報(現況調査)

- (ア) 全壊、半壊の建物数と解体、撤去を要する建物数
- (イ) 水害の浸水範囲(床上・床下戸数)

また、県等の外部組織との連絡手段を確保し、市民環境班(災害廃棄物対策係)内に連絡窓口を決定する。なお、災害対策本部が状況(初動期等)に応じ連絡窓口となる。併せて被災現場や所管施設で情報収集する職員等との連絡手段も確保する。

## 2 初動期(発災直後～約3日後)

### (1) 被災情報の収集

翌日以降の廃棄物処理の可否の判断、災害廃棄物発生量の推計準備、支援要請の検討等を行うため、市内全体の被害状況(建物被害等)や委託先を含む廃棄物処理施設等の被害状況等について情報を収集する。

収集した情報の一部は県や関係団体等と共有する。(県への報告は災害対策本部等からも行われる。廃棄物処理に特有な事項については県廃棄物部局に報告する)

#### ア 市内被害情報の収集

建物の被害棟数、浸水範囲、ライフラインの被害状況、道路状況等

#### イ 委託先を含む廃棄物処理施設等に関する被害情報の収集

管内の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、収集運搬車両等  
ごみ処理施設は以下の施設の被害状況の把握を行う。

- (ア) 環境資源ギャラリー
- (イ) 東遠衛生センター
- (ウ) 菊川浄化センター
- (エ) コミュニティ・プラント(奥の谷、平尾地区)
- (オ) 棚草最終処分場
- (カ) 自区内の産業廃棄物処理施設(焼却施設、リサイクル施設、最終処分場等)

#### ウ 現地確認のために職員を派遣

＊環境省「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」による被害状況チェックリストを活用し、災害対策本部と連携しながら被災情報を収集する。

## (2) し尿の収集運搬・受入れ施設の確保

し尿の収集運搬は、発災後に最も急がれる対応のひとつである。発災後は、事業者団体等と締結している災害協定に基づき、速やかに収集運搬を開始する。

また、し尿や浄化槽汚泥の処理施設である東遠衛生センターや菊川浄化センターに関しては、発災後速やかに被災状況を調査し、一刻も早い復旧ができるような体制を整えておく。

## (3) 仮置場の確保等、災害廃棄物の処理体制の確保

災害廃棄物を回収するために、平時に選定した仮置場候補地から仮置場を決定するとともに、仮置場の管理・運営に必要な資機材や人員を確保し、災害廃棄物の分別方法を決定する。準備が整った後に仮置場を開設し、災害廃棄物の受け入れを開始する。

仮置場の確保に当たっては、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて設定場所を見直す。

並行して、仮置場の場所、開設日時、受入時間帯、分別方法等について住民・ボランティアへ周知する。（住民広報については（9）に記載）

特に水害の場合は、水が引いた直後から片付けごみの搬出が始まるため至急の対応が必要。

また、本市が指定する仮置場や集積所以外の場所に災害廃棄物の集積が行われた場合には速やかに撤去する。

## (4) 環境モニタリングの実施

地域住民の生活環境への影響を防止するために、仮置場内又は近傍において、可能な範囲で大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を住民等へ情報提供する。

特に、発災後に可能な限り早い段階で一般大気中の石綿測定を行うことが重要である。

石綿測定に当たっては、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）（平成 29 年 9 月）」を参照する。

## (5) 自衛隊・警察・消防等との連携

発災時には、自衛隊や警察、消防に配慮し、連携して災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う。情報の一元化の観点から、災害対策本部と調整した上で、自衛隊・警察・消防等と連携していく。

## (6) 道路上の災害廃棄物の撤去

災害廃棄物やし尿の収集運搬の際に、放置自動車等が道路を遮断しているケースも想定されるため、道路管理者に収集運搬ルートを示すなど、道路啓開に協力が得られる体制を確保する。

さらに、道路管理者が中心になって行う道路上の倒壊した建物、災害廃棄物撤去等の際に、現場に石綿や硫酸などの有害・危険物質が混在している可能性があるため、その旨を道路管理者に伝え、安全確保に努める。現場での情報収集の際には、釘やガラス等が散乱している可能性があるため、安全靴やゴーグルなど必要な防具を身につける。

## (7) 有害物質・危険物の把握

被災時の生活環境の保全のため、有害物質・危険物の保管場所等について、平時より把握に努め、PRTR(化学物質排出移動量届出制度)等に基づいて、あらかじめ作成した地図等を基に有害物質・危険物の種類と量及び拡散状況を把握する。

## (8) 相談窓口へのマニュアル配布

発災時には災害対策本部の指示の下、被災者相談窓口が設置されるため、平時に検討した方法に基づき廃棄物関連の相談対応マニュアルを窓口へ配布する。被災者の自動車などの所有物や、思い出の品、貴重品に関する問い合わせが予想される。

また、発災直後であっても損壊家屋等の解体・撤去や基礎の撤去等の要望、その他有害物質・危険物(石綿含有建材の有無等)の情報、災害用トイレやし尿収集、ごみ収集に関する情報を求める声や、要望が寄せられると想定される。

## (9) 住民への広報

発災後、平時に検討した広報文案を基に、実際の災害や、廃棄物の回収方法に合わせた内容を広報する。広報手段として、同報無線や広報誌、マスコミ、ホームページ、臨時災害用FM放送、防災メール(茶こちゃんメール)、公式SNS及び避難所への掲示、回覧板等が考えられるが、災害対策本部と調整のうえ、より効果的な手段で広報活動を推進する。

- ア 災害廃棄物の収集方法(戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等)
- イ 通常家庭ごみのステーション位置や収集頻度等の変更等
- ウ 避難所ごみの排出方法(分別区分、収集頻度等)
- エ 収集時期及び収集期間

- オ 仮置場の場所及び設置状況、持ち込み状況等（場所により持ち込みできるものが異なる場合にはその種類）
- カ ボランティア支援依頼窓口
- キ 相談窓口
- ク 便乗ごみの排出や不法投棄の禁止

被災者の片付けを手伝う災害ボランティアにも、同様の内容の周知が必要である。ボランティアの受付時に周知するなど、市災害ボランティア本部と連携し対応する。

特に、便乗ごみの排出や不法投棄を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールの実施や広報の強化地域を設定する。

発災後は、他の優先情報の周知の阻害や情報過多による混乱を招かないよう、災害対策本部総括班と調整しつつ、情報の一元化に努め、効果的、効率的に必要な情報を発信する。

### 3 応急対応前半（発災～3週間程度）

#### (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

環境省が策定する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を策定する。

本計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を策定する。

発災直後は災害廃棄物量を十分に把握できないこともあるが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要がある、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

#### (2) 災害廃棄物発生量・処理可能量の推計

発災後における実行計画の策定や処理体制の整備のため、実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計する。そのためには、徒歩などによる現地調査を行い、建物の全壊・半壊別被害棟数を算定する。さらに航空写真を用いて、水害の浸水範囲を把握し、収集した情報をもとに、発生量の推計を行う。

被災時には、市内の一般廃棄物処理施設の被害状況を調査し、どの程度の災害廃棄物を処理できるのかを推計する。実際の処理見込み量は、建物所有者の解体意思等により異なるため、その都度算定が必要である。さらに、焼却や選別・破碎など処理方法によって対象廃棄物が異なることから、それぞれについて処理見込み量を把握する必要がある。

### (3) 収集運搬体制の確保

収集運搬体制の整備は、平時に検討した内容を参考にし、腐敗性廃棄物や有害物質、危険物などを優先して収集運搬する。なお、一部事務組合などの処理施設へは市外への運搬となることから、被災状況の情報収集に注意が必要となる。

災害廃棄物に釘やガラスなどの危険物や有害物、感染性廃棄物等が混入している可能性もあることから、防護服・安全靴・ゴーグル・マスクなど必要な防具を装着する。火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出や再発火などの可能性があることから、ほかの廃棄物と混合せずに収集運搬を行う。また、菊川市社会福祉協議会が災害ボランティア支援本部を設置するのに伴い災害対策本部を通じて健康福祉班と調整し、ボランティアによる被災家屋からの災害廃棄物の分別排出を周知する。

廃棄物処理にあたっては、平常時同様、季節によって留意する事項が異なるため、台風等による収集運搬への影響を考慮する。

また、収集運搬車両が被害を受け使用できなくなることも考えられることから、平積みトラック等の手配を視野に入れておく。

収集運搬体制の整備にあたっては、災害廃棄物対策指針の「技 17-3 収集運搬車両の確保とルート計画にあたっての留意事項」を参考にするものとする。

### (4) 仮置場の確保（継続）

被害状況を反映した災害廃棄物発生量を算定し、その数値をもとに仮置場の必要面積確保を引き続き行う。

### (5) 倒壊の危険のある建物の撤去等

道路通行上支障のある災害廃棄物を撤去することは、災害応急時の優先事項の一つであり、倒壊の危険性のある建物についても優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。

建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意志を踏まえ決定する。所有者の解体意思を確認するため申請方法を被災者へ広報し、解体申請窓口を設置する。解体を受け付けた建物については、図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な重機の移動を実現できる順番などを勘案し、解体・撤去の優先順位を決定する。

解体申請受付(建物所有者の解体意思確認)と並行して、解体事業の発注を行うが、発災直後は、解体・撤去の対象を倒壊の危険性のある建物に限定する。

解体事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届出を行った後に、解体・撤去の優先順位を指示する。解体・撤去の着手にあたっては、建物所有者の立会いを求め、解体範囲等の最終確認を行う。

解体・撤去が完了した段階で解体事業者から報告を受け、解体物件ごとに現地立会い(申請者、市、解体業者)を行い、履行を確認する。

損壊家屋については、貴重品・思い出の品（取り扱いについては本計画第2章 事前準備 3 災害廃棄物処理 (14) 思い出の品等を参照）、石綿等の有害物質、LP ガスボンベ、太陽光発電設備や家庭用、業務用の蓄電池、ハイブリッド車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

## **(6) 有害物・危険物の撤去**

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。人命救助の際には、特に注意を払う。

PCB 等の適正処理が困難な廃棄物は、平時と同様に排出者事業へ引き渡すなど適切な処理を行う。応急的な対応としては、市が回収した後にまとめて事業者へ引き渡すなどの公的な関与による対策を行う。

## **(7) 一般廃棄物処理施設**

一般廃棄物処理施設について、被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行う。安全性の確認は、平時に作成した点検手引きに基づき行う。点検の結果、補修が必要な場合は、平時に検討した補修体制を参考に必要資機材を確保し、補修を行う。

## **(8) 避難所ごみ等生活ごみの処理**

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行うことを原則とする。避難所ごみは「避難所運営マニュアル」に則り保管場所に排出されたごみを回収する。回収の際には支援自治体等からの応援を含めた収集運搬・処理体制を整備し、被災状況を勘案して、特に夏季等はできるだけ早く収集運搬を開始する。（発災後3～4日後には開始することを目標とする。）

廃棄物の腐敗に伴うハエなどの害虫発生や、生活環境の悪化に伴う感染症の発生及びまん延が懸念されることから、避難所の管理・運営主体と連携を図る必要がある。

## **(9) 腐敗性廃棄物の優先処理**

水害廃棄物は水分を多く含んでいるため腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するなど、時間の経過により性状が変化する場合があることに留意し、保管及び処理には、災害廃棄物の種類ごとに優先順位を決め、処理スケジュールを作成する。

(10) し尿処理体制の確保

支援自治体やし尿処理事業者等の応援を含めたし尿の収集・処理体制の確保をする。





## 4 章 災害応急対応（応急対応後半）

### ～災害復旧・復興

- ▶ 実際の状況に合わせ、4 Rの原則に基づき、処理フローと処理スケジュールを見直す
- ▶ 建物の解体・撤去現場や仮置場での環境モニタリングの実施
- ▶ 仮設焼却炉等の中間処理施設の設置検討
- ▶ 災害廃棄物処理実行計画の策定
- ▶ 地元雇用の促進

## 1 災害廃棄物処理

### (1) 処理フローと処理スケジュールの見直し

災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、災害応急対応時に作成した処理フローの見直しを行う。

処理・処分先が決定次第、処理フローへ反映させる。また、災害廃棄物の処理見込み量の見直しが行われた場合には、適宜処理フローの見直しを行う。

処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材(重機や収集運搬車両、薬剤等)の確保状況等を踏まえ処理スケジュールの見直しを行う。場合によっては、広域処理や仮設焼却炉の検討も想定する。

### (2) 収集運搬の実施（継続）

道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、収集運搬方法の検討を行う。

### (3) 仮置場の管理・運営

設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合、仮設による破碎や焼却処理を行う仮置場の設置や広域処理が必要となる。

設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管し、また、周辺への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を検討する。

機械選別や焼却処理等を行う仮置場の配置計画にあたっての注意事項は、以下のとおりである。特に本市の場合、木造家屋の比率が高いことから、以下の木材及びコンクリート系の破碎機の導入についても、平時から検討する。

ア 木材・生木等が大量の場合、搬出又は減容化のため、木質系対応の破碎機や仮設焼却炉の設置が想定される。

イ がれき類の災害廃棄物が大量の場合、コンクリート系の破碎機設置が想定される。

ウ PCB、アスベスト、その他の有害・危険物の分別や管理に注意する。

エ 仮置場の災害廃棄物の種類や量は時間経過とともに変動するため、時間経過を考慮した管理を行う必要がある。

オ 市街地の仮置場や集積所には、対象となる廃棄物以外の不要(便乗)ごみが排出されやすいため、周囲にフェンスを設置し、出入口に警備員を配置するなど防止策を取る。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できる。

適切な仮置場の運用を行うために、次の人員・機材の配置を検討する。

ア 仮置場の管理者

イ 作業人員、車両誘導員、夜間警備員

ウ 廃棄物の積上げ、積下しの重機

エ 場内運搬用のトラック(必要に応じ)

オ 場内作業用のショベルローダー、ブルドーザーなどの重機

また、トラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、過積載防止の重量管理を行う。

仮置場の返却にあたり、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

#### (4) 環境モニタリングの実施（継続）

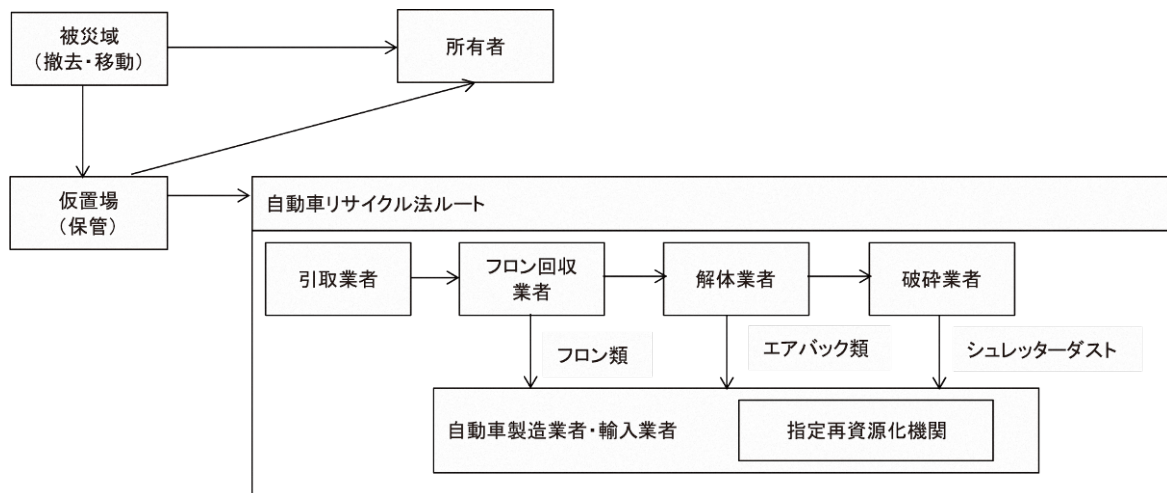
労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において環境モニタリングを実施する。環境モニタリングを行う項目は、平時の検討内容を参考にし、被害状況に応じて決定する。災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の追加などを行う。

放熱管の設置等により仮置場における火災を未然に防止するとともに、二次災害の発生を防止するための措置を継続して実施する。仮置場においては温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス性濃度測定を継続して実施する。

#### (5) 被災自動車等

被災自動車の状況を確認し、所有者に引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡す。処理ルートを図 4-1-1 に示す。

被災自動車の状況確認と被災域による撤去・移動、所有者の照会、仮置場における保管等の詳細については、県計画参考資料「No. 5 被災自動車・被災船舶の対応マニュアル」を参照するものとする。また、公益財団法人自動車リサイクル促進センター作成の「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」も参照する。



出典：【技 1-20-8】 廃自動車の処理(環境省 平成 26 年 3 月)

図 4-1-1 被災自動車の処理フロー

## (6) 選別・破砕・焼却処理施設の設置

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破砕・選別機等の必要性及び必要能力や機種等を決定する。

仮設焼却炉を設置する場合、設置場所の決定後は、環境影響評価または生活環境影響調査、工事発注作業、設置工事等を進める。

配置に当たっては、周辺住民への環境上の影響を考慮する。

設置後は処理が円滑に進むよう仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。特に、災害廃棄物の分別を徹底し、土砂等の不燃物を取り除くことでクリンカや残さ物の発生を抑制する。さらに土砂や水分が影響し、仮設焼却炉の発熱量確保が必要になった場合は、助燃剤として解体木くずや廃プラスチック類等の投入を検討する。

使用完了後の解体・撤去にあたっては、関係法令を遵守し、労働基準監督署など関係者と十分に協議した上で解体・撤去方法を検討する。

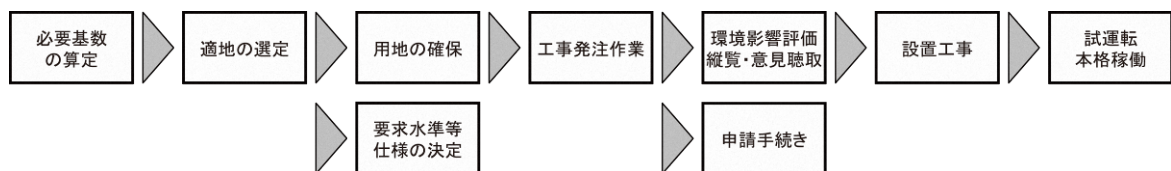


図 4-1-2 仮設焼却炉設置フロー

## (7) 最終処分受入先の確保

再資源化や焼却ができない災害廃棄物や可燃ごみの焼却残さを埋め立てるため、最終処分先の確保が重要である。市最終処分場の残余容量はあるが、搬入不可とな

ることも想定し、協定等により利用できる最終処分場を確保する。

最終処分場を確保できない場合には、必要に応じ県と協議の上、経済的な手段・方法で災害廃棄物を搬送できる場所を確保する。

#### **(8) 災害廃棄物処理実行計画の策定・見直し**

災害廃棄物処理実行計画を策定し、公表する。

復旧・復興段階では、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理に当たって課題等が次第に判明することから、処理の進捗に応じて実行計画の見直しを行う。

## **2 注意事項**

### **(1) 復興資材の活用**

最終処分量を極力削減するために、コンクリート殻、混合廃棄物等を可能な限り復興資材として活用することを基本とする。災害廃棄物ごとの再生資材例は表 4-2-1 のとおりである。

東日本大震災では、復興資材や再生資材の受入先が決まらないため、利用が進まない状況が多く見られた。利用にあたっては、受入先の要求品質に合わせた分別や処理が必要になる。つまり、復興資材や再生資材の利用を促進するには、受入先の確保と要求品質への対応等が必要になるため、表 4-2-1 を参考に、最新の状況を調査しながらの対応が必要である。

表 4-2-1 復興資材の利用用途

| 災害廃棄物    |               | 処理方法（最終処分、リサイクル方法）                                                                                                                                 |
|----------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 可燃物      | 分別可能な場合       | ・家屋解体廃棄物、畳・家具類は生木、木材等を分別し、塩分除去を行い木材として利用。<br>・塩化ビニル製品はリサイクルが望ましい。                                                                                  |
|          | 分別不可な場合       | ・脱塩・破碎後、焼却し、埋立等適正処理を行う。                                                                                                                            |
| コンクリートがら |               | ・40mm以下に破碎し、路盤材（再生クラッシャーラン）、液状化対策材、埋立材として利用。<br>・埋め戻し材・裏込め材（再生クラッシャーラン・再生砂）として利用。最大粒径は利用目的に応じて適宜選択し中間処理を行う。<br>・5～25mmに破碎し、二次破碎を複数回行うことで再生粗骨材Mに利用。 |
| アスファルトがら |               | ・骨材、路盤材等。                                                                                                                                          |
| 木くず      | 解体大型木材（柱材、角材） | ・家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化して各種原料や燃料として活用。                                                                                                       |
|          | 大型生木（倒木、流木）   | ・生木等はできるだけ早い段階で分別・保管し、製紙原料として活用。                                                                                                                   |
|          | 木くず           | ・燃料等。                                                                                                                                              |
| 金属くず     |               | ・有価物として売却。                                                                                                                                         |
| 家電       | リサイクル可能な場合    | ・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等は指定引取場所に搬入してリサイクルする。                                                                                                     |
|          | リサイクル不可能な場合   | ・災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。                                                                                                                            |
| 自動車      |               | ・自動車リサイクル法に則り、被災域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業者引渡しまで一次集積所で保管する。                                                                                              |
| 廃タイヤ     | 使用可能な場合       | ・現物のまま公園等で活用。<br>・破碎・裁断処理後、タイヤチップ（商品化）し製紙会社、セメント会社等へ売却する。<br>・丸タイヤのままの場合域外にて破碎後、適宜リサイクルする。<br>・有価物として買取業者に引き渡し後域外にて適宜リサイクルする。                      |
|          | 使用不可能な場合      | ・破碎後、埋立・焼却を行う。                                                                                                                                     |
| 木くず混入土砂  |               | ・最終処分を行う。<br>・異物除去・カルシウム系改質材添加等による処理により、改質土として有効利用することが可能である。その場合除去した異物や木くずもリサイクルを行うことが可能である。                                                      |

## (2) 土壌汚染対策法

仮置場については、3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の改変の場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要になる。また、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるので、事前に土壌調査をしておく必要がある。また、仮置場の返還時にも土壌汚染調査が必要であり、これについては、環境省が事務連絡「仮置場の返却に伴う現状復旧作業のための技術的事項について」（平成25年6月）を発出しており、この手順に従い返却を行う。仮置場についての一連の手続き等は、県計画参考資料「No.2 仮置場の設置・撤去手続きマニュアル」に準じて行う。

## (3) 生活環境影響調査

生活環境影響調査は、設置を要する廃棄物処理施設について実施が義務付けられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていこうとするものである。

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月4日付環廃対060904002号）は、この生活環境影響調査が、より適切で合理的に行われるよう、生活環境影響調査に関する技術的な事項を現時点の科学的知見に基づきとりまとめた

ものである。

廃棄物処理施設の設置手続き及び生活環境影響調査の内容については、県計画参考資料「No. 3 廃棄物処理施設の設置手続きマニュアル」を参考に適切に行う。

#### (4) 災害等廃棄物等処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業費補助金の目的は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援することである。

その概要は、以下のとおりである。詳細については、県計画参考資料「No. 15 災害廃棄物等処理事業費補助金マニュアル」を参照する。

##### ア 事業主体

市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)

##### イ 対象事業

市町村が災害(暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害)その他の事由(災害に起因しないが、海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 3 条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害)のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づく避難所の開設期間内のもの。

##### ウ 補助率

1/2

##### エ 補助根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)

第 22 条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)

第 25 条 法第 22 条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の 2 分の 1 以内の額について行うものとする。

## オ その他

本補助金の補助裏分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

### (5) 廃棄物処理法による再委託について

一般廃棄物の再委託は一律に認められていなかったが、平成27年8月の廃棄物処理法の改正により、非常災害における災害廃棄物の収集、運搬、処分等の再委託が、一定の要件を満たす者に限り可能となった。

再委託が可能なのは非常災害時のみで、非常災害にあたるかどうかは、処理主体である市町村の判断となる。なお、再委託できるのは災害廃棄物のみであり、生活ごみやし尿は対象外である。再委託の実施にあたっては、環境省令に十分留意するものとする。

### (6) 地元雇用の推進

東日本大震災の各地域の災害廃棄物処理業務においては、建設業・廃棄物事業者・運搬業者等の地元企業が大きく貢献し、また、積極的に地元雇用が行われた。

特に、一次仮置場への災害廃棄物の運搬や一次仮置場の管理、建物の解体など早期に取り組む必要がある業務については、地域の企業による速やかな対応が必要である。このため、平時から、地元企業、団体等との協力体制を事前に整備しておく。

地元雇用は、被災による失業対策としても有効であったが、地域の復旧復興を願う地元住民の協力は災害廃棄物処理業務に必要不可欠である。

以上から、地元企業、団体等との協力体制の構築と処理業務における積極的な地元雇用について推進していく。

### (7) 産業廃棄物処理業者の活用

災害廃棄物の性状は、コンクリート殻や木材など建設業からの産業廃棄物に相当するものが多く、それらの廃棄物を扱っている事業者の経験、能力の活用も検討する。

市内や近隣の産業廃棄物事業者が所有する施設について、災害時に使用可能かどうか平時から確認を行い、協力・支援体制を構築する。



菊川市生活環境部環境推進課

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内 61 番地

TEL : 0537-35-0916

FAX : 0537-35-0981



# 菊川市防災対策強靱化事業基本計画

つよくしなやかなまちづくり



快適な環境で  
安心して暮らせるまち

令和6年1月  
菊川市



## 1. 菊川市防災対策強靱化事業基本計画の趣旨

毎年のように発生する豪雨や予想される大規模地震等から市民の生命と財産を守るため、防災対策の強靱化を図ることは、本市の喫緊の課題となっています。

そのため、豪雨による浸水被害が頻発する市南部地域の浸水対策、市内各所での災害に迅速に対応するための災害対策本部と被災地を結ぶアクセス幹線道路（掛川浜岡線小笠バイパス）の冠水対策、さらに、災害発生時に災害対策本部の機能が確実に発揮できるよう、災害対策本部棟の整備を始め、市役所本庁舎外壁の改修や老朽化した建物の解体、駐車場整備など市役所本庁舎敷地一帯の防災対策の強靱化を図るため、「菊川市防災対策強靱化事業基本構想」（令和4年12月）を策定しました。

今回策定する「基本計画」は、規模・整備手法・概算工事費・スケジュールなどの基本的な事項についてまとめたものです。

## 2. 菊川市防災対策強靱化事業基本構想の概要

### (1) 課題

予想される大規模地震や毎年のように発生する豪雨等から市民の生命と財産を守るため、防災対策の強靱化を図ることが必要となっている。

### (2) 事業内容

#### ①黒沢川流域の治水対策

豪雨による浸水被害が頻発する市南部地域の浸水対策及び災害対策本部と被災地を結ぶ幹線道路（掛川浜岡線小笠バイパス）の冠水対策

##### ○事業内容

- 棚草川隣接地（A地区）への雨水貯留施設の建設
- 黒沢川隣接地（B地区）への雨水貯留施設の建設
- 市立岳洋中学校校庭等への貯留施設の整備
- 棚草川隣接地（A地区）への雨水貯留施設の平時利用施設の整備

○事業年度：令和4年度から令和10年度

○概算事業費：20億円から25億円

#### ②市役所敷地一帯の防災機能強化

災害発生時に災害対策本部の機能が確実に発揮できるよう防災機能を強化する。また、老朽化した建物の解体や剥落の恐れがある本庁舎外壁の改修を行う。

「旧町部地区センター」を解体し、災害時の実働機関等の参集・待機に備え、駐車場を整備する。

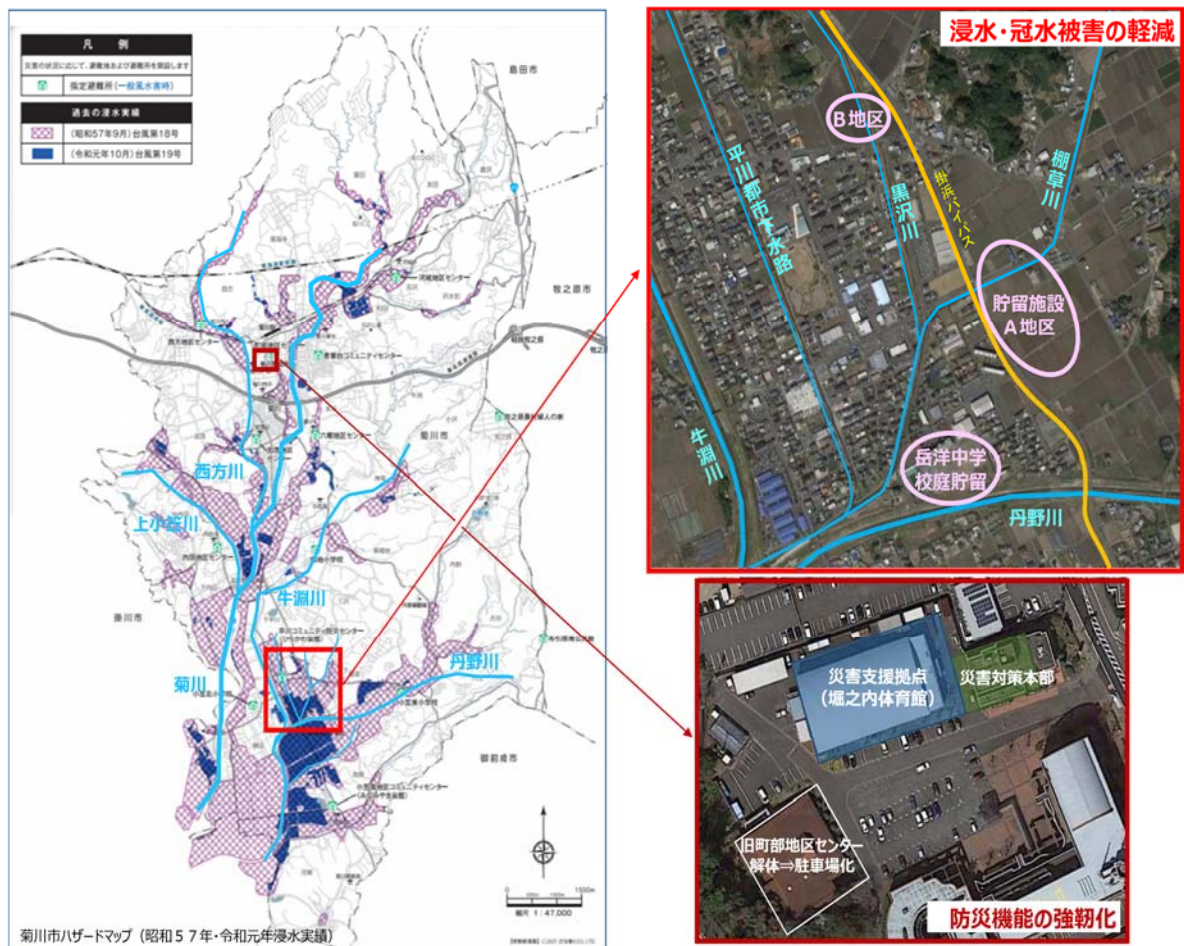
## ○事業内容

- 市役所本庁舎から独立した災害対策本部棟の新設及び災害対策本部の機能移転（新堀之内体育館と災害対策本部棟の一体的整備）
- 老朽化した堀之内体育館の建替え
- 老朽化した市役所北館の解体、町部地区センターの解体及び駐車場整備拡張
- 市役所本庁舎の外壁剥落防止工事の実施

○事業年度：令和4年度から令和10年度

○概算事業費：20億円から25億円

## 菊川市防災対策強靱化事業「基本構想」全体概要



### 3. 基本計画の概要

#### (1) 黒沢川流域の治水対策

菊川水系流域治水プロジェクトにおいて、本流域をリーディング地区とする公共用地等を活用した雨水貯留施設の検討を受け、平成10年9月洪水と同等規模の洪水に対し、流域家屋の床上浸水の軽減とアクセス幹線道路の冠水解消を目指した黒沢川流域の治水対策構想を策定しました。

本計画では、今後進められる気候変動による降雨量の増加を考慮した治水計画の見直しによる河川及び流域での対策を踏まえ、市立岳洋中学校の校庭を利用した校庭貯留施設の整備及び棚草川に隣接する農地へ貯留施設の段階的整備を進めます。

#### ① 棚草川貯留施設への雨水貯留施設の建設

棚草川に隣接する農地へ貯留施設を整備します。貯留施設は、洪水時に河川からの水を引き込み貯留する遊水地を計画しています。

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 整備面積  | 34,695m <sup>2</sup> |
| 計画貯留量 | 38,200m <sup>3</sup> |



#### ② 市立岳洋中学校貯留施設の整備

市立岳洋中学校の校庭に浅い掘込みにより貯留を行います。降った雨をその場所に貯留するオンサイト貯留※1施設を計画しています。

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 整備面積  | 12,215m <sup>2</sup> |
| 計画貯留量 | 2,480m <sup>3</sup>  |



※1 オンサイト貯留：降った雨をその場所に貯留



### ③棚草川貯留施設の平時利用施設の整備

市民アンケート調査からニーズを把握・分析し、平時において広く市民が利用できる機能を併せ持つ施設の整備を計画します。貯留施設は洪水時には河川の水が流入する特性を踏まえたうえで、導入機能を検討していくこととしています。

#### 越流エリア

- ・棚草川からの水を引き込む箇所

#### 多目的エリア

- ・コミュニティの創出を目指す多目的交流空間
- ・気軽にスポーツができるなど、多目的に利用できる空間

#### 遊び場エリア

- ・利用者の憩い、交流の場となる公園や広場空間
- ・家族連れで子どもが遊べる空間

#### 【平時利用施設のイメージ図】



※ゾーニングはあくまでイメージであり、今後詳細に計画していきます。

## (2) 市役所敷地一帯の防災機能強化

### ①堀之内体育館の建替え

建築後48年が経過した堀之内体育館は老朽化が進み、公共施設個別施設計画では「建替え」と位置付けられており、早急な対応が求められています。

令和4年度は、第2次菊川市スポーツ振興基本計画の策定と併せて、合併以前からある市立3体育館の施設内容等を確認し、今後の施設の長寿命化対策や修繕、建替え、統廃合等も視野に入れた体育館のあり方を検討しました。



また、市立3体育館のあり方についてはスポーツ振興基本計画とあわせ、スポーツ推進審議会にも諮問し、答申いただいています。

市ではこれらを踏まえ、堀之内体育館は一番小さい規模でありながら、平日の日中でも多く活用されている状況にあります。耐震性に課題があることから建て替えとします。

建て替え場所は、市有地の中から候補地を選定し、建設コストや立地条件などのメリット・デメリット等を検討した結果、現在地とします。

このほか、地区自治会や利用者、指定管理者にも新たな体育館に求める機能や設備についてご意見・ご要望をいただいています。

新たな堀之内体育館の規模は現在と同程度となりますが、市役所敷地一帯の防災機能強化を検討するなか、災害対策本部棟と併設することで共用部分を工夫するなど、コンパクトでありながら現在より広いフロアを目指しています。

#### ○主な施設の概要

鉄骨造 一部2階

床面積：約1,430㎡（共有部込み）

1 階：フロア・事務室・男女更衣室・器具庫・倉庫

2 階：Ⓜ多目的室・倉庫

屋 上：太陽光パネル

※空調設備を設置します。

※Ⓜ：災害対策本部棟との共有部

#### ○その他

##### ■ 地下水利用

災害時に雑用水として利用することを検討します。

##### ■ 外部電源受入れ口

災害などによる停電時は、電源車などから電源を確保できるよう「外部電源受入れ口」を設置します。



## ②災害対策本部棟

現在、災害対策本部のある本庁舎は、耐震性が良い建物で倒壊する危険性はないものの、ある程度の被害を受けることが想定されています。

大規模地震や頻発する風水害に対して、いち早く対応し、市民の生命財産を守り災害復旧・復興を行うための要として、災害対策本部棟を本庁舎から独立して新たに整備し、災害対策本部の機能移転を行います。



新たに整備する災害対策本部棟の耐震性能については、国や県の基準に適合した建物とし、災害時の電源確保については、本部棟単独の自家発電設備を設置することに加え、併設する体育館への太陽光発電設備の設置、併せて施設外部からの電源供給を可能にする設備を設置し、防災体制の強靱化を図ります。

災害対策本部棟に併設される堀之内体育館については、平常時には、市民のスポーツや交流の場として使用しますが、自然災害や危機管理事案の発生時には、関係機関（自衛隊・警察・ライフライン復旧など）の待機場所、本庁舎の代替施設として使用し、発災時に一体利用することにより、防災体制の強靱化を図り、災害時に継続して災害対策本部業務を行えるようにします。

### ○主な施設の概要

鉄筋コンクリート造 2階建て

床面積：約800㎡（共有部面積込み）

- 1 階：備蓄庫・電気室・自家発電設備・男女更衣室・㊤男女トイレ・㊤多目的トイレ・㊤エレベーター
- 2 階：危機管理課執務室・災害対策本部室・放送室・打合せ室・男女トイレ・多目的トイレ

※㊤：体育館との共有部

### ○その他

#### ■ 地下水利用

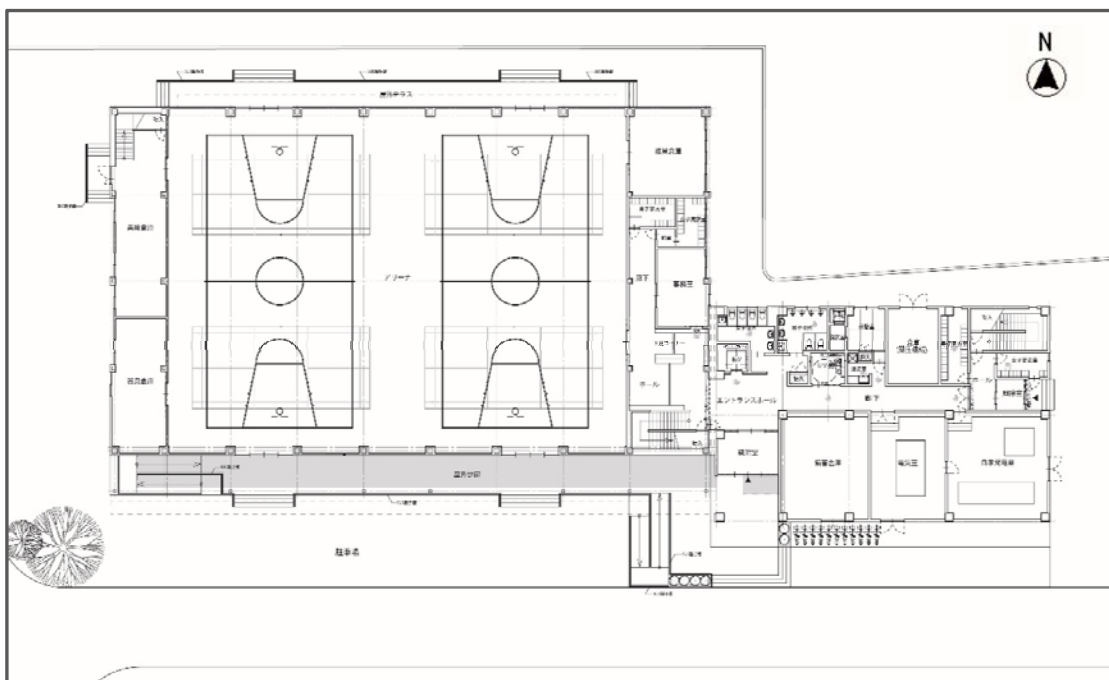
災害時に雑用水として利用することを検討します。

#### ■ 外部電源受入れ口

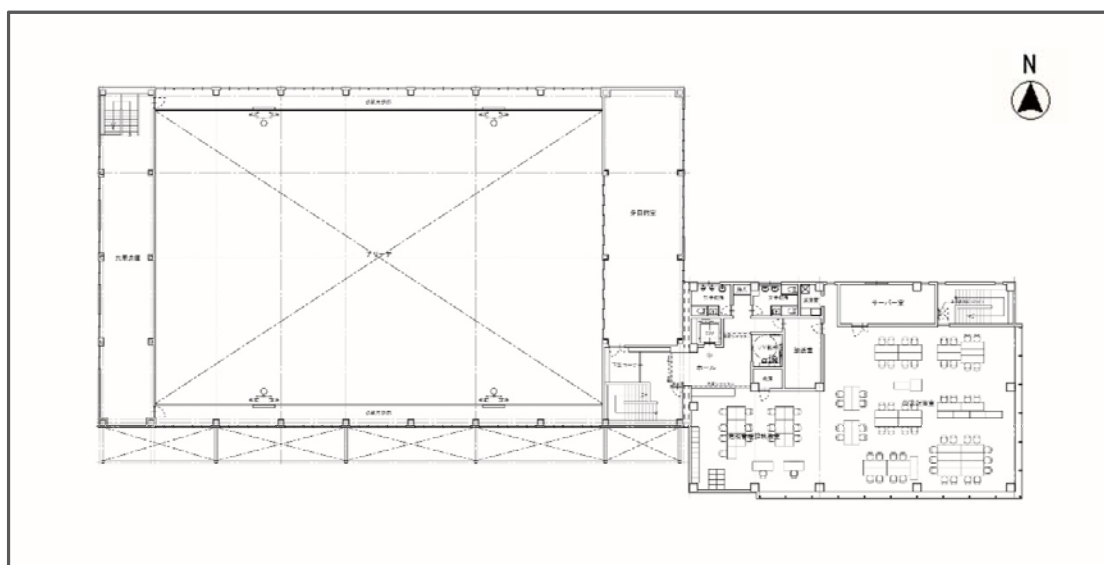
災害などによる停電時は自家発電機により電源を確保しますが、燃料が確保できないことも想定し、電源車などから電源を確保できるよう「外部電源受入れ口」を設置します。

## 【堀之内体育館及び災害対策本部棟のゾーニング】

### 1 階平面図（案）



### 2 階平面図（案）



※ゾーニングはあくまでイメージであり、今後詳細に計画していきます。

### ③本庁舎北館の解体

建築後47年が経過し老朽化した「本庁舎北館」を解体し、災害対策本部機能の充実及び防災体制の強靱化を図るため、本跡地に「災害対策本部棟」を新設します。



### ④旧町部地区センターの解体

建築後48年が経過し老朽化した「旧町部地区センター」を解体し、災害時の実働機関等の参集・待機に備え、駐車場を整備します。

※平時は市役所来庁者、図書館来館者、「きくる」利用者及び体育館利用者等の駐車場として利用します。



### ⑤本庁舎外壁改修

本庁舎は建築後40年が経過しており、老朽化による劣化が著しくなっています。特に外壁（レンガ調タイル）は、「剥がれ」「ひび割れ」「白華現象」が多くみられ、地震時には剥落が懸念されています。また、目地やサッシのシーリングの劣化等による雨漏りも深刻となっています。

このため、剥落の危険性がある外壁タイル及び下地を撤去し、その後、金属製パネルを取り付け、地震時等における被害の軽減を図ってまいります。



※写真はイメージです。

#### ⑥ 駐車場整備（旧町部・本庁舎北側）

現在、本庁舎南側及び北側の来庁者用駐車場は125台分ありますが、人数が多い団体による体育館の利用や「きくる」でイベント、会議等が重なると、一時的に不足状態となることがあります。また、本庁舎北側駐車場の1台分の駐車スペースは「幅2.2m×長さ5.0m」と幅が狭く、乗り降りに不便な状況です。このことから、駐車台数を確保するため、旧町部地区センターを取壊し、跡地を駐車場として整備します。また、駐車スペースは、本庁舎北側分について幅を拡張します。

堀之内体育館・災害対策本部棟完成後に旧町部地区センター跡地の仮駐車場を本駐車場とするための工事と既駐車スペースの幅の拡張を行い、利便性の向上を図るとともに、災害時の実働機関等の参集・待機に備えます。



### 4. 整備事業概要

#### ○整備事業の内容

| 整備事業              |                          | 事業費         |
|-------------------|--------------------------|-------------|
| 1. 黒沢川流域の治水対策     |                          | 2,619,000千円 |
| (1)               | 市立岳洋中学校校庭等の貯留施設の整備       | 167,000千円   |
| (2)               | 雨水貯留施設の整備（平時利用施設含む）      | 2,452,000千円 |
| 2. 市役所敷地一帯の防災機能強化 |                          | 2,445,000千円 |
| (1)               | 堀之内体育館と災害対策本部棟の一体的整備     | 1,892,000千円 |
| (2)               | 市役所北館・旧町部地区センター解体及び駐車場整備 | 202,000千円   |
| (3)               | 本庁舎の外壁剥落防止対策             | 351,000千円   |
| 計                 |                          | 5,064,000千円 |



## ○スケジュール

| 事業名                      | 年度 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|--------------------------|----|---|---|---|---|---|---|----|
| 市立岳洋中学校校庭等の貯留施設の整備       |    | ← |   | → |   |   |   |    |
| 雨水貯留施設の整備                |    | ← |   |   |   |   | → |    |
| 雨水貯留施設の平時利用施設の整備         |    |   | ← |   |   |   |   | →  |
| 堀之内体育館と災害対策本部棟の一体的整備     |    |   | ← |   |   |   | → |    |
| 市役所北館・旧町部地区センター解体及び駐車場整備 |    |   | ← | → |   |   | ← | →  |
| 本庁舎の外壁剥落防止対策             |    |   | ← |   | → |   |   |    |





警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在  
発表官署 静岡地方気象台

|            |                  |                                                    |                                               |     |
|------------|------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----|
| 菊川市        | 府県予報区            | 静岡県                                                |                                               |     |
|            | 一次細分区域           | 西部                                                 |                                               |     |
|            | 市町村等をまとめた地域      | 遠州南                                                |                                               |     |
| 警報         | 大雨               | (浸水害)                                              | 表面雨量指数基準                                      | 22  |
|            |                  | (土砂災害)                                             | 土壌雨量指数基準                                      | 110 |
|            | 洪水               | 流域雨量指数基準                                           | 牛淵川流域=13.3, 西方川流域=8.5                         |     |
|            |                  | 複合基準 <sup>*1</sup>                                 | 牛淵川流域=(19, 13.3), 西方川流域=(11, 7.6)             |     |
|            |                  | 指定河川洪水予報による基準                                      | 菊川[加茂]                                        |     |
|            | 暴風               | 平均風速                                               | 20m/s                                         |     |
|            | 暴風雪              | 平均風速                                               | 20m/s 雪を伴う                                    |     |
|            | 大雪               | 降雪の深さ                                              | 12時間降雪の深さ10cm                                 |     |
|            | 波浪               | 有義波高                                               |                                               |     |
|            | 高潮               | 潮位                                                 |                                               |     |
| 注意報        | 大雨               | 表面雨量指数基準                                           | 14                                            |     |
|            |                  | 土壌雨量指数基準                                           | 64                                            |     |
|            | 洪水               | 流域雨量指数基準                                           | 牛淵川流域=10.6, 西方川流域=6.8                         |     |
|            |                  | 複合基準 <sup>*1</sup>                                 | 牛淵川流域=(7, 10.6), 西方川流域=(7, 6.8), 菊川流域=(7, 12) |     |
|            |                  | 指定河川洪水予報による基準                                      | 菊川[加茂]                                        |     |
|            | 強風               | 平均風速                                               | 12m/s                                         |     |
|            | 風雪               | 平均風速                                               | 12m/s 雪を伴う                                    |     |
|            | 大雪               | 降雪の深さ                                              | 12時間降雪の深さ5cm                                  |     |
|            | 波浪               | 有義波高                                               |                                               |     |
|            | 高潮               | 潮位                                                 |                                               |     |
|            | 雷                | 落雷等により被害が予想される場合                                   |                                               |     |
|            | 融雪               |                                                    |                                               |     |
|            | 濃霧               | 視程                                                 | 100m                                          |     |
|            | 乾燥               | 最小湿度30%で、実効湿度50%                                   |                                               |     |
|            | なだれ              | 1.降雪の深さが30cm以上あった場合<br>2.積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合 |                                               |     |
|            | 低温               | 冬期:最低気温-4℃以下                                       |                                               |     |
| 霜          | 早霜・晩霜期に最低気温4℃以下  |                                                    |                                               |     |
| 着氷・着雪      | 著しい着氷(雪)が予想される場合 |                                                    |                                               |     |
| 記録的短時間大雨情報 |                  | 1時間雨量                                              | 110mm                                         |     |

<sup>\*1</sup>(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

# 8-1（2）市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

## 市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。  
1km 四方毎の基準値については、別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)）を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)）を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)）を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。



## 府県版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

### 【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表１～５）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表１及び３の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)）を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表２及び４の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)）を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

＜府県版、市町村版参考資料＞

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/dojoshisu.html>) を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/ryuikishisu.html>)を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/hyomenshisu.html>) を参照。

＜警報の危険度分布の基準値について＞

大雨警報（浸水害）の危険度分布は、基準Ⅳ（大雨特別警報（浸水害）の表面雨量指数基準）、基準Ⅲ（大雨警報（浸水害）の基準を大きく超過した表面雨量指数基準）、基準Ⅱ（大雨警報（浸水害）の表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（大雨注意報の表面雨量指数基準）のいずれも、総務省が定めた「地域メッシュ」（約 1km 四方）毎に設定しており、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。

洪水警報の危険度分布の流域雨量指数基準及び複合基準は、基準Ⅳ（大雨特別警報（浸水害）の流域雨量指数基準）、基準Ⅲ（洪水警報の基準を大きく超過した流域雨量指数基準）、基準Ⅱ（洪水警報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（洪水注意報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）のいずれも、総務省が定めた「地域メッシュ」（約 1km 四方）毎に設定している。

# 8-2気象庁震度階級関連解説表

## 気象庁震度階級関連解説表

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

| 用語                | 意味                                                       |
|-------------------|----------------------------------------------------------|
| まれに               | 極めて少ない。めったにない。                                           |
| わずか               | 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。                                      |
| 大半                | 半分以上。ほとんどよりは少ない。                                         |
| ほとんど              | 全部ではないが、全部に近い。                                           |
| が（も）ある、<br>が（も）いる | 当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。 |
| 多くなる              | 量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。                            |
| さらに多くなる           | 上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。              |

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

| 震度<br>階級 | 人の体感・行動                                                     | 屋内の状況                                                                                      | 屋外の状況                                                                                 |
|----------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 0        | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。                                      | —                                                                                          | —                                                                                     |
| 1        | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。                             | —                                                                                          | —                                                                                     |
| 2        | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。                | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。                                                                       | —                                                                                     |
| 3        | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。                                                                        | 電線が少し揺れる。                                                                             |
| 4        | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。           | 電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。                                          | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。                                                      |
| 5弱       | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。                                   | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。                                       |
| 5強       | 大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。                        | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。                                | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| 6弱       | 立っていることが困難になる。                                              | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。                                                  | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。                                                              |
| 6強       | 立っていることができず、はわないと動くことができない。                                 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。                                                              | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。                                      |
| 7        | 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。                              | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。                                                         | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。                                   |

## ● 木造建物（住宅）の状況

| 震度<br>階級 | 木造建物（住宅）                         |                                                                                  |
|----------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|          | 耐震性が高い                           | 耐震性が低い                                                                           |
| 5弱       | —                                | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。                                                        |
| 5強       | —                                | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。                                                           |
| 6弱       | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。        | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。<br>壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。<br>瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 |
| 6強       | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。           | 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。<br>傾くものや、倒れるものが多くなる。                                   |
| 7        | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。<br>まれに傾くことがある。 | 傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。                                                             |

（注 1） 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

| 震度<br>階級 | 鉄筋コンクリート造建物                                                   |                                                                        |
|----------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
|          | 耐震性が高い                                                        | 耐震性が低い                                                                 |
| 5強       | —                                                             | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。                                       |
| 6弱       | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。                              | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。                                          |
| 6強       | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。                                 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。<br>1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 |
| 7        | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。<br>1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。<br>1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。    |

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

| 震度階級 | 地盤の状況                                          | 斜面等の状況                                            |
|------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 5 弱  | 亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。 | 落石やがけ崩れが発生することがある。                                |
| 5 強  |                                                |                                                   |
| 6 弱  | 地割れが生じることがある。                                  | がけ崩れや地すべりが発生することがある。                              |
| 6 強  | 大きな地割れが生じることがある。                               | がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。 |
| 7    |                                                |                                                   |

※<sup>1</sup> 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※<sup>2</sup> 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※<sup>3</sup> 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

|                |                                                                                                                                                                         |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ガス供給の停止        | 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。<br>さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。                                                                 |
| 断水、停電の発生       | 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。                                                                                                                                   |
| 鉄道の停止、高速道路の規制等 | 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）                                                                    |
| 電話等通信の障害       | 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。<br>そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。 |
| エレベーターの停止      | 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。                                                                                            |

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

|                       |                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長周期地震動※による超高層ビルの揺れ    | 超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。 |
| 石油タンクのスロッシング          | 長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。                                                                                              |
| 大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落 | 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。                                                                                        |

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。





## 9-1 被害速報（随時）

### 被害速報（随時）

- 1 人的被災  
 2 住家被害  
 3 その他の被害
- { 非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・  
 漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・  
 船舶・その他（ ） } の被害  
 （該当項目に○印）

|           |        |                 |   |         |         |          |         |      |
|-----------|--------|-----------------|---|---------|---------|----------|---------|------|
| 供 覧       |        |                 |   |         |         |          |         |      |
| 情報源       | 住 民    | 消防団             |   | 自主防     | 確 認     | 確認済（どこで） |         | 警 察  |
|           | その他（ ） |                 |   |         |         | 未確認      |         | その他  |
| 市町名       |        | 調 査 者           | 課 |         | 発 信 者   |          | 発 信 時 間 | 月 日  |
|           | 第 号    |                 |   |         |         |          |         | 時 分  |
| 方面本部名     |        | 受 信 者           |   |         | 発 信 者   |          | 発 信 時 間 | 月 日  |
|           | 第 号    |                 |   |         |         |          |         | 時 分  |
| 本部        | 第 号    | 受 信 者           |   |         | 受 信 時 間 | 月 日      |         |      |
| 件 名       |        | (第 報) 月 日 時 分現在 |   |         |         |          |         |      |
| 発生        | 日 時    |                 |   |         |         |          |         |      |
|           | 場 所    |                 |   |         |         |          |         |      |
|           | 原 因    |                 |   |         |         |          |         |      |
| 状況        |        |                 |   |         |         |          |         |      |
| (人的被害)    |        |                 |   |         |         |          |         |      |
| ・被害者の住所氏名 |        |                 |   |         |         |          |         |      |
| ・年齢等      |        |                 |   |         |         |          |         |      |
| (住家被害)    |        |                 |   |         |         |          |         |      |
| ・居住者名     |        |                 |   |         |         |          |         |      |
| ・避難状況等    |        |                 |   |         |         |          |         |      |
| (その他の被害)  |        |                 |   |         |         |          |         |      |
| ・路線、河川名   |        |                 |   |         |         |          |         |      |
| ・被災延長、崩土量 |        |                 |   |         |         |          |         |      |
| ・規制内容     |        |                 |   |         |         |          |         |      |
| ・復旧見込等    |        |                 |   |         |         |          |         |      |
| 死 者       | 行方不明   | 負傷者             |   | 全 壊     | 半 壊     | 一部損壊     | 床上浸水    | 床下浸水 |
| 人         | 人      | 重傷              | 人 | 棟       | 棟       | 棟        | 棟       | 棟    |
|           |        | 軽傷              | 人 | 世帯      | 世帯      | 世帯       | 世帯      | 世帯   |
|           |        | 計               | 人 | 人       | 人       | 人        | 人       | 人    |
| この情報は     |        | 警第 号            |   | 未 発 表   |         |          |         |      |
|           |        | その他 ( )         |   | で記者発表 済 |         |          |         |      |

## 9-2 災害定時及び確定報告書

### 災害定時及び確定報告書

|                       |                   |       |            |      |                   |             |        |            |         |                |  |  |
|-----------------------|-------------------|-------|------------|------|-------------------|-------------|--------|------------|---------|----------------|--|--|
| 供 覧                   |                   |       |            |      |                   |             |        |            |         |                |  |  |
| 被 害 報 告 受 信 簿         |                   |       |            |      |                   |             |        |            |         | 整理<br>検印<br>報告 |  |  |
|                       |                   |       |            |      |                   |             |        |            |         |                |  |  |
| ( 市町村 第 報 ) 月 日 時 分現在 |                   |       |            |      |                   |             |        |            |         |                |  |  |
| 発信者                   | 市町村<br>支 部<br>機 関 |       |            |      | 受信者               |             |        | 受信時刻       | 月 日 時 分 |                |  |  |
|                       |                   |       |            |      |                   |             |        |            |         |                |  |  |
| 災害発生の日時               |                   |       | 月 日 時 分    |      |                   |             |        |            |         |                |  |  |
| 災害発生場所                |                   |       | 市 町 村      |      |                   |             |        |            |         |                |  |  |
| 災害対策本部設置状況            |                   |       | 開設 月 日 時 分 |      |                   |             |        | 廃止 月 日 時 分 |         |                |  |  |
| 区 分                   |                   | 件 数   |            | 備 考  |                   | 区 分         |        | 件 数        |         | 備 考            |  |  |
| 人的被害                  | 死 者               |       | 人          |      |                   | そ<br>の<br>他 | 崖くずれ   |            | 箇所      |                |  |  |
|                       | 行方不明              |       | 人          |      |                   |             | 鉄道不通   |            | 箇所      |                |  |  |
|                       | 負傷者               | 重傷者   |            | 人    |                   |             | 被害船舶   |            | 隻       |                |  |  |
|                       |                   | 軽傷者   |            | 人    |                   |             | 水 道    |            | 戸       |                |  |  |
| その他                   | 全 壊               |       | 棟          |      |                   |             | 電 話    |            | 回線      |                |  |  |
|                       |                   |       | 世帯         |      |                   |             | 電 気    |            | 戸       |                |  |  |
|                       |                   |       | 人          |      |                   |             | ガ ス    |            | 戸       |                |  |  |
|                       | 半 壊               |       | 棟          |      |                   |             | ブロック塀等 |            | 箇所      |                |  |  |
|                       |                   |       | 世帯         |      |                   | り災害世帯数      |        | 世帯         |         |                |  |  |
|                       |                   |       | 人          |      |                   | り災害者数       |        | 人          |         |                |  |  |
|                       | 一部損壊              |       | 棟          |      |                   | 火<br>災      | 建 物    |            | 件       |                |  |  |
|                       |                   |       | 世帯         |      |                   |             | 危険物    |            | 件       |                |  |  |
|                       |                   |       | 人          |      |                   |             | その他    |            | 件       |                |  |  |
|                       | 床上浸水              |       | 棟          |      |                   | 公立文教施設      |        | 千円         |         |                |  |  |
|                       |                   |       | 世帯         |      |                   | 農林水産施設      |        | 千円         |         |                |  |  |
|                       |                   |       | 人          |      |                   | 公共土木施設      |        | 千円         |         |                |  |  |
|                       | 床下浸水              |       | 棟          |      |                   | その他の公共施設    |        | 千円         |         |                |  |  |
|                       |                   |       | 世帯         |      |                   | 小 計         |        | 千円         |         |                |  |  |
|                       |                   |       | 人          |      |                   | 公共施設被害市町村数  |        | 団体         |         |                |  |  |
|                       | 非住家               | 公共建物  |            | 棟    |                   | そ<br>の<br>他 | 農産被害   |            | 千円      |                |  |  |
| その他                   |                   | 棟     |            | 林産被害 |                   |             | 千円     |            |         |                |  |  |
| その他                   | 田                 | 流出・埋没 |            | ha   |                   |             | 畜産被害   |            | 千円      |                |  |  |
|                       |                   | 冠 水   |            | ha   |                   |             | 水産被害   |            | 千円      |                |  |  |
|                       | 畑                 | 流出・埋没 |            | ha   |                   |             | 商工被害   |            | 千円      |                |  |  |
|                       |                   | 冠 水   |            | ha   |                   |             | その他    |            | 千円      |                |  |  |
|                       | 文教施設              |       | 箇所         |      | 被 害 総 額           |             | 千円     |            |         |                |  |  |
|                       | 病 院               |       | 箇所         |      | 避難勸<br>告指示<br>の状況 | 地区数         |        | 箇所         |         |                |  |  |
|                       | 道 路               |       | 箇所         |      |                   | 避難場所        |        | 箇所         |         |                |  |  |
|                       | 橋りょう              |       | 箇所         |      |                   | 避難人数        |        | 人          |         |                |  |  |
|                       | 河 川               |       | 箇所         |      | 消防職員出動延人数         |             | 人      |            |         |                |  |  |
|                       | 港 湾               |       | 箇所         |      | 消防団員出動延人数         |             | 人      |            |         |                |  |  |
|                       | 砂 防               |       | 箇所         |      | 災害対策本部設置時間        |             | :      |            |         |                |  |  |
|                       | 清掃施設              |       | 箇所         |      | 災害対策本部廃止時間        |             | :      |            |         |                |  |  |

(整理番号 )

罹 災 証 明 書

|       |    |    |    |      |
|-------|----|----|----|------|
| 世帯主住所 |    |    |    |      |
| 世帯主氏名 |    |    |    |      |
| 世帯構成員 | 氏名 | 続柄 | 性別 | 生年月日 |
|       |    |    |    |      |
|       |    |    |    |      |
|       |    |    |    |      |

|      |            |
|------|------------|
| 罹災原因 | 年 月 日の による |
|------|------------|

|               |                                                                                                                                                                                                |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被災住家※の<br>所在地 |                                                                                                                                                                                                |
| 住家※の被害の<br>程度 | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない<br>(一部損壊) |
| 浸水区分          |                                                                                                                                                                                                |

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

|         |  |
|---------|--|
| 住家以外の被害 |  |
|---------|--|

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

菊川市長

(整理番号 )

## 罹 災 証 明 書

|       |                |     |    |          |
|-------|----------------|-----|----|----------|
| 世帯主住所 | 静岡県菊川市〇〇〇×××番地 |     |    |          |
| 世帯主氏名 | 菊川 一郎          |     |    |          |
| 世帯構成員 | 氏名             | 続柄  | 性別 | 生年月日     |
|       | 菊川 一郎          | 世帯主 | 男  | 昭和〇年〇月〇日 |
|       | 菊川 花子          | 妻   | 女  | 昭和△年△月△日 |
|       |                |     |    |          |

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 罹災原因 | 〇〇年 〇〇月 〇〇日の 台風〇号 による |
|------|-----------------------|

|               |                                                                                                                                                                                                           |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被災住家※の<br>所在地 | 静岡県菊川市〇〇〇×××番地                                                                                                                                                                                            |
| 住家※の被害の<br>程度 | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない<br>(一部損壊) |
| 浸水区分          | 床上浸水(〇〇cm)                                                                                                                                                                                                |

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

|         |       |
|---------|-------|
| 住家以外の被害 | 車1台浸水 |
|---------|-------|

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

菊川市長

(整理番号 年 月 日)

## 罹 災 証 明 申 請 書

菊川市長 宛

|             |                                                                                                                      |                    |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 申請者         | 住 所                                                                                                                  |                    |
|             |                                                                                                                      | 自治会 ( ) 電話番号 ( ) — |
|             | フリガナ                                                                                                                 |                    |
|             | 氏 名                                                                                                                  | (署名又は記名押印をお願いします。) |
|             | 現在の連絡先<br>(住所と異なる<br>場合)                                                                                             |                    |
|             |                                                                                                                      | 電話番号 ( ) —         |
|             | フリガナ                                                                                                                 |                    |
|             | 世帯主<br>氏 名                                                                                                           |                    |
| 世帯主<br>との関係 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯員 <input type="checkbox"/> 代理人 ( )<br>※代理人の場合は委任状と身分証明書等が必要 |                    |

罹災証明書の交付について、次のとおり申請します。

|                                    |                                                                                            |                                                           |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 罹災<br>住家                           | 所在地                                                                                        | 菊川市                                                       |
|                                    |                                                                                            | アパート等名称 ( )                                               |
|                                    | 用途等                                                                                        | <input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 貸し家 |
| <input type="checkbox"/> 借家 (所有者 ) |                                                                                            |                                                           |
| 罹災<br>年月日                          | 年 月 日                                                                                      |                                                           |
| 罹災<br>原因                           |                                                                                            |                                                           |
| 罹災<br>状況                           |                                                                                            |                                                           |
|                                    | <input type="checkbox"/> 床上浸水 (浸水深：床上 c m程度)<br><input type="checkbox"/> 床下浸水 (浸水深： c m程度) |                                                           |
| 添付<br>書類                           | <input type="checkbox"/> 被害状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 修復費用の請求書、領収書又は見積書の写し           |                                                           |
| 備考                                 |                                                                                            |                                                           |

※罹災証明書は、世帯主宛に交付します。

※罹災証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

## 9-4 り災証明申請書（火災）

### り 災 証 明 申 請 書

年 月 日

菊川市消防長

宛

申請者 住 所  
職業・氏名  
電 話 番 号

次のとおり、り災したことを証明願います。

|                     |                          |         |         |
|---------------------|--------------------------|---------|---------|
| り 災 日 時             | 年 月 日 時 分頃               |         |         |
| り 災 場 所             | 菊川市                      |         |         |
| り 災 者 氏 名           |                          | 申請人との関係 |         |
| り災した物件と<br>り災者との関係  | 所有者 ・ 管理者 ・ 占有者 ・ その他（ ） |         |         |
| 提 出 先 及 び<br>提出する理由 | 提 出 先                    | 理 由     | 必 要 な 数 |
|                     |                          |         | 通       |
|                     |                          |         | 通       |
|                     |                          |         | 通       |
|                     |                          |         | 通       |
|                     |                          |         | 通       |
| 受 付 欄               | 経 過 欄                    |         |         |
|                     |                          |         |         |

#### 記入の方法

- 1 申請者欄の住所等欄は、現在の住所等を記入してください。
- 2 り災場所欄は、できるだけ詳しく記入してください。例えば、〇〇番地〇〇アパート〇階〇号室
- 3 り災した物件とり災者との関係欄は、当てはまるものを○で囲んでください。
- 4 提出先及び提出する理由欄は、あなたが証明書を提出する役所名又は会社名並びに提出理由を記入してください。例えば、〇〇役所、固定資産滅失手続きのため、〇〇税務署、〇〇税の減免手続きのため、〇〇火災保険(株)、火災保険請求のためなど。

(整理番号 年 月 日)

被災証明申請書

菊川市長 宛

|              |                                                                                                                                                       |                    |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 申請者          | 住 所                                                                                                                                                   |                    |
|              |                                                                                                                                                       | 自治会 ( ) 電話番号 ( ) — |
|              | フリガナ                                                                                                                                                  |                    |
|              | 氏 名                                                                                                                                                   | ⑩                  |
|              | 現在の連絡先<br>(住所と異なる<br>場合)                                                                                                                              |                    |
|              |                                                                                                                                                       | 電話番号 ( ) —         |
| 被災物件<br>との関係 | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 同一世帯員<br><input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 代理人 ( )<br>※代理人の場合は委任状と身分証明書等が必要 |                    |

被災証明書の交付について、次のとおり申請します。

|           |                                                                                  |                                                                                                                                 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被災<br>物件  | 所在地                                                                              | 菊川市                                                                                                                             |
|           |                                                                                  | アパート等名称 ( )                                                                                                                     |
|           | 種類と用途                                                                            | <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 構築物 <input type="checkbox"/> 動産 <input type="checkbox"/> その他 ( )<br>用途 ( ) |
| 被災<br>年月日 | 年 月 日                                                                            |                                                                                                                                 |
| 被災<br>原因  |                                                                                  |                                                                                                                                 |
| 被災<br>状況  |                                                                                  |                                                                                                                                 |
| 添付<br>書類  | <input type="checkbox"/> 被害状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 修復費用の請求書、領収書又は見積書の写し |                                                                                                                                 |
| 備考        |                                                                                  |                                                                                                                                 |

被災証明書

上記のとおり、被災の届出がなされたことを証明します。

年 月 日

菊川市長 ⑩

※この証明書は、被災の状況を市に届け出たという行為を証明するものです。  
※この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

9-6 被災届・被災確認書

この届けは住家の被害以外に使用します。

被災届

令和 年 月 日

菊川市長 あて

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

下記のとおり、被災しましたので届出をします。

記

|        |                     |      |  |  |
|--------|---------------------|------|--|--|
| 被災日時   | 令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃 |      |  |  |
| 被災原因   |                     |      |  |  |
| 被災発生場所 | 菊川市                 |      |  |  |
| 被災状況   | 物件名                 | 被災状況 |  |  |
|        |                     |      |  |  |
|        |                     |      |  |  |
|        |                     |      |  |  |
|        |                     |      |  |  |
|        |                     |      |  |  |

被災確認書

上記被災届のとおり、相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 自主防災会長（自治会長）

氏名 \_\_\_\_\_ (印)



9-7 災害り災者調査原票

様式 1 の 1

[illegible]

## 記載上の注意

- 1 この票は、応急救助実施の基本となるものであるから、正確に記入すること。  
特に、被害程度、家族の状況及び小中学校児童生徒の有無については、漏れなく記入すること。
- 2 被害程度の判定基準は次のとおり
  - ア 全壊、全焼、流失  
住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、
    - ・住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの
    - ・住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの(ア)住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの  
(イ)住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの  
※詳しくは「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）を参照のこと。
  - イ 半壊、半焼  
住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの  
(ア)損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの  
(イ)住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの  
※半壊のうち次のものを大規模半壊とする  
居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの  
(ア)損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの  
(イ)住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
  - ウ 床上浸水  
床上に及ぶ浸水又は土砂の堆積により、一時的に住家が居住できなくなったもの
- 3 死亡、行方不明、重傷、軽傷欄は該当欄に○印をつけること。
- 4 重傷、軽傷の判断基準は次のとおり
  - ア 重傷とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。又は担送、入院を要するもの。
  - イ 軽傷とは、1ヶ月未満で治癒を要する見込みのもの。又は担送、入院を要するもの。
- 5 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも、本票を作成すること。

9－8 火災・災害等即報要領（様式1～4）

第1号様式（火災）

第 報

|                |           |
|----------------|-----------|
| 報告日時           | 年 月 日 時 分 |
| 都道府県           |           |
| 市町村<br>(消防本部名) |           |
| 報告者名           |           |

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

|                            |                                 |        |                        |     |                        |         |   |
|----------------------------|---------------------------------|--------|------------------------|-----|------------------------|---------|---|
| 火 災 種 別                    | 1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他 |        |                        |     |                        |         |   |
| 出 火 場 所                    |                                 |        |                        |     |                        |         |   |
| 出 火 日 時<br>( 覚 知 日 時 )     | 月 日 時 分<br>( 月 日 時 分 )          |        | ( 鎮 圧 日 時 )<br>鎮 火 日 時 |     | ( 月 日 時 分 )<br>月 日 時 分 |         |   |
| 火元の業態・<br>用 途              |                                 |        | 事 業 所 名<br>(代表者氏名)     |     |                        |         |   |
| 出 火 箇 所                    |                                 |        | 出 火 原 因                |     |                        |         |   |
| 死 傷 者                      | 死者 (性別・年齢)                      |        | 人                      |     | 死者の生じた<br>理 由          |         |   |
|                            | 負傷者 重症                          |        | 人                      |     |                        |         |   |
|                            | 中等症                             |        | 人                      |     |                        |         |   |
|                            | 軽症                              |        | 人                      |     |                        |         |   |
| 建 物 の 概 要                  | 構造                              |        | 建築面積                   |     | ㎡                      |         |   |
|                            | 階層                              |        | 延べ面積                   |     | ㎡                      |         |   |
| 焼 損 程 度                    | 焼損<br>棟数                        | 全 焼    | 棟                      | 計 棟 | 焼 損 面 積                | 建物焼損床面積 | ㎡ |
|                            |                                 | 半 焼    | 棟                      |     |                        | 建物焼損表面積 | ㎡ |
| 部分焼                        | 棟                               | 林野焼損面積 | ha                     |     |                        |         |   |
| ぼ や                        | 棟                               |        |                        |     |                        |         |   |
| り 災 世 帯 数                  | 世帯                              |        | 気 象 状 況                |     |                        |         |   |
| 消 防 活 動 状 況                | 消防本部 (署)                        |        | 台                      |     | 人                      |         |   |
|                            | 消 防 団                           |        | 台                      |     | 人                      |         |   |
|                            | その他 (消防防災ヘリコプター等)               |        | 台・機                    |     | 人                      |         |   |
| 救 急 ・ 救 助<br>活 動 状 況       |                                 |        |                        |     |                        |         |   |
| 災 害 対 策 本 部<br>等 の 設 置 状 況 |                                 |        |                        |     |                        |         |   |
| その他参考事項                    |                                 |        |                        |     |                        |         |   |

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

9－8 火災・災害等即報要領（様式1～4）

第2号様式（特定の事故）

第報

事故名

1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

2 危険物等に係る事故

3 原子力施設等に係る事故

4 その他特定の事故

報告日時

年 月 日 時 分

都道府県

市町村  
(消防本部名)

報告者名

消防庁受信者氏名

|                                     |                                                      |                |                        |         |   |  |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------|------------------------|---------|---|--|
| 事故種別                                | 1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )                             |                |                        |         |   |  |
| 発生場所                                |                                                      |                |                        |         |   |  |
| 事業所名                                |                                                      | 特別防災区域         | レイアウト第一種、第一種、第二種、その他   |         |   |  |
| 発生日時<br>(覚知日時)                      | 月 日 時 分<br>( 月 日 時 分 )                               | 発見日時           | 月 日 時 分                |         |   |  |
|                                     |                                                      | 鎮火日時<br>(処理完了) | 月 日 時 分<br>( 月 日 時 分 ) |         |   |  |
| 消防覚知方法                              |                                                      | 気象状況           |                        |         |   |  |
| 物質の区分                               | 1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス<br>5 毒劇物 6 RI等 7 その他( ) |                | 物質名                    |         |   |  |
| 施設の区分                               | 1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他( )                   |                |                        |         |   |  |
| 施設の概要                               |                                                      | 危険物施設の区分       |                        |         |   |  |
| 事故の概要                               |                                                      |                |                        |         |   |  |
| 死傷者                                 | 死者(性別・年齢) 人                                          |                | 負傷者等                   | 人 ( 人 ) |   |  |
|                                     |                                                      |                | 重症                     | 人 ( 人 ) |   |  |
|                                     |                                                      |                | 中等症                    | 人 ( 人 ) |   |  |
|                                     |                                                      |                | 軽症                     | 人 ( 人 ) |   |  |
| 消防防災<br>活動状況<br>及び<br>救急・救助<br>活動状況 |                                                      | 出場機関           | 出場人員                   | 出場資機材   |   |  |
|                                     |                                                      | 事業所            | 自衛防災組織                 | 人       |   |  |
|                                     |                                                      |                | 共同防災組織                 | 人       |   |  |
|                                     |                                                      |                | その他                    | 人       |   |  |
|                                     |                                                      | 消防本部(署)        | 台人                     |         |   |  |
|                                     |                                                      | 消防団            | 台人                     |         |   |  |
|                                     |                                                      | 消防防災ヘリコプター     | 機人                     |         |   |  |
|                                     |                                                      | 海上保安庁          | 人                      |         |   |  |
|                                     |                                                      | 警戒区域の設定        | 月 日 時 分                | 自衛隊     | 人 |  |
|                                     |                                                      | 使用停止命令         | 月 日 時 分                | その他     | 人 |  |
| 災害対策本部等の設置状況                        |                                                      |                |                        |         |   |  |
| その他参考事項                             |                                                      |                |                        |         |   |  |

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

9－8 火災・災害等即報要領（様式1～4）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

|          |  |                |           |
|----------|--|----------------|-----------|
|          |  | 第 報            |           |
|          |  | 報告日時           | 年 月 日 時 分 |
|          |  | 都道府県           |           |
|          |  | 市町村<br>(消防本部名) |           |
| 消防庁受信者氏名 |  | 報告者名           |           |

|                        |                                                                                  |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 事故災害種別                 | 1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害                                            |
| 発 生 場 所                |                                                                                  |
| 発 生 日 時<br>( 覚 知 日 時 ) | 月 日 時 分<br>( 月 日 時 分 ) 覚 知 方 法                                                   |
| 事故等の概要                 |                                                                                  |
| 死 傷 者                  | 死者（性別・年齢）<br><br>計 人<br>不明 人<br>負傷者等<br>重 症 人（ 人 ）<br>中 等 症 人（ 人 ）<br>軽 症 人（ 人 ） |
| 救助活動の要否                |                                                                                  |
| 要救護者数(見込)              | 救 助 人 員                                                                          |
| 消防・救急・救助<br>活 動 状 況    |                                                                                  |
| 災害対策本部<br>等の設置状況       |                                                                                  |
| その他参考事項                |                                                                                  |

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。  
(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

9－8 火災・災害等即報要領（様式1～4）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

|                      |              |              |                                                                             |  |  |   |    |      |       |                |         |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
|----------------------|--------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|--|--|---|----|------|-------|----------------|---------|-----------|--|---|------|---|------|--|---|--|---|
|                      |              |              |                                                                             |  |  |   |    |      |       | 報告日時           |         | 年 月 日 時 分 |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
|                      |              |              |                                                                             |  |  |   |    |      |       | 都道府県           |         |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
|                      |              |              |                                                                             |  |  |   |    |      |       | 市町村<br>(消防本部名) |         |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
|                      |              |              |                                                                             |  |  |   |    |      |       | 報告者名           |         |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
| 消防庁受信者氏名             |              |              |                                                                             |  |  |   |    |      |       |                |         |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
| 災害名 (第 報)            |              |              |                                                                             |  |  |   |    |      |       |                |         |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
| 災害の概況                | 発生場所         |              |                                                                             |  |  |   |    |      | 発生日時  |                | 月 日 時 分 |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
|                      |              |              |                                                                             |  |  |   |    |      |       |                |         |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
| 被害の状況                | 人的被害         | 死 者          |                                                                             |  |  | 人 | 重傷 |      |       | 人              | 住家被害    | 全壊        |  |   |      | 棟 | 床上浸水 |  |   |  | 棟 |
|                      |              | うち<br>災害関連死者 |                                                                             |  |  | 人 |    | 半壊   |       |                |         |           |  | 棟 | 床下浸水 |   |      |  | 棟 |  |   |
|                      |              | 不 明          |                                                                             |  |  | 人 |    | 一部破損 |       |                |         |           |  | 棟 | 未分類  |   |      |  | 棟 |  |   |
|                      |              | 119番通報の件数    |                                                                             |  |  |   |    |      |       |                |         |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
|                      |              |              |                                                                             |  |  |   |    |      |       |                |         |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
| 応急対策の状況              | 災害対策本部等の設置状況 |              | (都道府県)                                                                      |  |  |   |    |      | (市町村) |                |         |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
|                      | 消防機関等の活動状況   |              | (地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。) |  |  |   |    |      |       |                |         |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
|                      |              |              |                                                                             |  |  |   |    |      |       |                |         |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
|                      |              |              |                                                                             |  |  |   |    |      |       |                |         |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
| 自衛隊派遣要請の状況           |              |              |                                                                             |  |  |   |    |      |       |                |         |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |
| その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 |              |              |                                                                             |  |  |   |    |      |       |                |         |           |  |   |      |   |      |  |   |  |   |

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

## 第4号様式（その1） 別紙

(避難勧告等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

9－8 火災・災害等即報要領（様式1～4）

第4号様式（その2）  
（被害状況即報）

|                       |           |            |    |             |             |                                        |               |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|-----------------------|-----------|------------|----|-------------|-------------|----------------------------------------|---------------|------------|-----------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------|----------------------------------------|-----|----------------------------------------|-----|--|---------|----------------------------------------|------|--|
| 都道府県                  |           |            |    |             |             | 区 分                                    |               |            | 被 害                                                                   |     |                                        | 区 分                                    |     |                                        | 被 害 |  |         | 災 等<br>害 の<br>対 設<br>策 置<br>本 状<br>部 況 | 都道府県 |  |
| 災 害 名<br>・<br>報 告 番 号 | 災害名       |            |    |             |             | そ<br>の<br>他                            | 田             | 流失・埋没      | ha                                                                    |     | 公 立 文 教 施 設                            | 千円                                     |     | 災 害 等<br>の<br>対 設<br>策 置<br>本 状<br>部 況 | 市町村 |  |         |                                        |      |  |
|                       | 第 報       | ( 月 日 時現在) | 畑  | 冠 水         | ha          |                                        |               |            | 農 林 水 産 業 施 設                                                         | 千円  |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       |           |            |    | 流失・埋没       | ha          |                                        |               |            | 公 共 土 木 施 設                                                           | 千円  |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       |           |            |    | 冠 水         | ha          |                                        |               |            | そ の 他 の 公 共 施 設                                                       | 千円  |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
| 報 告 者 名               |           |            |    |             |             | 学 校                                    | 箇所            |            | 小 計                                                                   | 千円  |                                        | 災 害 等<br>の<br>対 設<br>策 置<br>本 状<br>部 況 | 市町村 |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
| 区 分                   | 被 害       | 病 院        | 箇所 |             | 公共施設被害市町村数  |                                        |               | 団体         |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       |           | 道 路        | 箇所 |             | そ<br>の<br>他 | 農 産 被 害                                | 千円            |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       |           | 橋 り よ う    | 箇所 |             |             | 林 産 被 害                                | 千円            |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       |           | 河 川        | 箇所 |             |             | 畜 産 被 害                                | 千円            |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
| 人 的<br>被 害            | 死 者       | 人          |    | 港 湾         | 箇所          |                                        | の             | 水 産 被 害    | 千円                                                                    |     | 災 害 等<br>の<br>対 設<br>策 置<br>本 状<br>部 況 | 適用市町村名                                 | 計   | 団体                                     |     |  |         |                                        |      |  |
|                       | うち災害関連死者  | 人          |    | 砂 防         | 箇所          |                                        |               | 商 工 被 害    | 千円                                                                    |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       | 行 方 不 明 者 | 人          |    | 清 掃 施 設     | 箇所          |                                        |               |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       | 負 傷 者     | 重 傷        | 人  |             | 崖 く ず れ     | 箇所                                     |               |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
| 住 家 被 害               | 全 壊       | 棟          |    | 鉄 道 不 通     | 箇所          |                                        | 他             | そ の 他      | 千円                                                                    |     | 災 害 等<br>の<br>対 設<br>策 置<br>本 状<br>部 況 | 市町村                                    |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       |           | 世帯         |    | 被 害 船 舶 隻   |             | 被 害 総 額                                |               | 千円         |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       |           | 人          |    | 水 道 戸       |             | 災 害 等<br>の<br>対 設<br>策 置<br>本 状<br>部 況 |               |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       |           | 半 壊        | 棟  |             | 電 話         |                                        |               |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     | 回線                                     |     |  |         |                                        |      |  |
| 世帯                    |           | 電 気        | 戸  |             |             |                                        |               |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
| 住 家 被 害               | 一 部 破 損   | 棟          |    | ガ ス 戸       |             | の                                      | 応 急 対 策 の 状 況 | 消防機関等の活動状況 | (地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。) |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       |           | 世帯         |    | ブ ロ ッ ク 塀 等 | 箇所          |                                        |               |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       |           | 人          |    |             |             |                                        |               |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       |           | 床上浸水       | 棟  |             |             |                                        |               |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
| 住 家 被 害               | 床 上 浸 水   | 世帯         |    | 他           |             |                                        |               |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       |           | 人          |    |             |             |                                        |               |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       |           | 床 下 浸 水    | 棟  |             |             |                                        |               |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         | り 災 世 帯 数                              | 世帯   |  |
|                       |           | 世帯         |    |             |             |                                        |               |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  | り 災 者 数 | 人                                      |      |  |
| 非 住 家                 | 公 共 建 物   | 棟          |    | 火 災 発 生     | 建 物         | 件                                      |               | 状 況        | 自衛隊の災害派遣                                                              | その他 |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       |           | 危 険 物      | 件  |             |             |                                        |               |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |
|                       |           | そ の 他      | 棟  |             |             | そ の 他                                  | 件             |            |                                                                       |     |                                        |                                        |     |                                        |     |  |         |                                        |      |  |

※1 被害額は省略することができるものとする。  
※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。



## 10-1 菊川市に係る情報の処理及び広報活動等実施要領

### 菊川市に係る情報の処理及び広報活動等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が東海地震に係る地震防災応急対策及び災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）及び東海地震予知情報（以下「予知情報」という。）の発表、警戒宣言の発令又は地震発生に伴う情報及び広報活動並びに職員の動員方法等について必要な事項を定めるものとする。

(情報処理及び職員の動員等)

第2条 注意情報及び予知情報の発表、警戒宣言の発令並びに地震発生に係る情報の処理及び職員の動員等は、菊川市地震災害警戒(災害対策)本部編成表等により行うものとする。

(応急対策に必要な情報の収集及び伝達)

第3条 注意情報、予知情報の発表、警戒宣言の発令並びに地震発生に伴い、市域内における流言ひ語、民心の動揺及び治安の乱れ等各種の混乱が予想されるため、応急対策を迅速、かつ効果的に実施できるよう情報の種類及び収集・伝達の方法等を別表のとおり定める。

(収集すべき情報の調整)

第4条 注意情報の発表時には、市民に対して、情報を的確に周知するとともに、その後の情報を、的確、迅速に収集する。

2 予知情報の発表及び警戒宣言の発令時には、市民に対して、情報を的確に周知するとともに、その後の情報を、的確、迅速に収集する。

なお、電話のふくそう及び途絶が予想されるため、電話による情報の収集は、あらかじめ各部で連絡調整を図り、緊急性と必要性の高いものだけにとどめるものとする。

3 地震発生後の情報収集は、主に地域防災無線で行う。

このため本部で行う無線統制を遵守し、報告する情報は緊急性の高いものにとどめ、必要最小限に要約し行うものとする。

4 各種情報の収集及び伝達は、次の区分のうち、アの情報を優先的に行うものとする。

(1) 一般情報

ア 市民等の生命に係るもので、直ちに収集・伝達の必要のあるもの。

イ ア以外の情報で可及的速やかに収集・伝達の必要のあるもの。

(2) 要請情報

ア 市民等の生命に係るもので、直ちに要請する必要があるもの。

イ ア以外の情報で可及的速やかに要請する必要があるもの。

(広報媒体)

第5条 市民等が応急対策を実施するために必要な情報の提供は、原則として同報無線によるものとするが、状況に応じ、次の広報媒体により情報の提供をするものとする。

(1) 広報車、消防車等

(2) 地域防災無線

(3) 防災行政無線

(4) ホームページ

- (5) 電話・FAX
- (6) テレビ及びラジオ

(県警戒本部又は県災害対策本部への報告)

第6条 市災害警戒本部又は市災害対策本部は、避難の状況等必要な事態が生じたときは、県防災行政無線により県西部方面本部を経由し、県警戒本部又は県災害対策本部へその都度報告する。また報告に必要な事項は、県の定めた様式によるものとする。

(指令・指示)

第7条 本部長は、第3条各号に規定する事項を円滑に実施するため、各部長に必要な事項を指令するものとする。

2 各部長は前項による指令を受けたとき、担当班長に必要な事項を指示するものとする。

3 各部長は第3条各号に規定する以外の情報の収集及び伝達の必要が生じた場合には、特別なものを除き、各部長の判断により担当班長に当該情報の収集を指示するものとする。

(上司への報告)

第8条 班員等は、前条の指令・指示に基づく処置事項並びにその他、地震防災応急対策又は災害応急対策等に係る必要な情報の収集及び確認をしたときは、直ちに上司に報告しなければならない。

(その他)

第9条 本要領に定めのない情報で、本部長が必要と認めるものは、本要領に定める情報の扱いに準じて処理するものとする。

附 則

この要領は、平成19年3月30日から施行する。

別表

1 第3条の応急対策に必要な情報の収集及び伝達内容

(1) 注意情報の発表の段階

ア 伝達すべき情報

| 情報の種類                                  | 情報伝達ルート          | 手 段                                          | 伝達の時期                               |
|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------|
| 注意情報の内容<br>の周知                         | 市災害警戒本部<br>→市民等  | 同報無線<br>地域防災無線<br>防災行政無線<br>ホームページ<br>電話・FAX | ア 注意情報の発表<br>後、速やかに行う<br>イ 状況に応じて行う |
| 家庭の防災対策                                | 市災害警戒本部<br>→ 市民等 |                                              | 状況に応じて行う                            |
| 交通機関の運行<br>状況・道路交通<br>状況・交通規制<br>の実施状況 | 市災害警戒本部<br>→市民等  |                                              |                                     |
| 生活関連施設の<br>運営状況(電気、<br>ガス、水道)          |                  |                                              |                                     |
| 学校、病院など<br>公共施設の運営<br>状況               |                  |                                              |                                     |
| その他の必要な<br>事項                          |                  |                                              |                                     |

イ 収集すべき情報

| 情報の種類                         | 情報伝達ルート                 | 手 段                                             | 収集の時期           |
|-------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------|-----------------|
| 気象庁からの新<br>しい地震情報等            | 国・県・防災関係機関<br>→ 市災害警戒本部 | 地域防災無線<br>防災行政無線<br>ホームページ<br>電話・FAX<br>テレビ・ラジオ | 状況把握を継続的に<br>行う |
| 交通機関の運行<br>状況<br>道路交通状況       | 管理者・関係者<br>→ 市災害警戒本部    |                                                 |                 |
| 交通規制の状況                       | 道路管理者・警察署<br>→ 市災害警戒本部  |                                                 |                 |
| 生活関連施設の<br>運営状況(電気、<br>ガス、水道) | 管理者・関係者<br>→ 市災害警戒本部    |                                                 |                 |
| 学校、病院など<br>公共施設の運営<br>状況      | 管理者・関係者<br>→ 市災害警戒本部    |                                                 |                 |
| 物資の買い占<br>め、その他の治<br>安に関すること  | 市民等<br>→ 市災害警戒本部        |                                                 | 状況が発生したとき<br>行う |
| 流言ひ語の状況<br>等                  | 市民等 → 市災害警戒本部           |                                                 |                 |

|                       |                          |  |                 |
|-----------------------|--------------------------|--|-----------------|
| 防災関係機関及び事業所等の応急対策実施状況 | 防災関係機関・事業所等<br>→ 市災害警戒本部 |  | 実施の状況に応じて行う     |
| 応急対策の実施に必要な事項等        | 県西部方面本部<br>→ 市災害警戒本部     |  |                 |
| 各種機関等の対応状況            | 各部班・市民等 → 市災害警戒本部        |  | 状況把握を継続的に<br>行う |

(2) 予知情報の発表、警戒宣言の発令の段階

ア 伝達すべき情報

| 情報の種類                      | 情報伝達ルート                     | 手 段                                                     | 伝達の時期                                   |
|----------------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 予知情報・警戒宣言の内容の周知            | 市災害警戒本部<br>→ 地区防災連絡会・市民等    | 同報無線<br>地域防災無線<br>防災行政無線<br>ホームページ<br>電話・FAX<br>広報車・消防車 | ア 予知情報の発表及び警戒宣言発令後、速やかに行う<br>イ 状況に応じて行う |
| 避難の勧告及び指示                  | 市災害警戒本部<br>→ 市民・地区防災連絡会等    | 口頭・簡易デジタル無線機                                            | 状況に応じて行う                                |
| 家庭の防災対策                    | 市災害警戒本部<br>→ 市民等            |                                                         | ア 予知情報の発表及び警戒宣言発令後、速やかに行う<br>イ 状況に応じて行う |
| 自主防災活動の要請                  | 市災害警戒本部 → 地区防災連絡会 → 各自主防災組織 |                                                         |                                         |
| 応急対策の実施について<br>(事業所等)      | 市災害警戒本部<br>→ 事業所等           |                                                         | ア 予知情報の発表及び警戒宣言発令後、速やかに行う<br>イ 状況に応じて行う |
| 交通機関の運行状況・道路交通状況・交通規制の実施状況 | 市災害警戒本部<br>→ 市民・地区防災連絡会等    |                                                         |                                         |
| 生活関連施設の運営状況(電気、ガス、水道)      |                             |                                                         |                                         |
| 学校、病院など公共施設の運営状況           |                             |                                                         |                                         |
| その他の必要な事項                  |                             |                                                         | 状況に応じて行う                                |

イ 収集すべき情報

| 情報の種類               | 情報伝達ルート                 | 手 段                                | 収集の時期           |
|---------------------|-------------------------|------------------------------------|-----------------|
| 国・県などの新しい大規模地震関連情報等 | 国・県・防災関係機関<br>→ 市災害警戒本部 | 地域防災無線<br>防災行政無線<br>消防無線<br>ホームページ | 状況把握を継続的に<br>行う |
| 避難の状況               | 避難所管理者 → 地区防災連絡会        | ・簡易デジタル無線機                         | ア 避難の開始及び       |

|                               |                              |                         |                            |
|-------------------------------|------------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                               | → 市災害警戒本部                    | 電話・FAX<br>テレビ・ラジオ<br>口頭 | 完了時に行う<br>イ 不測の事態が発生したとき行う |
| 交通機関の運行<br>状況<br>道路交通状況       | 管理者・関係者<br>→ 市災害警戒本部         |                         | 状況把握を継続的に<br>行う            |
| 交通規制の状況                       | 道路管理者・警察署<br>→ 市災害警戒本部       |                         |                            |
| 生活関連施設の<br>運営状況(電気、<br>ガス、水道) | 管理者・関係者<br>→ 市災害警戒本部         |                         |                            |
| 学校、病院など<br>公共施設の運営<br>状況      | 管理者・関係者<br>→ 市災害警戒本部         |                         |                            |
| 物資の買い占<br>め、その他の治<br>安に関すること  | 地区防災連絡会・市民等<br>→ 市災害警戒本部     |                         | 状況が発生したとき<br>行う            |
| 流言ひ語の状況<br>等                  | 地区防災連絡会・市民等 → 市<br>災害警戒本部    |                         |                            |
| 防災関係機関及<br>び事業所等の応<br>急対策実施状況 | 防災関係機関・事業所等<br>→ 市災害警戒本部     |                         | 実施の状況に応じて<br>行う            |
| 応急対策の実施<br>に必要な事項等            | 県西部方面本部<br>→ 市警戒本部           |                         |                            |
| 各種機関の対応<br>状況                 | 県西部方面本部・各部班・市民等<br>→ 市災害警戒本部 |                         | 状況把握を継続的に<br>行う            |

### (3) 地震発生後の段階

#### ア 伝達すべき情報

| 情報の種類                     | 情報伝達ルート                             | 手 段                                          | 伝達の時期                                |
|---------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------|
| 大規模地震関連<br>情報の内容の周<br>知   | 市災害対策本部<br>→ 地区防災連絡会・市民等            | 同報無線<br>地域防災無線<br>防災行政無線<br>ホームページ<br>電話・FAX | ア 地震発生後、速<br>やかに行う<br>イ 状況に応じて行<br>う |
| 避難の勧告及び<br>指示             | 市災害対策本部<br>→ 地区防災連絡会・避難所管理<br>者・市民等 | 広報車・消防車<br>口頭・簡易デジタル<br>無線機                  | 状況に応じて行う                             |
| 家庭の防災対策                   | 市災害対策本部<br>→ 市民等                    |                                              | ア 地震発生後、速<br>やかに行う<br>イ 状況に応じて行<br>う |
| 自主防災活動の<br>要請             | 市災害対策本部 → 地区防災連<br>絡会 → 各自主防災会      |                                              |                                      |
| 応急対策の実施<br>について<br>(事業所等) | 市災害対策本部<br>→ 事業所等                   |                                              |                                      |

|                                        |                          |  |          |
|----------------------------------------|--------------------------|--|----------|
| 交通機関の運行<br>状況・道路交通<br>状況・交通規制<br>の実施状況 | 市災害対策本部<br>→ 地区防災連絡会・市民等 |  |          |
| 生活関連施設の<br>運営状況(電気、<br>ガス、水道)          |                          |  |          |
| 学校、病院など<br>公共施設の運営<br>状況               |                          |  |          |
| その他の必要な<br>事項                          |                          |  | 状況に応じて行う |

イ 収集すべき情報

| 情報の種類                         | 情報伝達ルート                           | 手 段                                                                         | 収集の時期                                       |
|-------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 国・県からの大<br>規模地震関連情<br>報等      | 国・県・防災関係機関<br>→ 市災害対策本部           | 地域防災無線<br>防災行政無線<br>消防無線<br>ホームページ<br>電話・FAX<br>テレビ・ラジオ<br>口頭・簡易デジタル<br>無線機 | 増強把握を継続的に<br>行う                             |
| 避難の状況                         | 避難所管理者 → 地区防災連絡<br>会<br>→ 市災害対策本部 |                                                                             | ア 避難の開始及び<br>完了時に行う<br>イ 不測の事態が発<br>生したとき行う |
| 交通機関の運行<br>状況<br>道路交通状況       | 管理者・関係者<br>→ 市災害対策本部              |                                                                             | 状況把握を継続的に<br>行う                             |
| 交通規制の状況                       | 道路管理者・警察署<br>→ 市災害対策本部            |                                                                             |                                             |
| 生活関連施設の<br>運営状況(電気、<br>ガス、水道) | 管理者・関係者<br>→ 市災害対策本部              |                                                                             |                                             |
| 学校、病院など<br>公共施設の運営<br>状況      | 管理者・関係者<br>→ 市災害対策本部              |                                                                             |                                             |
| 物資の買い占<br>め、その他の治<br>安に関すること  | 地区防災連絡会・市民等<br>→ 市災害対策本部          |                                                                             | 状況が発生したとき<br>行う                             |
| 流言ひ語の状況<br>等                  | 地区防災連絡会・市民等 → 市<br>災害対策本部         |                                                                             | 実施の状況に応じて<br>行う                             |
| 防災関係機関及<br>び事業所等の応<br>急対策実施状況 | 防災関係機関・事業所等<br>→ 市災害対策本部          |                                                                             |                                             |
| 応急対策の実施<br>に必要な事項等            | 県西部方面本部<br>→ 市災害対策本部              |                                                                             |                                             |
| 各種の被害状況<br>及び対応状況             | 地区防災連絡会・各部班・市民等<br>→ 市災害対策本部      |                                                                             | 状況把握を継続的に<br>行う                             |

平成 年 月 日  
時 分  
気象庁地震火山部

## 東海地震観測情報

＊＊ 見出し ＊＊

●●（●●●●●）観測点の地殻変動データが通常と異なる変化を示しています。気象庁ではこの変化と東海地震との関連性を調査しています。

＊＊ 本 文 ＊＊

気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、●●観測点の観測データが本日●●時頃から通常と異なる変化を示し始めました。

現在のところ、他の観測点では通常の変動レベルを越えるような変化は観測されていません。また、東海地域の地震活動にも特段の変化は見られません。

気象庁では、他の観測点のデータも含め、今後の観測データの推移を注意深く監視し、想定される東海地震との関連性を調査しています。

次の情報発表は、本日●●時●●分を予定していますが、地震活動及び地殻変動データ等に変化があった場合は随時お知らせします。

（東海地震に関連する情報 第 号）

平成 年 月 日  
時 分  
気象庁地震火山部

## 東海地震注意情報

＊＊ 見出し ＊＊

●●（●●●●●）、●●●（●●●）観測点の地殻変動データに変化が現れています。  
この変化は、想定される東海地震の前兆現象としてのプレスリップの発生に伴う可能性が高くなっています。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域においては、東海地震の発生に注意が必要です。

＊＊ 本 文 ＊＊

気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、●●観測点の観測データが本日●●時頃から通常と異なる変化を示し始め、現在も継続中です。その後●●時頃からは、●●●観測点の観測データにも通常と異なる変化が認められます。

●●、●●●の2観測点のデータの変化傾向及び変化量から、浜名湖北東部直下でプレート境界の一部がゆっくりとずれ動く現象が発生しているとしても説明可能です。気象庁は、地震防災対策強化地域判定会委員の意見等も踏まえこれらの変化が、東海地震の前兆現象として考えられているプレスリップの発生に伴うものである可能性が高くなったと判断しました。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域においては、東海地震の発生に注意が必要です。

気象庁では、他の観測点のデータも含め、観測データの推移を厳重に監視しています。

状況に特段の変化がない限り、次の情報発表は、本日●●時●●分を予定しています。

（東海地震に関連する情報 第 号）



平成 年 月 日  
時 分  
気象庁地震火山部

## 東海地震注意情報

＊＊ 見出し ＊＊

●●（●●●●●）、●●●（●●●）観測点に加え、●●（●●●●）観測点でも地殻変動データに通常と異なる変化が現れています。

このため、気象庁は、本日●●時●●分から地震防災対策強化地域判定会を開催し、東海地震が発生するおそれがあるかどうか検討を開始しました。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域では、東海地震の発生に引き続き注意が必要です。

＊＊ 本 文 ＊＊

気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、●●、●●●観測点の観測データに、本日●●～●●時頃から通常と異なる変化が現れており、現在も加速しながら続いています。

●●時頃からは、●●観測点でも通常と異なる変化を示し始めており、これらの変化がプレスリップの発生に伴うものである可能性がさらに高まっています。

このため、気象庁は、本日●●時●●分から地震防災対策強化地域判定会を開催し、東海地震が発生するおそれがあるかどうか検討を開始しました。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域では、東海地震の発生に引き続き注意が必要です。

気象庁では、他の観測点のデータも含め、観測データの推移を厳重に監視しています。

状況に特段の変化がない限り、次の情報発表は、本日●●時●●分を予定しています。

（東海地震に関連する情報 第 号）

平成 年 月 日  
時 分  
気象庁地震火山部

## 東海地震予知情報

＊ ＊ 見出し ＊ ＊

●●（●●●●●●）、●●●（●●●●）及び●●（●●●●●●）観測点の地殻変動データ等が大きく変化しており、このまま変化が続けば、現在から2、3日以内に東海地震が発生するおそれがあると予想されます。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域では、東海地震の発生に厳重な警戒が必要です。

＊ ＊ 本 文 ＊ ＊

気象庁では、●●時●●分から判定会を開いて東海地震が発生するおそれがあるかどうか十分検討しました。その結果次の地震予知情報を内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣から警戒宣言が発令されました。

「気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、●●、●●●及び●●観測点の観測データ等が大きく変化しています。このほか、周辺の歪計、傾斜計、水位計にも若干の変化が現れています。

これらの異常な地殻変動は、浜名湖北東部直下の深さ約30kmのプレート境界の一部がゆっくりとずれ動き始めたことに伴うものと推定されます。

このままの変化が続けば、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震（東海地震）が発生するおそれがあると予想されます。

予想された地震が発生すると、地震防災対策強化地域のうち、静岡県全域及び神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、岐阜県の一部の地域では震度6弱以上、それに隣接する周辺の地域では震度5弱程度になると予想されます。

また、太平洋沿岸の広い地域に津波の来襲が予想され、とくに伊豆半島南部、駿河湾から遠州灘、熊野灘沿岸にかけてと伊豆諸島の一部、及び相模湾の一部、房総半島南部の一部では大津波となるおそれがあります。」

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域では、東海地震の発生に厳重な警戒が必要です。

状況に特段の変化がない限り、次の情報発表は、本日●●時を予定しています。

（東海地震に関連する情報 第 号）

第2条例示（警戒宣言）

東海地震の地震災害に関する警戒宣言を  
発することについて

平成 年 月 日 閣議決定

東海地震について、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるので、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定に基づき、ここに東海地震の地震災害に関する警戒宣言を発する。

## 東海地震に係る地震災害警戒本部の 設置について

平成 年 月 日 閣議決定

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第10条第1項の規定に基づき、下記により、臨時に東海地震に係る地震警戒本部（以下「本部」という。）を設置する。

本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び機関は、次のとおりとする。

- 名 称 東海地震災害警戒本部
- 所管区域 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域
- 設置場所 東京都（総理大臣官邸）
- 設置期間 平成●●年●●月●●日から東海地震に係る非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部が設置されるまでの期間又は東海地震の地震災害に関する警戒解除宣言が発せられるまでの期間

本部の構成は、次のとおりとする。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 防災担当大臣

本部員 本部長及び副本部長以外のすべての国务大臣、内閣危機管理監並びに内閣府副大臣又は国务大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

本部の処務は、内閣府政策統括官（防災担当）において処理する。

【広報文】第3条例示 伝達すべき情報等

広報文案一覧表

| 番号                       | 伝達情報発表の内容及び状況                                                    | 同報無線等<br>(音声情報) |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 【(1) 注意情報の発表の段階】         |                                                                  |                 |
| 1                        | 注意情報の内容及びテレビ・ラジオの視聴呼びかけ（注意情報発表後～1時間以内）                           | 広報番号 1          |
| 2                        | 注意情報の発表後（判定会開催中）の市民・自主防災組織・事業所への呼びかけ<br>（注意情報発表の報告の放送終了後～1時間以内）  | 〃 2             |
| 3                        | 注意情報の発表後（判定会開催中）の市内各機関の対応状況及び市民への呼びかけ<br>（注意情報発表の報告の放送終了後～1時間以内） | 〃 3             |
| 4                        | 注意情報の解除のお知らせ<br>（注意情報の解除発表後～1時間以内）                               | 〃 4             |
| 【(2) 予知情報の発表・警戒宣言の発令の段階】 |                                                                  |                 |
| 5                        | 予知情報の発表・警戒宣言の発令の報告及び市民への呼びかけ<br>（予知情報発表・警戒宣言発令後～1時間以内）           | 〃 5             |
| 6                        | 予知情報発表・警戒宣言発令後の家庭・自主防災組織・事業所へ呼びかけ<br>（予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで）    | 〃 6             |
| 7                        | 予知情報の発表・警戒宣言の発令後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ<br>（予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで）  | 〃 7             |
| 8                        | 警戒解除宣言の発令のお知らせ<br>（警戒解除宣言発令後～1時間以内）                              | 〃 8             |
| 9                        | 避難地域への避難の呼びかけ<br>（警戒宣言発令後：避難の勧告・指示発令後～状況に応じて随時）                  | 〃 9             |
| 10                       | 避難地域への避難解除の呼びかけ<br>（避難の勧告・指示の解除発令後～状況に応じて随時）                     | 〃 10            |

| 番号             | 伝達情報発表の内容及び状況                                                       | 同報無線等<br>(音声情報) |
|----------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 【(3) 地震発生後の段階】 |                                                                     |                 |
| 11             | 地震発生直後の注意呼びかけ<br>（地震発生 サイレン吹鳴 直後）                                   | 広報番号 11         |
| 11-1           | 安全確認旗の掲示と地区自主防本部設置（立ち上げ）の呼び掛け（地震発生・直後）                              | —               |
| 12             | 市長の市民への呼びかけ<br>（地震発生直後～1時間以内）                                       | 〃 12            |
| 13             | 地震発災後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ<br>（地震発災後～繰り返し行う）<br>＊ 最新情報を盛り込み、繰り返し広報する。 | 〃 13            |
| 14             | 避難地域への避難の呼びかけ<br>（地震発生直後：避難の勧告・指示発令後～状況に応じて随時）                      | 〃 14            |

(1) 注意情報の発表の段階

|      |   |                                              |
|------|---|----------------------------------------------|
| 広報番号 | 1 | 注意情報の内容及びテレビ・ラジオの視聴呼びかけ<br>(注意情報発表後 ～ 1時間以内) |
| 発表   |   | 同報無線・地域防災無線・防災行政無線                           |

菊川市役所からお知らせします。

先ほど、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。

東海地域の地震観測データに異常が観測され、この異常が東海地震の前触れかどうかを判定するための判定会が招集されました。(開かれています。)

市民の皆さんは、テレビ・ラジオ・市役所のホームページなどにより、地震についての詳しい情報に御注意ください。

|      |   |                                                                       |
|------|---|-----------------------------------------------------------------------|
| 広報番号 | 2 | 注意情報の発表後(判定会開催中)の市民・自主防災組織・事業所<br>への呼びかけ<br>(注意情報発表の報告の放送終了後 ～ 1時間以内) |
| 発表   |   | 同報無線・地域防災無線・防災行政無線                                                    |

菊川市役所からお知らせします。

現在、東海地震注意情報が発表されています。

万一に備えて、次のような準備をしてください。

市民の皆さんは、万一に備えて、食料などの非常持ち出し品を確認したり、安全確保に努めましょう。

自主防災会の役員の皆さんは、小さな子供やお年寄り、身体の不自由な人の安全を図る準備をしてください。

各事業所では、防災応急計画に従って対策を実施できるよう準備してください。

車の使用は、できるだけ控え、引き続き、テレビ・ラジオの放送に御注意ください。

|      |   |                                                                        |
|------|---|------------------------------------------------------------------------|
| 広報番号 | 3 | 注意情報の発表後(判定会開催中)の市内各機関の対応状況及び市民<br>への呼びかけ<br>(注意情報発表の報告の放送終了後 ～ 1時間以内) |
| 発表   |   | 同報無線・地域防災無線・防災行政無線                                                     |

菊川市役所からお知らせします。

現在、東海地震注意情報が発表されています。

市役所などでは、次のような対応をしています。

- ・市役所では、災害警戒本部の設置準備を進めています。
- ・消防署や地元消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
- ・JR東海道線やバスは平常通り運転しています。
- ・市内の保育園・幼稚園・学校では、園児と児童の引き取りをはじめています。

車の使用は、できるだけ控え、引き続き、テレビ・ラジオの放送にご注意ください。

|      |   |                                       |
|------|---|---------------------------------------|
| 広報番号 | 4 | 注意情報の解除のお知らせ<br>(注意情報の解除発表後 ～ 1 時間以内) |
| 発 表  |   | 同報無線・地域防災無線・防災行政無線                    |

菊川市役所からお知らせします。

先ほど、気象庁から発表された東海地震注意情報は解除されました。

東海地震の心配はありませんが、市民の皆さんは、テレビ・ラジオ・市役所のホームページなどにより、詳しい情報に御注意ください。

(2) 予知情報の発表・警戒宣言の発令の段階

|      |   |                                                           |
|------|---|-----------------------------------------------------------|
| 広報番号 | 5 | 予知情報の発表・警戒宣言の発令の報告及び市民への呼びかけ<br>(予知情報発表・警戒宣言発令後 ～ 1 時間以内) |
| 発 表  |   | 同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等                                   |

\* 東海地震警戒宣言発令サイレン（手動サイレン）

サイレン45秒吹鳴、15秒休止、サイレン45秒吹鳴

菊川市地震災害警戒本部からお知らせします。

先ほど、テレビ・ラジオで報道されましたように、東海地震予知情報及び東海地震警戒宣言が発令されました。

その内容は、\_\_\_\_\_以内に\_\_\_\_\_を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるというものです。

このため市では、地震災害に備えた警戒本部を設置しました。

市民の皆さんには、冷静沈着な対応で、被害を最小限に食い止めましょう。

今後、テレビ・ラジオなどの情報に十分注意し、自主防災会のリーダーの指導にしたがって、それぞれの地域でお互いに力を合わせ、一人ひとりが責任ある冷静な行動をされるようお願いします。

|      |   |                                                                  |
|------|---|------------------------------------------------------------------|
| 広報番号 | 6 | 予知情報の発表・警戒宣言の発令後の家庭・自主防災会・事業所へ呼びかけ<br>(予知情報発表・警戒宣言発令の報告後 ～ 発災まで) |
| 発 表  |   | 同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等                                          |

菊川市地震災害警戒本部から、お知らせします。

地震の激しい揺れは、数分続きます。

市民の皆さんは、各家庭で被害を最小限にするため、安全確保を第一に、火の始末や食料などの非常持ち出し品の確認など、地震に備えてください。

次に、自主防災会の役員の方をお願いします。

地区の皆さんと協力し、機材の準備、連絡体制の整備など防災活動を進めてください。

次に、工場や事業所などの管理者の方をお願いします。

危険物の点検、火元の始末や避難誘導など、応急の措置を実施してください。

|      |   |                                                                   |
|------|---|-------------------------------------------------------------------|
| 広報番号 | 7 | 予知情報の発表・警戒宣言の発令後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ<br>(予知情報発表・警戒宣言発令の報告後 ～ 発災まで) |
| 発表   |   | 同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等                                           |

菊川市地震災害警戒本部から、お知らせします。

- ・市役所では、災害警戒本部を設置し、防災体制をとっています。
- ・消防署や地元消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
- ・ＪＲ東海道線やバスは、運転を中止しています。
- ・道路は、交通規制により、緊急車両優先となっています。
- ・市内の保育園・幼稚園・学校は、休校となっています。

市内の各機関の詳しい対応状況は、市からの情報で確認してください。

電話や車の使用は、できるだけ控えてください。

引き続き、テレビ・ラジオの情報に十分注意し、地震に備えて、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をされるようお願いします。

|      |   |                                    |
|------|---|------------------------------------|
| 広報番号 | 8 | 警戒解除宣言のお知らせ<br>(警戒解除宣言発令後 ～ 1時間以内) |
| 発表   |   | 同報無線・地域防災無線・防災行政無線                 |

菊川市地震災害警戒本部からお知らせします。

内閣府から発表された東海地震の警戒宣言は解除されました。

東海地震の心配はありませんが、市民の皆さんには、引き続き冷静沈着な行動をお願いします。

|      |   |                                                   |
|------|---|---------------------------------------------------|
| 広報番号 | 9 | 避難地域への避難の呼びかけ<br>(警戒宣言発令後：避難の勧告・指示発令後 ～ 状況に応じて随時) |
| 発表   |   | 同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等                           |

菊川市地震災害警戒本部からお知らせします。

一部地域の避難勧告についてお知らせします。

\_\_\_\_\_地区（自治会）の\_\_\_\_\_付近の皆さんは、避難所の\_\_\_\_\_への避難を開始してください。（2度繰り返し）

持ち物は、なるべく少なくし、車での避難は、絶対やめてください。

避難は、警察、消防署、消防団、自主防災会などの誘導、自主防災会の役員の指示に従い、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。

避難する場合は、ガスの元栓、電気のブレーカー、水道の蛇口を閉めて避難してください。



|      |                         |                                                |
|------|-------------------------|------------------------------------------------|
| 広報番号 | 10                      | 避難地域への避難解除の呼びかけ<br>(避難の勧告・指示の解除発令後 ～ 状況に応じて随時) |
| 発 表  | 同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等 |                                                |

菊川市地震災害警戒本部からお知らせします。

一部地域の避難勧告の解除についてお知らせします。

\_\_\_\_\_地区（自治会）の\_\_\_\_\_付近の皆さんへの避難の勧告・指示は、解除されました。  
(2度繰り返し)

自宅への帰宅は、道路などの安全に十分注意してください。

### (3) 地震発生後の段階

|      |                         |               |
|------|-------------------------|---------------|
| 広報番号 | 11                      | 地震発生直後の注意呼びかけ |
| 発 表  | 同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等 |               |

菊川市災害対策本部からお知らせします。

只今、東海地方に大きな地震がありました。

市民の皆さん、自主防災会及び事業所では、直ちにケガ人の救出や消火活動、危険物などによる2次災害の防止など、災害応急活動を実施してください。

今後、余震が続くと思われます。

余震は、本震ほど大きくなることはありませんが、十分注意してください。

地震の情報につきましては、わかり次第お知らせします。

|      |                         |                |
|------|-------------------------|----------------|
| 広報番号 | 11-1                    | ※震度5以上の地震で広報する |
| 発 表  | 同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等 |                |

菊川市災害対策本部からお知らせします。

市内で震度〇の地震が発生しました。市民の皆さんは「安全確認旗」を掲げてください。

自主防災会は、地区自主防災本部を立ち上げてください。被害状況等を地区センターへ報告してください。

|      |                         |                                  |
|------|-------------------------|----------------------------------|
| 広報番号 | 12                      | 市長から市民への呼びかけ<br>(地震発生直後 ～ 1時間以内) |
| 発 表  | 同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等 |                                  |

菊川市災害対策本部からお知らせします。

私は、菊川市長の〇〇〇〇です。

先ほどの地震により、菊川市は広範囲にわたって大きな被害を受けました。

この地震は、\_\_\_\_\_を震源域とする大規模地震であり、本市の震度は\_\_\_\_\_でした。

市では、直ちに災害対策本部を設置して全職員をあげて対応にあたっています。

(また、自衛隊に災害派遣の応援要請をいたしました。)

今後、なお余震は続くものと思われませんが、自主防災会を中心に、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。

地震による被害が、いかに大きくとも、市民の皆さんが勇気と熱意を持ち、力を合わせれば、私たちの郷土の復興は必ず達成できるものと確信します。

各地における救援状況、交通規制などの情報は、分かり次第提供しますので、状況を確認、冷静な行動をお願いします。

|      |    |                                                                       |
|------|----|-----------------------------------------------------------------------|
| 広報番号 | 13 | 地震発災後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ<br>(地震発災後 ～ 繰り返し行う)<br>* 最新情報を盛り込み、繰り返し広報する。 |
| 発 表  |    | 同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等                                               |

菊川市災害対策本部から、お知らせします。

- ・市役所では、災害対策本部を設置し、防災体制をとっています。
- ・消防署や地元消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
- ・ＪＲ東海道線やバスは、運転を中止しています。
- ・道路は、交通規制により、緊急車両優先となっています。
- ・市内の幼稚園・学校は、休校となっています。

市内の各機関の詳しい対応状況は、市からの情報で確認してください。

電話や車の使用は、できるだけ控えてください。

引き続き、テレビ・ラジオの情報に十分注意し、余震に備えて、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をされるようお願いします。

(交通機関及びライフラインの状況の広報・情報)

◇交通機関（ＪＲ東海道線、バス）

全面ストップ、点検中、旅行者の対応措置、復旧見通しなど

◇道路規制

通行不能箇所、規制箇所、通行可能箇所など

◇ガス

各家庭のガス設備を点検、安全確認、復旧見通しなど

◇電 気

停電地区、通電火災の注意、復旧見通しなど

◇電 話

不通地区、特設公衆電話の設置箇所、災害用伝言ダイヤル「１７１」の利用、復旧見通しなど

◇水 道

断水地区、応急給水実施箇所及び時間、復旧見通しなど。

◇下水道

被害状況に伴う水洗トイレ等の使用中止（仮設トイレ及び素掘便所等での対応）、応急復旧に伴う水洗トイレ等の使用再開日、復旧見通しなど。

◇し尿収集業務

施設及び道路の被害により収集業務ができない地区の仮設トイレ及び素掘便所等での対応、応急復旧状況に伴う地区別のし尿収集業務再開日、復旧見通しなど。

◇ごみ収集業務

施設及び道路の被害により収集業務ができない地区の自家処理又はごみの仮置き場への分別搬出等での対応、応急復旧状況に伴う地区別のごみ収集業務再開日、復旧見通しなど。

◇がれき、残骸物処理

がれき、残骸物処理時における分別（可燃物、不燃物等）搬出及び搬出先（仮置き場等）、搬出方法。

◇学 校

「〇〇小、中学校は、休校中です。」

「〇〇小、中学校は、明日から授業を開始します。給食については、地域住民の協力による炊き出しにより実施します。」など。

◇金融機関及びガソリンスタンド

営業開始日など。

◇食料及び日用品の配分

食料及び日用品の配分は、緊急物資調達先、県及び他市町村等の災害応援により大量に配分可能となった場合に、配分実施場所及び時間を広報する。

◇救急医療

救護施設の被災状況及び患者対応状況を確認し、患者の受け入れが可能な救護施設のみ広報する。

県及び他市町村等の災害応援により、あらかじめ決められた救護施設以外の場所での救護活動が可能となった場合に、実施場所を広報する。

輸血用血液が不足し、献血者を募集する場合、献血実施場所及び時間を広報する。

◇その他

各機関の要請に応じた内容を広報する。

被災地の混乱に便乗した詐欺行為等注意情報を広報する。

\* 災害用伝言ダイヤル「171」

N T Tでは、災害時の電話回線のふくそうを緩和するため、災害時に限定して（震度6弱以上の地震が発生したとき、又は地震以外の自然災害で電話が相当混み合っているとき）声の伝言板のサービスを行う。

伝言の登録、再生方法は、サービス実施時に「171」をダイヤルすれば、ガイダンスが流れるため、その指示に従って登録、再生を行う。

\* 食料及び日用品の配分

ただし、地震対策編第4編「地震防災応急対策」第10章「地域への救援活動」

による警戒宣言発令時の対応、地震対策編第5編「災害応急対策」第10章「地域への救援活動」

及び一般対策編第3章「災害応急対策計画」第8節「食料供給計画」に、配分対象となる人及び災害救助法に基づく市の実施事項等が記載されているため、事前に放送内容を十分検討すること。

|      |                         |                                                  |
|------|-------------------------|--------------------------------------------------|
| 広報番号 | 14                      | 避難地域への避難の呼びかけ<br>(地震発生直後：避難の勧告・指示発令後 ～ 状況に応じて随時) |
| 発 表  | 同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等 |                                                  |

菊川市災害対策本部からお知らせします。

一部地域の避難勧告についてお知らせします。

\_\_\_\_\_地区（自治会）の\_\_\_\_\_付近の皆さんは、避難所の\_\_\_\_\_への避難を開始してください。（2度繰り返し）

持ち物は、なるべく少なくし、車での避難は、絶対やめてください。

避難は、警察署、消防署、消防団、自主防災会などの誘導や自主防災会の役員の指示に従い、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。

避難する場合は、ガスの元栓、電気のブレーカー、水道の蛇口を閉めて避難してください。

## 11－1 避難準備情報等の種類

関係法令に基づいて、避難準備情報等を行う者は次のとおりである。

| 実施                           | 区分                                                                                                                                                                           | 災害の種類          | 根拠法令                       |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------|
| 本部長・市長                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等避難</li> <li>・避難指示</li> <li>・緊急安全確保</li> </ul>                                                                                    | 災害全般           | 災害対策基本法第60条                |
| 警察官、海上保安官                    | 市町村長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。                                      | 災害全般           | 災害対策基本法第61条<br>警察官職務執行法第4条 |
| 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者         | 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。※水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は職権を行うことができる。 | 水防全般           | 水防法第21条                    |
| 知事又はその命を受けた職員                | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。                                                                                                      | 地すべり           | 地すべり等防止法第25条               |
| 都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者 | 氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。                 | 洪水、雨水出水、津波又は高潮 | 水防法第29条                    |
| 自衛官                          | 警察官がその場にいない限り、その職務を準用する。                                                                                                                                                     | 災害全般           | 自衛隊法第94条                   |

11－2 指定緊急避難場所（地震災害・一般風水害）（令和6年12月末現在）

指定緊急避難場所（地震災害・一般風水害）

| 番号 | 避難場所                    | 所在地       | 電話           | 避難場所<br>(グラウンド・駐車場) |                | 備考    |
|----|-------------------------|-----------|--------------|---------------------|----------------|-------|
|    |                         |           |              | ㎡                   | 受入人数<br>(人/2㎡) |       |
| 1  | 堀之内小学校グラウンド             | 西方2140    | 35-2108      | 8,547               | 4,273          | 避難所   |
| 2  | 加茂小学校グラウンド              | 加茂5114    | 35-3347      | 11,508              | 5,754          | 避難所   |
| 3  | 内田小学校グラウンド              | 下内田1637   | 35-2632      | 11,019              | 5,509          | 避難所   |
| 4  | 横地小学校グラウンド              | 東横地1886   | 35-3552      | 10,680              | 5,340          | 避難所   |
| 5  | 六郷小学校グラウンド              | 本所2200    | 35-3147      | 9,993               | 4,996          | 避難所   |
| 6  | 河城小学校グラウンド              | 吉沢556     | 35-3330      | 9,399               | 4,699          | 避難所   |
| 7  | 菊川西中学校グラウンド             | 加茂38      | 35-3546      | 23,515              | 11,757         | 避難所   |
| 8  | 菊川東中学校グラウンド             | 本所670     | 35-2335      | 28,962              | 14,481         | 避難所   |
| 9  | 青葉台コミュニティセンター駐車場        | 青葉台1-12-2 | 35-0202      | 220                 | 110            | 避難所   |
| 10 | 牧之原農村婦人の家駐車場            | 牧之原227-5  | 0548-27-2838 | 230                 | 115            | 避難所   |
| 11 | 岳洋中学校グラウンド（※1）          | 下平川5430   | 73-2400      | 18,437              | 9,218          | ヘリポート |
| 12 | 小笠北小グラウンド               | 嶺田59      | 73-2054      | 13,439              | 6,719          | ヘリポート |
| 13 | 小笠南小グラウンド               | 高橋3503    | 73-2220      | 10,290              | 5,145          | ヘリポート |
| 14 | 小笠東小グラウンド               | 川上1348-2  | 73-2050      | 10,292              | 5,146          | ヘリポート |
| 15 | 市民総合体育館駐車場（※2）          | 赤土1070-1  | 73-5600      | 5,000               | 2,500          |       |
| 16 | 保養センターグラウンド             | 大石88      | 73-2460      | 10,000              | 5,000          | 避難所   |
| 17 | 丹野運動場（グラウンド）            | 丹野932-1   |              | 9,800               | 4,900          |       |
| 18 | 県立小笠高校 運動場              | 東横地1222-3 | 35-3181      | 20,459              | 10,229         | 避難所   |
| 19 | 常葉大学附属菊川中・高校<br>運動場（校内） | 半済1550    | 35-3171      | 14,119              | 7,059          | 避難所   |
| 20 | 菊川南陵高校 運動場（校内）          | 河東5442-5  | 73-5141      | 19,452              | 9,726          | 避難所   |

※1 岳洋中学校グラウンドは、大雨時に雨水貯留施設として使用される。

※2 市民総合体育館駐車場は、原子力災害時に避難場所として使用する。

|          |                                                    |
|----------|----------------------------------------------------|
| 指定緊急避難場所 | 災害が発生したとき、身を守るために一時的に逃げる場所（公園、グラウンドなど）             |
| 指定避難所    | 住居が被災し、倒壊等で生活ができなくなった人が一時的に生活するための場所（市町に指定された学校など） |

※平成25年4月に、災害対策基本法が改正され、避難場所や避難所について、上の用語で分類されることとなりました。

11－ 3 指定避難所予定場所（地震災害・一般風水害）（令和6年12月末現在）

指定避難所予定場所（地震災害・一般風水害）

| 番号     | 避難所                       | 所在地                     | 電話                      | デジタル地域<br>防災無線 | 指定避難所の運用について |              |                    |               |              | 体育館          |                  | 校舎・施設          |                  |
|--------|---------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------|--------------|--------------|--------------------|---------------|--------------|--------------|------------------|----------------|------------------|
|        |                           |                         |                         |                | 地震災害時に利用     | 一般風水害時に利用    | 地区防災連絡会本部<br>として利用 | 福祉避難所※1       | 特設公衆電話       | ㎡            | 受入人数<br>(人/3.3㎡) | ㎡              | 受入人数<br>(人/3.3㎡) |
| 1      | 堀之内小学校                    | 静岡県菊川市西方2140            | 0537-35-2108            | 231            | ○            | -            | -                  | -             | -            | 919          | 278              | 3,514          | 1,064            |
| 2      | 加茂小学校                     | 静岡県菊川市加茂5114            | 0537-35-3347            | 234            | ○            | -            | -                  | -             | -            | 773          | 234              | 5,066          | 1,535            |
| 3      | 内田小学校                     | 静岡県菊川市下内田1637           | 0537-35-2632            | 235            | ○            | -            | -                  | -             | -            | 894          | 270              | 2,653          | 803              |
| 4      | 横地小学校                     | 静岡県菊川市東横地1886           | 0537-35-3552            | 236            | ○            | ○（南校舎）       | -                  | -             | -            | 753          | 228              | 2,400          | 727              |
| 5      | 六郷小学校                     | 静岡県菊川市本所2200            | 0537-35-3147            | 233            | ○            | -            | -                  | -             | -            | 1,065        | 322              | 5,079          | 1,539            |
| 6      | 河城小学校                     | 静岡県菊川市吉沢556             | 0537-35-3330            | 232            | ○            | -            | -                  | -             | -            | 878          | 266              | 3,128          | 947              |
| 7      | 小笠北小学校                    | 静岡県菊川市嶺田59              | 0537-73-2054            | 237            | ○            | ○（南校舎2F多目的室） | -                  | -             | -            | 1,032        | 312              | 4,921          | 1,491            |
| 8      | 小笠南小学校                    | 静岡県菊川市高橋3503            | 0537-73-2220            | 238            | ○            | -            | -                  | -             | -            | 894          | 270              | 3,060          | 927              |
| 9      | 小笠東小学校                    | 静岡県菊川市川上1348-2          | 0537-73-2050            | 239            | ○            | ○（西校舎2F）     | -                  | -             | -            | 912          | 276              | 3,455          | 1,046            |
| 10     | 菊川西中学校                    | 静岡県菊川市加茂38              | 0537-35-3546            | 242            | ○            | -            | -                  | -             | 設置済          | 1,362        | 412              | 5,633          | 1,706            |
| 11     | 菊川東中学校                    | 静岡県菊川市本所670             | 0537-35-2335            | 241            | ○            | -            | -                  | -             | 設置済          | 1,089        | 330              | 5,565          | 1,686            |
| 12     | 岳洋中学校                     | 静岡県菊川市下平川5430           | 0537-73-2400            | 243            | ○            | -            | -                  | -             | 設置済          | 1,337        | 405              | 5,112          | 1,549            |
| 13     | 保養センター（小菊荘）               | 静岡県菊川市大石88              | 0537-73-2460            | 269            | ○            | -            | -                  | -             | -            | -            | -                | 1,806          | 547              |
| 14     | 中央公民館                     | 静岡県菊川市下平川6225           | 0537-73-1114            | 261            | ○            | -            | -                  | -             | -            | -            | -                | 146            | 44               |
| 15     | 市民総合体育館※2                 | 静岡県菊川市赤土1070-1          | 0537-73-5600            | 262            | ○            | -            | -                  | -             | -            | 3,687        | 1,117            | -              | -                |
| 16※4   | 県立小笠高校 体育館                | 静岡県菊川市東横地1222-3         | 0537-35-3181            | 251            | ○            | -            | -                  | -             | -            | 2,667        | 808              | -              | -                |
| 17※4   | 常葉大学附属菊川中・高校体育館（自修館）      | 静岡県菊川市半済1550            | 0537-35-3171            | -              | ○            | -            | -                  | -             | -            | 2,245        | 671              | -              | -                |
| 18※4   | 菊川南陵高校 体育館                | 静岡県菊川市河東5442-5          | 0537-73-5141            | -              | ○            | -            | -                  | -             | -            | 1,255        | 380              | -              | -                |
| 19     | 西方地区センター                  | 静岡県菊川市西方2300-1          | 0537-36-0682            | 211            | -            | ○            | 該当                 | -             | -            | -            | -                | 460            | 139              |
| 20     | 町部地区センター                  | 静岡県菊川市堀之内1500           | 0537-36-0455            | 212            | -            | ○            | 該当                 | -             | -            | -            | -                | 603            | 182              |
| 21     | 加茂地区センター                  | 静岡県菊川市加茂5112            | 0537-36-0487            | 213            | -            | ○            | 該当                 | -             | -            | -            | -                | 414            | 125              |
| 22     | 内田地区センター                  | 静岡県菊川市下内田1730           | 0537-36-5499            | 214            | -            | ○            | 該当                 | -             | -            | -            | -                | 642            | 194              |
| 23     | 横地地区センター                  | 静岡県菊川市土橋28              | 0537-35-3352            | 215            | -            | -            | 該当                 | -             | -            | -            | -                | 427            | 129              |
| 24     | 六郷地区センター                  | 静岡県菊川市本所2406            | 0537-35-3459            | 216            | -            | ○            | 該当                 | -             | -            | -            | -                | 533            | 158              |
| 25     | 河城地区センター                  | 静岡県菊川市吉沢451-1           | 0537-36-0681            | 219            | -            | ○            | 該当                 | -             | -            | -            | -                | 639            | 193              |
| 26     | 牧之原農村婦人の家                 | 静岡県菊川市牧之原227-5          | 0548-27-2838            | 217            | ○            | ○            | 該当※3               | -             | -            | -            | -                | 382            | 115              |
| 27     | 青葉台コミュニティセンター             | 静岡県菊川市青葉台1-12-2         | 0537-35-0202            | 218            | ○            | ○            | 該当※3               | -             | -            | -            | -                | 501            | 151              |
| 28     | 嶺田地区コミュニティセンター（みねだ会館）     | 静岡県菊川市嶺田1273            | 0537-73-3737            | 266            | -            | -            | 該当                 | -             | -            | -            | -                | 472            | 143              |
| 29     | 平川コミュニティ防災センター（ひらかわ会館）    | 静岡県菊川市下平川1835           | 0537-73-1010            | 220            | -            | ○            | 該当                 | -             | -            | -            | -                | 476            | 144              |
| 30     | 小笠南地区コミュニティセンター□（みなみやま会館） | 静岡県菊川市高橋3669-1          | 0537-73-6330            | 221            | -            | ○            | 該当                 | -             | -            | -            | -                | 476            | 144              |
| 31     | 小笠東地区コミュニティセンター□（くすりん）    | 静岡県菊川市川上1371-2          | 0537-73-6566            | 222            | -            | -            | 該当                 | -             | -            | -            | -                | 569            | 172              |
| 32※4   | 布引原南公民館                   | 静岡県菊川市赤土2250-7          | -                       | 501            | ○            | ○            | -                  | -             | -            | -            | -                | 324            | 98               |
| 33※4   | 和松会（松秀園）地域交流部分            | 静岡県菊川市高橋2774-1          | 0537-63-1100            | 281            | ○            | -            | -                  | 該当            | -            | -            | -                | 381            | 15               |
| 34※4   | 白翁会（喜久の園）うらら部分            | 静岡県菊川市仲島2-4-16          | 0537-37-1231            | -              | ○            | -            | -                  | 該当            | -            | -            | -                | 333            | 7                |
| 35※4   | 白翁会（光陽荘）地域交流室             | 静岡県菊川市潮海寺682-1          | 0537-36-5051            | 283            | ○            | -            | -                  | 該当            | -            | -            | -                | 2,108          | 6                |
| 36※4※5 | <del>草笛の会（草笛作業所）</del>    | <del>静岡県菊川市上平川7-1</del> | <del>0537-73-5239</del> | <del>282</del> | <del>○</del> | <del>-</del> | <del>-</del>       | <del>該当</del> | <del>-</del> | <del>-</del> | <del>-</del>     | <del>650</del> | <del>10</del>    |
| 37※4   | 草笛の会（かすが）                 | 静岡県菊川市上平川7-1            | 0537-73-5580            | -              | ○            | -            | -                  | 該当            | -            | -            | -                | 551            | 10               |
| 38※4   | 草笛の会（菊川寮）                 | 静岡県菊川市東横地133            | 0537-73-6202            | -              | ○            | -            | -                  | 該当            | -            | -            | -                | 2,338          | 23               |
| 39※4   | 和松会（清松園）                  | 静岡県菊川市棚草1284            | 0537-73-2662            | -              | ○            | -            | -                  | 該当            | -            | -            | -                | 1,706          | 7                |
| 40※4   | 東遠学園（東遠地区生活支援センター）        | 静岡県菊川市西方4345-2          | 0537-35-2753            | 256            | ○            | -            | -                  | 該当            | -            | -            | -                | 1,100          | 12               |
| 41※4   | Mネット東遠（工房オアシス）            | 静岡県菊川市赤土1660-1          | 0537-73-1033            | -              | ○            | -            | -                  | 該当            | -            | -            | -                | 297            | 15               |
| 42※4   | Mネット東遠（きくがわ作業所）           | 静岡県菊川市本所1407-4          | 0537-28-9711            | -              | ○            | -            | -                  | 該当            | -            | -            | -                | 297            | 9                |

- ・災害の規模及び被災の程度によって、指定避難所の用途を変更する可能性がある。
- ・菊川地区の小中学校は、開放区のみ計上している。
- ・各自主防災会の任意避難地は、各自主防災会において予め決めておくものとする。
- ※1 和松会（清松園・松秀園）、白翁会（喜久の園・光陽荘）、草笛の会、東遠学園、Mネット東遠は、要配慮者（災害時要援護者）を受入れする「福祉避難所」とする。  
開設の有無については、菊川市災害対策本部で決定する。
- ※2 市民総合体育館は、原子力災害時に避難所として使用する。
- ※3 六郷地区センターが利用出来ない場合、代替施設として利用する。
- ※4 菊川市の所有ではない施設
- ※5 令和7年3月削除

11-4 自治会（自主防災会）等集会施設一覧表 （令和6年12月末現在）

自治会（自主防災会）等集会施設一覧表 ※戸数は住民基本台帳に基づく自治会別人口統計表の世帯数

| No | 自主防災会<br>(自治会)名 | 利用範囲 | 戸数    | 施設名称               | 電話番号    | 所在地                               | 建築年度 |
|----|-----------------|------|-------|--------------------|---------|-----------------------------------|------|
| 1  | 公文名             |      | 46    | 公文名公会堂             | 36-3502 | 西方6 1 6 9－3                       | 1973 |
| 2  | 沢田              |      | 85    | 沢田公会堂              |         | 西方5 3 6 6－4                       | 2005 |
| 3  | 島川              |      | 176   | 島川公会堂              | 36-4236 | 西方4 5 8 5－1                       | 2010 |
| 4  | 田ヶ谷             |      | 195   | 田ヶ谷公会堂             | 35-8099 | 西方2 6 1 2－1                       | 2001 |
| 5  | 堀田上<br>堀田下      |      | 512   | 堀田地区集会所            | 36-0909 | 西方1 3 6 5－2                       | 1988 |
| 6  | 堀之内             |      | 120   | 堀之内公会堂             | 35-5268 | 堀之内6 2 2－1                        | 1974 |
| 7  | 西方地区            |      | 1,134 | 西方地区センター           | 36-0682 | 西方2 3 0 0－1                       | 1982 |
| 8  | 日吉町             |      | 263   | 日吉町公会堂             |         | 堀之内1 0 8 4－8                      | 2004 |
| 9  | 宮前              |      | 70    | 太子堂                |         |                                   | 1919 |
| 10 | 西通り             |      | 131   | 西通公会堂（かもつね会館）      | 35-8360 | 堀之内4 1－2                          | 2000 |
| 11 | 本通り上            |      | 61    | －                  | －       | －                                 | －    |
| 12 | 本通り下            |      | 61    | －                  | －       | －                                 | －    |
| 13 | 新通              |      | 89    | 新通公会堂              |         | 堀之内1 4 9 6                        | 1936 |
| 14 | 日之出町一丁目         |      | 62    | 日之出町一丁目公会堂         |         | 半済3 1 8 3                         | 1961 |
| 15 | 初咲町             |      | 51    | 初咲町地区集会所           | 36-5593 | 堀之内3 9 5－1                        | 1982 |
| 16 | 緑ヶ丘             |      | 123   | 緑ヶ丘公民館             | 36-0912 | 西方1 2 6 8－1                       | 1978 |
| 17 | 柳町              |      | 583   | 柳町地区集会所            |         | 柳2丁目1 0 1－2                       | 1988 |
| 18 | 町部地区            |      | 1,494 | 町部地区センター           | 36-0455 | 堀之内1 5 0 0（市役所庁舎<br>東館「プラザきくる」1階） | 2019 |
| 19 | 白岩下             |      | 391   | 白岩下公会堂             | 36-5394 | 加茂7 5 3－1                         | 1980 |
| 20 | 白岩段             |      | 98    | 白岩段公会堂             | 36-1931 | 加茂9 3 4                           | 1980 |
| 21 | 西袋              |      | 635   | 西袋公会堂              | 35-2775 | 加茂1 7 7 5                         | 2001 |
| 22 | 三軒家             |      | 523   | 三軒家地区集会所           | 36-0689 | 加茂2 4 3 2－5                       | 1983 |
| 23 | 小川端             |      | 389   | 小川端公会堂             | 36-4226 | 加茂2 8 8 2－1                       | 1977 |
| 24 | 長池              |      | 287   | 長池公会堂              | 35-5286 | 加茂3 4 8 7                         | 1980 |
| 25 | 白岩東             |      | 582   | 白岩東地区集会所           | 36-3514 | 加茂2 4 6－3                         | 1984 |
| 26 | 加茂地区            |      | 2,905 | 加茂地区センター           | 36-0487 | 加茂1 7 6 5                         | 1981 |
| 27 | 森               |      | 92    | 森公民館（中内田上地区集落センター） | 35-5365 | 中内田2 6 3 0                        | 1979 |
| 28 | 御門              |      | 151   | 御門公会堂              | 35-2994 | 中内田1 2 0 8                        | 1982 |
| 29 | 杉森              |      | 43    | 杉森公会堂              |         |                                   | 2005 |
| 30 | 政所              |      | 102   | 政所公民館              | 36-6566 | 中内田4 6 6 3－4                      | 1996 |
| 31 | 月岡              |      | 28    | 月岡公民館              |         | 月岡5 6                             | 1976 |
| 32 | 東平尾             |      | 59    | 東平尾公会堂             | 36-1801 | 中内田5 3 4 4－1                      | 2002 |
| 33 | 西平尾             |      | 65    | 西平尾公会堂             | 35-6144 | 中内田6 7 7 9－3                      | 2000 |
| 34 | 稻荷部             |      | 83    | 稻荷部地区集会所           |         | 下内田2 4 5 9                        | 1985 |
| 35 | 高田              |      | 131   | ひかり団地地区集会所         | 36-0887 | 下内田3 1 6 0－4                      | 1984 |
| 36 | 段平尾             |      | 109   | 段平尾公民館             | 35-8111 | 下内田1 9 7 9－1                      | 1999 |
| 37 | 平尾              |      | 216   | －                  | －       | －                                 | －    |
| 38 | 内田地区            |      | 1,079 | 内田地区センター           | 36-5499 | 下内田1 7 3 0                        | 2016 |
| 39 | 奥横地             |      | 97    | 奥横地地区集会所           | 35-5528 | 東横地3 3 1 1－3                      | 1995 |
| 40 | 段横地             |      | 121   | 段横地地区集会所           | 35-0985 | 東横地1 9 9 3－3                      | 1985 |
| 41 | 川島              |      | 95    | 川島公会堂              |         | 東横地6 9 3－1                        | 1979 |
| 42 | 西横地             |      | 89    | 西横地地区集会所           |         | 西横地6 6 6－1                        | 1983 |
| 43 | 土橋              |      | 63    | 土橋地区集会所            | 36-4581 | 土橋2 3 8－1                         | 1983 |
| 44 | 奈良野             |      | 150   | 奈良野地区集会所           | 36-5496 | 奈良野6 1－1                          | 1988 |
| 45 | 三沢              |      | 76    | 三沢公会堂              | 36-1234 | 三沢7 8 1                           | 1997 |
| 46 | 横地雇用促進          |      | 45    | 雇用促進住宅横地宿舍集会所      | 35-3030 | 東横地1 8 7 8－2 1                    | 1987 |
| 47 | 星ヶ丘             |      | 99    | 星ヶ丘公会堂             |         |                                   | 不明   |
| 48 | 横地地区            |      | 835   | 横地地区センター           | 35-3352 | 土橋2 8                             | 1983 |
| 49 | 五丁目上            |      | 117   | 五丁目上公会堂            | 35-2716 | 半済1 2 2 3－1                       | 1975 |
| 50 | 五丁目下            |      | 350   | 五丁目下地区集会所          | 36-4389 | 朝日2－3                             | 1982 |
| 51 | 打上              |      | 263   | 打上公会堂              | 36-0906 | 半済1 3 3 1                         | 1977 |
| 52 | 日之出町二丁目         |      | 198   | 日之出町二丁目公会堂         | 36-0485 | 半済1 9 6 9－1                       | 1967 |
| 53 | 上本所上<br>上本所下    |      | 433   | 上本所公会堂             | 36-0904 | 本所1 5 4                           | 1939 |
| 54 | 島               |      | 228   | 島地区集会所             | 36-4905 | 半済2 5 7 1－2                       | 1988 |
| 55 | 下本所             |      | 526   | 下本所公民館             | 36-0914 | 本所1 9 1 9                         | 1958 |
| 56 | 下半済             |      | 130   | 下半済地区集会所           | 36-4751 | 本所2 5 5 2                         | 2004 |
| 57 | 小出              |      | 37    | 小出地区集会所            | 35-3938 | 小出1 3 8－1                         | 1987 |
| 58 | 神尾上<br>神尾下      |      | 152   | 神尾公会堂              | 36-0489 | 神尾1 3 7 2                         | 2003 |
| 59 | 牛渕上<br>牛渕下      |      | 182   | 牛渕地区集会所            | 36-3933 | 牛渕1 1 3 8－1                       | 1992 |
| 60 | 牧之原上            |      | 134   | 牧之原上公会堂            |         |                                   | 2003 |
| 61 | 牧之原下            |      | 93    | －                  | －       | －                                 | －    |



| No      | 自主防災会<br>(自治会)名 | 利用範囲 | 戸数      | 施設名称          | 電話番号         | 所在地               | 建築年度 |
|---------|-----------------|------|---------|---------------|--------------|-------------------|------|
| 62      | 上本所団地           |      | 80      | 上本所団地集会所      | 36-0127      | 本所 3 6 4          | 不明   |
| 63      | 雇用促進第 1         |      | 64      | 雇用促進第 1 集会所   | 36-3348      | 本所 5 0 0－1        | 不明   |
| 64      | 宮下              |      | 35      | 宮下公会堂         |              | 本所 5 0 0－3        | 不明   |
| 65      | 雇用促進第 2         |      | 83      | 雇用促進住宅集会所     | 36-3348      | 仲島 1－2－3          | 1982 |
| 66      | 青葉台一丁目          |      | 641     | 青葉台地区公会堂      | 35-0202      | 青葉台 1－1 2－2       | 1993 |
|         | 青葉台二丁目          |      |         |               |              |                   |      |
|         | 青葉台三丁目          |      |         |               |              |                   |      |
| 67      | 仲島              |      | 321     | 仲島地区集会所       | 36-3715      | 仲島 1－4－3          | 1986 |
| 68      | 県営住宅            |      | 41      | 県営住宅集会所       |              | 青葉台 2－3           | 1983 |
| 69      | 虹の丘             |      | 71      | 虹の丘集会所        |              | 半済 3 0 6 1        | 不明   |
| 70      | つつじヶ丘           |      | 83      | つつじヶ丘公会堂      |              |                   |      |
| 71      | 六郷地区            |      | 4, 262  | 六郷地区センター      | 35-3459      | 本所 1 6 3 4－7      | 1979 |
| 72      | (牧之原地区)         |      |         | 牧之原農村婦人の家     | 0548-27-2838 | 牧之原 2 2 7－5       | 1983 |
| 73      | (六郷地区)          |      |         | 青葉台コミュニティセンター | 35-0202      | 青葉台 1－1 2－2       | 1993 |
| 74      | 吉沢              |      | 192     | 吉沢公会堂         | 36-1247      | 吉沢 4 8 1－2        | 1995 |
| 75      | 上倉沢             |      | 74      | 上倉沢公会堂        | 35-5352      | 倉沢 1 1 2 1－1      | 1976 |
| 76      | 下倉沢             |      | 82      | 下倉沢公会堂        | 36-0684      | 倉沢 1 5 8          | 1981 |
| 77      | 六本松             |      | 25      | 六本松地区集会所      |              | 倉沢 1 6 9 2－3      | 1982 |
| 78      | 友田              |      | 67      | 友田公会堂         | 35-8040      | 友田 2 6 7－1        | 2000 |
| 79      | 東富田             |      | 204     | 東富田地区集会所      | 36-0452      | 富田 8 9 8－5        | 1989 |
| 80      | 西富田             |      | 93      | 西富田公会堂        | 36-6380      | 富田 1 3 6 8－1      | 2004 |
| 81      | 沢水加             |      | 119     | 沢水加公会堂        | 35-6840      | 沢水加 7 2 8－2       | 2004 |
| 82      | (沢水加)           |      |         | 沢水加畑無公会堂      |              | 沢水加 1 3 4 2－3 7 7 | 1974 |
| 83      | 和田              |      | 232     | 和田区公会堂        | 35-3960      | 和田 4 3 6          | 1969 |
| 84      | 潮海寺上            |      | 464     | 潮海寺公会堂        | 35-2936      | 潮海寺 2 7 7 4       | 1979 |
|         | 潮海寺中            |      |         |               |              |                   |      |
|         | 潮海寺下            |      |         |               |              |                   |      |
| 85      | 富士見台            |      | 39      | 富士見台集会所       |              | 和田 9 9 2          | 不明   |
| 86      | 河城地区            |      | 1, 591  | 河城地区センター      | 36-0681      | 吉沢 4 5 1－1        | 1982 |
| 菊川地区 小計 |                 |      | 13, 300 |               |              |                   |      |

| No    | 自主防災会<br>(自治会)名 | 利用範囲    | 戸数      | 施設名称                     | 電話番号    | 所在地                | 建築年度 |
|-------|-----------------|---------|---------|--------------------------|---------|--------------------|------|
| 87    | 上平川             |         | 116     | 上平川公民館                   |         | 上平川 3 0            | 1982 |
| 88    | 池村              |         | 61      | 池村公民館                    |         | 上平川 1 3 0 8        | 1949 |
| 89    | 堤               |         | 300     | 平川北コミュニティセンター            | 73-4105 | 下平川 2 1 9 9－1      | 2001 |
| 90    | 志瑞              |         | 49      | 志瑞公民館                    | 73-3918 | 下平川 2 6 8 4－1      | 1981 |
| 91    | 石原              |         | 92      | 石原公民館                    | 73-4263 | 下平川 1 9 9 5－6      | 1982 |
| 92    | 八幡谷             |         | 48      | 八幡谷町内会地区集会所              |         | 下平川 4 9 3 1－2      | 2002 |
| 93    | 東組              |         | 71      | 東組公民館                    | 73-4289 | 下平川 4 4 8 2－1      | 1984 |
| 94    | 奥の谷             |         | 49      | 協和会館（奥の谷公民館）             | 73-4107 | 下平川 4 1 2 5－9      | 1980 |
| 95    | 新道              |         | 221     | 新道公民館                    | 73-5673 | 下平川 1 4 8 1－1      | 1981 |
| 96    | 下新道             |         | 80      | 下新道公民館                   | 73-4257 | 下平川 1 5 9 9－2      | 1979 |
| 97    | 本町              |         | 159     | 本町公民館                    | 73-5671 | 下平川 1 5 7 3－4      | 1981 |
| 98    | 岳洋              |         | 372     | 岳洋公民館                    | 73-5683 | 下平川 1 2 4 0        | 1980 |
| 99    | 五反通             |         | 61      | 雇用促進集会室                  | 73-5147 | 下平川 5 3 3 7－6      | 1977 |
| 100   | 志茂組             |         | 259     | 志茂組公民館                   | 73-5672 | 下平川 1 0 0 0－4      | 1987 |
| 101   | 平ノ都             |         | 175     | －                        | －       | －                  | －    |
| 102   | 平川地区            |         | 2, 113  | ひらかわ会館(平川コミュニティ防災センター)   | 73-1010 | 下平川 1 8 3 5        | 2005 |
| 103   | 東嶺田             |         | 247     | 東嶺田公民館                   | 73-5676 | 嶺田 1 3 4 2         | 1983 |
| 104   | 中嶺田             |         | 192     | 嶺田農業構造改善センター（中嶺田公民館）     | 73-4267 | 嶺田 1 0 9 1         | 1994 |
| 105   | 西嶺田             |         | 199     | 西嶺田公民館                   |         | 嶺田 9 1 7           | 1982 |
| 106   | 大石              |         | 85      | 大石構造改善センター（大石公民館）        | 73-4269 | 大石 3 9 8－1         | 1989 |
| 107   | 西ヶ崎             |         | 28      | 西ヶ崎公民館                   | 73-6183 | 堂山新田 7 2 4－1       | 1993 |
| 108   | 堂山              |         | 130     | 堂山公民館                    | 73-5690 | 堂山新田 9 2           | 1991 |
| 109   | （堂山）            |         |         | 池端会館（堂山 1 班のみ利用）         |         | 堂山新田 4 1 0         | 1986 |
| 110   | 嶺田地区            |         | 881     | みねだ会館(嶺田地区コミュニティセンター)    | 73-3737 | 嶺田1237             | 2010 |
| 111   | （河東西）           | 1 班     | 81      | 馬々崎公民館                   |         | 河東 3 0 5 5－2       | 1977 |
| 112   | （河東西）           | 2 班     |         | 北之谷公民館                   |         | 河東 3 2 8 0－1       | 1972 |
| 113   | （河東西）           | 3 班     |         | 枝善公民館                    |         | 河東 3 3 0 0         | 1979 |
| 114   | （河東西）           | 4 班     |         | 西村公民館                    |         | 河東 3 2 2 9－1       | 1981 |
| 115   | （河東西）           | 5 班     |         | 藤井公民館                    |         | 河東 5 2 7 8－1       | 1972 |
| 116   | （河東中）           | 1 班     | 72      | 堀口自治会地区集会所               |         | 河東 2 6 0 6－2       | 2003 |
| 117   | （河東中）           | 2 班     |         | 堀之内谷奥組公民館                |         | 河東 2 6 3 8－3       | 1982 |
| 118   | （河東中）           | 3 班     |         | 河東中町内会今間地区集会所            | 73-6318 | 河東 4 6 3 8－1       | 2000 |
| 119   | （河東中）           | 4 班     |         | 一之谷公民館                   | 73-4250 | 河東 4 6 6 8－3       | 1981 |
| 120   | （東河東）           | 1 班     | 121     | 東谷公民館                    | 73-5682 | 河東 5 0 3 7         | 1980 |
| 121   | （東河東）           | 2・3・5 班 |         | 前岡公民館                    | 73-3945 | 河東 5 0             | 1981 |
| 122   | （東河東）           | 4 班     |         | 中西公民館                    | 73-4261 | 河東 2 0 8 1         | 1986 |
| 123   | （南町）            | 1 班     | 152     |                          |         |                    | 不明   |
| 124   | （南町）            | 2 班     |         | 南町 2 丁目集会所               |         | 高橋 3 6 6 0－1       | 1989 |
| 125   | （南町）            | 3 班     |         | 南町 3 丁目公民館               | 73-4291 | 高橋 3 7 2 1－2       | 1984 |
| 126   | （南町）            | 4 班     |         | 南町 4 丁目自治会地区集会所          |         | 高橋 2 3 5 0－1       | 1996 |
| 127   | 山西              |         | 119     | 山西町内会地区集会所               | 73-5689 | 高橋 4 1 5 7－1       | 1999 |
| 128   | （山西）            |         |         | 山西第 2 公民館                |         |                    | 1986 |
| 129   | （高橋口）           | 1・2 班   | 171     | 坊之谷公民館                   |         | 高橋 3 1 9 2－2       | 1977 |
| 130   | （高橋口）           | 3・4 班   |         | 佐栗谷公民館                   | 73-4282 | 高橋 2 5 3 0－3       | 1995 |
| 131   | （高橋口）           | 5・6・7 班 |         | 平公民館                     | 73-3928 | 高橋 2 3 4 2－3       | 1979 |
| 132   | 高橋中             |         | 89      | 高橋中公民館                   | 73-4253 | 高橋 1 5 7 5－1       | 1983 |
| 133   | （原・磯部）          | 1・2・3 班 | 51      | 高橋原公民館                   | 87-2568 | 高橋 1 5 7－3         | 1983 |
| 134   | （原・磯部）          | 4・5 班   |         | 磯部公民館                    | 73-4265 | 高橋 5 5 0－3 9       | 1982 |
| 135   | 南ニュータウン         |         | 98      | 南ニュータウン町内会地区集会所          |         | 河東 1 2 6           | 1997 |
| 136   | 大門              |         | 15      | 雇用促進集会所                  | 73-5778 | 高橋 2 8 9 2－1       | 1983 |
| 137   | サンライズ           |         | 64      | サンライズ公民館                 |         | 高橋 3 7 6 9－1       | 1995 |
| 138   | 小笠南地区           |         | 1, 033  | みなみやま会館(小笠南地区コミュニティセンター) | 73-6330 | 高橋 3 6 6 9－1       | 2009 |
| 139   | （高橋地区）          |         |         | 南地区公民館                   |         | 高橋 2 4 4 9         |      |
| 140   | （河東地区）          |         |         | 河東構造改善センター               | 73-4262 | 河東 1 4 2 8         | 1993 |
| 141   | （布引原）           | 1・2・3 班 | 72      | 布引原北公民館                  | 73-4260 | 古谷 6 7 6－2 3       | 1980 |
| 142   | （布引原）           | 4・5 班   |         | 布引原南公民館                  |         | 赤土 2 2 5 0－1       | 1979 |
| 143   | 丹野              |         | 117     | 丹野町内会地区集会所               | 73-2902 | 丹野 4 6 6－1 0       | 2003 |
| 144   | 古谷              |         | 68      | 古谷公民館                    | 73-5036 | 古谷 2 1 5－1         | 1988 |
| 145   | 川東              |         | 74      | 川東公民館                    | 73-4295 | 川上 6 3 2－6、6 3 2－8 | 2005 |
| 146   | 川中              |         | 130     | 川中公民館                    | 73-4266 | 川上 1 3 1 8－3       | 1960 |
| 147   | 川西              |         | 77      | 川西公民館                    | 73-4252 | 川上 1 9 1 4－1       | 2004 |
| 148   | （三協）            | 1・2・3 班 | 64      | 目木公民館                    | 73-5679 | 棚草 2 3 5 9         | 1955 |
| 149   | （三協）            | 4・5 班   |         | 猿渡公民館                    |         | 猿渡 1 3 1           | 1966 |
| 150   | 棚草              |         | 243     | 棚草町内会地区集会所               | 73-3944 | 棚草 1 0 7 5－5       | 2000 |
| 151   | 赤土上             |         | 102     | 赤土公民館                    | 73-4254 | 赤土 5 9 6－4         | 1975 |
| 152   | 赤土下             |         | 510     | （赤土町民センター）               |         |                    |      |
| 153   | 赤土団地            |         | 22      | 赤土団地集会所                  |         |                    | 2003 |
| 154   | 城山下             |         | 43      | 雇用促進集会所                  | 73-7198 | 川上 1 2 7 1－4       | 1993 |
| 155   | 花水木             |         | 121     | 花水木公民館                   |         |                    | 1995 |
| 156   | 小笠東地区           |         | 1, 643  | くすりん(小笠東地区コミュニティセンター)    | 73-6566 | 川上 1 3 7 1－2       | 2009 |
| 小笠地区計 |                 |         | 5, 670  |                          |         |                    |      |
| 合計    |                 |         | 18, 970 |                          |         |                    |      |

11-5 応急仮設住宅建設予定地(令和6年12月末現在)

| 敷地名 称              | 所 在 地       | 所有者 | 敷地面積   | 有効敷地面積 | 建設可能戸数 |      | 配置計画 P なし |     |     |     |        | 配置計画 P あり |     |     |     |        | 備 考 |
|--------------------|-------------|-----|--------|--------|--------|------|-----------|-----|-----|-----|--------|-----------|-----|-----|-----|--------|-----|
|                    |             |     |        |        | P なし   | P あり | 6 型       | 9 型 | 12型 | 駐車場 | その他    | 6 型       | 9 型 | 12型 | 駐車場 | その他    |     |
| アエル第2駐車場           | 加茂2160・2156 | 菊川市 | 2,240  | 2,240  | 22     | 18   | 6         | 10  | 6   | 0   | 談話室(1) | 4         | 10  | 4   | 21  | 談話室(1) |     |
| 中央公園               | 本所917-1他    | 〃   | 2,770  | 2,770  | 26     | 26   | 6         | 14  | 6   | 32  | 談話室(1) | 6         | 14  | 6   | 32  | 談話室(1) |     |
| 菊川公園               | 半済1550-5他   | 〃   | 8,260  | 8,260  | 100    | 80   | 25        | 50  | 25  | 52  | 集会所(1) | 20        | 40  | 20  | 87  | 集会所(1) |     |
| 和田公園               | 和田322-1他    | 〃   | 10,420 | 10,420 | 112    | 96   | 28        | 56  | 28  | 60  | 集会所(1) | 24        | 48  | 24  | 102 | 集会所(1) |     |
| 尾花運動公園             | 加茂1110-18   | 〃   | 11,240 | 8,540  | 106    | 86   | 27        | 52  | 27  | 33  | 集会所(1) | 21        | 44  | 21  | 87  | 集会所(1) |     |
| 蓮池公園<br>(小菊荘グラウンド) | 大石88        | 〃   | 10,820 | 9,270  | 100    | 88   | 25        | 50  | 25  | 61  | 集会所(1) | 22        | 44  | 22  | 101 | 集会所(1) |     |
| 川原公園               | 加茂2588      | 〃   | 2,000  | 2,000  | 16     | 16   | 2         | 10  | 4   | 13  |        | 2         | 10  | 4   | 13  |        |     |
| 宮の西公園              | 加茂3252      | 〃   | 10,300 | 10,300 | 54     | 54   | 13        | 32  | 9   | 46  | 談話室(1) | 13        | 32  | 9   | 46  | 談話室(1) |     |
| 柳 1 号公園            | 柳 1 丁目39    | 〃   | 1,081  | 1,081  | 16     | 16   | 4         | 8   | 4   | 10  |        | 4         | 8   | 4   | 10  |        |     |
| 柳 2 号公園            | 柳 2 丁目68    | 〃   | 1,185  | 1,185  | 12     | 12   | 3         | 6   | 3   | 6   |        | 3         | 6   | 3   | 6   |        |     |
| 青葉台 2 号公園          | 青葉台 1 丁目11  | 〃   | 912    | 912    | 12     | 12   | 3         | 6   | 3   | 10  |        | 3         | 6   | 3   | 10  |        |     |
| 仲島 1 号公園           | 仲島 1 丁目4-1  | 〃   | 1,590  | 1,590  | 12     | 12   | 3         | 6   | 3   | 11  |        | 3         | 6   | 3   | 11  |        |     |
| 万田公園               | 加茂4585      | 〃   | 705    | 705    | 8      | 8    | 2         | 4   | 2   | 6   |        | 2         | 4   | 2   | 6   |        |     |
| 曙公園                | 本所1708-1    | 〃   | 870    | 870    | 12     | 12   | 3         | 6   | 3   | 0   |        | 3         | 6   | 3   | 0   |        |     |
| 水潁公園               | 本所1809      | 〃   | 1,185  | 1,185  | 16     | 16   | 4         | 8   | 4   | 0   |        | 4         | 8   | 4   | 0   |        |     |
| 野添公園               | 加茂5418      | 〃   | 1,756  | 1,756  | 20     | 20   | 5         | 10  | 5   | 11  | 談話室(1) | 5         | 10  | 5   | 11  | 談話室(1) |     |
| 棚草運動場              | 棚草208-1     | 〃   | 4,494  | 4,494  | 44     | 36   | 11        | 22  | 11  | 26  | 集会所(1) | 9         | 18  | 9   | 47  | 集会所(1) |     |
| 小笠体育館東側駐車場         | 棚草208-1     | 〃   | 2,424  | 2,424  | 24     | 24   | 6         | 12  | 6   | 10  | 談話室(1) | 6         | 12  | 6   | 10  | 談話室(1) |     |
| 総合体育館駐車場           | 赤土1070-1    | 〃   | 3,387  | 3,387  | 40     | 24   | 10        | 20  | 10  | 0   | 談話室(1) | 6         | 12  | 6   | 41  | 談話室(1) |     |
| 水道事務所              | 赤土1503      | 〃   | 5,153  | 5,153  | 36     | 36   | 9         | 18  | 9   | 35  | 談話室(1) | 9         | 18  | 9   | 35  | 談話室(1) |     |
| 合計                 |             | 〃   | 82,792 | 78,042 | 788    | 692  | 195       | 400 | 193 | 422 |        | 169       | 356 | 167 | 676 |        |     |

※6型:1LDK、9型:2DK、12型:3K

# 菊川市避難情報の判断・伝達マニュアル

## （水害編・土砂災害編）

令和5年12月 修正  
菊 川 市

## はじめに

本市では、これまでに昭和57年の台風18号をはじめ、平成10年、16年の集中豪雨による浸水被害など、降雨による大きな被害がたびたび発生してきました。

また、近年、平成27年9月の関東・東北豪雨、平成30年7月豪雨など、全国各地で局地的豪雨が頻発し、被害が発生していることから、被災地では次のことが課題としてあげられているところです。

- ① 避難情報を適切なタイミングで、対象地域に発令すること
- ② 住民への迅速確実な伝達が難しいこと
- ③ 避難情報が伝わっても住民が避難しないこと（降雨等の状況や地理的要件によっては無暗に水平避難せず自宅の2階などに垂直避難した方が良い場合もある）
- ④ 大雨特別警報など気象庁の発表する情報への理解度が低いこと
- ⑤ 自分の居住場所及び生活圏における災害リスクに対する十分な理解が出来ていないこと

こうした背景から、本市では、国の「避難情報に関するガイドライン」等に基づき、県の災害関係部局や関係機関と連携し、避難情報の判断・伝達に関する検討を行い、避難に関する情報の提供について、本マニュアルを取りまとめました。

**本マニュアルに基づく避難情報の適切な伝達とあわせて、市民の皆さまが、情報の内容や行動を起こすことの重要性を十分に理解し、ご自身やご家族の生命を守るために迅速かつ確実な行動をとることで、風水害に対する被害の軽減を図り、安心安全な地域づくりを推進しようとするものです。**

なお、本マニュアルは、今後の河川に関する情報体制の整備進捗や、実際の避難行動等の検証などに基づき、適切な時期に見直すこととします。

# 水 害 編

## 目 次

### 1 水 害

|                           |    |
|---------------------------|----|
| (1) 対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所 | 1  |
| (2) 避難情報の対象となる避難すべき区域     | 2  |
| ア 「避難すべき区域」の設定基準          | 2  |
| イ 氾濫の特性や住民の避難行動等への配慮      | 2  |
| ウ 避難情報の対象となる「避難すべき区域」     | 3  |
| (3) 避難情報の発令の判断基準          | 6  |
| (4) 避難情報の発令基準             | 7  |
| ア 外水氾濫に係る基準               | 7  |
| イ 内水氾濫に係る基準               | 8  |
| ウ 水位・雨量情報の入手先             | 9  |
| エ 留意事項                    | 10 |
| (5) 避難情報の伝達方法             | 11 |
| ア 避難情報の伝達先・伝達方法           | 11 |
| イ 要配慮者への伝達方法              | 12 |
| (6) 避難情報の伝達文（例）           | 13 |

### 2 参考資料

|            |    |
|------------|----|
| (1) 連絡先一覧表 | 14 |
| ア 関係機関連絡先  | 14 |
| イ 報道機関連絡先  | 14 |
| ウ 福祉避難所連絡先 | 14 |
| (2) 関連用語   | 15 |

## 1. 水 害

水害とは、水によって起こされる災害のことで、その要因となる現象として外水氾濫と内水氾濫がある。具体的には、堤防を有さない河川では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域や浸水深が増加する現象及び堤防を有する河川で破堤した場合、泥土を多量に含んだ相当量の氾濫水が高速で流れ出し、浸水深や浸水域が一気に増加する現象を「外水氾濫」という。

また、河川の水位上昇により、これに合流する小河川や水路の排水ができなくなった場合や降水量に対して小河川などの処理能力が追いつかない場合に発生する現象を「内水氾濫」という。

### (1) 対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所

河川の状況、過去の災害実績等を踏まえ、対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所を次のとおりとする。

#### ア 外水氾濫

(ア) 国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川名及びその区域

##### ① 菊川

■ 警戒すべき区間：菊川市河城地区東富田から菊川市嶺田地区堂山まで

##### ② 牛淵川

■ 警戒すべき区間：菊川市六郷地区牛淵下から菊川市小笠南地区河東西まで

##### ③ 西方川

■ 警戒すべき区間：菊川市西方地区堀田下から菊川市加茂地区長池まで

#### イ 内水氾濫

##### ① 西方川

■ 警戒すべき箇所：西方地区

##### ② 小出川

■ 警戒すべき箇所：六郷地区、加茂地区、横地地区

##### ③ 上小笠川

■ 警戒すべき箇所：内田地区

##### ④ 稲荷部川

■ 警戒すべき箇所：内田地区

##### ⑤ 沢水加川

■ 警戒すべき箇所：河城地区

##### ⑥ 丹野川

■ 警戒すべき箇所：小笠東地区

##### ⑦ 黒沢川

■ 警戒すべき箇所：平川地区

##### ⑧ 内谷川

■ 警戒すべき箇所：小笠東地区

##### ⑨ 古谷川



■ 警戒すべき箇所：小笠東地区

⑩ 江川

■ 警戒すべき箇所：小笠東地区、小笠南地区

⑪ 高橋川

■ 警戒すべき箇所：小笠南地区

## (2) 避難情報の対象となる避難すべき区域

ア 避難情報の対象となる「避難すべき区域」は、氾濫特性や住民の避難行動等に配慮して、次の基準により設定する。

### 「避難すべき区域」の設定基準

#### (ア) 外水氾濫に係る区域

- ① 菊川市防災ハザードマップ（令和3年3月作成）において、住宅地での浸水深が50cmを超える区域
- ② 過去の浸水実績（昭和57年台風18号、平成10年豪雨、平成16年豪雨）で宅地浸水が発生した区域
- ③ 上記2項目等を基本に総合的に判断し、設定する。

#### (イ) 内水氾濫に係る区域

- ① 過去の浸水実績（昭和57年台風18号、平成10年豪雨、平成16年豪雨）で宅地浸水が発生した区域
- ② 下流に水門や排水機場があり、操作状況によって浸水の拡大が想定される区域
- ③ 上記2項目を基本に総合的に判断し、設定する。

## イ 氾濫特性や住民の避難行動等への配慮

### 外水氾濫

- ① 破堤時の氾濫水は、家屋を破壊するほどの高エネルギーで一気に押し寄せるため、堤防近傍の住民は破堤前の避難完了が必要である。
- ② 破堤時は、浸水深、浸水区域も一気に増加するため、低地で氾濫流が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要である。
- ③ 内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では、避難が困難となる場合、又、急流河川は、浸水が深くなくても氾濫水の流速が早く、避難することが危険な場合があることから、既に浸水が始まっている場合には、次の項目に留意する。
  - ・浸水深が50cmを上回る場所での避難行動は危険
  - ・流速が速い場合、浸水深が20cm程度でも歩行困難
  - ・用水路等への転落の恐れがある場所は、道路冠水が10cm程度でも危険
  - ・アンダーパス（ガード下）や地下歩道等の水没に注意
  - ・歩行等が危険な状態になった場合、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難することが効果的

## 内水氾濫

- ② 外水氾濫よりも浸水深さは浅いが、地下施設では生命に係る災害となる。
- ② 小河川の氾濫は、本川の水位上昇によって徐々に進行するが、水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられた場合、水位が一気に上昇する。

ウ 避難情報の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりである。

## 外水氾濫に係る区域

| 河川名 | 避難区域                      | 対象地区                                                                                                     | 対象避難所                                                                                          |
|-----|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 菊川  | 想定浸水深<br>50cm以上<br>(床上浸水) | 1 河城地区<br>2 町部地区<br>3 加茂地区<br>4 六郷地区<br><br>5 横地地区<br>6 平川地区 (上平川、池村、志茂組を除く)<br>7 嶺田地区・平川地区 (上平川、池村、志茂組) | 河城地区センター<br>町部地区センター<br>加茂地区センター※1<br>六郷地区センター<br>青葉台コミュニティセンター<br>横地小学校<br>ひらかわ会館※1<br>小笠北小学校 |
| 牛淵川 | 想定浸水深<br>50cm以上<br>(床上浸水) | 1 六郷地区<br>2 横地地区<br>3 平川地区 (上平川、池村、志茂組を除く)<br>4 嶺田地区・平川地区 (上平川、池村、志茂組)<br>5 小笠東地区<br>6 小笠南地区             | 六郷地区センター<br>横地小学校<br>ひらかわ会館※1<br>小笠北小学校<br><br>小笠東小学校<br>みなみやま会館                               |
| 西方川 | 想定浸水深<br>50cm以上<br>(床上浸水) | 1 西方地区<br>2 加茂地区                                                                                         | 西方地区センター<br>加茂地区センター※1                                                                         |

### 内水氾濫に係る区域

| 河川名                      | 避難区域                      | 対象地区                              | 対象避難所                            |
|--------------------------|---------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 西方川                      | 想定浸水深<br>50cm以上<br>(床上浸水) | 1 西方地区                            | 西方地区センター                         |
| 小出川                      | 想定浸水深<br>50cm以上<br>(床上浸水) | 1 六郷地区<br>2 加茂地区<br>3 横地地区        | 六郷地区センター<br>加茂地区センター※ 1<br>横地小学校 |
| 上小笠川<br>稲荷部川             | 想定浸水深<br>50cm以上<br>(床上浸水) | 1 内田地区                            | 内田地区センター                         |
| 沢水加川                     | 想定浸水深<br>50cm以上<br>(床上浸水) | 1 河城地区                            | 河城地区センター                         |
| 丹野川<br>黒沢川<br>内谷川<br>古谷川 | 想定浸水深<br>50cm以上<br>(床上浸水) | 1 平川地区 (上平川、池村、志茂組を除く)<br>2 小笠東地区 | ひらかわ会館※ 1<br>小笠東小学校              |
| 江川                       | 想定浸水深<br>50cm以上<br>(床上浸水) | 1 小笠東地区<br>2 小笠南地区                | 小笠東小学校<br>みなみやま会館                |
| 高橋川                      | 想定浸水深<br>50cm以上<br>(床上浸水) | 1 小笠南地区                           | みなみやま会館                          |

※ 1 対象避難所の施設は、1 階建ての建物が最大の浸水状況によって 1 階床上に浸水が予想される避難所

### エ 留意事項

運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 「避難すべき区域」は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難情報の発令区域を適切に判断する。
- ② 「避難すべき区域」作成の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

- ③ 「外水氾濫に係る区域」と「内水氾濫に係る区域」に共通している区域については、内水氾濫が起こった後に、外水氾濫による浸水が重なって発生する可能性が高い。その際、内水氾濫に対する避難場所が外水氾濫時に孤立してしまうことも考えられる。
- ④ 特に内水氾濫に係る区域では、アンダーパス（ガード下）や地下歩道等が水没することに注意する。また、過去の浸水実績から他の河川や用・排水路など市内各所で内水氾濫が発生する可能性あり、その時の状況により被害地区が異なることも考えられる。
- ⑤ 過去の浸水実績や浸水想定区域については、令和3年3月に全戸配布した「菊川市防災ハザードマップ」を参照すること。
- ⑥ 自然現象のため不測の事態も想定され、計画的な避難場所等に避難するより、自体の切迫した状況等（屋外で移動することが危険な場合）に応じて自宅や隣接建物の二階などに避難すること（屋内安全の確保）が適切である場合がある。

### （３）避難情報の発令の判断基準

ア 対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下 のとおりである。

| 警戒レベル   | 避難情報   | 発令時の状況                                                          | 住民に求める行動                                                                                                                                 |
|---------|--------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警戒レベル 3 | 高齢者等避難 | ①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 | ①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）<br>②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始                                           |
| 警戒レベル 4 | 避難指示   | ①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況     | ① 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始<br>② 1 階部分が浸水する避難所への避難については、移動段階で浸水による危険に遭遇する確率が高いため、突発的な破堤に対する一時的避難場所も考慮する必要がある（なるべく水の危険から離れる水平避難をする） |

|        |        |                                                    |                           |
|--------|--------|----------------------------------------------------|---------------------------|
| 警戒レベル5 | 緊急安全確保 | 既に災害が発生している状況<br>※災害が発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令するもの。 | 既に災害が発生しているため命を守る最善の行動をとる |
|--------|--------|----------------------------------------------------|---------------------------|

#### イ 避難情報発令の時期への配慮

住民が避難するためには、避難情報を市から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の情報伝達手法の整備状況や避難所等の位置等から、必要な時間を確保する。

#### ウ 避難情報の解除

発令した避難情報の解除は、大雨警報の解除を目安に、避難住民が安全に帰宅できることを総合的に判断して発令する。

#### (4) 避難情報の発令基準

避難情報の発令については、河川ごとに以下の基準を参考に、今後の気象予測（大雨（浸水）・洪水警報、解析雨量・降水短時間予報等）や河川巡視等からの情報を含めて総合的に判断する。

##### ア 外水氾濫に係る基準

| 河川名                                                  | 高齢者等避難<br>警戒レベル 3                                                                                                                                                     | 避難指示<br>警戒レベル 4                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 菊川                                                   | ①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合<br>②氾濫注意情報が発表された場合<br>③加茂観測所の水位が<br><u>3. 2 m</u> （避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合                                                              | ①氾濫警戒情報が発表された場合<br>②加茂観測所の水位が<br><u>3. 5 m</u> （氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合                                                              |
| 牛淵川                                                  | ①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合<br>②氾濫注意情報が発表された場合<br>③堂山観測所の水位が<br><u>4. 9 m</u> （避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合<br>④横地観測所の水位が<br><u>2. 3 m</u> （避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 | ①氾濫警戒情報が発表された場合<br>②堂山観測所の水位が<br><u>5. 3 m</u> （氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合<br>③横地観測所の水位が<br><u>2. 7 m</u> （氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 |
| 西方川                                                  | ①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合<br>②氾濫注意情報が発表された場合<br>③加茂観測所の水位が<br><u>3. 2 m</u> （避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合                                                              | ①氾濫警戒情報が発表された場合<br>②加茂観測所の水位が<br><u>3. 5 m</u> （氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合                                                              |
| 洪水予報<br>河川及び<br>推移周知<br>河川以外<br>の河川（水<br>位情報が<br>ない） | 洪水危険度分布（警戒）<br><br>※赤色で表示                                                                                                                                             | 洪水危険度分布（非常に危険）<br><br>※紫色で表示                                                                                                              |

※避難が必要な状況が夜間・早朝となることが想定される場合、台風情報等、浸水被害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」の発令を行う。

イ 内水氾濫に係る基準

| 河川名          | 高齢者等避難<br>警戒レベル 3                                                                                          | 避難指示<br>警戒レベル 4                                                   |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 西方川          | ①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が<br>発表された場合<br>②一部道路の冠水が始まると予想さ<br>れる場合<br>③栗ヶ岳の雨量観測において、50mm/h<br>以上が 2 時間以上続いた場合        | ①一部道路の冠水が始まった場合<br>②栗ヶ岳の雨量観測において、50mm/h<br>以上が 3 時間以上続いた場合        |
| 小出川          | ①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が<br>発表された場合<br>②一部道路の冠水が始まると予想さ<br>れる場合<br>③菊川市役所の雨量観測において、<br>50mm/h以上が 2 時間以上続いた場<br>合  | ①一部道路の冠水が始まった場合<br>②菊川市役所の雨量観測において、<br>50mm/h以上が 3 時間以上続いた場<br>合  |
| 上小笠川<br>稲荷部川 | ①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が<br>発表された場合<br>②一部道路の冠水が始まると予想さ<br>れる場合<br>③掛川市入山瀬の雨量観測において、<br>50mm/h以上が 2 時間以上続いた場<br>合 | ①一部道路の冠水が始まった場合<br>②掛川市入山瀬の雨量観測において、<br>50mm/h以上が 3 時間以上続いた場<br>合 |
| 沢水加川         | ①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が<br>発表された場合<br>②一部道路の冠水が始まると予想さ<br>れる場合<br>③倉沢の雨量観測において、50mm/h<br>以上が 2 時間以上続いた場合         | ①一部道路の冠水が始まった場合<br>②倉沢の雨量観測において、50mm/h<br>以上が 3 時間以上続いた場合         |
| 丹野川<br>黒沢川   | ①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が                                                                                          | ①丹野川の水の流れが止まり、逆流が                                                 |

|             |                                                                                      |                                                                    |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 内谷川<br>古谷川  | 発表された場合<br>②一部道路の冠水が始まると予想される場合<br>③丹野の雨量観測において、50mm/h以上が2時間以上続いた場合                  | 始まると予想された場合<br>②一部道路の冠水が始まった場合<br>①丹野の雨量観測において、50mm/h以上が3時間以上続いた場合 |
| 江川<br>小笠高橋川 | ①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合<br>②一部道路の冠水が始まると予想される場合<br>③丹野の雨量観測において、50mm/h以上が2時間以上続いた場合 | ①一部道路の冠水が始まった場合<br>②丹野の雨量観測において、50mm/h以上が3時間以上続いた場合                |

※避難が必要な状況が夜間・早朝となることが想定される場合、台風情報等、浸水被害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」の発令を行う。

#### ウ 水位・雨量情報の入手先

##### 水位情報

| 方法                        | 住民入手 | ウェブページアドレス等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サイポスレーダー<br>(静岡県土木総合防災情報) | ○    | <a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 国土交通省リアルタイム<br>川の防災情報     | ○    | <a href="http://www.river.go.jp/85.html">http://www.river.go.jp/85.html</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 国土交通省 浜松河川国道事務所からの情報      | ○    | <a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/live_view_kasen/pc/Kasen-CamSelect2.html#2">http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/live_view_kasen/pc/Kasen-CamSelect2.html#2</a><br>( <a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/live_view_kasen/pc/Kasen-CamSelect2.html">http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/live_view_kasen/pc/Kasen-CamSelect2.html</a> ) |
| しずおか気象・防災情報メール            | ○    | <a href="http://wni-shizuoka.bosai.info/bosaimail/index.html">http://wni-shizuoka.bosai.info/bosaimail/index.html</a>                                                                                                                                                                                                                                      |
| 袋井土木事務所からの情報<br>(洪水予報等)   | —    | (FAX受信)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |



## 雨量情報

| 方法                        | 住民入手 | ウェブページアドレス等                                                                                                                 |
|---------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サイポスレーダー<br>(静岡県土木総合防災情報) | ○    | <a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp</a>                                                   |
| 気象庁からの情報                  | ○    | <a href="http://www.jma.go.jp/index.html">http://www.jma.go.jp/index.html</a>                                               |
| しずおか気象・防災情報メール            | ○    | <a href="http://wni-shizuoka.bosai.info/bosaimail/index.html">http://wni-shizuoka.bosai.info/bosaimail/index.html</a>       |
| 気象庁防災情報提供システム             | ×    | <a href="https://bosai.jmainfo.go.jp/new_bosai/fuken/index.html">https://bosai.jmainfo.go.jp/new_bosai/fuken/index.html</a> |
| 国土交通省XRAIN                | ○    | <a href="http://www.river.go.jp/xbandradar/">http://www.river.go.jp/xbandradar/</a>                                         |

## エ 留意事項

運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 避難判断水位等の水位情報や気象注意報などの重要な情報については、発信者である浜松河川国道事務所、袋井土木事務所や静岡地方気象台等に、上流域の降雨や水系全体の水位変化の状況、他市町での被害状況、降雨状況の見通しなど、事態の切迫性を示す付帯情報を確認すること。
- ② 西部地域局、警察など関係機関と被害情報等に関する情報交換を密に行いつつ、河川の上流部で、どのような状況になっているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、水防団、自主防災会とも連携して広域的な状況把握に努めること。
- ③ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報を把握するほか、県の総合防災情報支援システム（FUJISAN）で近隣市町の被害情報等について把握するとともに、県の土木総合防災情報システム（サイポスレーダー）で雨量水位情報を把握すること。
- ④ 同一の災害で同一のタイミングで発令される避難情報であっても、災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況により、異なる種別の避難情報を発令することが適切な場合もあることに留意すること。
- ⑤ 避難情報発令の際には、袋井土木事務所及び菊川警察署等関係機関に通行規制情報を確認すること。

## (5) 避難情報の伝達方法

### ア 避難情報の伝達先・伝達方法

下記のチェックリストにより、伝達先・伝達手段に漏れがないか確認する。

#### 【住民等への伝達】

- ☐ 同報無線、防災ラジオ等
- ☐ 広報車・消防車両での広報
- ☐ 市ホームページ・データ放送（dボタン）への掲載
- ☐ 報道機関への情報提供
- ☐ 防災メール（茶こちゃんメール）
- ☐ 緊急速報メール（エリアメール）
- ☐ 菊川市各SNS公式アカウント

#### 【要配慮者・福祉関係機関への伝達】

- ☐ 自主防災会（自治会）の会長・・・電話・同報無線
- ☐ 民生委員・児童委員・・・電話・同報無線
- ☐ 避難行動要支援者の事前登録者・・・茶こちゃんメール・同報無線
- ☐ 要配慮者の避難所となる施設・・・電話、茶こちゃんメール・同報無線

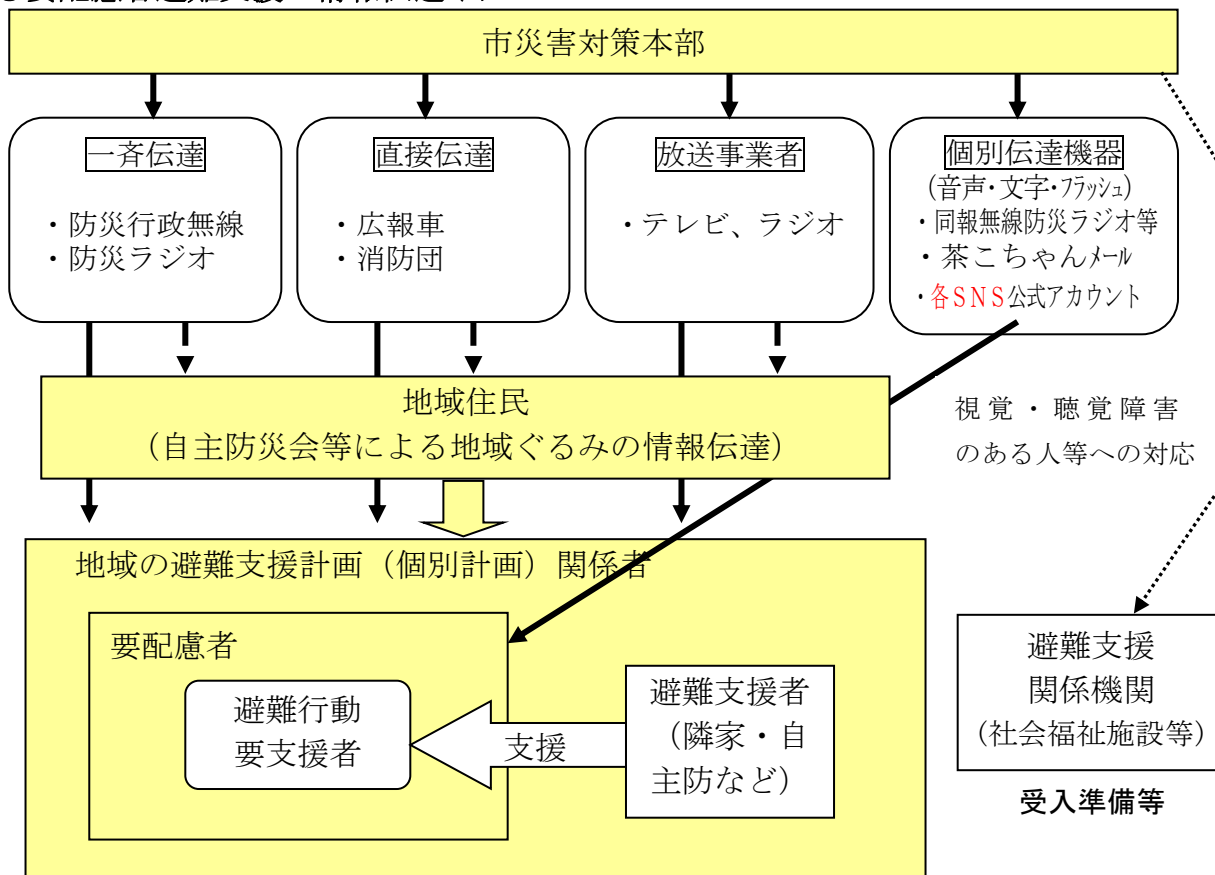
#### 【防災関係機関への伝達】

- ☐ 静岡県西部危機管理局・・・電話・FAX・FUJISAN
- ☐ 菊川警察署・・・電話・同報無線
- ☐ 菊川市消防本部・・・電話
- ☐ 避難所等の公共施設・・・地域防災無線・同報無線
- ☐ 水門（樋門・樋管）操作員・・・電話

## イ 要配慮者への伝達方法

浸水被害発生時において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、適切な行動や判断などを行うことが困難な避難行動要支援者に対する情報の伝達方法は、次のとおりとする。

### ○要配慮者避難支援の情報伝達イメージ



なお、要配慮者が適切に避難できるよう「高齢者等避難」を出す時期は、要配慮者の避難に要する時間を60分と想定し設定する。

#### (ア) 避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の策定

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）の規定に基づき、避難行動要支援者一人ひとりの避難方法等を記載した個別計画の策定を進める。

#### (イ) 避難行動要支援者への情報伝達体制の整備

上記により作成された個別計画を地域の自治会長、自主防災会長、民生委員・児童委員、避難支援者が共有することにより、避難情報が発令された場合、避難行動要支援者へ迅速に情報が伝達される体制を整備する。

#### (ウ) 情報手段の確保

避難行動要支援者ごとの情報伝達手段の確保のため、情報伝達体制の確認、検証を行うように地域における避難行動要支援者への情報伝達訓練の実施を推進する。

## (6) 避難情報の伝達文(例)

避難情報を出す場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所について具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況もあわせて伝達すること」に配慮することとし、次の例文を基本とする。

### 「高齢者等避難」の伝達文

こちらは菊川市災害対策本部（広報きくがわ）です。

・現在、菊川市に大雨（土砂災害）警報、洪水警報、〇〇川に氾濫警戒情報が発表されています。

・〇〇川の水位が上昇し、今後、〇〇川があふれる恐れがあります。など

このため、〇時〇分に〇〇地区に対して高齢者等避難を発令しました。

お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は、市の指定する避難所への避難を開始してください。

なお、避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所へ避難してください。

その他の方については、気象情報に注意し、避難の準備を開始してください。

これは、5段階の警戒レベルのうち、警戒レベル3にあたる情報です。

### 「避難指示」の伝達文

こちらは菊川市災害対策本部です。

・現在、菊川市に土砂災害警戒情報、〇〇川に氾濫危険情報が発表されています。

・〇〇川の水位が上昇し、今後、浸水が始まる恐れがあります。

・〇〇川の水位が避難判断水位を超えました。など

このため、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を発令しました。

直ちにお近くの、市の指定する避難所へ避難してください。

外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

なお、〇〇付近は冠水により道路の通行ができませんので、十分注意して避難してください。

これは、5段階の警戒レベルのうち、警戒レベル4にあたる情報です。

### 「緊急安全確保」の伝達文

緊急放送！緊急放送！災害発生。警戒レベル5。命を守る最善の行動をとってください。緊急放送！緊急放送！災害発生。警戒レベル5。命を守る最善の行動をとってください。こちらは、菊川市災害対策本部です。〇〇地区に洪水に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

・現在、菊川市に大雨特別警報が発表されています。

・〇〇地区の〇〇川の堤防から水があふれました。現在〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

とにかく川や水から離れてください。

外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

### 3. 参考資料

#### (1) 連絡先一覧表

##### ア 関係機関連絡先

| 機 関 名                 | 電話番号         | FAX番号        | 無線電話番号<br>(5又は8-) |
|-----------------------|--------------|--------------|-------------------|
| 国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所 | 053-466-0116 | 053-466-0122 | —                 |
| 国土交通省平田出張所            | 73-2051      | 73-2969      | —                 |
| 静岡地方気象台               | 054-286-3411 | 054-286-6922 | 836-9106          |
| 静岡県水防本部（河川砂防局）        | 054-221-3259 | 054-221-3260 | 700-3259          |
| 静岡県西部地域局              | 0538-37-2209 | 0538-37-3678 | 707-6010          |
| 静岡県袋井土木事務所            | 0538-42-3217 | 0538-42-3270 | 802-6020          |
| 静岡県袋井土木事務所掛川支所        | 22-6275      | 22-0934      | 814-9106          |
| 菊川警察署                 | 36-0110      |              | —                 |

##### イ 報道機関連絡先

| 機 関 名         | 電話番号         | FAX番号           |
|---------------|--------------|-----------------|
| 静岡新聞御前崎支局     | 63-0069      | 85-3785         |
| 静岡新聞掛川支局      | 22-3344      | 24-6029         |
| 中日新聞菊川・御前崎通信部 | 73-5533      | 73-5578         |
| 中日新聞掛川支局      | 24-4358      | 24-5133         |
| 毎日新聞掛川通信部     | 24-7500      | 24-7500         |
| 読売新聞掛川通信部     | 22-2558      | 22-2574         |
| 朝日新聞掛川通信局     | 23-3131      | 23-3000         |
| 郷土新聞          | 24-0551      | 22-0155         |
| 静岡放送掛川支局      | 22-8677      | 22-8676         |
| テレビ静岡掛川通信部    | 29-5129      | 29-5129         |
| NHK掛川報道室      | 22-1933      | 22-1940、23-5632 |
| 静岡朝日テレビ報道部    | 054-251-3301 | 054-251-4120    |
| 静岡第一テレビ掛川支局   | 29-6100      | 29-6100         |

##### ウ 福祉避難所連絡先

| 名称（住所）         | 電話番号    | FAX番号   |
|----------------|---------|---------|
| （社）和松会（松秀園）    | 63-1100 | 73-6355 |
| （社）和松会（清松園）    | 73-2662 | 73-3915 |
| （社）白翁会（喜久の園）   | 37-1231 | 37-1139 |
| （社）白翁会（光陽荘）    | 36-5051 | 35-5870 |
| （社）草笛の会（草笛作業所） | 73-5239 | 73-2908 |
| （社）草笛の会（かすが）   | 73-5280 | —       |
| （社）草笛の会（菊川寮）   | 73-6202 | —       |
| 東遠学園           | 35-2753 | 35-2799 |

|                       |         |   |
|-----------------------|---------|---|
| (福) Mネット東遠 (地活センター含む) | 73-1033 | — |
| (福) Mネット東遠 (きくがわ作業所)  | 28-9711 | — |

## (2) 関連用語

| 読み<br>用 語                        | 意 味                                                                                                                        |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>あ行</b>                        |                                                                                                                            |
| あんだーぱす<br>アンダーパス                 | 道路が鉄道路線や他の道路、河川等との交差において、立体的にその施設の下をくぐり通し、交差させ、スムーズな交通の流れにするための交差の仕方を言う。                                                   |
| いっすい えっすい<br>溢水・越水               | 川などの水があふれ出ること。堤防がないところでは「溢水（いっすい）」、堤防のあるところでは「越水（えっすい）」を使う。                                                                |
| <b>か行</b>                        |                                                                                                                            |
| がいすいはんらん<br>外水氾濫                 | 堤防を有さない河川では、水位の上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域や浸水深が増加する現象及び堤防を有する河川で破堤した場合、泥土を多量に含んだ相当量の氾濫流が高速で流れ出し、浸水深や浸水域が一気に増加する現象。                 |
| かんすい<br>冠水                       | 田畑や作物などが水をかぶること。                                                                                                           |
| きけんすい<br>危険水位                    | 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こる恐れがある水位。                                                                                         |
| けいかいすい<br>警戒水位                   | 出水時に災害が起こる恐れがある水位。水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位。同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動の準備に入る水位。                              |
| けっかい<br>決壊                       | 堤防が崩壊し、川の水が堤防から流れ出すこと。                                                                                                     |
| こうずい<br>洪水                       | 河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること、及び破堤または堤防からの越水が起こり河川敷の外側に水があふれること。                                              |
| こうずいよほう<br>洪水予報                  | 大雨などにより災害が発生する恐れがある場合に出される。気象庁が発表する洪水予報と国土交通省と気象庁が共同で発表する洪水予報がある。国土交通省は二つ以上の都府県に渡る河川、又は流域面積の大きい河川で大きな損害が生じる恐れがあるとして指定している。 |
| こうれいしゃとうひなん<br>高齢者等避難<br>※警戒レベル3 | 避難指示を行うことが予想されるため、避難のための準備を呼びかける情報のこと。                                                                                     |
| けいかい<br>警戒レベル                    | 防災情報を5段階の警戒レベルにより提供することで受け手側が情報の意味を直感的に理解しやすいものとし、住民の主体的な行動を支援する。                                                          |

| さ行                      |                                                                                                                                     |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| さいがいたいさくほんぶ<br>災害対策本部   | 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。 |
| さいぼすれーだー<br>サイポスレーダー    | 静岡県土木総合防災情報のことで、降雨量、河川水位の観測データを配信するシステム。                                                                                            |
| じかんうりょう<br>時間雨量         | 正時と正時の間（例：9時から10時）の1時間の雨量。                                                                                                          |
| じしゅぼうさいかい<br>自主防災会      | 「自分たちの生活地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織。                                                                                          |
| しんすい<br>浸水              | もの（住宅等）が水に浸ったり、水が入り込むこと。床下浸水、低地の浸水など。                                                                                               |
| しんすいそうていくいきず<br>浸水想定区域図 | 洪水予報指定河川において計画で想定している洪水が発生したときに、被害が想定される沿線地域を対象として、万が一破堤した場合の浸水想定区域及びその水深を示したもの。                                                    |
| すい<br>水位                | 川の水面の高さ。多くは川底からの高さで表現される。                                                                                                           |
| た行                      |                                                                                                                                     |
| どうほうむせん<br>同報無線         | 同時通報用無線施設のこと。                                                                                                                       |
| とくべつけいかいすい<br>特別警戒水位    | 警戒水位を超える水位で避難判断の参考のひとつとなる水位。                                                                                                        |
| どしゃさいがい<br>土砂災害         | 大雨や地震が誘因となって、がけが崩れだし土砂や石の混じった水が谷や川から流出することで人命・財産の損害をもたらす現象を示す。土砂災害の発生原因となる自然現象には土石流・がけ崩れ、地すべりなどがある。                                 |
| な行                      |                                                                                                                                     |
| ないすいはんらん<br>内水氾濫        | 河川の水位上昇により、これに合流する小河川や水路の排水ができなくなった場合や降雨量に対して小河川などの処理能力が追いつかない場合に発生する現象をいう。                                                         |
| は行                      |                                                                                                                                     |
| はいすいきじょう<br>排水機場        | 河川の水を強制的に排水するために設けられた排水ポンプを備えた施設のこと。                                                                                                |
| はてい<br>破堤               | 堤防が決壊すること。                                                                                                                          |
| はんらんちゅういすい<br>氾濫注意水位    | 氾濫の起こる恐れがあり、注意を要する水位のこと。                                                                                                            |
| はんらんきけんすい<br>氾濫危険水位     | 氾濫により被害が発生する可能性が非常に高いと判断する水位のこと。                                                                                                    |

|                            |                                                                                                                                   |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひなんじょ<br>避難所               | 被災により自宅等で生活できない場合や、被害の恐れがある場合に住民を受け入れ、保護する施設のこと。                                                                                  |
| ひなんじょうほう<br>避難情報           | 避難に必要な情報のことで、ここでは「高齢者等避難」「避難指示」のことをいう。                                                                                            |
| ひなんばしょ<br>避難場所             | 住民が身の安全を確保するため、避難所等への避難に際して避難する場所のこと。                                                                                             |
| ひなんはんだんすい<br>避難判断水位        | 氾濫により被害が発生する可能性が明らかに高まり、避難行動を開始しなければいけないと判断する水位のこと。                                                                               |
| ひなんこうどうようしえんしゃ<br>避難行動要支援者 | 要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び（日本語が話せない、読めない。）外国人等）のうち、避難をする際に支援者を必要とする者                                                          |
| ひなんしじ<br>避難指示<br>※警戒レベル4   | 災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、人命を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は地域の居住者、滞在者に対し避難のための立退きを指示しすることができる。<br>被害の危険が切迫したときに発せられる情報のこと。 |
| ひもん ひかん<br>樋門・樋管           | 川から取水したり川へ排水するために、堤防を横切って埋設して作られた水路のこと。                                                                                           |
| <b>や行</b>                  |                                                                                                                                   |
| ようはいりよしや<br>要配慮者           | 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに配慮を要する方のこと。<br>一般的に高齢者、障害のある方、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語を理解できない外国人等のこと。              |
| <b>ら行</b>                  |                                                                                                                                   |
| りゅうそく<br>流速                | 水などが流れる速さのこと。                                                                                                                     |



〈参考 災害対策基本法（抜粋）〉

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4～8（略）

# 編 害 災 砂 土

## 目 次

|     |                           |    |
|-----|---------------------------|----|
| 1   | 土砂災害                      |    |
| (1) | 対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所     | 19 |
|     | ア かけ崩れ    イ 土石流    ウ 地すべり |    |
| (2) | 避難情報の対象となる避難すべき区域         | 19 |
| (3) | 避難情報の発令の判断基準              | 19 |
|     | ア 避難情報発令の時期への配慮           | 20 |
|     | イ 避難情報の解除                 | 20 |
| (4) | 避難情報の発令基準                 | 20 |
|     | ア 避難情報の発令基準               | 20 |
|     | イ 雨量・土砂災害に係る情報の入手方法       | 21 |
|     | ウ 留意事項                    | 22 |
|     | エ 参考                      | 22 |
| (5) | 避難情報の伝達方法                 | 23 |
|     | 災害時要援護者への伝達方法             | 23 |
| (6) | 避難情報の伝達文（例）               | 23 |
| 2   | 参考資料                      | 24 |
| (1) | 連絡先一覧表                    | 24 |
|     | ア 関係機関連絡先                 | 24 |
|     | イ 報道機関連絡先                 | 25 |
|     | ウ 福祉避難所連絡先                | 25 |
|     | エ 土砂災害の恐れのある災害時要援護者関連施設一覧 | 25 |
| (2) | 関連用語                      | 26 |

## 1. 土砂災害

土砂災害には、土石流、がけ崩れ、地すべりがある。

土石流とは、山腹や谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流される現象であり、がけ崩れとは、降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象である。

また、地すべりとは、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面方向に移動する現象をいう。

### (1) 対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所

斜面などの地形状況、過去の災害実績等を踏まえ、対象とする土砂災害及び警戒すべき箇所を次のとおりとする。

#### ア がけ崩れ

傾斜度が30度以上で高さが5 m以上の斜面のうち、土砂が崩れた場合に人家等の被害が想定される急傾斜地崩壊危険箇所(610箇所、該当地区にはハザードマップ配布済み)を警戒すべき箇所とする。

#### イ 土石流

土石流の発生のおそれがある溪流において、扇頂部から下流で勾配が概ね2度以上の区域で、土石流の発生により人家等の被害が想定される土石流危険箇所(83箇所)を警戒すべき箇所とする。

#### ウ 地すべり

空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域(当市では、地すべり防止区域4箇所)のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある区域とする。

### (2) 避難情報の対象となる避難すべき区域

ア 急傾斜地崩壊危険箇所(急傾斜地崩壊危険区域を含む)及び土石流危険箇所の保全対象を含む箇所を避難すべき区域とする。

### (3) 避難情報の発令の判断基準

対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下のとおりである。

| 警戒レベル  | 避難情報   | 発令時の状況                                                          | 住民に求める行動                                                                                       |
|--------|--------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警戒レベル3 | 高齢者等避難 | ①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 | ①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）<br>②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 |
| 警戒レベル4 | 避難指示   | ①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況     | ①通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始                                                               |
| 警戒レベル5 | 緊急安全確保 | 既に災害が発生している状況<br>※災害が発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令するもの。              | 既に災害が発生しているため命を守る最善の行動をとる                                                                      |

#### ア 避難情報発令の時期への配慮

住民が避難するためには、避難情報を市から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の情報伝達手法の整備状況や避難所等の位置等から、必要な時間を確保する。

#### イ 避難情報の解除

発令した避難情報の解除は、大雨警報（土砂災害）の解除を目安に、避難住民が安全に帰宅できることを総合的に判断し発令する。

### （４） 避難情報の発令基準

ア 避難情報の発令基準については、以下の基準を参考に、今後の気象予測（大雨（土砂災害）警報、解析雨量・降水短時間予報等）や現地状況等を含めて総合的に判断する。

| 種別                  | 高齢者等避難<br>警戒レベル 3                                                                                                                                                        | 避難指示<br>警戒レベル 4                                                                                                                                                                 |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| がけ崩れ<br>土石流<br>地すべり | ①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当情報〔土砂災害〕）となった場合<br>②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合<br>③強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予測されている場合 | ①土砂災害警戒情報が発表された場合<br>②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となり、さらに降雨が継続する見込みである場合<br>③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合<br>④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が発見された場合 |

- (ア) 台風情報等、土砂災害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」の発令を行う。
- (イ) 地域住民が自ら前兆現象を発見した場合は、その周辺の住民等は、各人が判断して指定避難所等への立ち退き避難を行う必要があるが、その連絡を受けた市が、その現場を確認した上で、情報を発令するのかわからないのか判断することを基本とし、住民に対しては、直ちに自主的避難することを促すこととする。
- (ウ) 土砂災害においては、がけ崩れ、土石流等が発生してからの避難及び救護は困難であるため、兆候を確認したときは、直ちに高齢者等避難を発表し、状況に応じて早期に避難指示を行う。
- (エ) 大雨特別警報（土砂災害）発表時には、避難情報の対象地区の範囲が十分であるか再度確認する。

## イ 雨量・土砂災害に係る情報の入手方法

### 雨量情報

| 方法                        | 住民入手 | アクセス方法                                                                                      |
|---------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| サイポスレーダー<br>(静岡県土木総合防災情報) | ○    | ホームページアドレス<br><a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp</a>     |
| 気象庁からの情報                  | ○    | ホームページアドレス<br><a href="http://www.jma.go.jp/index.html">http://www.jma.go.jp/index.html</a> |

## 水位情報

| 方法                                         | 住民入手 | アクセス方法                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土砂災害警戒情報                                   | —    | ①県危機管理局（防災行政無線FAX）<br>②県砂防課（メール、電話）                                                                                                       |
| 気象庁防災情報提供システム<br>（5kmメッシュで表示）※             | ○    | ホームページアドレス<br><a href="http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/">http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/</a>                                         |
| 静岡県土砂災害警戒情報補足<br>情報配信システム<br>（1kmメッシュで表示）※ | ○    | ホームページアドレス<br><a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/index.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/index.html</a> |

※ システムの利用にあたっては、インターネット上のブラウザはファイヤーフォックスで確認すること。

## ウ 留意事項

運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 土砂災害警戒情報や気象注意報などの重要な情報については、発信者である県砂防課や静岡地方気象台に降雨状況の見通しや他市町での被害状況など、事態の切迫性を示す付帯情報を確認すること。
- (イ) 西部地域局、警察などの関係機関と被害情報等に関する情報交換を密に行いつつ、危険箇所がどのような状況になっているか、災害や前兆現象が発生していないか等、県の総合防災情報システム（アシストⅡ）を活用するとともに、消防団、自主防災会とも連携して広域的な状況把握に努めること。
- (ウ) 事前現象のため不測の事態も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難するよりは、事態の切迫した状況等に応じて、被害が想定される区域外の建物等に避難することが適切であることを想定しておくこと。

## エ 参考

避難情報の発令基準として活用する「土砂災害警戒情報」は、県砂防課と静岡地方気象台が共同で発表するもので、内容については次のとおりとする。

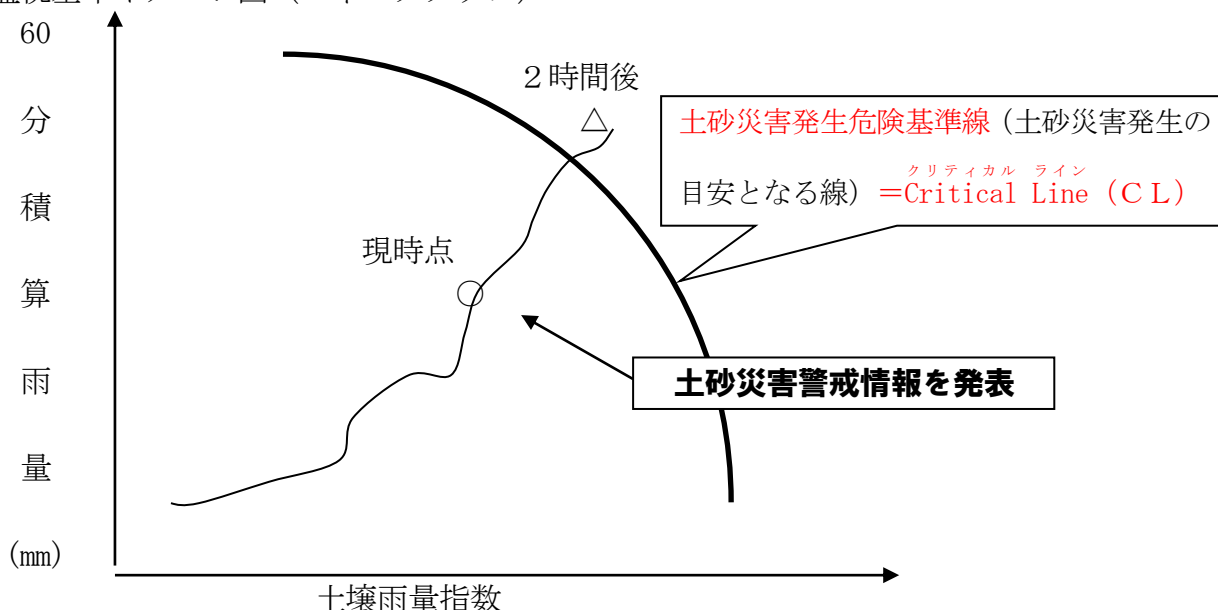
- (ア) 土砂災害警戒情報は、解析雨量（60分間積算雨量）※1と土壌雨量指数※2の2つの指標を組み合わせて設定された監視基準（CLライン）を基に発表される。

なお、監視基準は、地域の地質や過去の災害状況を踏まえ5km四方（メッシュ）ごとに設定されている。

※1：解析雨量とは、全国に展開されている気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計を組み合わせて、1km四方（メッシュ）の細かさで解析した雨量分布で、雨量計の観測網にかからない局所的な強雨が把握できる。

※2：土壌雨量指数とは、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数で、指数が高いほど、がけの重みが増し、崩壊する危険性が高くなる。

監視基準イメージ図（スネークグラフ）



## （５） 避難情報の伝達方法

水害編と同じ

要配慮者への伝達方法

水害編と同じ

## （６） 避難情報の伝達文（例）

避難情報を出す場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所について具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況もあわせて伝達すること」に配慮することとし、次の例文を基本とする。

### 高齢者等避難の伝達文

こちらは菊川市災害対策本部（広報きくがわ）です。

- ・現在、菊川市に大雨（土砂災害）警報が発表されています。
- ・これまでの雨や今後の予想から、土砂災害の発生が予想されます。
- ・近隣のがけから、わき水が増えており、がけ崩れの恐れがあります。 など

このため、○時○分に○○地区に対して高齢者等避難を発令しました。

お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は、市の指定する避難所への避難を開始してください。

なお、避難所までの避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

その他の方については、気象情報に注意し、避難の準備を開始してください。



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| これは、５段階の警戒レベルのうち、警戒レベル３にあたる情報です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <b>避難指示の伝達文</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>こちらは菊川市災害対策本部です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、菊川市に土砂災害警戒情報が発表されています。</li> <li>・土砂災害が発生する危険が非常に大きくなりました。</li> <li>・〇〇裏で擁壁に亀裂の発生が確認されました。 など</li> </ul> <p>このため、〇〇地区に対して避難指示を発令しました。</p> <p>直ちにお近くの、市の指定する避難所へ避難してください。</p> <p>なお、〇〇付近は冠水により道路の通行ができませんので、十分注意して避難してください。</p> <p>これは、５段階の警戒レベルのうち、警戒レベル４にあたる情報です。</p>                                                         |
| <b>「緊急安全確保」の伝達文</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>緊急放送！緊急放送！災害発生。警戒レベル５。命を守る最善の行動をとってください。緊急放送！緊急放送！災害発生。警戒レベル５。命を守る最善の行動をとってください。</p> <p>こちらは、菊川市災害対策本部です。</p> <p>〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル５、緊急安全確保を発令しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇地区にがけ崩れが発生しました。</li> <li>・現在〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。</li> </ul> <p>とにかく山やがけから離れてください。</p> <p>また避難が危険な場合は、屋内で土砂から離れる部屋、屋内の高いところ、２階以上に避難してください。</p> |

## 2. 参考資料

### (1) 連絡先一覧表

#### ア 関係機関連絡先

| 機 関 名                 | 電話番号         | FAX番号        | 無線電話番号<br>(5又は8-) |
|-----------------------|--------------|--------------|-------------------|
| 国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所 | 053-466-0116 | 053-466-0122 | —                 |
| 国土交通省平田出張所            | 73-2051      | 73-2969      | —                 |
| 静岡地方気象台               | 054-286-3411 | 054-286-6922 | 836-9106          |
| 静岡県水防本部（河川砂防局）        | 054-221-3259 | 054-221-3260 | 700-3259          |
| 静岡県河川砂防局砂防課           | 054-221-3042 | 054-221-3564 | 700-3042          |
| 静岡県西部地域局              | 0538-37-2209 | 0538-37-3678 | 707-6010          |
| 静岡県袋井土木事務所            | 0538-42-3217 | 0538-42-3270 | 802-6020          |

|                |         |         |          |
|----------------|---------|---------|----------|
| 静岡県袋井土木事務所掛川支所 | 22-6275 | 22-0934 | 814-9106 |
| 菊川警察署          | 36-0110 |         | —        |

イ 報道機関連絡先

| 機 関 名      | 電話番号         | FAX番号        |
|------------|--------------|--------------|
| 静岡新聞御前崎支局  | 63-0069      | 85-3785      |
| 中日新聞御前崎通信部 | 85-3100      | 85-3049      |
| 郷土新聞       | 24-0551      | 22-0155      |
| 静岡放送掛川支局   | 22-8677      | 22-8676      |
| テレビ静岡掛川支局  | 21-4161      | 21-4161      |
| 静岡新聞掛川支局   | 22-3344      | 24-6029      |
| 毎日新聞掛川通信部  | 24-7500      | 24-7500      |
| 読売新聞掛川通信部  | 22-2558      | 22-2574      |
| 朝日新聞掛川通信局  | 23-3131      | 23-3000      |
| NHK掛川通信部   | 22-4629      | 23-5632      |
| 静岡朝日テレビ報道部 | 054-251-3301 | 054-251-4120 |
| 静岡第一テレビ報道部 | 054-283-8131 | 054-283-6509 |

ウ 福祉避難所連絡先

| 名称（住所）         | 電話番号    | FAX番号   |
|----------------|---------|---------|
| （社）和松会（松秀園）    | 63-1100 | 73-6355 |
| （社）和松会（清松園）    | 73-2662 | 73-3915 |
| （社）白翁会（喜久の園）   | 37-1231 | 37-1139 |
| （社）白翁会（光陽荘）    | 36-5051 | 35-5870 |
| （社）草笛の会（草笛作業所） | 73-5239 | 73-2908 |
| （社）草笛の会（かすが）   | 73-5280 | —       |
| （社）草笛の会（菊川寮）   | 73-6202 | —       |

エ 土砂災害の恐れのある災害時要援護者関連施設一覧

| 名称                | 所在地         |
|-------------------|-------------|
| 内田デイサービスセンター      | 下内田2218-2   |
| デイサービスかなで         | 下内田4044-1   |
| 松寿園 特別養護老人ホーム     | 菊川市棚草 1261  |
| 松寿園 短期入所生活介護      | 菊川市棚草 1261  |
| 和松会デイサービスセンター     | 菊川市猿渡 260-1 |
| 小規模多機能型居宅介護施設ひまわり | 中内田5017-6   |
| ひかり保育園            | 下平川 2115-2  |
| 認定こども園堀之内幼稚園      | 堀之内 69      |

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 認定こども園愛育保育園   | 堀之内 69           |
| 認定こども園 双葉こども園 | 本所 2227-1        |
| 六郷小学校         | 本所 2200          |
| 河城小学校         | 吉沢 556           |
| 菊川東中学校        | 本所 670           |
| 県立小笠高校        | 静岡県菊川市東横地 1222-3 |
| 常葉大学附属菊川中・高校  | 静岡県菊川市半済 1550    |
| 和松会デイサービスセンター | 菊川市猿渡 260-1      |
| 清松園 施設入所支援    | 菊川市猿渡菊川市棚草 1284  |
| 清松園 短期入所      | 菊川市猿渡菊川市棚草 1284  |
| 清松園 生活介護      | 菊川市猿渡菊川市棚草 1284  |
| 松風苑（いきいきサロン）  | 菊川市棚草 1258       |
| 軽費老人ホーム和松園    | 菊川市棚草 1258       |

## （２） 関連用語

| 読 み<br>用 語                                       | 意 味                                                                                                            |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>あ行</b>                                        |                                                                                                                |
| おおあめけいほう<br>大 雨 警 報                              | 大雨によって、重大な災害の起こる恐れがある旨を警告して、気象庁が行う予報のこと。                                                                       |
| <b>か行</b>                                        |                                                                                                                |
| かいせきうりょう<br>解 析 雨 量                              | 国土交通省河川局・道路局と気象庁が全国に設置しているレーダー、アメダス等の地上の雨量計を組み合わせ、降水量分布を 1 km四方の細かさで解析したもの。                                    |
| くずれ<br>がけ崩れ                                      | 雨で地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、斜面が突然崩れ落ちる現象のこと。前ぶれもなく突然起こることが多く、スピードも速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人が多く死者の割合も高くなる。地震が原因で起きることもある。 |
| <b>さ行</b>                                        |                                                                                                                |
| 土砂災害発生危険基準線<br>クリティカル ライン<br>＝Critical Line (CL) | 土砂災害警戒避難基準雨量の設定において、土砂災害が発生しやすい降雨水準である領域と土砂災害が発生しにくい領域を分けるため設定する線のこと。                                          |
| じすべり<br>地すべり                                     | 粘土などのすべりやすい層を境に、その地面がそっくりズルズル動き出す現象のこと。地割れで田畑や家が壊されたり、押し出された土砂や地面の移動のために、道路や建物が広い範囲で被害を受ける。                    |

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| すねーくぐらふ<br>スネークグラフ           | 静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムにおいて、縦軸に60分積算雨量、横軸に土壌雨量指数で表し、CLライン（監視基準）との関係を示すグラフのことである。                                                                                                                                                                                           |
| ぜんちょうげんしょう<br>前兆現象           | <p>土砂災害の前に発生する溪流や斜面などの日常とは異なる現象。注意深く観察することで土砂災害の発生を早期に予測して避難に繋がることもある。</p> <p>①がけ崩れ前兆現象：がけからの水が濁る。がけに亀裂が入る。小石がバラバラ落ちてくる。</p> <p>②土石流の前兆現象：山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる。雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる。</p> <p>③地すべりの前兆現象：地面にひび割れができる。沢や井戸の水が濁る。斜面から水が吹き出す。</p> |
| <b>た行</b>                    |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| どしゃさいがい<br>土砂災害              | 土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂移動を伴う災害のこと。                                                                                                                                                                                                                                            |
| どしゃさいがいけいかいじょうほう<br>土砂災害警戒情報 | 土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町を特定し、静岡県と静岡地方気象台が共同して発表すること。市町長が避難情報の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としています。                                                                                                                                                    |
| どじょううりょうしすう<br>土壌雨量指数        | 気象庁で採用している土砂災害発生の危険性を判断するための降雨指標のこと。「実際降っている雨量の解析値」を基に、「川などへ流出した量とさらに深い地下へ浸透した量」を引いた雨量をモデル化し、各タンクの貯留量の合計を「土壌雨量指数」として作成している。数値が大きいほど土砂災害や洪水など大雨による災害発生の可能性が高くなる。土砂災害警戒情報発表の監視にも使用している。                                                                                    |
| どせきりゅう<br>土石流                | 大量の土・石・砂などが集中豪雨などの大量の水と混じりあって、津波のように出てくる現象のこと。流れの先端部に大きな石があることが多いため、破壊力も大きくスピードも速いので悲惨な被害を及ぼす。                                                                                                                                                                           |
| <b>ら行</b>                    |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ふんかんせきさんうりょう<br>60分間積算雨量     | 60分前から現在までの雨量を積算したもの。土砂災害警戒情報発表の監視にも使用している。                                                                                                                                                                                                                              |